

○東照宮御社 本社東南
 ○日御崎社 ○豐受太神社 ○知々夫彦社 ○天照太神社
 左右へ折廻し、一棟 片倉明神社 由留伎明神社 伊雜
 波明神社 羽野明神社 阿野權現社 多戸明神社 中
 原明神社 多賀明神社 枚岡明神社 大鳥明神社 住
 吉明神社 敢國明神社 都波岐明神社 伊射波明神社
 熱田明神社 事麻知明神社 淺間明神社 三島明神社
 寒川明神社 洲崎明神社 玉前明神社 香取大神宮
 鹿島大神宮 南宮明神社 水無明神社 諏訪明神社 抜
 鉢明神社 二荒山明神社 都々古和氣明神社 大物忌明
 神社 遠敷明神社 氣比明神社 白山明神社 氣多明神
 社 伊夜彦明神社 渡津明神社 天神地祇社 出雲明神
 社 籠守明神社 宇倍明神社 倭文明神社 物部明神社
 由良姫明神社 仲山明神社 吉備明神社 嚴島明神社
 玉裡明神社 日前明神社 大麻彦明神社 田村明神社
 都佐明神社 笠崎明神社 高良玉垂明神社 西塞田明
 神社 淀姫明神社 阿蘇明神社 和多積明神社 松尾
 明神社 吉田明神社 戸隠明神社 丹生明神社 貴布
 禰明神社 廣瀬明神社 龍田明神社 正八幡宮 粟島
 明神社 思智明神社 斯香明神社 熊野權現社 水尾
 明神社 白鬚明神社 御崎明神社 石出明神社 賀茂

明神社 許波明神社 神樂殿 御供所 手水石 七つ
 井 本社より西北の間に、其數七つ往々にあり、里民常用とす
 にも溢れ 鐵燈籠一基 石燈籠八基 雨ヶ池 或は尼ヶ池
 本社の東二町許にあり、往昔祭の時、この池にて祈り、
 禱せしよし、今は水涸て畑となれり、僅の坳みあり、拜來
 本社の南五町許にあり、例祭十一月三日、神輿の旅、犬屎橋
 所となりて、人々拜み來ると云ふより地名となる、
 九尺、幅五尺許、大宮郷より大野原村へ往來の小堀に架せり
 名義詳ならねど、其名を惡みて婚禮 神主園田筑前家に傳
 倉將軍へ告文敷通あり、其二を下のす、正和二年十二月十
 日前但馬守爲重、一御造營時の申狀具書等次第、武藏國中村
 彌次郎丹治行卿、謹言上、欲早任先例於公文所被經沙汰有御
 吹舉子公方成賜御教書、秩父郡勘料并御牧御馬等可下行、當
 郡大菩薩宮造營番匠作料旨被仰下事、副進一巻代々御教書并
 御施行案、右當宮破損之時於材木者、爲御目代之計被支配、
 當郡地頭等至同番匠作料者、以同郡勘料并御牧御馬等被下行
 之條、代々御教書御施行明白也、爰當宮破損之間、可有造營
 之旨、任先例於公文所被經御沙汰、有御吹舉子公方被成御教
 書、於御内賜御施行、可終其功之旨、令言上處、如被仰出者、
 自公方直被成御教書之由、所見之上者誰執申云々、北條無術
 次第也、其故者當國寺社等、於國司御方被經御沙汰之條、先
 規特例也、就中於當宮造營者、目前々執目代吹舉、於公文所
 有御沙汰、自公文所被仰出子公方之日又被成御教書、於御内
 就御施行令造營者也、然問方々御吹舉之具書等、行卿不可帶
 持之上、於當宮細々具書者、炎上之時令燒失畢、仍案文等不

能備進者也、凡非先例者爭令更構不實、於公文所可被經沙汰
 之旨可據申哉、於公方可申子細之旨被仰出之上者、雖可隨御
 定、且非先例之間無左右開御内令申之條、有御憚之間重所令言
 上也、當宮令破壞而雨露相侵之上者、被經急速御沙汰、任先
 例爲被仰下恐々言上如件、中村彌次郎行卿、謹言上、欲早任
 先例給御遷宮具書等、秩父社造營間事、副進一通御具足注文
 件、御具足物等者、爲國司御沙汰宛給之、仍去年延慶二年十
 月廿一日、御假殿遷之時、雖擬合言上此由、仍及火急先行卿所
 經入之也、而御遷宮日時己今年三月十九日也、早云御假殿遷
 具書等之御遷宮御具足物等、且任注文、且仍先例爲給之、言
 上如 ○八大權現社 中町の北うらにあり、所祭八座相殿、
 件、
 廣産神・生産日神・足産日神・御食津神・事代主神、本地大日如
 來、木坐像長一尺三寸、例祭三月廿八日・八月廿八日なり、當
 宮社再建は文龜元年八月に成就して、號今宮八大權現、祭神
 は大宮寶神・建神籙社號今宮、其勸請八座委儀如大内御巫祭
 神、天正十九年十石の御朱印を附せらる、社内に東照宮、別
 御像を安置し奉る、木の御坐像束帯にて御長一尺八分、別
 當今宮坊 長岳山正覺院金剛寺と號す、本山修驗、聖護院
 十二天社 除地水田十二歩、陸田 ○山王社 除地一
 社 除地二畝 ○稻荷社 除地 ○天神社 除地
 社 除地十二歩 ○稻荷社 除地 ○天神社 除地
 四畝、西 ○諏訪社 郷 ○山王社 郷民持 ○見目社 ○愛
 光寺持 ○諏訪社 郷 ○山王社 下同 ○見目社 ○愛
 宕社 ○諏訪社 ○山神社 ○熊野社 宗福 ○亘の神
 社 郷民持 ○稻荷社 ○山神社 ○諏訪社 ○丹生社

○諏訪社 ○赤城社 ○天神社 ○第六天社 ○山神
 社 郷持 ○羽黒社 郷民持 ○諏訪社 ○稻荷社 ○愛宕
 社 野坂 ○山神社 郷民持 ○庚申社 ○諏訪社 ○山神社
 郷持 ○道祖神社 ○秋葉社 郷民持 ○氷川社 ○稻荷社
 下同 ○山神社 ○天神社 ○稻荷社 ○山神社 ○天神社
 ○稻荷社 ○稻荷社 ○稻荷社 ○稻荷社 ○稻荷社
 ○山神社 ○稻荷社 ○稻荷社 ○子神社 ○山神社
 ○三島社 ○稻荷社 ○三島社 園田流 ○山神社 郷民持
 ○諏訪社 ○稻荷社 ○稻荷社 ○山王社 ○山神社
 ○三島社 ○天鳥社
 十一番観音 秩父廿四番札所の内なり、坂氷にあり、堂は南
 の作、此佛利は行基菩薩州郡を巡行し、道橋を造營し玉ふ折
 から、此地に草庵を結び寓居せし時、或夜十一面觀音の巖上
 に現じたまふを伏し拜み、不思議の感應踏跡の餘り、率爾に
 模刻し、壇を設けて安置すと云、彼影向の巖、今現に富山の
 頂にあり、富山巡禮の詠歌に、罪咎もきへよと祈る坂氷、
 朝日はさゝで夕日輝く、前立の觀音二尺三寸四分、弘法大師
 の作、左右に四天の木立像あり、長五尺二寸五分、又自然石
 の觀音長六寸、厨子入あり、堂の前に元三大師の堂あり、境
 内東南には林丘ありて、杉松暢茂し、西北は頗る、別當常樂
 寺一畝廿一步、開山實門寂年を傳へず、中興開山宗海寛永廿
 寺一畝廿一步、開山實門寂年を傳へず、中興開山宗海寛永廿

年十月十八日示寂、此寺もとは大宮町のうらにありしが、元文中回祿に罹りて後、こゝに移せり、本堂に安置するもの左にの 十一面観音、木立像長五尺二寸、勝軍地藏、妙見菩薩



権者十一人の像、縁起を巡禮のものに施す、説は第一番観音の 札堂仁王門の内條に載す 札堂仁王門の内條に載す 札堂仁王門の内條に載す 札堂仁王門の内條に載す 札堂仁王門の内條に載す

に置んは彼地に移したてまつらんに、しかじと遂に負ひ來りて、此地に安置したまふとかや、或人當山に歩を運ぶこと年久く、齡や老にければ、歩も心に住せず、信心自ら擔みければ、通夜せし時更靜に心も清みわたる折から、内陣より妙なる聲にて詠じたまふ、其詞に云、老の身に苦しきものは野坂寺、今思ひしれ後の世の道、又子安観音の奥院と稱して堂内に置く、これも聖徳太子の作にて、長五寸の木坐像なり、堂に白花殿の額を掲ぐ、堂の正面にて廿間ばかりを隔て樓門あり、樓上に彌陀、釋迦及び十三佛を安ず 別當野坂寺 佛道山と號す、臨濟宗、京

開基高野七右衛門が先祖なり、その没年を傳へず、札堂 巡禮の札を納る所なり、十一十六羅漢及び雜者十三人の木像、經藏一切經を納む、中に輪あり、中尊に阿彌陀を置けり、經藏あり、阿彌陀、傳大士の二像 ○十四番観音 秩父廿四番札所の内なり、中町の北向三間四面、長曆二年の建立なりと云、圓通閣の額を掲ぐ、本尊正観音、木立像長七寸二分、弘法大師の作、雲中出現の像と稱す、其故を尋るに、大師は諸國を巡禮し、山水の靈地なるに於ては、必佛像を彫刻し給ひ、或は岩に鑿し、或は石に刻し、所として佛像を遺さざるはなし、たま／＼此地に來りたまひしに、慶雲天にたなびきければ、その靈地なることを思惟して佇立したまへば、忽ち天童下り、大師に告て曰、我は役小角に隨身の童子なり、我師の遺命に大徳の人の來るを俟て、観音の像を彫刻し給へと云へり、今此に及ぶと、傍なる樵の木を指示し、此木をもて作るべしとあれば、大師三禮して刀を下せば、空中に観音の像現はれしを見て、いよく、歡喜し、即ち一刀三禮に刻すれば、遂に雲中の菩薩と稱し、永く茲に安置せりと云、詠歌に、昔より立つ 別當今宮坊ともしらぬ今宮に、參る心や淨土なるらん、

事蹟(圓通傳)に奇談あれど、こゝに略せり、此森を柞の森といふ、柞の森は山城國にあり、詠歌に云、嬰子の母そのもりの藏福寺、父もろと 別當藏福寺 母巢山と號す、妙見社地のもに誓たのもし、 別當藏福寺 内にあり、曹洞宗、郷内廣見寺末、本堂に阿彌陀、文殊、普賢を安ず、又達磨 札堂 願禮あり、開山東雄朔方明應二年八月十五日示寂す、 札堂の札を納る所、寺寶 阿竹大日妾見鏡二面の作、江戸大傳王を安ず、 寺寶 阿竹大日妾見鏡二面の作、江戸大傳馬町佐久間氏の下女竹所持なり、故ありて享保廿一年四月武州埼玉郡大瀬村の村民、小嶋伊五右衛門奉納せしと云、化石地藏一體、弘法大師彫 五色の糸納の品也と云、眞向彌陀一軸 來迎彌陀同 西方彌陀一軸 何れも珠如上人と云、法華經一軸 ○十六番観音 秩父廿四番札所の内、堂は音、木立像長九寸、行基の作、此観音は往古他郡にありしが、大士の告に依て此地にうつし給ひしと云、年解詳ならず、その後別當寺の住持圓比丘の時、老女の告にて堂を遷せしこと、幽冥の奇説なれば、(圓通傳)に譲り此に略す、詠歌に曰、西光寺ちかいは人に尋れば、いつ 奥院 藥師木坐像一尺二寸、日寺のすみかは西とこそきけ、 奥院 月光佛各木立像共に一尺二寸、孰れも弘 札堂十一面観音 天神社 別當西光寺 山と法大師の作、 札堂 音を安ず、 天神社 別當西光寺 山と號、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺末、開山賢秀寂年月知れず、除地一段八畝、外四畝、天神免又六畝廿四歩、燈明免と稱し、寺 観音堂 子手観音、開帳佛、木立像長一尺二寸、得とす、 觀音堂 子手観音、開帳佛、木立像長一尺二寸、

○十七番觀音 秩父廿四番札所の内なり、宮地にあり、堂南六寸、運慶作、此寺草創を尋るに、往古壬生の良門とて、東國に聞ふる剛強なる無慈悲の人あり、殺害せらるゝ者多く、臣民之を嘆きしに、家臣林太郎定元履之を諫れども聽かず、流浪の後定元夫妻ともに没し、僅三歳の嬰兒孤となるを、沙門空照照みて撫育し、因縁を聞きて良門感ずるの餘り、定元夫妻が菩提のため、彼塚の邊宮地の里に一字を立て、定元が姓名を以て定林寺と號す、觀音の靈像は、後年大士の告によりて安置す、世俗林寺と云は、定元が姓氏なるを以ての故なり、詠歌に曰、あらしを思ひ定めし、別當定林寺す、除地一段三畝十四歩、園田筑前綱、札堂を安ず、諏訪社生兵部下諏訪社人丹生兵部持、

災に罹りて、堂宇を始め什器古籍等みな烏有となりぬれば、往古のことは詳かならず、○十九番觀音 秩父廿四番札所の内なり、阿保にあり、堂は南向六間四面、是を本堂とす、本尊千手觀音、木坐像長一尺一寸、弘法大師の作、弘仁の朝に大師勅を蒙り、帝の御惱平癒を祈るとて、手刻せらるゝ靈像なりしが、後年に此所の村民等、蛟龍の害あるを患ひ、觀音を信仰し、害を免んことを念ずるの餘、感應靈驗ありて、この像或時光明を放ちて飛來したまへば、蛟龍惡鬼も悉退散し、土人安堵して歡喜の餘り、即一堂を營み永く安置したてまつると云、此地や北は荒川に據り、巖々たる盤石にて、廿餘歩の間は更に塵土なく、實に清淨の境内なり、往昔旱年に雨を祈れば、件の盤岩を折きて雲龍起り、雨を降らせ、その災を除きけるとぞ相傳ふ、詠歌に曰、天地を動すほどの龍石寺、まい、別當龍石寺宗、同郷廣見寺末なり、境内年貢地、開山廣見寺二世東、寺寶龍玉一顆うす紫雄朔方、明應二年八月十五日示寂、

方丈 書院 開山堂 禪堂 衆寮 鐘樓堂 寶形 妙見

白山 稻荷 以上三社合殿、こ 秋葉社 辨天社 天神社

山神社 觀音堂 石室 大般若經を石に書寫して納る所な

穴の如く掘りし穴なり、入 〇金仙寺 郷の西にあり、此寺

口凡一間、奥へ八九尺許、

にあれども當郷に屬す、其故は上下影森共に、元大宮の分郷

なれば、分るゝ時に村界と云ひ、殊に大宮には檀家も多けれ

ばとて、此郷に屬せりと云ふ、大聖山と號す、臨濟宗、相州

鎌倉建長寺末、本尊釋迦を安ず、開山香庵和尚應永十五年入

寂、月日を失す、開基は里正休左衛門が先祖、井上三河守某

法名春康宗意、歿する年月詳ならず、除地畑三段三畝十歩、

境内東西四町四十間、南北四町 門南 本堂 南向、六間、庫

門前百姓三戸、末刹九ヶ寺、

裡十三間 〇地藏院 近戸にあり、本願山と號す、臨濟宗に

四世文翁示寂、年月詳な

らず、除地三畝六歩あり、

〇見東院 宮地にあり、東林山と

見寺末、本尊地藏を安ず、此寺は元龜三年に、廣見寺二世眞

雄正願創建せり、即ちこれ開山とす、元龜三年五月廿二日寂

す、除地 〇少林寺 柳嶋にあり、五葉山と號す、臨濟宗に

一段六歩 〇宗圓寺 中町東裏にあり、淨土宗、

寺二世清叔、寂年を傳

へず、除地四畝四歩 〇宗福寺 阿保にあり

同州足立郡勝巖寺末、本尊阿彌陀、木立像二尺三寸五分、春

日作、開山日譽寂年を傳へず、開基は當郷の百姓、四郎兵衛

す、曹洞宗、郷内廣見寺末、本尊地藏を

安ず、開山守的弘治元年九月五日入寂、

〇福昌寺 柳田に

柳龍山と號す、新義眞言宗、寺尾村

實光寺末、本尊不動開山詳ならず、

〇瓜龍寺 島中山と號

郷内廣見寺末、本尊阿彌陀、開山眞雄元龜三年五月

廿二日化す、太神宮、妙見、稻荷合社これを鎮守とせり、稻

荷社 〇滿光寺 八大社領の内にあり、大宮山と號す、

藏院 妙見社領の内にあり、新光山と號す、新義眞言宗、小庭

野村十輪寺末、今は廢寺となりて事蹟詳ならず、

〇阿彌陀堂 燈明免二段一畝十

〇阿彌陀堂 燈明免二畝十二

〇地藏堂 燈明免廿八歩

〇虚空藏堂 燈明免三畝

〇阿彌

陀堂 燈明免七畝

〇阿彌陀堂 郷民持

〇地藏堂

〇觀音

堂 燈明免七畝

〇藥師堂 西光

〇不動堂 郷民持

〇藥師

堂 〇地藏堂 郷民持

〇聖

塚姥堂 〇大光院 字久保平にあり、本山修驗、今宮坊門徒

尊不動を安ず、開山しれず、中

興は觀音慶長七年五月寂す、

〇教學院 上町にあり、本

開山しれず、中興玄信寶永

二年に入寂月日を失す、

〇憲學院 字下平にあり、本尊

れず、中興憲俊寛永四年

十二月化す、日を闕く、

長壽者れん 郷民萬右衛門が母なり、文政三年庚辰領主阿部鐵丸より老養米として、年ごとに米三俵づゝを與ふ。今茲癸未九十三歳なり。○長壽者某なり、これも前と同時に、老養米を與ふ。○舊家者休左衛門 里正にて井上を氏とす、鉢形の分

ふ、即ち此休左衛門が祖なり、遠祖は武田家に仕へしが、天正十年甲州滅亡の後、北條安房守氏邦に仕へ、姓を佐原と改めしが、後に本姓に復す、天正十八年鉢形城没落せしより、此郷に居住すと云、家藏左に載す。信州戸石合戦先鋒爲功兜首討捕之條、神妙儀令感入候、□忍儀 追而可沙汰者也、

天文十五年三月十八日 晴 信花押
三原午之介殿

遠州二俣城攻刻、無比類働令感悦畢、仍而忍分甲州小石和郷之内、貳百三十貫所宛行不可有相違、速領知、彌守武用代旨趣、軍役再忠信之旨被仰出者也、下知仍而如件、

元龜三年申三月日 山縣三郎兵衛尉奉之

今度三原之本家へ、免許之家之紋所、印之者也、

三月日 三原本家方へ 晴 信花押

三原本家方へ

新編武藏風土記稿卷二百五十五之終

急度申越候、仍其郡之事、各致談合忠節肝要候、走廻次第知行之義者可扶助、委細八用土南圖書助可申候、恐々謹言、

正月廿九日

秩父衆中

乙千代花押

甲州下山郷三百七拾夕、並夫丸五人比官等之事、右爲本領之由言上間所宛行不可有相違、彌守可抽忠信如件、

天正十八年八月三日

佐原午之介殿

本多彌八郎奉之

新編武藏風土記稿卷二百五十六

秩父郡之十一

○上影森村 上影森村は、郡の東南よりにして武光庄に屬す、江戸への行程板橋通り廿九里、川越通り廿二里、村名の起りは武甲の大山を東南にうけし村なれば、山の影なる森と云名義とぞ土人云へり、【名所部類】に武藏根の根岸の里とあるは、田野影森邊を云よし、武甲より出る名故のことなるべし、古歌に武藏根の根岸の里は、れかため、風吹あらず雲の下かけとあり、往古は何人の領せし地なるや、村内に北條安房守氏邦の臣、滋野刑部が城跡など云へるあれば、これ等の人の采邑なりしも知べからず、いつの頃よりか上下二村となれり、寛永十二年五月伊奈半十郎忠福檢地を糺せしより、正保の頃も同人支配せり、寛文三年阿部豊後守忠秋に賜ひしより今も替らず、子孫阿部鐵丸正權が領分なり、四境東は下影森村に接し、巽の方は武甲山の頂を界として横瀬村に隣り、南より西へ回りは、浦山村にて山を界とし、西より北

へ亘り久那・上田野の兩村に續き、山谷又は荒川を界とせり、東西十三町餘、南北へは山に亘り二里餘に及べり、土地西南は山にて高く、東北は陸田にして平夷なり、土性は眞土或は野土砂地等なり、民家八十六軒陸田の方によりて各處に散在す、農隙の稼には男は薪を伐出し、女は養蠶の外絹・横麻等を織出せり、産物には即ち絹・横麻、或は煙草・黑豆・干柿・漆等を出せり、漆は元より役永若干を收め來りしが、今は少なしと云、村の北より一條の往來甲州へ通ふ路あり、東の方下影森村より來り、西の方久那村へ達す、村にかゝること十三町餘、路幅一間より二間に及べり、高札場なし、大宮郷の高札を用ゆと云ふ

小名 日影 久保 御宮 原 橋立

武甲山

横瀬村の條に載す

○荒川 北の方久那村界より來り、下流大流して巴の字の形をなせる所あり、因て其所を巴川と呼べり川幅六十間餘、

○湯ノ澤川 水元は武蔵の麓谷間より湧出し、北流すること十二町餘にして荒川に入川幅凡三間、

○箕輪川 水元は武蔵の麓谷間より湧出し、下影森村界より來り、西流すること十五町餘にして、湯ノ澤川に合して荒川に入、川幅二間許、

○橋立川 水元は橋立山の入より注ぎ出て、巽より乾へ流る、川に入、川幅四間餘、

○橋立山村の東南にあり

圖之堂音觀番八十二



諏訪社 村民持村中の鎮守なり、例祭七月廿六日、○愛宕社村民

廿七番觀音 秩父廿四番札所の内なり、堂は南向三間四面、本尊正觀音長一尺、後光佛に卅三體の觀音の尊像あり、弘法大師の作(圓通傳)によるに、此觀音の別當寺の始祖、寶明が寄寓の草庵に、弘法大師の宿りて、靈像を彫刻したまひ、且佛說感應の奇説ありしは、殊さら靈驗著るき舊跡の道場なり、その説の長ければこゝに略せり、大師の詠歌に曰、夏山やしげきか下の露まで、別當大淵寺宗、下吉田村清泉寺も、心へたてぬ月の影もり、末除地一段四畝廿歩、前に載する寶明を始祖とす、それより後年代久遠にして、その廢興詳ならず、元和二年七月十七日に寂する賢道と云へるは、本山六世の僧なるよし、是を開山といへども、中興なるべし、本堂西向七間に八間半、本尊釋迦、脇土文殊・普賢を安ず、觀音 ○廿八番觀音 秩父廿四番札所の堂は寺後の山腹にあり、南向三間四方、本尊馬頭觀音長七寸二分、(圓通傳)には一尺三寸と載せたり、木の坐像弘法大師の作、此地や人家を距ること頗る遠く松杉など茂れり、堂前には橋立川の溪流あり、堂後には懸崖高く聳て屏障の如く、高さ三四十丈互り二町餘許東西に羅立せり、其色赤白黒にして、光彩燦然として畫くが如き、殊勝景の地なり、其下にも盤岩つゞきていと趣あり、別當橋立寺そこに立てり、其西邊に岩窟あり、これを胎内潜りと呼り、初め入や西口よりし、出るや東口よりす、出入する所の兩口とも甚狭く、僅に身を容るるばかり、匍匐して出入せり、最も中は暗く、日月の光を容れず、風雷の聲を通ぜず、向ふ所晦冥にして、往々に乳水点滴せり、郷道の者ありて、人毎に燭を秉らしめて入るに、穴口を下ること漸深くし

て、或は高く或は廣く、陟降二町半許の間、往々に梯子を設ること五ヶ所、又は材木或は板などを棧架して、渉る所その數少なからず、扱又其間には自然と佛體佛具などの形状を模せり、郷道の者の指點して演舌する所略、其槩を云はゞ入口より下ること三十歩許にして、蓮華弘誓の雲波無名の瀧乳房等の岩あり、茲にて兩岐し、左に入ること一町半許、その間には頭都留石峯河原地藏尊、又は見目鼻三途川の姥石、或は白髯明神に西宮惠比須・牛馬の岩窟、それより三寶荒神淨願黎の鏡石・大黒天・辨財天及び十五童子の名岩あり、茲にて行止りとなれば、兩岐せし所まで舊路に復して右に進み、梯子を登ること十七級、それより三十三天・夜摩天・兜率天・四王天・快樂天・他化自在天・忉利天と稱する所あり、又は天人影向石彌勒佛等あり、又梯子を登ること九級、左に五色の瀧大梵天など稱する所あり、又は千手觀音・五智如來・五大尊あり、或は昇り瀧或は難界カ谷とて底際もしれぬ暗谷あり、又は蓮華輓の岩窟、或は降り龍佛天蓋等あり、又梯子を登ること八級、右に百萬遍の念珠來迎柱、或は五百羅漢に、弘法大師の護摩壇、十六善神三世諸佛影迎石など云へるあり、又は天の逆鉾獨鉆石、八大觀音の岩窟等あり、又梯子を登ること八級にして、岩穴狹窄なれば匍匐して東口より出るなり、以上命ずる所のもの皆形を以て呼べり、斯の如きは實に天然造化の工にして、塵寰を出たる佛區の一奇境なり、觀音を願禮するもの、此岩窟に入しことを穴禪定と云へり、さて此穴禪定の權輿を尋るに、往古より年久しきことなりしが、中頃久那村と此村と争訟ありて、此こと止みしが、元祿年中に三谷助大夫と云ひしもの再興せしとぞ云傳ふ、按ずるに郡中は諸郡にすぐれ、層巒山嶽多く、壑谷竇穴少なからずと云へども、斯る岩窟は比類なき靈蹤なり、宜なるかな釋氏の徒、漫に事を

設け名を求め、種々の名目をあげて、人をして佛乘に歸依せしむることや、緣起の略に曰、我葦原中洲は、觀世音菩薩垂跡の洲にして、奇區靈跡は支那竺乾にも譲らず、就中父忍廿八番は郡の南にあり、具には天橋立と云、本尊馬頭觀世音は岩窟出現の大神なり、抑此岩窟は七寶所成にして、金胎兩部の蓮華藏海なり、東西に口ありて日月相對すと云々(圓通傳)には此觀音の像は、當山に年久しき楠の木を以て、弘法大師作れりとなり、今茲に是非を論ぜず、兩説をまじ、詠歌に曰、霧の海立かさなるは雲の 奥院 前に載する岩浪、類ひあらしとわたる橋たて、 別當 橋立寺 石龍山と號す、庵室の如き小堂にて、堂宇を置けり、大蛇霧の海を出て、觀音の利生にて得脱し、金鱗變じて石となるにより、石龍山と號すと記せり、今は霧の海と云ひし所もれれず、大蛇の石龍と化せしものをも見ず、所謂釋氏の徒奇快の説を傳ふるものに似たり、爾は云へど、按ずるに桑田變じて海となると聞けば、往古のことは今より測り知るべからず、若しくは橋立川のあたりなどに、淵或は湖水等にもありしものならんか、

○下影森村 下影森村は、郡の東南よりにして武光庄に屬す、江戸への行程川越通り廿二里、板橋通り廿九里、村名のことは上村の條に辨せり、檢地も亦上村と同く、寛永十二年富田半兵衛・江坂源兵衛・山田治左衛門・松橋重左衛門等糺せり、もとより御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配所なりしが、寛文二年阿部豊後守忠秋に賜

ひしより今も替らず、其子孫阿部鏡丸正權が領分なり、寛文三年・同七年・同九年に新田檢地ありて、廿三石餘高入となる、その外にも武甲山の續き高谷・大平・上木畑など云所にて、十町六段餘、寶曆九年糺ありて、村民等稼とする山あり、土地平坦にして、東より南へ亘り武甲山へそひて最も陰地なれば、自ら禾實のみ登りも宜しからず土性東南の方は砂交り、西は眞土、北寄り野土なり、陸田多く、水田は僅に谷間にありて、其餘は山林なり、四境東北は大宮郷に隣り、西は久那村に接し、西より南は上影森村なり、爾はあれど久那と上影森の二村は、西北へ回りに地形駁雜せり、東西十一町、南北十五町程、民戸百六十八、山に據りて往々に散在す、男女の稼土地の産物等は大抵上村に同じ、村内に掛る一條の往還は、甲州へ通ふ路にて、東の方大宮郷より來り、西の方上影森村に達す、其間十四町餘、路幅六尺程、

小名 大沼 神野原 檜 常木 内出 田野澤 瀧 藪 生井原

武甲山 東南にて、山上社の邊まで上下影森村にかゝれり、事は横瀨村の條に載す
悪水堀三ヶ所 一は村の西字大沼入より流出て、良の方へ村内を經ること廿二町にして押堀へ入、一は字藥師堂入より流出て、村内を經ること十二町餘にして押堀に入、一は武甲山北平より流出て、村内を經ること十二町許に

して押堀に入、皆荒川に合す、いづれも堀幅一間より二間に及べり、
橋七ヶ所 村内の往來に架せり、いづれも長さ五間許、幅三四尺、
上木畑は世餘町の中
○秣場 武甲山の續

屋敷跡 村の南にあたり嶮しき山にあり、登ること十町餘にして、平地三段口あり、段ごとに切堀などありて、一區は百坪許、一區は六十坪許、一區は三十坪許、東南の方は尤も嶮しく峙ち、西の方へは摺峯打つゞき、只北の一方ひらけて表口と見えたり、これは北條氏邦の臣、滋野刑部と云るもの、居住せし屋敷なりと云、天正十八年鉢形落城の時、このものが裏切せしと云、其子帶万遂に農民となり、大宮郷に居住せしが、今はその家退轉すと云、土人この屋敷あとを長者屋敷と云傳ふ、今に矢の根な
○屋敷跡 常木にあり、北條氏邦どや、掘り出せりと云、
衛門尉居住せし所と傳ふれど、事跡たかならず、村民三次郎の屋敷に、氏神と唱ふる祠あり、下野守を祀りしものと云、
八幡社 村中の鎮守にて、例祭八月十五日、村民持、下同、
○諏訪社二社 ○八幡社
○大六天社 ○天神社 ○社宮司 祭神詳ならず、石じと稱するあれば、恐らくは石神宮ならんか
○愛宕社 ○山神社 寺持 ○大六天社 圓融寺持 ○愛宕社 ○山神社 ○稻荷社二社 村持、下同
○神明社 ○山神社 上下影森 兩村持
長福寺 瑞雲山と號す、曹洞宗多磨郡二又尾村沓瀨寺末、本尊釋迦、脇土文殊、普賢別に千手觀音の木坐像あり、長七

二十六番岩谷堂之圖



二十六番岩谷堂之圖

寸、弘法大師の作、開山天光東岳、慶長十九年七月廿七日寂す、除地一段一畝六歩、
衆寮 白山社 愛宕社 本堂 巽 庫裡

廿六番觀音 秩父廿四番札所の内なり、堂は南向三間四面、石磴三百餘級を登り、山の中腹岩壁の側に結構せり、これを岩井堂と呼べり、補陀巖の額を掲ぐ、本尊正觀音木坐像長五寸七分、惠心僧都の作なり、左に波切不動の木坐像を置、長三寸五分、弘法大師の作、右に正觀音・如意輪・地藏の三體を安ぜり、抑此山の形勢を見るに、磴道高く虚々に過りて瀧木森羅し、郡中にもその名高くきこへし靈蹤なり、南には武甲山隣り、西は瀧河山に對し、尙その奥院に至れば、東の方四萬部木戸原も目前につらなり、北は影森木ノ山麓いと勝れたる景色ありて、此所に愛宕社（末に出す）を勧請して、當山の鎮護神とせり、このあたりなる岩壁石壁には、佛の像の羅立せる其數を知らず、これ弘法大師以降に代々の名僧等、この山の清淨岑寂たるを歎羨して、登山の折から彫刻したまふとかや、此山のひらけざるまへ、弘法大師諸國遍路の時、こゝに至り必佛法流布の靈地たるべしと、岩間に壇を設け、三七日の秘法を修し玉ひし時、靈驗の奇説あり、その後惠心僧都彫刻の像を巖上に置しが、靈驗感應のあり、里人を促して小堂を營、遷坐せしむとなり、それより星霜を経て、秩父別當武基が玄孫秩父太郎重弘、此觀音を信じ奉りて、堂舎再興の大檀那となり、又其子重能、其孫重忠代々の信仰他に異なりしと云、佛國禪師も又この地の閑寂たるを愛して、禪定に入りたまひしかば、本尊屢現じたまふと云傳ふ、今に大師の護摩壇石禪師の坐禪石など境内に存せり、詠歌に曰、尋入むす清水の岩井堂、心の垢をすゝがぬはなし

仁王門 石磴百九十餘 札堂 仁王門と黒門 黒門 仁王門より
を登り 鈎月庵 黒門の内に入り、熊野社 愛宕社 金毘
羅社 正観音 銅鑄坐長二尺五寸、この佛像及び前の三社
々盤岩の上 坐禪石 佛國禪師の坐禪せし石 護摩壇 石弘法
に安ぜり、天狗ノ飛石 金毘羅社を此 別當圓融寺 常木
修法せし所 あり、萬松山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺末、除地一段六
畝、本尊正観音長一尺六寸、天竺佛と云、開山宗猷大光、永
正五年八月朔日化す、観音の別當た 本堂 乾向六間 庫裡
六間に 藥醫門 三間、○藥師堂 村民

○久那村 久那村は郡の程にて、東南よりあり、武
光庄に屬す、江戸への行程我野通廿二里、川越通廿四里
板橋通廿九里、古のことは傳へず、御入國以來御料所に
て、慶安五年伊奈半十郎檢地を糺せしより後、寛文二年
阿部豊後守忠秋に賜りて、今に其子孫阿部鐵丸正權が領
地なり、四境東より南へは下影森・上影森・上田野の三村
の地犬牙して、畑又は荒川を以て界とし、西は小野原村
にて山を界ひ、夫より北に廻り長留村は山上松並木を界
とす、別所村は畑と川とを以て界ひ分てり、北に山を負

ひ、南に荒川の流ありて、自然と嵯峨なる地なり、東西
一里半餘、南北十五町許、土症は眞土多く野土は少し、
又砂交の處もあり、陸田多く山林少し、水田は僅にして
溜井又は澤川の流を漑げり、民戸二百五十三軒處々に散
在す、農間の稼には男は薪をとり、材木を伐出して筏と
し、儲錢をとれり、女は蠶・絹・横麻を業とす、産物は隣
村と同じ、村内小名諸平澤の地は、荒川南にて左右より
上田野・上影森二村の地差出て、河原より地脈つゞけり、
東西十町許、南北十五町許、東は上影森村と犬牙し、
南は浦山村に隣り山を界ひとし、西北は上田野村にて浦
山川界なり、南に山々連りて北へ漸下す、土症は砂交り
にて眞土野土あり、民戸十五軒、此處に住めり、一條の
往還あり、東の方上影森村より來り、北上上田野村に達す
村内を經ること四町許、道幅六尺、こゝは大宮郷より大
瀧村へかゝり、甲州へ通ふ道なり、又字坂下より南に入
浦山村への一路あり、此間十町餘、道幅前に同じ、
高札場 小名諸
小名 下久那 下ノ窪 折原 落合 大久保 安立
坂本 平仁田 野々上 瀧ノ上 栗原 岩屋堂 諸
平澤
領主林山 村の西北長留村の界
にあり、松林なり、

荒川回流圖



新編武藏風土記稿卷之二百五十六 秩父郡之十一

峠 村の北長留村界なり、登り四町許、此邊を御印
板塚と云、古へ高札の在し處にや、詳ならず、
荒川 西の方小野原村より來り、村界を屈曲して良の方別所村
所あり、上影森村の條と合せ見るべし、河原 ○浦山川の
幅凡八十間、川幅平水十八九間、深さ二尺許、
南浦山村より來り、小名諸にかゝり荒川に ○橋立川 南上
入、水路十五町餘、川幅八間許、平水五六寸、
影森村橋立山より流れ來り、小名諸平澤の間を流れ ○醫王
浦山川に入、水路三町許、川幅二間、平水二寸許、
澤村の東北の方山谷よりそゝぎ出、僅の用 ○姥澤 村の北
の山入より漑ぎ出、少しの用水とな ○析木澤 村の北山谷
り、同じく荒川に入、水路八九町許、
出、これも用水となり ○溜池 小名岩屋堂にあり、東西二十
八九町流れ荒川に入、
尺、中央に辨天社あり、此水 ○淵花 荒川の流にて、字
をそゝぎて田方の用水とす、
水ノ雨塚 荒川の北岸字釜林にあり、地形南東北に荒川の流れ
廻り、西方陸田にて石を疊みて界とす、南北二町
東西一町半許、此間に塚三ヶ所あり、一は高さ一丈餘、周匝
六十間許、南向の口あり、幅三尺許にして、堅は低く、匍匐
して入れば、其中高さ五尺、長二間半餘、幅五尺許、土人は是
を釜と云、是より北へ五六間を離れて又一の塚あり、周匝十
七八間、高六尺許、前に載する塚と同じ高なりしが、いと
なく低くなりしとぞ、又二間許北に一つの塚あり、其大き前
に同じ、何れも塚上に松雜木たてり、見捨地なり、土人云往
古岩田伊勢なる者、此邊に住居せしよし、實詳ならねど、上

田野村小名殿間に住せし頃、故ありて北條家より所を拂はれ當村に來りしとも云へば、その年代は推て知べし、村民龍五郎が家伊勢が末なりとて、今に此地を持

城跡 村の南小諸にあり、村民の持山なり、に寶山と云、登り十町許にして、上に十間四方許の平地あり、夫より東

の方に長十間餘、幅一丈許の平地二級あり、その餘往々陸壘など残れり、古へ大胡大八郎こゝに籠りしと云、來由詳ならず

八幡社 例祭八月十五日、村の鎮 〇八幡社 〇稻荷社五ヶ所 〇葛城明神社 例祭八月十八日 〇聖天社 〇子ノ

神社二ヶ所 〇水神社 〇山神社三ヶ所 〇高根權現社 〇諏訪社

久昌寺 繁林山と號す、曹洞宗大宮郷廣見寺末、本尊彌陀を安ず、木の立像長二尺、惠心僧都の作、開山は本山五世

の僧眞翁正願、永正七年二月廿二日、本堂 庫裡 衆寮 示寂、當寺は廿五番觀音の別當なり、

〇二十五番正觀音 秩父三十四番札所の内なり、本尊木の立像長一尺六寸五分、左に木の立像長二尺の彌陀を置、右に同じく藥師長一尺一寸なるを安ず、いづれも、行基の作なり、堂は東向にて四間四面、二重垂木二手先造なり、向拜に圓通閣の扁額をかゝぐ、岩屋山御手判寺と號す堂後に盤岩あり、古へは岩窟にてその中に安ずと云、又開王の手判とて、今に巡禮の輩へ施せり、その來由は書寫山の開山性空上人を始め、十三人の權者秩父巡禮したまふ時、性空は地藏の化身なれば、一切衆生を慰れみ、冥土へ趣きたまひ開王宮にて法華經十萬部讀誦の供養を成し給ふ、其功德に

よりて、罪人一時に地獄の呵責を脱れて成佛せしかば、大王よりその禮施として、石の手判と石の證文とを賜て此土へ歸り、證文石は西國十四番、攝津の國中山寺に納むと云、又秩父札所開關の所りから、此谷に至りしに、朝日に廿五の菩薩來迎ありて、巡禮の行者を讃歎したまふ、因て此地を廿五番と定め、末世當山に到人、未來への證據のため、石の手判を納置と云 十王堂 三間に二間半、地藏堂 木の坐像を安、仁王門東



二間半三間、仁王長五尺、御手判寺の扁額をかゝぐ、石標 仁王門前の傍にあり、二十五番御手判寺と彫り、手判の、辨天社 三間四間上の如し、觀音堂の乾溜池の中央にあり、堤より堂へ九間の間、欄干橋を渡す、幅 白山社 一間餘、

〇宗源寺 諏訪山と號す、曹洞宗、大宮郷廣見寺の末、本尊彌陀開山天秀吞盛、文祿二年十一月廿三日寂す、除地九畝十 〇向陽寺 長樂山と號す、同宗同末なり、本尊藥師、開山照月全達寂年詳ならず、除地一段五畝、 〇寶林院 向岳山と號す、臨濟宗、田村郷圓福寺末、本尊彌陀開山南岩天揚、享德二年三月十八日化す、除地二段九步、先規につき除たものに見へたれば、 〇安立寺 山と號す、村內寶林院の末、本尊彌陀、開山本山三 世祭宗慶繁、天文二年三月廿三日示寂す 〇松善院 宕

山と號す、同宗にて圓福寺末なり、本尊盧 空藏、開山通岩宗達示寂、年月を失す、 〇養泉院 新田

號す、曹洞宗、下吉田村清泉寺の末、本尊彌陀、開山長山堅道寂年知れず、除地八畝廿步、 〇光明院 高

山と號す、臨濟宗、白久村法雲寺末、本尊彌陀、開山黒翁全白、慶長十九年八月十三日寂す、開基を花翁宗連と云、俗稱

は淺見仁兵衛、天正十八年八月十三日没 〇光西寺 無量山

村内にその子孫あり、除地八畝、 〇瀧上院 岩林山と號

曹洞宗にて、上影森村大淵寺末、本尊彌陀、開山玉峯樹室寂年知れず、 〇瀧上院 岩林山と號

尊彌陀、開山玉峯樹室寂年知れず、 〇不動堂 神職中山大和

金仙寺末にて、臨濟宗なり、本尊 彌陀、開山青叔玄旬寂年知れず、 〇不動堂 神職中山大和

彌陀、開山青叔玄旬寂年知れず、 〇觀音堂 村

〇藥師堂 二字 村民持 〇彌陀堂 二字 〇觀音堂 持

〇別所村 別所村は郡の中程より少しく東南に寄れり、

武光庄に屬せり、江戸への行程我野通り廿一里、川越通

り廿三里、中山道通り廿七里、村名の起り往昔別所小太

郎なるもの居住の地なるゆへ、かく名くと云、又久那村

の別所なりとも云へり、古より御料所にて、慶安五年伊

奈半十郎檢地せしより、代々伊奈家にて支配しけるに、

寛文三年伊奈半十郎某が時に至り、阿部豊後守忠秋に賜

はりしより今も替らず、その子孫阿部鐵丸正權が領分な

り、四境東南は荒川を限り、對岸は大宮郷なり、西は久

那・長留の兩村に續き、北は田村郷寺尾村に接して、松並

木羅立せり、村の方量を云はゞ、東西三十町餘、南北二

十町餘、土地西北は山畑にて高く、東南は荒川にて段々

に卑し、家數六十七往々に散在す、田畑山林の分量は、

巽に向て注ぎ荒川に入る、水路
十町許、幅及び流れ前に同じ、
流れ、荒川に入る、水路十五町許、幅及水流など
させる差なし、以上三澤みな田方用水となる、

溜井 村の南寄にて、字大林にあり、大き十五間、水丈
け一丈、水路八町許にして、荒川に入る、田方用水となる

渡船場 村南大宮郷界宇蛤と云へる所に、荒川を渡す船あり、
村民持にて、近き年より本所船役所へ、年々永九十銭
を上納すと云、この

諏訪社 年貢地にあり、村中の鎮守にて、
例祭七月十九日、村民持、下同、

六天社 ○稻荷社 ○山神社 ○天神社 永源寺持

永源寺 柴窪山と號す、小名柴窪にあり、臨濟宗にて田村郷圓
福寺末なり、本尊釋迦、開山圓福寺五世盟庵千契、永
正四年四月五日化す、金毘羅社 丹生社 ○廿四番觀音
除地二段三畝あり

秩父廿四番札所の内なり、字白山にあり、堂は巽向三間半四
面、本尊正觀音木坐像長七寸一分、天照太神作と云作知れ
ず、石階百餘級を登りて山上に安ず、光智山寶泉寺と號す、
此山は雜木杉松立茂りて、唯南の方のみ眺望ありて、眼下に
荒川の流を帯ひ、向方は武甲山及び其餘の山々連りて、勝景
いとよし、緣起に曰、武藏國秩父郡三十四所の、順禮札所二
十四番にあたり、光智山寶泉寺の本尊正觀音は、養老元年越
の泰澄法師武藏國を廻り秩父峯に登り、清く淨ら成ること
をさとし給へば、暫く此所に杖を留めて心をひそめ玉ふに、
或夜けだかき姫の御神天降り曰、いかに法師汝と誓つて造り

奉るべき御佛ありと、即其所に立る枯木を取て、御佩の劍を
抜て三段に伐り、本末を以て山神に祭り、眞中をとつて削除
けけづりそゞげ、たゞちに此正觀音を作り給ふ、本尊の佛體
梅檀の香あり、疑ふらくは和木の佐曾羅なるべし、本尊丈七
寸一分、泰澄法師心に其神なることをさとし給はいて、御祈
を始め給ふ、將その姫の御神告て曰、我はこれ日の神なり、今
天照太神の御作なりと云ことの本は是なり、時に後ろの山鳴
りとゞるき、三柱の神あれまして曰、我は此山の奥に住て白
山姫の神と云、又現じて佛場を守る時は、十一面觀音なり、
時に左に立給ふ翁の曰、我はこれ小白山の神なり、右に立給
ふ翁の曰、我はこれ大己貴の垂跡なり、今日の神此御山の本
尊を作り給ふによりて、我々も共に永く佛場を助け奉らんと
思ふなりと告て、各其御像を殘し給ふ、爰において泰澄法師
削除たまふ餘の木をあつめて、是を築に造り、諸人に與へ賜
ふに、人食の毒にあたらず、又一切の病を除きしとぞ、今文
曆甲午の年に當りて、此地順禮の詣する所となれり、茲にお
いて昔の例を以て、御山の木の枝を削りて徧く人にあたふる
に、其奇特いぢるし、其外神妙不思議の事ども侍れど、怪
しきに落んことを恐れて記さず、詠歌に「天照太神の母祖の
色かへて、尙もふりぬる雪の白山」白山妙理大權現は、伊弉
册尊にてをばしませば、是は夕陰の大女神なり、日の大神も其
姫神にて在はし、一切の女人たりとも、此山に歩を運びて、
心の願をかけ奉らば、其しるし正にあらん、爰を以て詠歌の
意も、神のはゝその色かへては、たとへば杵のくれないなる
も、雪の白山と降かはる如く、神の御心を佛心にかへて、徧
く濟度し給んと御誓を讀り、爰に傳ふ處の實記あなかしこ、
【圓通傳】の説と異なれど、白山權現社、堂の長にあ、札堂 古
茲に傳へるまゝを載す、

鰐口 徑り五寸二分、厚さ一寸三分、銘秩父郡別所村白山大權
現御寶前鰐口、于時文祿六年丁酉三月十一日、施主妙泉
梅本坊敬白とあれど、其 別當 光智山明星院と號す、山の麓
さま肯がたき品なり、古へは大宮郷今宮坊
の配下なりしが、いつの頃か聖護院の末に
なりて、今も直末なりと、本尊不動を安ず、

○田村郷 田村郷は郡の東寄にて武光庄に屬す、江戸へ
の行程我野通り廿二里、川越通り廿五里、中山道通り廿
八里、村名の起り往古田村權守と云へるもの、此所に居
住せしより唱へけるにや、今尙邸跡あり、又禪宗にて白
崖一派の道場と稱するあり、末に載す、是を田村派と云
へり、郷の唱村の字の重なるを避ての故ならんか、御打
入以前は北條家の分國なるよし、されば田村權守の領せ
し地なるや、爾しよりこのかた御料所にて、慶安五年伊
奈半十郎檢地して、寛文三年まで支配せしが、同年に阿
部豊後守忠秋に賜はりて、享保十八年まで所領せしが、
又御料所となり、伊奈半左衛門明和七年まで支配し、そ
れより前澤藤十郎天明四年まで支配せしが、また同年中
に久世大和守廣明に賜はりて所領せしが、又天明八年に
御料所となり、前澤藤十郎支配し、同年より寛政六年ま
で荻原彌五兵衛支配し、同年より同十年まで堀谷文右衛
門支配し、同年より享和二年まで榎原小兵衛支配せしを
同年に牧野内匠頭に賜はり、今も猶知行せり、四境東よ

り南に亘り寺尾村に接し、南西の間は僅に別所村に係り
西より北に亘り長留村に續き、正北は品澤村に及べり、
良の一方は蔭田村なり、總て峯界にて山々打かこみ、平
坦なるは蔭田村界のみなり、村の方量坤より良に亘りて
凡三十町、乾より巽に及て十五町許村の中央に一條の流
あり、民家百四軒この川を抱て、道の左右或は山の根に
住めり、又駒澤と云へる南一と谷には、七八町も長く谷
間に僻在するもの十二軒あり、田畑山林過半は陸田にて
其餘は水田と山林と等分なり、土性は小石交りの眞土埴
眞土、及び埴土赤埴野土等あり、農間の稼には、男は馬
沓・草鞋・繩・蓆など作れり、女は養蠶をなし、絹・横麻等を
織出し、産物とせり、この外の土産には、烟草等を出せ
り、村内に二條の往来あり、其一是西の方長留村界千束
橋より、巽の方寺尾村界に達す、亘り十五町許、幅六七
尺、これは大宮邊より小鹿野邊へ通ふ路なり、其一是良
の方蔭田村界より來り、小名井森にて前の一路に合し、
同く千束橋に達す、凡二十町に幅は六七尺、
高札場村の中程、大

小名 坊平 大門平 駒澤 井森 新側 風原
小坂鹿峠 字を小鹿坂と云、村の巽にあり、互折して登ること
六町餘、寺尾村に至る、この外西南北に羅立する山

多しといへども、その名なきものは採録せず。

澤川 水元は村の西南なる土筆澤・蛙澤等の奥入より湧出し、村の中央を東北間に向て流れ、西田村にて荒川に入る、水路三十町餘、川幅八九尺より二間許、此外にも駒澤より出る小流、北に流れて小名風原にて、前の澤川に合し一條となる
澤六ヶ所 一は土筆澤と云、村の坤にあり、一は蛙澤と云、一は梅次ヶ澤と云、皆同所に續けり、一は駒澤と云、村の南入にあり、一は長澤と云、村の東にあり、一は次郎澤と云、村北にあり、

溜井三ヶ所 其一は三十間に十四間、村の北字土谷にあり、其は九間半に廿一間餘、村の地字蛙澤にあり、以上の溜井みだ水田に沃て用水となせり、

千束橋 村西長留村界小名井森にあり、小堀に架して往來せる、橋にて長さ五尺幅三尺、名義は詳ならねど、其名高く聞へたり、古人の和歌に、立そめてかゝるも床し錦木の、ちつかの橋の秋のみち葉、此外澤川に架せる小橋多けれどこゝに略せり、

屋敷跡 圓福寺の前なる大門平にあり、土人相傳へて田村權守なるもの住居せし所なりと云、事跡詳ならず、廿年前までは土手の形などありしが、里民いつとなく墾り崩して、今は數頃の陸田となし、わづかに一二間を餘して、其所に稻荷の小祠立てり、

十二天社 圓福寺持 ○高根權現社 高隨 ○愛宕社 萬松 ○天

圓福寺境内之圖



新編武藏風土記稿卷之二百五十六 秩父郡之十一

神社 明光 ○天神社 村民持 ○稻荷社 ○天照太神宮
○山神社 ○諏訪社 ○子神社 ○水神社 ○諏訪社
○愛宕社 ○稻荷社

圓福寺 小名大門平と坊平に跨りたる巨刹なり、大寶山と號す、白崖派獨立一本山の臨濟宗なり、無本地の寺とは云へど、今は芝金地院觸下、境内八十間四方、寺中不入御朱印三石、天正十九年十一月に賜しより今も替す、本尊釋迦、木像長一尺三寸五分、脇士文珠・普賢、各木坐像共に長九寸八分、又開山白崖和尚、木坐像長一尺六寸二分、白崖和尚は德行兼備の人にて、一派の宗風を肇て、此地を創建し、遂に白崖派と稱す、後小松院の御宇、紫衣を賜り、應永廿一年七月七日入寂、同三十三年六月九日、禪師號を賜り、稱光院の御宇、普覺圓光禪師と追諡せらる、その傳は末に載せり、開山白崖より現住祖運まで、法嗣凡二十七世と云、開基は日奉氏熊谷金吾直俊、法諡は心印玄即、應永廿年八月七日化す、由緒詳ならず、苗裔のもの村中近郷にもこれをきかず、末利四十檀家四百軒、境内に十境と稱するあり、左に載す、大寶山 無畏堂 法雨塔 梅檀叢 一演樓 天龍橋 截流水 終南峯 護法祠 多福林 大門 間餘、門内道幅三老杉森羅し、長二町四十間、板葺屋根の橋にして、長いと幽趣ある勝地なり、天龍橋七間半、幅九尺、天龍橋と刻せし額を掲ぐ、澤川に架して大門と樓門 樓門高二丈との間にありて、樓門を距ること二十町、樓門大さ四間二尺に四間四尺、樓上には釋迦及び十六羅漢を安ず、軒には東關禪林の四大字の額を掲ぐ、左方に高辻前中納言菅原胤長、天明七年六月 蓮池 樓門の内に入り、池の中 本堂 坤向月と細書せり、

半に六間、堂面に圓福禪寺の額を掲ぐ、應永年中に創建せしより已來、回祿の患に罹りしこともなきよし、實に舊るびし構な 庫裡 七間に 小方丈 二間半 書院 二間半 衆寮 四間に 位牌堂 三間に 鐘樓 七尺五 土藏 三間に 稻荷社 塔頭 禪林庵 寺中 雲臥軒 是より以下、寺に藏むる所の古書記を載するもの、左のごとし、

白崖和尚語錄 行實

師諱寶生、號白崖、河陽橋氏子、世爲名族也、爲人眉目清秀、風姿間雅、沒齒未曾有溫色、善賦歌詩、長騎射百伎能、無不爲之也、而不樂俗情、少年而往金剛峯求出家、至禿取之間、逢一龐眉僧、歲可八旬、問云師何往、師云吾求出塵特入茲山、僧云愛線牽纏、佛道曠遠、無猛利大心、焉能行其難行、若求真出離、母滯于此相、揖別去、訪山中舊識而雜染、即日一錫飄然到相陽、依清隱寺、至一上人登其一公有奇行、能以咒力駿飛走涌乾泉、而師心小之、告詣房州清澄虛空藏、祈求因緣三七日也、適有一老僧同寓、似有半面之雅、揖而言曰、往日禿坂所邂逅者非子耶、熟視之則嚮龐眉老也、又告曰、子既入禪、惟正法眼難遭遇

爾、近州有寂室翁、承行莫後、師不待且去造永源、屢受示誨、偶以事赴河陽、經吉野之莊、聞風憂竹聲恍然有省、時師年二十一、即歸告室之曰、後生宜修煉以成其器、慎勿造次、巾侍四藏、室順世也、適越月堂心公、剃下歲餘、堂又化去、師悵然失所依、時明鑑師翁大拙祖龍賜廣、爲法入元、受伏龍千岩長公居伏龍山衣而還止上野利根、吉祥貞治甲辰能公、解悟文才重海內、師就之質所疑、鑑不許諾、使之謝人事晏坐工夫、時有廣澤信士孝隆者、素好施與、一見師以爲有異標、乃築特室以居焉、師於室中安一碁局、踟躕其上、不踰戶限者三年、士告以鑑赴圓覺之請、師出候中路、語又不契、尋入野之日光山、結茅而居焉、自誓曰、不明大法終不下山、一日早曉煮粥之鑪破裂、師豁然弃所證、時年三十有一也、走見明鑑於鹿峯、遂蒙印記、又叮囑云、鼻祖而降歷代傳法自保重此道、逃隱山谷、動經二三十年、霜露果熟、龍天推出、吾去一十二年、厚自韜韜勿容易開法也、自是短策雲遊、適訪靈蹤、凡謁見五十五員宗匠、所至槩虛左以待焉問答機語、叢林至今以爲口實也、偶寓紫陽正傳精舍、衆乍至師、奔去而逝高麗寺、遊若耶、後入武之秩父、丹氏請之董栗尾之興禪、同郡日奉氏直俊支即居士創田村圓福、以

爲開山第一世、那波郡大江氏、亦請爲泉龍之始祖、於是納子輻湊者常不下五千指、師以寬得衆、以嚴持法、人天依賴之莫不篤志參究、乃至禁淫祠、除蠱惑繙素、師無意事之、皆無悉不益之也、應永甲申春、越後有檀信屈師、就于家說法、竟夏而按視泉龍而赴圓福、秋九月朔、感微恙、既而愈命、徒備葬具至、初七聚門人、囑後事、專勸其弘道、書偈云、七十二癡頑即今離四山、梵天拋筋斗火裏睡、安閑置筆而溘然、奉遺殖葬於寺之西南隅、閱世七十二、坐五十三夏、實應永二十一年甲午歲九月初七日也、入室弟子南岩天揚竹印松岩等數人、票道之徒若干人、丙午夏承相源公追慕師遺德、奏之勅諭普覺圓光禪師、塔曰法雨、師平昔之機語製作不充輯錄、其對機及偈語行錄、洋洋人口者數十條、并無門關六八則下語編焉、使來者知其典刑、曾有僧資此下語全秩、造但州黑川月菴、菴一讀之撫几云、不謂今日見林際炬赫、兒孫殿中顯公題、師眞曰幻住千鈞之道、憑一臂而恢弘、爲諸師所推獎不鮮云、稽首拜手記焉、
應永三十三年丙午重陽日 門人 祖雍拜識
勅諭等劄子
勅、上野州泉龍開山白崖和尚者、明鑑眞子、弘辨的

孫、提幻住三傳之印、蹠隱山千載之蹤、群衲趨風、四方仰德、豈非濁世優曇鉢、未運光明幢耶、宜賜諡曰普覺圓光禪師、

應永三十三年丙午六月初九日

偈頌 投機頌

去年廣澤開房裡、今歲日光岩窟邊、不覺同生同死處、

孤禪拍手嘯青天、

贊寒山拾得

取手聚頭絕點埃、相逢無語笑哈々、不如隱者風韻漢、

居住峨眉與五臺、

孤峰不白

萬岳千峯難及處、關黎寒殺露堂々、滿天白雪普賢境、

只此孤峯騎象王、

因事

作驢作鳥風流外、超佛慈悲在德山、同死同生徹晤后、

岩頭密旨露師頭、

自贊

刹界三千一印中、直開闢則玉玲瓏、通身眼目分明處、

宗旨家風獨脫翁、

又

佛法元來無奇特、四時一路鑑機前、西天庵主覆曇老、

東土白蟬宗旨禪、

又

一坐工夫多劫情、塵々三昧裡無限、莫言大悟發明心、

主文頭邊開正眼、

又日光山庵

捨孤身命望同死、昔日德山今日心、山上家風徹消息、

古今眼目契知音、

又應永二十年

殘名何事只堪慙、行脚小師走北南、掛壁上人之得笑、

山中獨坐嘯松嵐、

又 栗尾興禪

明月清風別有面目、又手當胸端坐曲泉、 右

○高隨庵 小名新備にあり、東向山と號す、臨濟宗にて圓福寺末なり、本尊虚空藏、開山千契永正四年四月五日化

す、除地五畝廿六歩、○粟粒庵 前に同所、幽松山と號す、宗末前に同

畝廿六歩、○萬松庵 小名駒澤にあり、駒澤山と號す、宗末前に同

地六畝十八歩、○明光院 小名井森にあり、圓溪山と號す、宗

除地二畝十歩、○明覺院 前に同所、本山修驗にて

文廿一年三月十三日化、○彌陀堂 村民

り、年貢 地にあり

新編武藏風土記稿卷二百五十六之終

新編武藏風土記稿卷之二百五十七

秩父郡之十二

○蒔田村 蒔田村は郡の中程にあり、武光庄に屬す、江戸日本橋を距る事中山道通り二十六里、川越通り二十三里、我野通り二十二里、四境東より巽に廻り寺尾村に續き、良の方荒川に限り、對岸は皆野村なり、西は品澤村谷川を界とし、南は田村郷に隣り、北は堀切・小柱の兩村に接す、東西一里十三町餘、南北平均十五町許、南北に山々連り、東西へ長く平地にて、西南の方高く、東北へ低き地形なり、民戸二百三十五、所々に散在す、水田少く陸田多し、用水は村内に溜井有て沃げり、土産西南の方は眞土、東北の方は野土石交りなり、農隙に男は山稼女は絹太織等を織り、養蠶を業とす、土産は絹・横麻・太織・大豆・煙草なり、中にも絹・煙草を第一の産物とす、御入國以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地して貢税を定め、夫より御代官遷替ありて、寛文三年阿部豊後守忠秋領分となり、享保十八年又

御料所となり、其後天明四年より同七年まで、四ヶ年の間久世大和守領分となり、同八年又御料所となり、寛政三年伊奈小三郎采邑に賜はりしより今も替らず、
小名 上組 竹之妻 赤城 關ノ上 山崎 かしや
宮平 矢ノ村 落合 上ノ原 一渡 赤田 森 栃
埋 高橋 田端 道谷戸 東源名 した 向山 田
ノ頭 森越 入山 鹽谷 關口

長尾峠 村の北にあり、登り四丁餘にし、下り藤峠村の北で、夫より品澤村へ下、凡二丁餘、○下り藤峠村の北登り五丁餘にして品澤村の北にあり、登り三丁餘に村へ、下る事凡二丁餘、○聖峠して品澤村へ、下る事凡四丁餘、
○不坂峠 村の南にあり、登り三丁餘にし、
蒔田川 村の西の方田村郷より來り、村内、○瀧村の東にて流、荒川に落る瀧にて飛流すること二丈餘、
椋神社 祭神大己貴命、例祭正月廿八日、二月三日、春日社、日、九月廿八日、村の總鎮守なり、村民持、
稻荷社 ○椋神社 祭神大己貴命、例祭二月三日、八月十五日、此社も村の鎮守なり、村民持、
稻荷社 ○赤城社 祭神大己貴命、例祭正月廿八日、八月十五日、村民持、
八幡社 稻荷社 ○天神社 例祭正月廿五日、九月廿五日、村民持、
八幡社 稻荷社 ○丹生社 村民持、
八幡社 稻荷社

今度信玄出張之刻、於郡内歩兵一人討捕由誠心地好候、彌抽忠信走廻に付者、可褒美者也、仍如件、
辛未極月三日 諏訪部主水助奉之
新二郎

十三人、此内引方 一人出家 二人後家 三人年より 一人こし引 三人御赦免 以上七人引方 殘而 三人 合十三人 以上三人出方 以上九人引方 一縱此上に廿人卅人引越おき候共、定本の外諸役被仰付間敷事、
一三人之定、春五日、秋五日、無上普請可召仕、百姓とも可付、又致手前をも領主可爲斗、人足欠落致も死も永代定者也、仍如件、
子十一月廿日

新井新二郎殿
奇特者 寛政元年御代官萩原彌五兵衛、當村支配せし時、百姓等親獻上のごを願ひしに、其望みに任せられける故同年十二月親三俵を淺草御藏へ納む、このこと奇特なるによりて、褒賞せらる、その文左の如し、
武州秩父郡蒔田村 名主左 仲 組頭平右衛門 惣百姓
先過而相願候献上親五斗入三俵可相納候、右者奇特成事に付、御褒美金壹兩被下之、右之迪可申渡旨、

○山神社 村民持、稻荷社 天神社 ○堅牢地神社 稻荷社 ○天神社 ○金山龍相權現社 ○山神社二社 ○愛宕社 ○稻荷社 ○熊野社 ○深堀明神社 ○秋葉社 村民持 ○子神社 ○大明神社 村民持 ○稻荷社 ○天神社 稻荷社 ○高根社 稻荷社 ○地神社四社 ○地神社 愛宕社 ○太神宮 ○金毘羅社 ○金山社 ○八幡社
德雲寺 金龍山と號す、臨濟宗、郡中田村郷圓福寺末、除地一段四畝二十歩、本尊地藏を安ず、開山本寺五世聖應千契、明應元年の示、八幡社 愛宕社 ○福田寺 瑞晴山と號す、末前寺と同じ、本尊藥師を安ず、大永年中の起立にて、開山本寺七世年慶原甫、天文二十一年三月十三日化す、愛宕社 ○常源寺 鹽谷山と號す、宗末前寺と同じ、本尊虚空日示寂、太神宮 ○常昌寺 長松山と號す、宗末前寺と同じ、世大清玄波、文明 ○東善寺 赤田山と號す、これも同宗末年中寂年月を失す、本尊藥師を置、開山も前寺と同じ、○大慶寺 平林山と號す、下吉田村清泉寺と同じ、開山石嶽と云、元和二年寂す月日を傳へず、稻荷社 ○十王堂 村民持 ○藥師堂三字 ○彌陀堂三字 ○地藏堂 ○六萬部堂 舊家者英司 新井を氏とす、今地頭の郷代官を勤む、北條家の古文書二通を藏せり、左の如し、北

松平越中守殿御書付を以被仰渡候段、久世丹後守殿
仰渡候、

寛政元酉年十二月廿五日

孝行者 村民與右衛門なる者、至て貧しき營せしが、その父長
右衛門夫婦孝心の者にて、食物などは云に及ばず、よろづ親
の心に背く事なく、夏は蚊を追ひ、冬は座邊にたき火し夜の
ものも温かにとり着せ、己は庭など被りて臥し、或時は親を
背負ひ、所々へ連れ行きて心を慰め、常に親の病を患ひて神
佛を祈りけるが、終に七十八歳にて死けるに、悲歎のまゝに
三年の間、日々その墓所へぞ詣けり、其後母も亦七十餘歳中
風にて半身遂はず、其上半生短氣の生質なりしに、是亦その
心に聊背かず、我妻子には蠶食を與へ、母へは好味の物のみ
を進め、不行歩なる母なれば、所々へ背負ひ行き、何にけれ
ず親の心にあがふことなし、かゝる孝養近郷までも聞へけれ
ば、時の御代官荻原彌五兵衛上聞に達し、寛政元年三月、與右
衛門へ親孝行の御褒賞として、白銀二十枚下されしなり、

荻原彌五兵衛御代官所

武藏國秩父郡蒔田村百姓

銀貳拾枚

與右衛門

右者數年親孝行に付御褒美被下之、

寛政元酉年三月六日

荻原彌五兵衛役所

○寺尾村 寺尾村は郡の中程にあり、土人は郷庄領の唱
を傳へずと云へども、當村も武光庄なるべし、江戸日本
橋を距る事中山道通り廿七里、川越通り廿四里、我野通

り廿一里、四境東より南にめぐり荒川に限り、對岸は大
宮郷黒谷村・大野原村なり、西は別所村に隣り、乾より北
に廻り田村郷蒔田村に接す、東西凡十二丁、南北一里廿
丁許、地形乾の方山を後とし、巽の方荒川に臨めり、水
田少く陸田多し、村内の溜井或は溪流を水田に沃ぐ、土
症眞土野土なり、土産には絹・横麻・太織・煙草・干柿・大
豆等なり、農隙には男は薪を采り、女は養蠶及び前に云
織ものを業とす、御打入以來御料所にて、正保の頃は伊
奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地して貢税を定め、夫
より御代官遷替ありて、寛文三年阿部豊後守忠秋領分と
なり、享保十八年又御料所となり、其後明和二年土貢七
百六十石餘の内、百六十石餘を割て松平因幡守采邑に賜
はり、御料私領入會なりしが、又天明四年より同七年ま
で、四年の間御料の分五百九十八石餘、久世大和守廣譽
領地に賜はり、同八年より又元の如く御料所となり、私
領入會へり、其後享和二年御料地の内、四百八十石餘を牧
野采女采地に賜ひてより、百八十三石餘今御料所の分川
崎平右衛門支配し、私領は松平因幡守が子孫、松平中務
少輔及び牧野采女知行して、御料私領入會なり、
高札場村の中程

小名 黒石 鹽ノ谷 永田 竹之鼻 尾崎 舞臺ヶ谷

氷雨塚之圖



戸 北川 薬師堂 矢ノ堂 東袋 山ノ根 植組
境組 神畑 押廻 田中 土橋 境 萩平 飯塚
小山 招木
小ヶ坂峠 村の西の方田村郷へ至る峠なり ○蒔田村の方乾
田村に至る峠なり、登り
八町許、道幅前に同
荒川 西の方別所村より来り、北の方蒔田村に達す、村界
を經る事凡二里餘、川幅七十間より百間に至る
渡船場二ヶ所 荒川の渡しなり、一は竹之鼻の渡と云、是は
を架す、長十五間、幅三尺、當村大宮郷兩村の持なり、一は
梁場の渡と云、是は大宮郷札所觀音十九番より、當村札所二
十番への通路なり、是も冬より春に
至ては土橋なり、長幅前に同じ
桐ノ木橋 荒川に架す、是は大野原村への通路なり、長幅前に
造 ○招木橋 荒川に架す、是は黒谷村への通路なり、長幅
る 兩村にて
氷雨塚 小名飯塚と云へる所に、高三尺より七尺に至るの石塚
數ヶ所あり、其内二つは沖なり、入口高七尺、幅六尺
奥行八尺許、石にて積み立たる塚なり、又一ヶ所は四尺に四
尺五寸の口にて、奥行四尺五寸許、是も石にて積み立たるも
のにて、何れも上は大石二三枚を亘せり、此二つは口缺し
て、中も能く見へたり、其餘數多の塚は中のさまは知れず、
此塚を土人氷雨塚と唱へ ○天王塚 石塚なり、高六尺許、是
來れり、村民持、下同

丹生社 持村 ○山神社 ○諏訪社 例祭七月廿七
 持村 ○稻荷社 四字村民 ○十二天社 例祭正月廿八
 訪社 村民持 ○山神社 ○八幡社 神職内田左膳吉
 社 天神社 天王社 ○六所社 村民持 ○天神社 ○神
 明社 ○諏訪社 村民持 ○稻荷社 ○高根社 村民持 ○社
 宮司社

二十番觀音 秩父廿四番札所の内なり、岩の上と云、里正左膳
 持、正觀音木立像長二尺二寸、聖徳太子の作、此
 堂岩の上に立てり、岩下に水の滴るあり、乳水場と稱す、乳
 なき女の此水を服して靈驗ありとぞ、抑當堂は人皇七十二代
 白河院の詔によつて、建立ありし靈場なり、詠歌に曰、若建
 しきてもとまれ岩の上、玉の臺も朽はつる身を、奥院聖徳太
 子及び熊野 ○二十一番觀音 秩父廿四番札所の内なり、矢
 權現を安ず 觀音木立像長一尺一寸六分、行基の作、詠歌に曰、梓弓の
 矢の堂に詣て来て、願ひし法にあたる嬉しき、此堂往昔郡中
 矢納村に有しを、何の頃にかこゝに移せしと云 ○二十二
 これについて甚附會の説あり、こゝに采らず ○二十三番觀音 秩父廿
 三代淳和天皇、(西院と申奉る御弟、三品式部卿伊豫親王)御
 菩提のため遍照僧正、此地の領主に命じて草創せしむと云、
 詠歌に曰、極樂を此所に見初て童 子堂、後の世までも親母しきかな、

所の内なり、小鹿坂と云、音樂寺持、正觀音木立像長二尺一
 寸慈覺大師の作、此堂は天長年中慈覺大師、關東所々の靈地
 を開闢し給ふ折から、此地の凡ならざるを見たまひ、此尊像
 を手刻して後、山路を開き給ふ時、數多の小男鹿來て案内せ
 し故、小鹿坂の名ありと云、詠歌に曰、音樂の 〇觀音寺
 御聲なりけり小鹿坂の、調べに通ふ峰の松風、 〇觀音寺
 要光山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の末、除地
 一段一畝六歩、本尊彌陀を安ず、開山元珍寂年月を傳へず、
 〇光正寺 金昌山と號す、宗末前寺と同じ 毘沙門堂 〇榮
 福寺 西陽山と號す、新義眞言宗、榛澤郡本郷村東陽寺 八幡
 社 稻荷社 〇音樂寺 松風山と號す、臨濟宗、郡中田村郷
 山南岩天揚、享徳二 〇普門寺 月光山と號す、宗末前寺と同
 年三月十八日化す、除地一段十二歩、本尊正
 觀音を安ず、開山峰岩全隣、 稻荷社 〇寶光寺 乘院と號
 慶長十八年七月廿一日示寂、 〇寶光寺 乘院と號
 す、新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、本 雷電社 天
 尊不動を安ず、開山清範寛文五年正月示寂、 〇藥師
 神社 〇養泉寺 洞谷山と號す、曹洞宗、郡中下吉田村金剛
 寛永十二年六月 天神社 諏訪社 〇西光庵 村民持 〇藥師
 月十一日化す 〇藥師堂 村民持 〇阿彌陀堂 里正左
 堂 此堂は札所觀音二十 〇藥師堂 村民持 〇阿彌陀堂 里正左
 〇地藏堂 村民持

里正左膳 古文書一通所持
 す、左の如し、

なまりすな貳駄、鉛師并松田兵衛大夫代、如申可爲
 般之旨被仰出者也、仍如件、
 未十二月朔日 秩父左近奉之

河津代官百姓中

〇品澤村 品澤村は郡の西寄にあり、武光庄に屬す、篠
 葉澤郷と稱すと云、村の名義は傳へず、江戸日本橋を距
 ること熊ヶ谷通り廿七里、河越通り廿五里、四境東は蒔
 田村につゞき、南も蒔田村と田村郷下長留村に接し、西
 は下吉田村・伊古田村に隣り、北は堀切村・太田村に續き、
 皆山谷を堺とせり、東西僅に三町許、南北一里半程、土
 性は皆眞土なり、地形谷合の村にて、細く長くして民戸
 多く谷合或は山腹に住し、家數九十五軒所々に散住し、
 男は農事の餘りに、冬より春までは山へ入て薪采り、女
 は養蠶を専らとし、絹・横麻又は木綿などを織出す、山林
 多く陸田は其半に及ぶ、水田は至て少く、谿澗の水を曳
 て耕耘するゆへ、動もすれば早損の患ひあり、産物は絹・
 横麻・大豆・干柿・烟草なり、其内にも烟草を第一とし、其
 住なるは郡中小森般若など、相同じければ、上品を出す
 ことは少し、一條の道あり、旅人の往來にあらず、南の
 方下長留村邊より北の方小柱村へ達す、村内にかゝるこ

新編武藏風土記稿卷之二百五十七 秩父郡之十二

と一里半ほど、道幅は三尺、或は四尺許、秣場は村内に
 二三ヶ所あり、村民入會刈取れり、御打入より御料所に
 て、正保の頃は伊奈半十郎支配し、檢地せしは隣村伊古
 田村と同じ慶安五年六月、四人連名の帳あれど、是も伊
 古田の交名に同ければ、半十郎が手代等にてあらん、
 其傳へを失す、引續き御料所にて、御代官遷替ありしが
 明和二年松平因幡守知行に賜へ、今も替らず、其子孫松平
 中務少輔が知行所なり、

高札場 村の中程、字
 小名 生石 中島 坊ヶ入 深井 北ノ前 境澤 宮
 澤 畑ヶ中 諏訪脇 大島 北 中ヶ谷戸 元柳
 遠原 大池 小池
 澤川 水澤は下長留村より流來り、村内を南より北へ水路一里
 半餘流て、北の方堀切村へ達す、川幅三四間、平水淺く
 五六寸より一尺許、流木
 堀切村にて赤平川に注ぐ
 橋十一ヶ所 内八ヶ所は長三間・幅四尺、其餘三ヶ所は長九
 尺、幅四尺、皆土橋にて村民等隣村、又は作場
 通路の橋
 聖權社 例祭三月十日 〇居野間權現 祭二月十五日、〇熊
 野社 例祭二月 〇榛名社 〇金山社 〇諏訪社 〇天

滿天神社 ○熊野社

寶曆寺 安永山と號す、曹洞宗、同郡下吉田村清泉寺末、除地六畝十八歩、開山本寺六世長山覽道、元和二年寂す

月日を失す、○寶光院 遠原山と號す、新義真言宗、同郡皆野村住、本尊大日を安ず

○天幸院 巨福山と號す、曹洞宗、同郡三畝十三歩、本尊虚空藏を安ず、開山本寺第二世然室郭、永祿四年寂月日を失す、開基天幸恩公庵主、此人は姓名も知らず、過去帳に秩父殿とのみ有て、疫年も傳へず、墳墓に四輪の古き塔あり、是も秩父殿の碑なりといへど、文字滅せり

○味香庵 年貢地にあり、曹洞宗、同郡田村 ○地恩寺 迹年貢地、山林の内小名北にあり、往古寺ありし

○阿彌陀堂 無像長五寸五分、行基大士の作といふ、村民持、下同、○觀音堂 ○藥師堂 二字 ○寶積院 品澤山と號す、本山修驗、入間郡越生郷山本坊配下

本尊不動及神變の像を安ず ○泉光院 浦澤山と號す、本山修驗、前と同

伊古田村 伊古田村は郡の西寄にあり、武光庄に屬す村の名義を傳へず、江戸日本橋を去ること板橋通二十七里

河越通二十四里半、四境東より南へ巡り品澤村、北は下吉田村に續き、北は太田村と山峯を界とし、東西凡二十町許、南北凡二十八町程、南は品澤の堺ひ山多く、北寄

水路村内係ること廿七町餘、夏秋の間のみ所々より出る澗水五六流、此澤川に落入れり、橋十ヶ所 内一ヶ所は板橋にて、長四間、幅三尺許、其餘皆土

溜井二ヶ所 一は村の東寄宇奈良山にあり、長七十間、横廿四

横十四間 一は村の乾の方宇和津澤にあり、長三十間、

ばかり 堰二ヶ所 一は梓長さ都合九間に横二間、これ

は太田村にて設く、一は和津原澤にあり、大き前に同じ、

御所明神社 村の中程にあり、祭神大日靈尊、例祭二月、八月廿

七日、神司吉田家の配下、船橋某が持たり、村内

鎮 天滿天神社 稻荷祠 諏訪社 疱瘡神社 天狗社

守 赤城社 村民持 ○稻荷社 ○山神社 ○八幡宮 ○熊

野社 ○諏訪社 ○牛頭天王社

大林寺 宿葉山と號す、曹洞宗、郡中下吉田村清泉寺末、除地

一段八畝十歩、開山草瑞天苗、天正十一年十一月廿八

日寂す、本尊釋迦を安ず、白山社 稻荷社 ○慶正院 瑞光山と

前寺と同じ、除地七畝、開山無外良能、元

祿十五年七月廿日寂す、本尊藥師を安ず、○東泉寺 山と

號す、村内大林寺末、開山慈泰慶安五

年三月十一日寂す、本尊地藏を安ず、○精進堂 本尊石佛延

ず、村民潔齋することあれば、此

○藥師堂 ○十王堂

新編武藏風土記稿卷之二百五十七之終

へ漸下し、東流する澤川に沿ひて、民戸散住すること五

十烟、土性は眞土にて砂石交りの所もあり、陸田と山林

は分量ひとしく、水田は其なかばに至る、山間の土地ゆへ

澗水を以て水田に澆げるを便とすれば、動もすれば旱損

の患ひあり、男は農隙に山へ入て薪採し、女は白絹を第

一とし、或は木綿等を織出せり、産物は絹・烟草・大豆・干

柿を出す、一條の道あり、往還と云にも非ず、太田村よ

り下吉田村の市へかよふ野徑なり、村内にかゝること廿

七町餘、秣場は村内にあり、六町二段一畝廿八歩、近村

入會刈取れり、御打入以來御料所にて、正保の頃伊奈半

十郎支配し、慶安五年六月檢地せし水帳には、手代等の

名のみを載せたれども、半十郎が札を奉りて貢賦を定め

しことなるべし、夫より續て御料所なりしが、明和二年

より松平因帳守知行となり今も替らず、其子孫松平中務

少輔知行所なり、

高札場村の中程

小名 堤 大平 腰 新志 駒ノ澤 北原 萬場 二

段田 和津原澤 熊野堂 そり待 西平 貸替戸

稻干場 伊古田山

滴石山 南の方にあり、登り三町許、

坊ヶ澤より流出し、村の中央を東北へ太田村の方へ流れ入て

半は其村の用水となり、流末悪水堀となり、赤平川へ沃ぐ

新編武藏風土記稿卷之二百五十八

秩父郡之十三

○太田村 太田村は郡の西寄にあり、矢畑庄に屬す、村

名の起れる來由は傳へず、江戸日本橋を距こと河越通り

二十四里、中山道通り二十六里、四境東は堀切村に續き

西は下吉田村と澤川の流を堺とし、南は品澤村と伊古田

村との山峯にて界ひ、北は久長・野卷の兩村は、赤平川を

界とし、東西凡一里許、南北凡十二町に餘れり、村内東

西北の三方平坦にして、南の方に高からぬ土山の僅に存

するのみ、土人の云しに郡中にて平坦なる村は、僅に二

三ヶ村なりと云へるが、即ち此村も其内なりとぞ、故に

水陸の田多く、されども陸田よりも水田は少なし、山林

少きゆへ、村民等秣場は村内に三ヶ所あれども、合せて

一町二段八畝十五歩の地のみなれば、隣村野卷村・久長村

或は堀切村・品澤村・伊古田村等の村々對談し、古來より

他村へ入合刈取來れり、土性多くは眞土にて、石交りの

所もあり、又は坤の方は野土も交れり、田用水は上水なく

て水をつゝみ、或は溜井を用ひけるゆへ旱損の患あり、民戸百八十六烟、産物は絹多く煙草も少しく出す、農事の餘りに男は薪を採り、女は絹・横麻・木綿等を出す、御打入以來御料所にて、御代官替々支配せしが、天明四年より同七年迄久世大和守廣明が領分なりしが、又同八年より御料所となり、寛政四年御代官荻原彌五兵衛支配せし頃、此地を割て伊奈小三郎が家從、富田吉右衛門が給地に賜ひ、文化九年御代官田口五郎左衛門支配の時、又此地を割て牧野大和守が知行に賜ひ、同十一年御代官川崎平右衛門支配の時、又此地を割て林肥後守と根岸肥前守が采邑に賜ひ、其子孫今に變らず知行せり、富田吉右衛門が子孫は富田主馬、牧野大和守が子孫は牧野内匠頭、根岸肥前守が子孫は根岸九郎右衛門、林肥後守は今猶しかり、村内に一條の往來道あり、北の方野卷村より赤平川を越て、當村へ係ること廿五六町を歴て、西の方吉田村へ達せり、是は三峰山或は中津川へ係り、信州への路なり、高札場村の北寄

- 小名 早道場 平正 しつら澤 磯端 さえたゞ 富岡 奈良川 上ノ原 日影 山ノ根 久保田 郷平 田ノ原 西原 中郷 内出 田中 遠瀬戸 勘定木

澤にあり、故に御堂澤橋と唱ふ、長四間、幅三尺許、一は字長森にあり、長森橋と唱ふ、長さ二間、幅二尺許、一は字宮澤にあり、宮澤橋と唱ふ、長さ九間、幅八尺許なり、何れも土橋なり、熊野社 小名内田の鎮守とす、例祭二月十五日、村民持、例祭八月十五日、村民持、内龍藏 ○芝宮社 小名田ノ原の鎮守、祭神茅姫命を祀る寺持、例祭三月十五日、村民持、下同、○石山住社 ○愛宕社 ○金毘羅社 ○諏訪社 ○天神社 ○山神社 ○三島社 ○稻荷社 ○地神社 ○山寶藏寺 久保山地藏院と號す、新義真言宗、那賀郡小平村成身院末、除地二段四畝八歩、開山光政天文二年寂す、月日を失せり、本日を安ず、○龍藏寺 雲山と號す、新義真言宗、榛澤郡針ヶ谷村弘光寺末、除地三段九畝、開山月叙寂年を失ひ本尊地藏を安ず、○寶珠寺 如意山と號す、曹洞宗、下吉開山長山達大元和二年七月十七日寂、本尊藥師、○光西寺 太田山と號す、宗末前二歩、開山涼臺寒清慶長十一年二月十八日寂す、本尊釋迦を安ず、○香林寺 永昌山と號す、本尊銅像の藥師を安ず、○藥師堂 瑞瑠光山と號す、村内山光藏寺の廢迹にて、古への本尊銅像藥師を、村民が家に預り置けるが、寶永の頃御代官伊奈氏支配の時、舊寺の廢迹を興し、其舊地へ念佛堂を替むべしとて、費用を村民に與へけるゆへ、小堂を造り往昔の本尊を安じ、元より無年實地なり

浅香山 村の南の方、登 ○赤平川 西の方吉田村より來り、村附を流るゝこと一里十町許、河原廣さ五十間餘、川幅平水十間許、深さ二尺程、中央を堺とし、下流は大淵村へ漕ぐ、○瀧 高さ二丈許、幅三尺程、水源は伊古田村より流れ來り、村内へ係り悪水堀となり、十四五町を経て赤平川へ入、溜井九ヶ所 外に一ヶ所 谷ノ入 長廿間、幅 同所上寄 長五十一間、幅 長三十三間、同下寄 長五十二間、日影 長十三間、幅 長十六間、大澤 長十五間、失原 長十四間、新溜谷ノ入 長十五間、奈良山 長七十七間、幅廿四間、此溜井水に設る所にて、掛引普請等は村内、○堰一ヶ所 當村と伊古田と兩村にて堰留、田用水に用ひ、奈良山溜井樋拂ひの砌の堰とす、狭長合せて九間、横十二間、洗ひ流し三間半、○澤川 三流、一は字矢關の溜下より二町許、田用水となして、水川に入、一は伊古田堰より十二町水田に注ぎ、流末悪水となり、村内に係ること凡十五町許にして、赤平川へ入、一は字蛭澤溜下より五町許水田に注ぎ、流末悪水となり、村内に係ること十七町許にて、赤平川にいれり、橋五ヶ所 内石橋一ヶ所、土橋四ヶ所あり、一は小名勘定木にあり、長さ六七間幅三尺、幅五尺許、一は赤平川に架せり、長さ六七間幅三尺、往來橋にて野卷村と當村にて造り、毎歲十月より春二月頃迄にて、通路の便りとす、一は字御堂

し、藥師堂とも、或は念佛堂とも呼ける、先年伊奈氏が與へし造替の殘金、利倍せしゆへ、村民等衆議して、寛延年中より二六時の撞鐘を建立し、道心者二人を置、○阿彌陀堂村 ○二王堂 古き木立像長六尺許、四肢破壊せし、○藥師堂村 ○虚空藏堂村 ○地藏堂村 ○藥師堂村 下同、○大日堂 ○阿彌陀堂村 ○堀切村 堀切村は郡の中程より少し東北に寄れり、豊原庄に屬す、江戸日本橋を距ること中山道通り二十六里川越通り二十四里、四境東は小柱村に續き、西北は太田村に隣り、南は蒔田村に接す、品澤村も少し係れり、東西六町、南北十四町餘、此村平村にて、東西北の隣村へは平地續き、南の方蒔田村の界のみ山續きなり、水田一分、陸田四分、山林五分なり、水田の用水は隣村小柱村の溜井を引沃げり、故に動もすれば水旱を患ふ、土症野土眞土石交り等なり、民戸四十一所々に散住す、農隙に男は山稼、女は蠶を養ひ絹織ることを生業とす、産物には絹・煙草・大豆・干柿等なり、御入國以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地して貢税を定む、寛文三年阿部豊後守忠秋領地に賜はりしが、享保八年又御料所となり、其後天明四年より同七年まで四

年の間、久世大和守廣明領分となり、同八年より又御料所となり、其後天明四年より同七年まで四年の間、久世大和守廣明領分となり、同八年より又御料所となり、今に御料所にて川崎平右衛門支配所なり、村の南の方野田・品澤兩村界の山々にて秣を取れり、

高札場村の東

小名 前原 宿地 長坂 竹ノ下 山崎 といば 寺ノ下 上ノ原 彌淵 との、浦 堂澤 炭釜 大ひら 念佛字根 ねんじゆう子

澤川 南の方品澤村より涌出る小流なり、當村を經ること十

八町許にして、赤平川に入、川幅八間より十間に至る

澤川村の東南の方より涌出し、村内を經ること四町許にして、前の川に入、

駒形社 例祭九月十五日、村中 稻荷社 熊野社 ○天神の産神なり、村民持、

社鎮守なり、村民持、下同、 ○地藏堂 ○阿彌陀堂

○小柱村 小柱村は郡の中程より少し東北に寄れり、友恒庄なり、江戸日本橋を距ること中山道通り二十六里、

川越通り二十四里、四比東は荒川を限り、對岸は皆野村なり、西は堀切村に續き、南は蒔田村に隣り、北は赤平川を限り、對岸は大淵村なり、此村長の方にて、荒川・赤平川の兩川落合へり、されば坤の方は村幅頗る廣く、

○溜井四ヶ所 一は英木入にあり、長十八間、幅廿五間、二ヶ所は當村の水田に沃ぐ、一は大谷にあり、長十六間、幅五間、一は中の入に在、長廿三間、幅五十六間、此二ヶ所は隣村堀切村水田の用水となる、

橋二ヶ所 一は荒川に架す、長さ三十間、幅四尺、土橋にて皆野村への通用なり、當村と皆野村にて造れり、尤冬より春の間のみ、一は赤平川に架す、長さ十五間、幅四尺許當村より大淵村への通用なり、當村と大淵村にて造れり、是も冬より春の間のみ、

塚 里正庄左衛門が屋敷の内にあり、土人は水をの雨塚と云、此塚うつろにて幅五尺、奥行八尺五分三分、皆石を以て疊み、上は大石三枚ほど置せり、此塚の傍に大天白の社を勧請せり、いかなる故にや、此塚の有る所には、すべて大天白の社を勧請すと云、塚の高さ一丈三尺許、

諏訪社 例祭七月廿七日、村中 熊野社 稻荷社 ○八幡社 村民持、下同、 ○稻荷社三社 ○金皿社 ○天神社

二社 ○山神社 ○若宮八幡社 ○小社□社 此社の傍に

○秋葉社 此社の傍にも

寶藏寺 龍樹山と號す、曹洞宗、郡中下吉田村清泉寺の末寺なり、除地一段一畝廿二歩、本尊地藏を置、開山清翁全吉

慶安年中の 白山社 ○地藏堂 村民持、 ○藥師堂 此堂へ

示寂なり、

良の方に至るに隨ひ、漸々に狭まり、地形三角なり、東西八町、南北十二町許の平村なり、農業の隙に男は薪を伐、女は蠶を養ひ、或は絹織ことを生業とす、水田三分陸田五分、山林二分、土産は眞土石交り、砂地も少しく交れり、土産には絹・煙草を第一とし、大豆・干柿是に次ぐ、民戸六十七所々に散住す、御打入以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地して貢税を定む、寛文三年阿部豊後守忠秋領地に賜はりしが、享保十八年御料所となり、其後天明四年より同七年まで四年の間、久世大和守領分となり、同八年又御領所となり、寛政三年荻原彌五兵衛支配の時、伊奈小三郎采邑に賜はり、今猶然り、

高札場村の中程

小名 堀之内 長池 矢來瀬 金皿 肥土 釜上 柄原 白池田 莫木入 中ノ入 大谷 薦澤 殿浦

荒川 南の方蒔田村より來り、北の方大淵村に達す ○赤平川

西の方堀切村より來り、東流して荒川に入、村界に係ること凡三十三町、

澤川二流 田村界を流る、こと五町許にして、荒川に入、一は村の西、堀切村界を經ること三町許にして、赤平川に入、川幅各五間許、

左衛門が家に傳ふる鞍轡を納め置けり、此鞍は土人秩父殿の乗鞍と云傳へけるが、是を俗家に置時は、悪しかりなるとて此堂に納めけるとぞ、然るに鞍の紋三本傘の打違なり、此紋所金にて作れるものなりと、近郷に流布ありしを聞て、村内なる狂夫、その紋所の金を奪はんとて、鞍を川原に持出し、打破りしと云、惜むべし、

○野卷村 野卷村は郡の東寄にあり、白鳥庄に屬す、村名の起り詳かならず、江戸日本橋を距ること中山道通り

廿六里、川越通り廿四里、四境東は大淵村、西は久長村に續き、北は下日野澤村と峰を界ひ、南は赤平川を界ひ、

對岸は太田村なり、東西凡二十町、南北十八町程、西北は山附にて、東南赤平川へ漸下し、民戸九十七烟、多く

赤平川に寄て散住す、土性眞土或は砂地、又黒野土も入交れり、當村は皆畑の地にて、山林七分、陸田三分許、

産物は絹・煙草を第一とし、次に大豆・干柿を出せり、男は山へ入て薪採、女は養蠶を専とし、絹・横麻或は太織・木

綿織など織出せり、村内に一條の往還あり、東は大淵村より來り、西は赤平川を越て太田村へ達す、村内にかゝ

ること六町許、道幅八尺、或は五尺程、是は郡内三峰山、

又は中津川への路にして、夫より信劬へも達せり、秣場

は村の北寄にあり、段別四町二段、外に散在秣山もあり

て入會刈取れり、正保の頃伊奈半十郎支配し、慶安五年

同人檢地して貢税を定め、替々支配せしが、天明四年よ

赤平川邊之圖



り同七年迄、久世大和守廣明が領分となりしが、又同八年より御料所となり、御代官遷替して、今は川崎平右衛門支配所なり、

高札場村の西寄

小名 高橋 鍛冶屋 内手 天神入 藤川 楮原 遠

西山中 鬼方 櫻ヶ谷 楮久保 柏木 笹原 郷平 膝附

破風山 登り三十一町許、北の方村界に接せり、北は下日野村

風に似たる 西は久長村との界なり、其形勢さながら、家作りの破

ゆへ名づく 〇赤平川 西の方久長村より來り、東は大淵の

程、水幅平水十間 許、深さ二三尺、

掠宮明神 村民持 〇諏訪社 〇天満社 〇山神社 〇金

山社 〇諏訪社 里正 〇十二天社 村持 〇山神社 村持

藥王寺 醫王山と號す、新義真言宗、同郡金崎村長興寺門徒、

了雲、文祿四年三月廿一日寂す、開基逸見藏人佐、法號樂翁

常心、元和元年三月七日歿、村長四郎兵衛が先祖なり、本尊

不動を 稻荷社 藥師堂 〇不動堂 村民持 〇十王堂 里正

〇藥師堂 村民持 〇虚空藏堂 〇觀音堂 〇地藏堂

〇藥師堂 〇愛宕堂 〇釋迦堂 〇福泉院 富山修驗、

十二月十八日

乙千代 花押

秩父衆

知行方之事 四貫三百文藤田飯塚に有之東方寺、貳貫文にへ川有之寶雲寺、以上六貫三百文、右去年已來數度走廻無比類候、爲褒美彼地遺候、可致知行者也、仍如件、

永祿五年壬戌十月十日

乙千代 花押

逸見藏人殿

子に候與八郎背法度候間可成敗候得共、藏人に免扶知行之義預ケ候、早々陣代に可立所、親類之間今夜速可越候、遅々候者、知行之義、他人に可被仰付者也、仍如件、

八月十日

花押

逸見藏人佐殿

卅人之足輕衆十騎宛三番に積、中三日用意にて西入へ罷越、新井如申可走廻、少も横合非分之義、自今に入耳に付者可成敗者也、仍如件、

野上足輕衆中

三 山奉之

丑正月十五日

鬼石村長命寺配下、本尊不

舊家者

四郎兵衛氏は逸見を稱す、先祖は藏人佐と號し、北條次に出す、其文書を案ずるに、以前は甲州武田家臣にして、信玄の下知にて當郡へ來り、日野澤の内高松城に住せしが、小田原北條に屬し、夫より氏邦が旗下となれるとぞ、天正十八年御打入の時より民間に歸し、當村の里正とはなりし由、文祿三年五月廿五日檢地帳一冊案内藏人とあり、表紙書に秩父郡野卷村、御坪入帳としるせり、又慶長三年六月一日案内藏人とあり、御地詰帳としるし、御代官手代なるにや、兩三人姓名を載せしをも所持せり

至于當地進旗間高松城品々可相渡候、爲其之推印判者也、仍如件、

酉十二月三日

高松茂衆中

壹貫百七十文末野之内、以上、右令侘言間爲増給出置者也、仍如件、

永祿十二年己巳九月廿二日

三 山奉之

逸見藏人佐殿

今度高松自檜山瀧出候面々、本知行不可有相違候、證人出於千馬山に、用土新左衛門に申合可走廻、依忠信可加持者也、仍如件、

廿八註進狀朔日到來、委披見、仍憲政景虎越國へ必
定歸候由承候、殊厩橋燒候哉、彌満足に可有之趣、
其地普請如形出來、又水筋可然由肝要に候、各證人
衆之事、館澤尤に可有之候間、横地に申合、彼所に
可置候條、可被存其旨、御嶽に八人數籠候賦、一段氣
遣候、昌龍寺邊へ打廻出候者、其擬可然候、然者右
衛門佐老母昌龍寺へ被闕落候、不審成様體候、自此
方不知様先何方成共可被置候、隨て大鏡炮弓之義得
意候、委三山可申、恐々謹言、追而高松衆別而走廻候
哉祝着候、進退不續候共、當秋迄□□□も可堪忍之
由可被申、一廉可扶持之、

四月二日

用土新左衛門尉殿

乙千代花押

永代法度之事

當年改而申出候、いか様にも兵糧之嗜、自然之籠城
つゝき候やうに可致覺悟、當意市町にてかい其外く
仕候義かたく法度に候、兼而兵糧致支度寄親之藏へ
入可預置、一朝夕も又正月も、一騎合衆ハ白衣にても
くるしからず、冬ハかみこ木綿こそて可然、夏ハ布
かたひら又ハたふかたひもらくるしからず、惣別衣
裳たくい□□つい入義無用之事、

一騎合衆何もきうをん三ヶ一の馬を乗へし、たか
き馬一圓無用候、只今持候馬を取へきハくるしから
ず、左候ハ、馬やせる事有間敷事、
一武具ハてかいはいたてまていたすへし、中間小者
迄□可致のかんよう候、具足ハ雨風に當てもそんし
さるやうに可致候、□木綿可然候、きれ小旗さひ鑑
法度事、
右法度書ハ陣番普請しけく候間、如此に仰出、朝夕
見くるしき爲體くるしからず候、又黄金代物支度候
者有候ハ、おんみつにて可申上、則可御褒美者也、
仍如件、

同三月廿日

逸水與一郎殿

○久長村 久長村は郡の北寄にあり、武光庄に屬す、江
戸日本橋を距ること中山道通り二十六里、川越通り二十
五里、四境東は野卷村に續き、西は下吉田村に隣り、南
は赤平川を限り、對岸は太田村なり、北の方は上下日野
澤村に接す、阿熊村も少しかゝれり、東西三十町、南北
十九町許、地形北の方山を後とし、南の方赤平川を前と
して、川の方へ漸下し、川に添ふて東西へ長く隣村に續
けり、民戸多くは山根によりて、百廿五烟所々に散住す

耕作の際に男は山稼を専とし、女は蠶を養ひ、絹織こと
を業とす、水田一分、陸田三分、山林六分の村なり、水
田の用水は村内の溜井或は溪流を漑げり、水旱の患あり
と、土症は眞土石交り野土等なり、土産には絹・烟草を第
一とし、大豆・干柿これに次ぐ、御入國以來御料所にて、
正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地して貢
税を定む、其後明和九年前澤藤十郎支配せし時、繩を入
れて糺せし新田村の南の方にあり、夫より御代官遷替あ
りて、天明四年より同七年まで四年の間、久世大和守廣
明が領分なりしが、同八年より又御料所となり、今川崎
平右衛門支配所なり、當村に一條の往來係れり、東の方
野卷村より來り、村内を經ること凡十八町にして、西の
方下吉田村に達す、道幅六尺許、此街道赤平川の北岸に
添ふて東西に通ぜり、又此道の中程より札立峠にかゝり
下日野澤村札所三十四番觀音への道あり、
高札場村の中程
小名 若宮 小前田 寺地 外和戸 田中 腰 田ノ
入 山神 吹上 あん中 馬場 橋場 山ノ神 あ
きや 藤芝 和田 八王寺 頼母澤 犬馬場 中
島 かまの澤 平岩
八峰山 村の北にあり、此山野卷村・下日野澤村・當村の三村に
跨れり、野卷・下日野澤の兩村にては、破風の文字を

用ゆ、當村のみ古來より八峰
の文字を用ひ來れりと云、

札立峠

是も村の北にあり、日野澤村へ至る峠にて
札所順禮道なり、下日野澤村の條に出せり、

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

赤平川

西の方下吉田村より來り、當村南の界を流ること凡
十九町、東流して野卷村に達す、川幅二十七間、此川
の水源、薄川・三山川・吉田川の三流合して赤平川となれ
り、尙東流して野卷村を經、大淵村に至て荒川に入る、○大
堀村の西下吉田村界の堀なり、長二百九十五間、幅六尺餘、
堀享保年中御代官石原半右衛門支配のとき、下吉田と當村に
命ぜられ ○頼母澤川 水路十
堀あり ○かまの澤川 水路上 ○あ

蛤化石 赤平川の兩岸、當村と太田村の兩村附の兩岸より出
づ、蛤の變じて化石となりしものにて、其形を存す、
甚奇石
諏訪社 例祭七月二十七日、當村の
産神なり、村民持、下同じ、○山神社二社 大山祇命
○子權現三社 ○八王子社 ○野栗社 例祭二
○鈴宮

社 ○熊野社 伊非册命

社 ○若宮社

天徳寺 神玉山と號す、曹洞宗、上州新田郡太田村金龍寺末な

り、天正十九年寺領五石の御朱印を賜はる、本尊釋迦

木坐像長二尺、春日の作なり、當寺起立天文元年二月なり、

開山桂室周房天文十八年六月十八日示寂、末寺十六ヶヶ寺あり

本堂十一間に七、方丈五間に、開山堂三間に、大庫裡半六

間、小庫裡四間に、玄關二間に、山門三間に、惣門六尺に

半、衆寮四間半、鐘樓堂九尺、三昧堂二間に、○泉溪院梅香

號す、臨濟宗、郡中田村郷圓福寺の末なり、除地七畝十歩、

本尊準提觀音を安ず、開山は本山圓福寺四世大清玄波、文明

元年二月二十八日示寂、當寺起立は文明五年なりと云、然る

に開山寂年は文明元年なり、是は此僧を以て開山として、建

立せしなるべし、○月清院 西藤山と號す、曹洞宗にて當村天

其來由は傳へず、除地四畝、本尊正觀

音を安ず、開山龜翁宗鑑元文、稻荷社 ○醫王院 瑞光山

四年四月十六日の示寂なり、新義眞言宗、榛澤郡針ヶ谷村法光寺末なり、除

地四畝十二歩、本尊藥師を安ず、開山を傳へず、○地藏堂

村民持 ○藥師堂 ○水月庵 天徳 ○不動堂 村民

下同じ ○阿熊村 阿熊村は郡の北寄りにあり、矢畑の庄に屬す

江戸日本橋を距ること中山道通り二十八里、川越通り二

十六里、四境東は久長村に續き峰堺、西は石間村に接し

峰を界とす、南は下吉田村に隣り、山澤續き、北は谷川

谷川 上日野澤村と當村界を流る、溪流なり、川幅二間許、

此川村内にて、小名田倉と云る所にて、阿熊川に入、

岩崎社 大山祇尊、岩長姫尊、木花咲耶姫尊を祭る、例祭九月十

五日、當村の鎮守なり、神職岡田兵庫吉田家の配下

なり、稻荷社 諏訪社 地神社 ○山神社 村民持 ○高

根社二社 祭神、木花咲 祭神、日本武尊 ○金嶽社

祭神、高 ○大通兩權現 祭神、日本武尊 ○熊野社

尾神、高 阿熊山と號す、曹洞宗、郡中下吉田村清泉寺の末なり

向陽寺 除地三畝十二歩、本尊彌陀を安ず、開山一叟秀茂天文

十七年二月、清源寺 白岩山と號す、前寺と同宗同末なり、

七日化す、○清源寺 除地四畝十歩、本尊彌陀を安ず、開山

培庵守俊延寶五年、藥師堂 ○光徳寺 金光山と號す、宗末

四月廿八日示寂、○東雲寺 高根山と號す、宗末

本尊觀音を安ず、開山雪底安 積享保元年十二月廿日示寂

○源宅寺 金澤山と號す、宗末

十二歩、本尊釋迦を安ず、開 山涼道寒清寂年を傳へず、除地六畝

九歩、本尊釋迦を安ず、開山三州 ○藥師堂 二字 村民持、

大龍寛文五年七月十一日示寂、○虚空藏堂 ○十王堂

舊家者秀三郎 彦久保を氏とす、本姓は秩父氏なり、先祖を

秩父重清(郡中下吉田村清泉寺の開基なり

其末孫秩父孫次郎重國とて、北條安房氏邦に仕へ、天正十八

年鉢形落城後、當村に蟄居す、重國二子あり、修理俊重、三

十郎重吉と云、重吉は慶安年中御當家へ召出され、今御旗本

秩父三右衛門の家なりと云、俊重の子孫民間に下り、當村小

新編武藏風土記稿卷之二百五十八 秩父郡之十三

に限る、對岸は上日野澤村なり、東西三十町、南北一里

半許、谷間の村なり、水田は僅にして陸田多く、山林

尤多し、水田用水は村内の小流を漑ぐ故に、やもすれ

ば旱損の患ありと云、土性は黒土砂交りなり、民戸百二

十烟所々に散在す、山村の事なれば耕す地少なく、男は

山稼を専とし、女は蠶を食ひ、絹を織り、或は紙漉こと

を生業とす、土産は絹、大豆、烟草、干柿等なり、中にも絹、

烟草を第一の産物とす、御入國以來御料所にて、正保の

頃は伊奈半十郎支配所にて、慶安五年同人檢地して貢税

を定む、夫より寛文六年伊奈半左衛門支配の時、板倉内

膳正領分となり、同十二年又御料所となり、其後天明四

年より同七年まで四ヶ年の間、久世大和守廣明が領分な

り、同八年より又御料所となり今も替らず、川崎平右衛

門支配所なり、高札場

小名 彦久保 八平谷戸 越谷戸 室久保 田倉 川

保 白岩 御林山三ヶ所 樽久保横入西山と云、皆村 ○金嶽山村の西

登り十町許、餘組の山なり ○阿熊川 水元村の北の方御林山

に流るること一里半許にして、南の方下吉田村に達す、川幅凡

三間、此水路下吉田に達する界にて、三丈許の瀧となれり

通を蔽す、

名彦久保と云へる所に居住せり、因て秩父を改め彦久保を名

乗れり、彼が家に秩父孫次郎重國が武器、及び家系古文書十

通を蔵す、

甲冑一具切れぎれとなれり、

鎗一本、弓一帳、箭十四本、

一先年織田信長へ御使被遣候時分、物國へ分錢懸り

候、我々手前へも黄金三枚あたり候、則家中へ可申

付候得共、手まへの以失墜大口へ納候、諸人之手前

勿論、知行役にかけ候事、

一先年土眼之御普請被仰付時、家中之苦勞にかけ

す候、於手前分錢出候事、

一去年春中小田原大普請かゝり候、我々手前立以可

致ほとと被申付候、永樂百餘貫、兵糧五百口仕候、

其上何共不成候間、家中へ申付、少之所爲出候、其

外色々前々御門番匠手ま人具へかけ候て、永樂七十

六貫迄入目候き、其内卅五貫目と我々手前より出前

候、是も自分を以致候、其上口唯今もあなたこなた

の破損、内々御印判參候へ共、手まへの分錢を以て

今日まで致候間、當年も破損普請口はや永樂拾五貫

文仕候、先日參符之時分すなはち五千駄、大榮寺の

まへに付候、是も家中之者へ知ましく候事、

一此度京都御一所に成、家康以御取持美濃守上洛候、

新編武藏風土記稿卷之二百五十八 秩父郡之十三

二二九

共分錢貳萬貫入由候、此方手前へも定而三百貫も四百貫も可懸候、如何共可致様無之候間、知行役扶持役之、隨分限可爲出候、其上十ヶ年以來請郷へ號扶持錢棟別赦免候、當年加様之方迄も、前々之役半分可爲致候、左候へハ永樂錢五拾錢出者ハ廿五錢可出候事、

一此さし引候へハ我人爲指失墜にも無之候間、六月廿七八兩日に此分錢調、於御番所黑澤八木石井奥此者へ可致候事、
右之條々自分同心見分可有其調、黄金出物わた此三様を以て、可爲調次第者也、仍如件、
子六月七日

秩父總二郎殿 同心□御中

知行方之書立 一ヶ所之内山 一ヶ所之平賀 一ヶ所之中込
但此内貳萬疋之所、自最前使申者 一ヶ所之廣瀬 一ヶ所之郷
に遣之、替地開處を以て可辨之、
北 一ヶ所清 以上
澤 一ヶ所河 以上
右之地御本領之外、此度依御忠信爲新恩御望候、遂披露處尤被遣置候、白井峠就御取越者、可有御先勢、於遲參者證文不可有其曲候、彌可被勵御忠信候、仍以兩判申届候、恐々謹言、

六月廿二日 北條陸奥守氏照花押
伴野善九郎殿 藤田安房守氏邦花押

高札 あくま 當手甲乙之軍勢、於于彼郷中不可濫妨狼藉、若背此旨者可被處嚴科者也、仍如件、
元龜二年辛未十月朔日 内藤修理亮奉之

何分以御赦免被召返候上者、被官に定置候、縦本主人地官候共、一圓いろい有間敷候、此上以時刻可致扶持候、□令ハ黑澤上於守々可承者也、仍如件、
巳三月十八日 あくまへ山中□來て
四郎三郎殿

内々今日者可申上由奉存候處、一昨廿七日之御書、只今未刻奉拜見候、一聽至御歸可被成由被仰下候、此度者懸御目不申事折角仕候、二月者御參府に可有御座間、其時分懸御目申て可申上候、
一御隱居様又御隱居之由被仰下候者、拙者上洛之時分より無二御引籠、聊之義にも、重而者御倚有間敷由仰事に御座候シ、無是非御模様と奉存候、
一一兩日以前妙音院一鷗參着口上被聞召届候哉、拙者所へも富田津田狀を越申由、自妙音院一書參候シ、

自元口上者是非不承届候、將又一昨日朝彌家爲御使參候、此口上を家へも自關白殿被仰越候間、可然御返事尤之由、此一理にて參せ申候シ、朝彌妙音院申候とて物語申候分者、此度之義者沼田事に參候、御當方御ために可然御模様候由申候シ、定而御談合可有御座候、珍儀御座候由可被仰下候、
一足利之義如何様にも可被爲引付儀、御肝要と奉存候、定而自方々扱之義可有御座候、御味方にさせらるゝ程之儀に御座候ハ、殿様御手前相違申候はぬやうに、兼而被御申上、御尤に御座候敷、但何事も入申御世上に御座候、我等式者遠州之事にも、何にも取合不申候、年の寄候間うまき物事被下度計に御座候、返々此度懸御目不入申事、何共々共迷惑建直不及是非奉存候、猶自是可申上旨御披露、恐惶謹言、
追而一種被下候、拜領過分奉存候、併はや殊外之まつこに罷成候、又一種進上仕候、御披露、
十一月晦日 美濃守氏 規花押

酒井殿

一萬一西表有相違之筋目出馬候共、先上州表爲備鉢形に可有御在留事、
一西表之依様子、手前へ引付不申而不叶子細有之者、

夜通可申届候條、兼而其御支度少も不可有油斷事、一鉢形御在留之間ハ、西上州東上州共に、城々へ者節々被立使、何も萬端無油斷様に、無遠慮御指引肝要候事、
右已前如申國家之是非此時に相極候間、内外無之身に懸而御稼不及申候敷、仍如件、
追而參□之御取次中、一手之分へ者何にも一騎宛必可被指添候以上、
丙戌十一月四日 安房守殿

追而奉言上羽尾所え被遣候御書、鎌原へ以早打指越申處、十三夜通彼飛脚罷歸候付而、羽尾御請并證人共、書立進上仕候、修理亮拙者所へ被申越候分者、郎等如御下知、當大戸根小屋に指置可申由返答被申候、此旨宣預御披露候、恐惶謹言、
極月十四日 齋藤攝津守定盛花押

矢部大膳亮殿

一助左衛門・市右衛門・小六郎三人譜代之者に候由、御糺明候處に、一圓譜代之者に無之、殊に此内小六郎ハ原六右衛門所へ欠落參候間、何も返る間敷者候事、

一横手倉田地ハ自分に一札致、其上無沙汰いたし候に付とられ候、是も地頭へ無沙汰致間敷に付而者、大高に可被仰付事、
一女之禮儀として、馬を大高代官へむけ候由申、是ハ禮義可致儀無之候、馬をは可取返候事、
此外、櫻井と公事、是ハ可申儀無之候以上、右被仰出仍如件、

戊十月十八日

阿久間〇藏百姓

與二郎

此〇〇〇 一山中と秩父とのあいたの山河、山にてもはやしたてへし、若きり取やから有之は、すなはち可申上、よこあひ分有之ハかき付を以て申上事、一かけおちの者有之、何方にても見付申候共、何ときも鉢形へひかせ參可申上、可成就事以上、
右此旨於違背者、奉行人可處重科者也、如件、

戊三月十日

右京

阿久間之内しる屋

四郎左衛門

三郎左衛門

掟條々 あくま地

一押買狼藉不可在之事、
一非分之儀一切令停止事、
一有來役儀、外新儀諸役有間敷事、
一不寄誰々對地下人百姓無道之義於在之者、即搦捕奉行方へ可相渡候、但からめられざるにをみてハ、取籠注進可申事、
一奉行之者於構依怙者直可申事、
一對諸國往還之者、不届族在之者、其者儀不及申、一類并在所共可成敗事、
一地下人ことをたくみ、對奉公人不届儀在之者、違糺明忽可處嚴科事、

右條々於違犯輩在之者、速可加成敗者也、仍如件、

天正十八年七月日

岡本下野守良勝花押

秩父家系圖 良文 流平氏、鎮守府將軍上總介良兼四代末孫、武綱時、出羽國軍立一番に參着したる殿に先陣を賜はる、此時白旗拜領して、代々 重綱 秩父 重弘 秩父 重能 岡山源家の先陣と成る、
重忠 岡山次郎、ハケ國無雙の強力、度々武功を賜み、其心故重忠 清直にして、仁事厚恵みあり、爲識者被誅、元文二年六月廿二日大將軍式部丞時房、和田左衛門討手に向て、武藏之國保河邊にて、雙甲三郎が矢に中て命を落す、行年四十二

駿河落去後、本國武州秩父に蟄居、父家光公へ召出、大御番勤仕之由、奉道開傳ふ、子孫代々賜二百石勤仕、號秩父退郎 五 重照 彦久保五右衛門、實は後重之弟、次郎左衛門

重保 島山六郎、無雙の大力なり、元久元年十一月四日、武藏前司朝政六角東洞院にて及議論其遺恨に依て牧野御方に付て讒す、依之於讒 重利 童名時磨、後長野太郎、當歳に倉爲佐久間太郎被討、重利て父に後れ二歳にして祖父に後れ、傳人何某養育して、本國 重郷 長野十郎、武州 重定 武藏に退き、秩父に蟄居す、
島山 利行 長野 忠基 長野次郎、後 重顯 島山 女子 加藤兵衛 兵衛 辨齋 法 女子 早 重連 長野 忠家 秩父六室 顯吉 兵衛 女子 世 重重 九郎 忠家 秩父六修理亮、足利尊氏に仕、有戦功、 忠實 犬王丸、後秩父大炊親應二年十一月於越後國戰死、 忠遠 島山 女子 高野正任 尊氏 重行 京進、時 藤 野左 忠遠 修理 女子 保室、義詮、
忠尚 秩父十郎 忠元 秩父尾 重持 秩父三太郎 重文 秩父下後 後備後守 政益 大河内、時家 島山權守 久時 十次 行家 秩父右 憲周 秩父助三郎、室町藩 元重 秩父右 重家 秩父 重信 秩父孫去、後本國に蟄居す、
後又六郎、小田原藩 重國 秩父孫次郎、母 時行 秩父八郎去、後、本國に退、
女子 世 俊重 秩父修理、後秩父郡彦 彦久保次部左衛門、春道 龍穩寺廿世之住職、 某 彦久保九 重吉 秩父三十郎、後て退身、後武田信玄、北條氏康、爲一族之條、秀忠公達台聽、七歳之時被召出、新知賜五百石、後駿河大納言忠長卿奉仕、

新編武藏風土記稿卷二百五十九

秩父郡之十四

○上日野澤村 上日野澤村は郡の北にあり、矢畑の庄に屬す、昔は上下日野澤村一村なり、正保の國圖には上下の別なし、元祿の國圖に上下二村に載たり、江戸日本橋を距る事中山道通り二十七里、川越通り二十五里、四境東は下日野澤村、山の絶嶺或は澤々等を以て界とす、西は谷川に限り、對岸は阿熊村なり、南は久長村に隣り、阿熊村も少しかゝれり、北は石間・矢納の兩村に接し、峯界なり、東西三里、南北一里許、山間の村にて澤々、或は山の中腹等に僅の平坦を得て、民戸百五十所々に散住す、農の隙に男は山稼を専とし、女は蠶を養ひ、絹を織り紙漉を生業とす、水田なく陸田のみ、其内四分の一は焼畑なり、土産東の方は赤土、西南北の方は眞土石交りなり、土産には絹・烟草・大豆・小豆・干柿を出せり、中にも絹・烟草を第一の産物とす、御入國より御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配所なり、寛文二年伊奈半左衛門檢地し

て貢税を定む、夫より御代官遷替ありて、明和二年伊奈半左衛門支配せし時、同年七月松平因幡守采邑に賜はり、今其子孫松平中務少輔知行所なり、

高札場 村の北にあり

小名 東立澤 西立澤 門平 奈良尾 大前 小前

城峯山 村の北にあり、登ること一里許、此山石間村・矢納村に當り、城跡の事は石間村の條に載す、

雨乞城 是も村の北にあり、登ること一里許、早年には土人此山に登り雨を祈ると云、土人雨乞城と書しは、按ずるに雨乞場なるべし、

溪流五ヶ所 一は奈良尾より涌出して、下日野澤村に達す、村内に係る事廿町許、川幅凡二間、此水路に空瀧と云へるあり、下日野澤村の條に載す、一は西立澤の奥城峯山の麓より涌出し、當村と阿熊村の界を流れ、南の方阿熊村に達す、村界を流るゝこと一里廿町、川幅二間許、一は門平の奥雨乞城の麓より湧出し、村内に係る、一里許にして下日野澤村に達す、川幅一間半許、一は小前より流出村内に係る、八町許にして下日野澤村に達す、川幅一間半許、一は小前より流れ出、村内を流る九町許にして、西立澤より出る川に入、川幅六尺許、

十二天社 例祭三月十五日、小名西 ○三島社 例祭九月十九日、立澤の鎮守なり、村民持、

澤の鎮守 例祭七月廿七日、小名門 ○七所權

り、村持、 ○熊野社 例祭六月十五日、小名奈

現社 例祭六月十五日、小名奈

り、村持、

り、村持、

り、村持、

り、村持、

法林寺

龍澤山と號す、曹洞宗、下日野澤村大通院の末なり、除地三畝、本尊彌陀・正觀音の二尊を安す、彌陀は往古よりの本尊、觀音は法地となりし時よりの本尊なりと云、當寺昔は法林庵とて、平僧地たりしが、明和八年に法地となり、法地開山覺岩高天、天明六年七月十四日示寂、同開基新井市左衛門延清、法號戒屋淨岩居士、寛政九年十月晦日六十八歳にて死す、是は今の里正市左衛門が父にて、地頭所へ勤、功有て地頭松平因幡守より苗字帯刀を免され、名主役を勤めたる、

光福寺

門平山と號す、前寺と同宗同末なり、除地一段九畝廿七步、本尊正觀音を安す、開山謙益、天正六年六月十五日化す、開基門平九郎左衛門、是は村民勇吉が先祖なり、

天應院

大前山と號す、前寺と同宗同末なり、除地三畝、本尊釋迦を置、開山は前寺と同じ、

永泉院

立澤山と號す、曹洞宗、郡中下吉田村清泉寺の末なり、除地三畝、本尊地藏を安す、開山涼臺清慶長十一年十二月十八日示寂、開基は新井佐渡守の家臣、丸山某なる者なり、

地藏堂

村民持、

除地三畝

里老市郎

除地三畝

右衛門

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

除地五畝

村民持

通り二十四里、四境東は金崎村に隣り、西は上日野澤村に接す、南は久長・野卷・大淵の三村に接し、北は矢納・金澤の兩村に界ふ、東西一里に餘り、南北三十町許、山間の村なり、水田は僅にして、陸田多く山は尙多し、土産は小石交りの眞土なり、土産民の生業上村と同じ、民戸二百二十一所々に散住す、正保の頃の御代官及び檢地も上村と同じ、明和三年五月伊奈備前守新田檢地あり、享和元年までは御料所たりしが、同二年八月牧野采女采邑に賜はり今猶然り、村内に往來一路係れり、東の方金崎村より來り、村内を流ること凡三十町にして、北の方金澤村に達す、道幅九尺、是は上州への往來なり、

高札場 村の東にあり

小名 柴岡 根小根 高松 日野 大森 上平 若濱

富平 風戸 澤邊 藤原 重木 小畑

札立峠 村の南にあり、登ること十二町、山の絶嶺村界にして、當村三十四番へ往來の峠に

破風山 村の南にあり、登り十五町許、此山

高松城趾 村の東にありて、登ること凡そ十町にして、山上平條氏邦の臣、逸見若狭守の城墟なり、若狭守子孫野卷村に蟄居し、今野卷村の各主役を勤む、

空瀧之圖



日野澤川 村の西の方上日野澤村より来り、東の方金澤村に達す、村内に係ること凡一里、川幅六尺より五間に至る
○金澤川 村の北の方金澤村より来り、富村を經ること
瀧凡三丈、此瀧上下日野村の界にあり、

天王社 例祭六月十五日、小名日野、○天王社例祭上、○稻の産神なり、村民持、下同、

荷社 例祭二月、○山神社例祭九月九日、小名、○諏訪社例祭七月廿七日、小名大神、○諏訪社例祭七月廿七日、神職新の鎮守なり、村民持、

○六所社 例祭九月十五日、小名、○千宮明神日、小名富平の鎮守なり、○諏訪社の木鎮守なり、良泉寺持、

大通院 高松山と號す、曹洞宗、甲州山梨郡落合村永昌院の末寺なり、除地七段六畝、末寺十二刹、本尊釋迦を安ず

開山物特賜圓明禪師悟宗純嘉大和尚、永祿三年九月廿日示寂す、開基逸見若狭守義綱、法號大通院殿心叟源向大居士、天文十年三月十七日卒す、此義綱、

は前に出せる高松の城主なり、○良泉寺 重木山と號す、なり、本尊釋迦を安ず、除地二段四畝、開山本寺二世教爲性蓮尊、元龜二年四月廿三日化す、

三十四番觀音 秩父觀音札所三十四ヶ所の内なり、水瀧山と作なり、此堂の傍に岩窟ありて、清泉涌出せり、故をもて水瀧と唱ふ、此岩窟を胎内くわりとて、願禮の者くまれり、岩窟

正十八年鉢形落城の後、伊賀守息朝見左馬助、幼年にて日野澤村に隠れ居り、民間に下り郷土となれり、御代官より賜はる書にも郷土と見へたり、其書面二通今に所持す、先祖より屋敷五畝、上畑五畝の餘地持傳へり、右藏する所の文書左に載す

甲州勢夜中土坂を忍入阿熊に屯し候を、物見山より早朝見附之、即刻吉田之箱え驅付相固候條、感悅之至に候、依之苗字阿佐美之字を、向後朝見之文字に替替、譽を可貽子孫に候、當座之爲賞太刀一腰遣之候者也、仍如件、

永祿十二年七月十一日 氏 邦花押
朝見伊勢守殿

の中に弘法大師の作佛等あり、詠歌に曰、萬代の願をこゝに納をく、苔の下より出る水かな、此所三十四ヶ所札打納なれば、願禮の輩爰、別當水瀧寺、日澤山と號す、當村大通院の摺を納むと云、

開山良泉寺と同じ、開基阿佐美伊賀守慶延、法號勇光院殿胸劍慶延大居士、是當村里正重左衛門が先祖なり、

慈福寺 金龍山と號す、前寺と同宗同末なり、本尊地藏、南陽山と號す、前寺と同宗同末なり、本尊彌陀、銅佛立像長一尺五寸、作は傳へざれども靈佛なり、開山本寺四年九月廿日化す、

世格外仲越明曆元、○大龍寺 龍門山と號す、同寺同宗同末、本寺三世泰益天正八年十月十五日示寂、

○養命寺 布谷山と號す、前寺と同宗同末、本寺三世泰益天正八年十月十五日示寂、

○觀正寺 花木山と號す、新義村の里老十郎左衛門なり、

○普門寺 松本山と號す、新觀音の末なり、本尊如意輪觀音を安ず、開山を傳へず、

本郷村東陽寺の末なり、本尊不動を安ず、開山を傳へず、

○地藏堂 水瀧を安ず、左右に西國三十三所觀音のうつしを置、故に西國と云、大通院持、

舊家者里正十左衛門 阿左美氏なり、先祖は鉢形北條氏邦に屬し、阿左美伊勢守支光と云、永祿十二年七月十一日甲州勢を退かへし、其時氏邦より感狀を賜はり、苗字を朝見に改らる、感狀今に所持す、伊勢守息朝見伊賀守慶延、元龜三年まで上杉家の押へとして、郡中横瀨村根小屋の城に居れり、其時氏邦より加増の文書今に所持す、天

上杉一揆名栗谷を通都戸坂を越、楯籠持山之由、右此爲押根小屋之差遣候、依之東ハ小丸坂上、西ハ坂氷上、南は産川之水元、北ハ横瀨川を境に定宛行之間可被爲知行候、并渡邊監物を差添候、仍下知狀如件、

元龜三年三月五日 氏 邦花押
朝見伊賀守殿

去年中凶作之處、百姓飢食を救候旨、御上に茂きとくに被思召候、仍而書付如此に候以上、

萬治二年亥五月七日 伊半左印

秩父領日野澤郷士阿佐美十左衛門とのへ

覺 一此度家并門口普請被成候よし、不苦敷之旨清
三郎被申候に付、書付如此に候以上、
元祿七年亥二月十日 松平清三郎代
高橋與兵衛印

秩父領日野澤郷士阿左美十左衛門殿

除地畑五畝、里老八郎右衛門、除地畑三畝、里老彌左
衛門、除地三畝、村民重郎左衛門、除地畑三畝、村民
重郎右衛門、
右四人のもの、先祖、寛文二年檢地
の時案内せし故、今に除地を持てり、

長壽者四郎右衛門 文政六未年九十一歳、仙右衛門六十三歳
なり、親四郎右衛門に孝行を盡し、平生
農業に怠らず、物ごと父の心底に應じ、孫勝五郎三十六歳、
曾孫仙之助十七歳なり、勝五郎も父の孝養を感じ、是も亦親
の心に従ひ、家内
睦しく暮せり、

○矢納村 矢納村は郡の北上野國の界、神流川の南岸に
あり、郷庄領の唱を傳へず、村名の起り日本武尊東夷征
伐のとき、矢を納め其所に社を立、願望満する所なりと
て、滿所太神宮とあがめ奉ると、今小名宇奈室に有る所
の社はなりとぞ、又一説に平將門の矢を納めし所にて、矢
の堂と云るありしが、何頃か郡中寺尾村に移し、今札所

高札場二ヶ所 一は小名宇奈室、一は
小名 柚ノ木 鳥羽 高牛 宇奈室 稻村 矢納 迎平
金澤城山 村の南にあり、登 ○王城山 是も村の南にあり、登
ること凡一里、
二つの山は城趾なりと云傳ふ、何頃 ○城峯山 これも南にあ
何人の居れりや、其ことは傳へず、
三十二町許、絶巖 ○安房山 村の西 ○奈良峠 是も西の方
石間村の界なり、
田部村に至る峠なり、登ること凡一里、下ること ○西平峠 村
とは僅にして、太田部村に至る、道幅二尺許、
南にあり、上日野澤村に至る峠なり、登 ○かさばや峠 村
り一里、下りも亦一里許、道幅凡二尺、
東にあり、金澤村に至る峠なり、登り
一里下りも亦一里許、道幅凡二尺、

澤二ヶ所 一は赤岩澤と云、一は板橋澤と云、共に村の南寄り
にあり、此兩澤より涌出する小流、小名宇奈室に至り
り一流となり、東流して神流川に入、水 ○濱谷村 東見玉
路一里餘、川幅六尺より三間に至る、
の郡界なり、此谷間より涌出する溪流、郡界を流る、こと凡
二十町にして、前の赤岩澤、板橋澤より出る川に合す、川幅六
尺より三
間に至る ○大沼澤 村の西王城山の麓より溪流涌出し、北
六尺より二
間に至る ○神流川 此川この邊にては、武州・上州の境に
間に至る、
樂郡讓原村なり、當村の界を流る ○瀧 神流川の南岸にあ
ること凡二里餘、川幅二十間餘、
瀧り、落ること三丈

新編武藏風土記稿卷之二百五十九 秩父郡之十四

二十一番の観音堂、是なりと云傳へり、此兩説甚だ附會の
説信じがたしと云へども、土人の傳ふまゝにしばらく爰
に載す、江戸日本橋を距ること中山道通り二十七里、四
境東は兒玉郡阿久原村、山澤を界ひて郡界なり、巽の方
郡中金澤村に隣り、南は郡中上下日野澤の兩村に接し、
坤の方郡中石間村に續き、西は郡中太田部村に界ひ、乾
より良に廻り、武藏上野の國界にて神流川を限り、乾の
方對岸は上州甘樂郡坂本村、北の對岸は同郡保美濃山村
良の方對岸は同郡讓原村なり、地形東は兒玉の郡界、巽
より西に廻り郡中に續き、乾より良に廻り、上野の國界
にて神流川を限り、此川に所謂三波石の名産あり、實
に山中谷間の村にて、幽邃の僻地なり、東西一里半、南
北一里半に餘れり、民戸百十七所々に散住す、水田なく
陸田のみにて、燒畑も多くあり、村民耕作の際に山稼を
専らとす、女は蠶を養ひ、絹を織或は紙漉等を業とす、
産物は絹・畑艸・干柿等なり、或は竹節・人參・蒼朮・細辛
等、山中より出と云、土症は野土眞土なり、正保の頃は
伊奈半十郎支配所なり、その後天明四年久世大和守廣明
が領分となり、後又御料所となれり、夫より御代官遷替
ありて、今川崎平右衛門支配所なり、寛永十七年伊奈半
十郎檢地して貢税を定む、

三波石 出處は神流川にて、當村附と對岸の上州甘樂郡讓原村
にかゝり、十八町許の間、兩岸又は中流に三波石と稱
するもの多し、名産にて所謂世に賞する所の上州三波石是な
り、四十八石とて其名あるは、各奇怪なる巨石なり、小石と
いへども奇石なれば、狼
に取ることを免さず、

稻荷社 例祭六月十五日・九月十五日 稻荷社 ○熊野社 例
祭六月十五日・九月十五日、小名 子易社 例祭六月
高牛の鎮守なり、村民持、下同、
王社 ○野栗社 例祭六月十五日、小名鳥 神明社 稻荷
社 ○滿所太神宮 男體・女體の兩社を合殿とす、小名矢納の
往昔日本武尊東夷征伐のとき、矢を納め願望満する所とて、
滿所太神宮とあがめ奉るとぞ、村名の起り是によると云へり
○山祇社 城峯山の絶巖に 稻荷社二社 村民持 ○天神
社二社 ○矢面明神社 例祭六月十五日・九月十五
權現社 ○諏訪社

青蓮寺 高牛山と號す、新義眞言宗、上州綠野郡三波川村金剛
寺末、開山曉晃永正元年の示寂、本尊不動を安す、年
貢地 地藏堂 ○智善寺 同性山大滿院と號す、宗末前寺に
段八畝二十歩、起立は昌泰年中にて、什寶 不動畫一軸 絹
開山曉綜承平四年三月廿一日示寂、

なり、弘法大師 辨天社 ○延命寺 高府山大同院と號す、の筆と云傳ふ、

て、同末の門徒なり、本尊延命地藏を安ず、大同年中の起立なりとぞ、開山開基の名を傳へず、除地二畝十五歩

天神社 稻荷社 ○光善寺 宮澤山と號す、前寺と同宗同門を傳へず、年

傳へず、年 ○眞光寺 永福山と號す、前寺と同宗同門徒を傳へず、

開山開基 ○寶積寺 月光山と號す、新義眞言宗、當村寶善を傳へず、

を勢至堂と呼て菴室なり、村民 ○長樂寺 光福山明王院と嘉十郎進退せり、年貢地なり、

宗、兒玉那栗崎村宥勝寺の末、除地一畝五歩、本 ○藥師堂 木立像長一尺九寸、行基の作、虛佛に

堂て四月八日に參詣多しとぞ、青蓮寺持 ○太子堂 村民持

○彌陀堂 ○地藏堂二字 ○釋迦堂 ○藥師堂 ○觀音堂 貞光

○太田部村 太田部村の北上野國の界神流川の南岸にあり、大平郷大里庄なり、江戸日本橋を距ること中山道通り二十八里、四境東より北に繞り上野國界にして、東の方は神流川を界とし、對岸は上州甘樂郡坂原村なり北に繞り馬立澤と云る所の小流を界として、是も國界にして上州甘樂郡柏木村に接す、當村より以東は神流川を以て國界とし、當村より以西は山々谷々等を國界とす、

西は郡中上吉田村に續き、南は郡中石間・矢納の兩村に隣る、東西一里十町、南北一里三十町許、山間の村なり、民戸七十一所々に散住す、農間に男は山稼を専らとし、女は絹を織り、或は紙漉等を業とす、水田なく陸田のみ多くは嵯峨なる地を燒畑となして耕せり、土症は小石交りの眞土或は野土等なり、土産には絹・煙草・大豆・干柿・炭等なり、往古より御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配所なり、寛文二年伊奈半左衛門檢地せり、明和三年六月松平因幡守采邑に賜はり、今其子孫松平中務少輔知行所なり、

高札場 村の中程、小名 相見 小指 梁場

小名 奈良尾 太田部 相見 小指 梁場

神流川 村の北の方上州甘樂郡柏木村より來り、當村西の限りを東流して、矢納村と上州甘樂郡坂原村の界に達す國界なり、當村の北岸を經るこ

○馬立澤川 水源當村と上州の山谷より湧出し、國界を流るゝこと十五町許にして、神流川に入、この澤川武州上州の界なり、扱此小流神流川に入、

是より東の方は神流川を國界とす、

○清水澤川 村の北の株山の谷間より湧出し、村内に經ること凡十町許にして、

○井戸澤川 村の西側の株山の谷間より湧出し、村内に經ること凡二十町餘にして、

○田島澤川 村内谷間より湧出し、水路

○太田

部澤川 村の西の方村界の株山麓より流れ出、

方山谷の間より湧出し、水路五町許にして、太田部澤川に入、

幅三尺、土橋なり、冬春の間のみ架す、

十八社 例祭六月十五日、小名相見 ○天神社二社 ○五社 例祭六月十五日、小名相見

社 例祭六月十五日、小名相見 ○塚山社 登

廿町許にして、岩山の頂に小天狗の社、山の中腹に大天狗の社を勧請し、此二社を崇て塚山明神と云、其靈山なりとて土人恐

怖す ○西宮社 例祭六月十五日、小名 疱瘡神社 ○諏訪社 例祭七月廿七日、小名

○天王社 八幡社 稻荷社 常正院 相見山と號す、新義眞言宗、上州綠野郡三波川村金剛寺の末なり、本尊不動を安ず、開山開基を傳へず、除地四畝

六歩、

○千手院 南向山と號す、前寺と同宗にて同門徒なり、

○常念寺 天徳山と號す、前寺と同宗同門徒なり、

○常光寺 佛石山と號す、前寺と同宗同門徒なり、

○大泉寺 來向山と號す、曹洞宗、郡中久長村天徳寺の末なり、本尊藥師を安ず、開山傑州永椿天正十八年四月二日示寂、除地一段、

虚空藏堂 常光 不動堂 村民持

○藥師堂二字 ○觀音堂

除地四畝 村民太郎兵衛・七兵衛・平兵衛三人の者各所持す、これは寛文二年檢地のとき、先祖某等案内せし故なり

○藤倉村 藤倉村は西の方の國界なり、八幡庄に屬す、他村にては矢畑庄とかけり、茲にては八幡の字を書來れる由を傳ふ、江戸日本橋迄中山道通り三十一里、河越通り二十八里、四比は東より北へ廻らし日尾村に隣り、北より西南へ廻らし山峯を界とし、上州甘樂郡森戸村・小平村・青梨子村・青柳村・魚尾村と五ヶ村を界ひ、南は河原澤と三山の兩村是も峯を界とし、東西二里許、南北凡二十町に餘れり、地形南北は高山なる中央を、西の方河原澤村の山谷より藤倉川の流れ、東流する兩岸の嵯峨なる所に多く村民散住し、或は山の中腹にすめるもあり、山谷の土地ゆへ水田はなく、皆陸田と山林のみ、其分量は十が二は、畑居屋敷等にて八分は山林なり、土性石砂交りなる眞土多く、北寄の山附には赤野土も交り、民戸百九十、男は農隙には薪を採、或は炭を燒、女は絹・太織などを織出し、冬より春までは紙漉出して生業とす、産物は絹・烟草・蒟蒻玉、黒白青の大粒なる豆を産せり、株山は村内に四ヶ所有て刈取れり、東の方日尾村より來り、村内に係ること二里許にして、上州甘樂郡魚尾村へ達す、一條の往來あり、村内にかゝること道幅三尺或は四尺、御打入以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、

明暦元年同人檢地し貢賦を定め、夫より打つゞきて御料所にて有しが、天明四年久世大和守廣明が領分に賜ひ、同八年より又御料所となり、今は川崎平右衛門が支配所なり、

高札場村の申程

小名 馬上 池原 長久保 強矢 八谷 富田 長澤

中平 大石津 房 唐竹 太駄 宮澤 森戸 柳生

牛首峠 小名馬上より飯田村へ越る峠なり、登り十町許、道幅二尺或は一尺五寸、小鹿野村市への村道なり、頂上に

て界とす ○胡桃差峠 是も馬上より三山村へ越る峠なり、登り十八町許、峯にて三山村と界を下皆同、

○壹ノ坂峠 小名富田より河原澤村へ越る峠なり、登り三十町許、峯にて河原澤村と界ひ、道幅前に同

○坂丸峠 小名森戸より登り、上州甘樂郡小平村に越る峠なり、三十町許昇り頂上にて國界をなせり

○青梨子峠 是も森戸より登ること廿町餘、道幅同前、甘樂郡魚尾村と同郡青梨子村へ跨る峠なり、頂上にて國界をなせり

藤倉川

字二子山の麓の谷間より谿流落來り、村の中央を乾よ、河原幅七間或は十五間に至る ○澤川四流 一は牛首峠の谿合より涌出し、一は胡桃差峠の谿合より涌出し、水路十五町程流れ、藤倉川へ流ぐ、一は字石仁田の山入、登る坂峠の麓より湧出し、凡

安ず、開山 〇東光寺 醫王山と號す、宗末前寺と同じ、除を失す、

〇來迎寺 富田山と號す、宗末前寺と同じ、先に回す、

〇圓能寺 馬上山と號す、右同宗同門徒、本

〇重福院 空前

〇藤倉坊 二子山と號す、

〇河原澤村 河原澤村は郡の西上野國の界にあり、郷庄領の唱を傳へず、矢畑の庄なるべし、江戸日本橋を距る

事中山道通り三十二里、川越通り三十里、我野通り二十

八里、四境東は郡中三山村に續き、西は上州甘樂郡山中

領神原村に接して峯界なり、南は郡中薄村に峯界、北は

郡山藤倉村に山の絶嶺を界とす、東西一里に餘り、南北

も一里許の山村なり、地形西の方は上州の國界にて志賀

坂峠あり、南北の方山々連り、東の方へ谷川の一流あり

此水路の左右或は山澤により、民戸百二十所々に散在す

水田なく陸田のみ、又は焼畑もあり、農隙に男は山稼、

女は蠶を養ひ、絹を織り紙漉を生業とす、土症は砂土野

土多く赤土眞土少しあり、土産には絹・烟草なり、御入國

より御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、明暦元

年同人檢地して貢税を定む、夫より御代官遷替ありて、

十八町程流れ藤倉川へ落入、一は坂丸峠の麓より流出し、水路九町許にて、是も藤倉川へ合せり、

〇橋二ヶ所 共に板橋なり、一は日尾村界にあり、長四間、幅四尺許、是も藤倉川に架す、一は西寄にあり、長四間半、幅四尺程、

野栗三社權現 小名八谷にあり、村内鎮守、除地三段、祭神

七日・六月十五日・九月十九日、

〇熊野社 〇神明社 〇諏訪社 小名馬上にあり、例祭

〇大石社 小名池原にあり、例祭

〇日輪社 小名八谷にあり、村持

〇石上社 村民持

〇岩殿權現社 諏訪社合社 小名宮澤にあり

〇八幡宮 例祭八月

龍石寺 大聖山と號す、曹洞宗、同郡下吉田村清泉寺末、除地

七日寂、本尊

〇長泉寺 池原山と號す、宗末前寺と同じく、

〇福正寺 末、開山達大寛文十二年六月寂日を失す、

〇長嚴寺 東石山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平

〇多門寺 毘沙門山と號す、

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

〇慈眼寺 日天山と號す、宗末前

村と薄村との兩村に跨り、薄村にても山上に兩神權現、兩神明神の二社を祭れり、當村にては八日見山と唱へ、(説縁記に見へたり)又龍神社を祭れる故にや、龍神山とも唱ふ、薄村にては兩神山と唱ふ、皆文字異にして唱へは同じ、山の形狀は、縁記にも載たる如く、衆山に秀で嶮岨の山路細徑曲折、土人も容易に攀る事を得ず、宿願のもの偶登山せりと云、猶薄村の條合せ、○天守山村の南にあり、登ること一里許、山上見べし、○二子山山の北にあり、登り十八町許、山の上たる高山なり、○二子山山の形文字の如く相並べり、○御神職高野伊賀、

巢鷹山御林山二ヶ所、村の南にて八日見山の前にあり、志賀坂峠、村の西の方にて上野武蔵の國界なり、當村より登ること凡十八町にして、絶巖國境にて、夫より上州甘樂郡神原郷の内、間物村へ下ること十四町許、道幅凡六尺、是は上州甘樂郡山中領を経て、信州への往還なり、○かやの坂、村の良の方にあり、藤倉村への通路なり、登る倉村へ下ること亦一里許、道幅三尺山路難所なり、

河原澤川、村の乾の方三河入澤より涌出し、東流して三山村に達す、水路村内に係ること凡一里半、川幅十五間許、此川三山川の水源なり、當村山、○大瀧、村の南八日見山の麓々より出る小流皆此川に入、凡一丈、幅二尺許、

八幡社、例祭正月十五日、村中の鎮守なり、神職高野伊賀、○諏訪社、例祭七月廿七日、村中の産神なり、

なり、神職前に同じ、

眞福寺、小諸山と號す、曹洞宗、郡中下飯田村光源院の末なり、除地二段一畝十歩、本尊彌陀、木坐像にて長三尺、惠心僧都の作なり、開山天真自性、○長松院、前寺と同宗、同應永十四年五月十三日示寂、

末なり、本尊觀音を安、○正覺寺、宗同末なり、除地九畝、開山を傳へず、○不動堂、本山修驗、地寶院の持なり、地開山を傳へず、○不動堂、寶院は入間郡越生郷山本坊の配下なり、○不動堂、當山修驗、泉光院の持なり、泉光

里正軍太郎居屋鋪、除地五畝所持せり、是は此者の先祖某が、土地の案内せし故なりと云へり、

○三山村、三山村は郡の西にあり、矢畑の庄に屬す、江戸日本橋を距る事中山道通り三十里、川越通り廿九里、四比東は上飯田村に續き、西は河原澤村に隣り、南は薄村に接し、北は藤倉村に界へり、東西二里に餘り、南北一里許、東西の隣村へは谷間續き、南北の方は山々連り山の頂を界となせり、民戸は三山川の左右、或は山根によりて二百八十五烟所々に散住せり、男は農隙に山稼をなし、女は蠶を養ひ、紡績し、絹・紬・横麻等を織ことを生業とす、水田は僅にして、陸田多く山林は尤多し、村内山澤より出る溪流を水田の便とす、土産砂土眞土、或は赤黒野土等なり、土産には絹・煙草を第一とし、大豆・

寛葛是に繼ぐ、御入國以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、明暦元年伊奈半左衛門檢地して貢税を定め、夫より御代官遷替ありて、天明四年より同七年まで四年の間久世大和守領分となり、同八年又御料所となりしより、今川崎平右衛門支配所なり、村内に一の街道かゝれり、東の方上飯田村より來り、二里許にして西の方河原澤村に達す、道幅凡六尺、此街道は上州甘樂郡山中領にかゝり、信州への道なり、

高札場村の中程、小名、小金澤、犬木、赤谷、半平、間明平、一段地、田ノ頭、柿木平、久月、皆本、黒竹、そり、大指、三ヶ原、桃木平、法師落人、石上、軍平、納宮、眞日影、兵ノ原、

要害山、村の南にあり、登ること凡十九町、○瀧ノ澤山村の北にあり、○毘沙門山村の北にあり、其嶮岨の岩山なとふだ峠、界にして、薄村に至れる峠なり、○くるみ差峠村、北の方、登ること二十町許にして、峯を村界として、藤倉村へ下ること凡二十町、

三山川、西の方河原澤村より來り、村内を經ること二里餘、東流して上飯田村に達す、川幅廿間より三十間餘に

○澤川三流、一は小名間明平の東、藤倉村境の谷間都久山川に入、一は小名間明平の坤の方、薄村界皆本澤より涌出し、水路三十町許にして三山川に入、一は村の東上飯田村境良の方藤倉村界小金澤より流れ出、當村と上飯田村との界を經ること廿五町許にして、三山川に入、

軍平、村の西の方にある小名なり、此所打開きし所にて、古戦場の地なりと云、ま、枯骨など出ることありとぞ、塚など往々あり、今陸田となれり、是より東の方に兵ノ原と唱る小名あり、此所の諏訪社の森を兵ノ森と云、軍兵こゝに屯せし所なりとぞ、又西の方法師落人と唱ふる小名あり、法師武者の落行し所なりと云、軍のありし年代事跡を傳へず、何人の戦ひし、

天神社、例祭正月廿五日、村民持、下同、稻荷社、八幡社、○諏訪社、例祭廿五日、小名間、○小鹿社、是も村の鎮守なり、同所、稻荷社、道祖神社、○石上、小名石上、○兒社、兒童の木立像朽のみ五寸許の像あり、古物なり、土人の傳へに往古六歳の童子某、此所の芥子畑の中にて自害せしを祭れりと云、因て今に此所にて芥子畑を作る事、○納宮社、小名納宮の鎮守なり、○諏訪社、小名兵ノ原の鎮守なり、○十二天社、妙見社兩社相殿、例祭九月九日、小名半、○貴舟社、小名小金澤の鎮守、○山神社、村民の鎮守なり、○貴舟社、寶積寺持、

○諏訪社、例祭七月廿六日、○毘沙門社、例祭十月三日、

徳藏院

大木山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の末寺なり、除地二段五畝、本尊藥師を安ず、開山永元應永三年十月

○石上寺 寶林山と號す、前寺と同宗同末なり、九日示寂、除地一畝、本尊觀音を安ず、開山は傳へざれども、天文四年の鰐口

○寶藏寺 瑞鳴山と號す、前寺あり、古き寺なる事知らる、○寶藏寺と同宗同末なり、除地九畝十五歩、本尊藥師

○寶積寺 藥王山と號す、前寺と同宗同末なり、本尊地蔵を安ず、開山を傳へず

○昌福院 田頭山と號す、曹洞師の作、開山を傳へず、弘法大師の作、開山を傳へず

源院の末寺なり、除地八畝、本尊釋迦を安ず、開山覺室禪龍寛永四年三月廿六日化す

○光西寺 松風號す、前寺と同宗同末なり、除地一段、開山撫門

○法正寺 全元祿九年十月廿八日示寂、本尊藥師を安ず、開山撫門

○法正寺 間明山と號す、前寺と同宗同末なり、除地二段、本尊地蔵を安ず、開山學室慶禪寛永五年三月廿六日化す

○稻荷社 白山社 ○阿彌陀寺 黒松山と號す、前寺と同宗同末

○阿彌陀寺 黒松山と號す、前寺と同宗同末

○不傳 傳へず、開山 ○阿彌堂 村民持 ○十王堂 ○藥師堂 ○不動院 白石山と號す、當山修驗、兒玉

○瀧本院 貴舟山と號す、上州綠野郡鬼石村長命寺の配下なり

○齋藤氏なり、先祖は北條氏邦に仕へ、天正十八年鉢形落城後、民間に下り當村に盤居し、數代名主役を勤む、氏邦よりの感狀奉邦よりの書翰を藏す、左に載す

新編武藏風土記稿卷二百六十

秩父郡之十五

○日尾村 日尾村は郡の北上野の國界にあり、矢波田庄なり、江戸日本橋を距ること中山道通三十里、我野通二十七里、四境東より南に廻り中飯田村に隣り、西は藤倉村に續き、北より良の方上吉田村に接し、乾の方上州甘樂郡飯島村なり、此邊山々連り、山の絶嶺を國界となせり、東西一里半餘、南北二十町許、民戸百四十八所々に散住せり、山間の村なれば耕す地少く、農隙には山稼を業とす、女は養蠶の外、絹を織り或は紙を漉げり、水田なく皆畑の村にて、山は尤多し、土産には絹・烟草・楮皮・大豆・小豆等なり、土産赤眞土石交り野土等なり、御入國より御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、明暦元年同人檢地して貢税を定む、夫より御代官しばし遷替ありて、明和二年松平因幡守采邑に賜はり、今其子孫松平中務少輔知行所なり、高札場村の中程にあり

三山谷え敵相働候處ニ、抽而相稼、致高名之由無比類候、殊に親候新左衛門ハ遂討死候事不敏候、向後於走廻者、一廉可重扶助者也、仍如件、永祿十二年己巳七月十一日 氏 邦 花押

齋藤右衛門五郎殿

今度ちう宿いたし候やしき分、十貫の所さういあるへからず、謹言、五月九日 泰 邦 花押

齋藤右馬允殿

舊家奥四郎 近藤氏なり、是も數代名主役を勤む、古き年ノ歳三山村可納御年貢割付之事

此内 壹貫參百四文 アノ川かけに引、七貫三百九拾五文 挽免六分引、本高辻

残る百貳拾三貫貳百五十三文 午の定納、右之分相定候上ハ、十一月申と切而急度皆濟可致候

若其過於無沙汰ハ、以謹責を可申付者也、仍如件、午拾月九日 伊備前花押

名主百姓中

梨子地に風の蒔繪なり、鞍裏に焼印花押あり

新編武藏風土記稿卷二百五十九之終

小名 下平 小室 根小屋 合角 長久保

城跡 此山は町の南方にあり、險阻を登ること十八町許、城跡と覺しき所は、年經て漸々に崩れたるさまにて、今僅に五間四方許の平地あり、夫より又南方へ二間に十間許の平坦あり、此山は飯田村札所三十一番の觀音、鷲の岩窟へ續きて要害を構へたる體勢なり、こゝは其昔北條氏邦の臣、諏訪部遠江守定勝の居城なりしと云、此定勝は武功のものなればとて、氏政より斯く命ぜられて、此城を守りしとぞ

杉ノ峠 村の乾の方當村より登ること十町許、山の絶嶺を國界として、上州甘樂郡飯島村に至る、下ること十八町

凡三尺、○たけ山 登り二十町許、○小峠 村の南方

田村への通路なり、○から坂峠 是も村の南方にあり、小鹿

同 ○田坂 村の東の方にあり、道幅六尺許、

谷川 西の方藤倉村より來り、村内を經ること三十町許にして

田川なり、此川に添、○溪流 西の方小名長久保より涌出し、

ふて民戸往々あり、○三尺許、

諏訪社 例祭七月廿七日、小名根小 ○諏訪社 例祭前に同じ

守なり、村民 ○諏訪社 例祭前に同じ、小名 ○熊野社 例

持、下同 ○諏訪社 長久保の産神なり、

九月十九日、小名 ○高根社 例祭七月廿七日、小名根小

小室の鎮守なり、

城峰山眺望圖



○岩殿社 例祭正月十九日、小名合角の
 菩薩寺 寶珠山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の門徒なり、除地七畝十四歩、本尊彌陀を安す、開山永藤寂年を傳へず、藥師堂 ○長福寺 日寶山と號す、同宗同末なり、開山省廣示寂 諏訪社名和田の鎮守なり、小 天神社 ○寶藏寺 夕日山と號す、前寺と同宗同門徒なり、除地五畝十二歩、本尊不動を安す、開山を傳へず ○常正院 山號なし、前寺と同宗同門徒なり、除地二畝 子權現社 例祭十一月初子の日 ○眞福寺 山號なし、前寺と同宗同門徒小名小室の鎮守なり ○眞福寺 山號なし、前寺と同宗同門徒を傳へず ○光西寺 院の末寺なり、曹洞宗、郡中下吉田村金剛置、開山本光 ○金藏院 本山修驗、入間郡越 藥師堂 寂年を傳へず ○藥師堂 生郷山本坊の配下 ○藥師堂 民持、下 ○念佛堂

○石間村 石間村は郡の北寄にあり、武光庄に屬す、江戸日本橋を距ること中山道通り二十九里、川越通り二十六里、四境東は阿熊・下吉田の兩村に界ひ、北は上日野澤・矢納の二村に接す、東西十八町餘、南北二里、谷間の村たり、南北へ長く石間川に添ひ、或は谷間或は山の中腹等に、民戸百六十烟所々に散住す、山多く水田なく陸

其二



のみ、陸田と云へども多くは嵯峨に依て焼畑なり、農間に男は山稼、女は絹を織り、紙漉を業とす、産物には絹・大豆・荳等なり、土症は小石交りの眞土或は野土なり、慶長三年四月袴田七右衛門・新井忠左衛門・幸良惣次郎檢地せし古水帳あり、其後明暦元年伊奈半左衛門檢地して貢税を定む、此地往古より御料所にて、正保の比は伊奈半十郎支配所なり、その後明和三年六月松平因幡守采邑に賜はり、今其子孫松平中務少輔が知行所なり、高札場村の中程、小名

小名 澤・漆木 中郷 澤戸 半納
 城峰山 村の西北の間にあり、登ること凡一里餘、此山土人城嶺に泰平社・春日社・天狗社あり、此山上より上州邊を眺望するに、妙義山・榛名山及び利根川・烏川・神流川等の景趣いとよし、圖上 ○太田部村 村の西登ること凡一里にして、絶頂の如し、
 ○日野澤村 村の北登ること凡一里餘にして、絶頂幅凡二尺
 ○石間川 村の西の方、矢田部峠の麓よりと二十町餘れり
 ○石間川 浦出し、村内にかゝること一里半許にして、上吉田村・下吉田村の界に達す、川幅六尺より九尺に至る、
 鹿島社 例祭九月廿五日、小名澤戸 ○八幡社 例祭八月十五
 中郷の鎮守、村民持、下同、小名澤戸

の鎮守 ○十二天社 天狗社、山神社三社相並て立てり、
 稲荷社此社地を稻荷の森と云、村民持、諏訪社日持、下町
 八幡社名半納の鎮守なり、小男臥間社持、
 日社前に載る城峯山の頂にあり、長傳寺の持、この神社奉さ
 護札を ○泰平社 春日社の西の方三町許 ○天狗社の良の
 方に ○十二天社の鎮守なり、村民持、下町、稻荷社 ○諏
 訪社 例祭七月廿七日 稻荷社 天狗社 天王社 ○天王
 社 小名澤口の鎮守なり、

龍福寺 瀧本山と號す、曹洞宗、郡中久長村天徳寺の末なり、
 開山本山天徳寺四世通巖眞達、正徳四年十月十一日の
 示寂、本尊釋迦を安 ○龍昌寺 龍王山と號す、前寺と同宗
 じ、除地七畝廿二歩 ○白山社 疱瘡神社 天神
 十六日示寂す、除地三畝八歩、白山社 疱瘡神社 天神
 社 ○大正寺 高根山と號す、前寺と同宗未なり、本尊不
 動を安ず、開山を傳へず、除地五畝十歩、
 ○長傳寺 城峯山と號す、宗末前に同じ、本尊正觀
 音を安ず、開山を傳へず、除地三畝八歩 ○光明
 寺 梅峯山と號す、宗末同前、本尊釋迦を安ず、開山は本山二
 寺世喜山慶元龜二年二月八日示寂、開基新井山城、法號本翁

淨源居士、永祿八年七月廿三日歿す 天神社 ○觀音堂
 當村里老和吉は其子孫なりと云ふ、
 山と號す、新義眞言宗、郡中金崎村長光寺末、本尊
 正觀音を安ず、開山開基を傳へず、除地五畝八歩、天王社
 ○光明寺 一石山と號す、新義眞言宗、上州綠野郡三波川村金
 尊不動 彌陀堂 光明 藥師堂 二字持、下町、不動
 堂 ○觀音堂 ○地藏堂 ○十王堂

○上吉田村 上吉田村は郡の西寄にあり、矢畑庄に屬せ
 り、村名の名義を傳へず、江戸日本橋を距ること河越通り
 二十七里、中山道通り二十九里、四境東は下吉田村に
 續き、西の方は日尾村に山谷を隔て隣れり、南の方は上
 小鹿野村と、下飯田村にて山峰を隔てり、北の方は同郡
 大田部村と石間村にして是も又山峯を隔て、上州甘樂郡
 生利村は國界の峠を隔て各北の隣村なり、東西凡一里半
 に餘り、南北は山峰にして凡三十町、地形東西へ長く南
 北の山に接し、或は路の傍に民戸散在する、三百九十五
 畑、土性は砂利眞土、山寄の地はと土も交れり、村内の南
 北悉く山槽繼ぎ、眞中に西より東に沃ける吉田川の流有
 て、南北の地形川附へ漸下す、平坦少し山林多く、陸田
 は十が三もあり、水田は至て乏しく、其分量は比しがた
 し、村民農事の餘り木を伐て樽となして河を下し、或は

薪とるを専らとせり、女は養蠶を業とし、白絹を織出し、
 又は冬より仲春の頃迄は紙漉を業とせり、産物とする物
 は絹・紙・烟草・干柿を出し、或は黒青白の大豆を名産と
 す、一條の往來あり、東野方下吉田村より來り、北は上
 州甘樂郡生利村へ越る峰塚まで凡二里半許、道幅三尺よ
 り六尺に至る、秣場は村内入合の散在山にて刈とれり、
 御打入以來御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配し、
 明暦元年同人檢地し貢税を定むとぞ、夫より打つゞき御
 料所にて、明和三年伊奈備前守新高入の檢地を糺し、今
 は川崎平右衛門支配所なり、

高札場三ヶ所 一は村の中西小名女部田、一は村北小名
 小名 石間戸 大棚部 宮戸 千萱 中島 久形 女
 部田 大波見 小川戸 塚越 明ヶ平 小川 女形
 公林山二ヶ所 一は村の北寄字障子岩にあり、廣き五町、松樹林、
 一の御林なり、一ヶ所は字中ノ澤にあり、廣き一段四畝七歩、
 松・樺其餘雜木 峠四ヶ所 一は村の北上州甘樂郡生利村へ越
 る御林なり、一は下飯田村へ越る路にて、登り十五町許、峯にて界ひ、一は
 上小鹿野村への市場通行の村落
 是も峰にて界ひ、登降凡十四町
 吉田川 西の方日尾村より流來り、村内の水路五十町許なり、
 東の方下吉田村へ流る、河原幅廿間より七拾間に及べ

り、水路二幅間又は一、澤川二流 一は水源小名小川戸の
 間、平水深さ四五寸、澤川二流 谷合より湧出し、水路
 深さ四、澤川二流 一は水源小名小川戸の谷合より湧出し
 五寸許、澤川二流 水路廿町許にて、小名塚越にて吉田川
 に合す、一は女形の谷間より湧出し、水路廿
 四五町を経て、是も村内にて吉田川に入、
 橋四ヶ所 一は小名女部田にあり、一は小名大波見にあり、外
 或は廣き所に架せしは二間半程、幅三尺許
 井同じく吉田川に架し、村内通路とす、
 堰 小名久形にて吉田川を堰入、田用水となし
 水路三十間許にて、又吉田川へ流れ入、

地神社 小名大棚部にあり、此所の鎮神とし、例祭
 九月十三日祭神は詳ならず、村持、下町、熊野社
 ○諏訪社 ○山神社 ○稻荷社 ○七社權現社 ○十
 頭權現社 ○八幡社 ○天王社 ○熊野社 ○神明社
 東陽寺 明王山と號す、曹洞禪宗、下吉田村清泉寺末、除地四
 畝二十四歩、本尊正觀音を安ず、開山詳ならず、
 ○龍泉寺 吉田山と號す、宗末前に同じ、除地四畝九畝十五
 歩、開山本山二世一叟秀茂天文十七年二月歿す日
 知れず、本尊十、稻荷社 ○正膳寺 勢至山と號す、前寺と
 一面觀音を安ず、開山本山八世三洲大
 龍、本尊勢至銅立像を安ず、
 二十六歩、開山本山十世梅
 庵涼悦、本尊正觀音を安ず、
 步、本尊藥師を安ず、當寺 ○石藏寺 佐々木山と號す、前
 無住寺となり開山詳ならず、 ○萬福寺 日養山と號す、新義
 眞言宗、那賀郡小平

村成身院末、除地四段十歩、本
 尊樂師、開山英山寂年を失ふ、
 五畝、本尊延命地藏を、
 安ず、開山詳ならず、
 詳な ○地藏院 地寶山と號す、前寺と同門徒、除地廿
 藏院 地智山と號す、前寺と同門徒、除地三畝十
 八歩、本尊正觀音を安ず、開山詳ならず、
 瀧淵山と號す、前寺と同門徒、除地三畝
 本尊準照觀音を安ず、開山詳ならず、
 前寺と同門徒、無年貢地、本尊
 もなく無權にて廢寺となれり、
 ○不動堂 村持 ○不動堂
 ○勢至堂 ○藥師堂 ○虚空藏堂 ○虚空藏堂 ○十
 王堂 ○阿彌陀堂 除地六畝七歩
 を安ず、入間郡越生郷本山修驗
 覆本坊配下、宮戸山大藏坊持
 ○下吉田村 下吉田村は郡の西寄にあり、矢羽田(此近郷
 江畑の文字を用ゆ、當村は此文字をもちゆ、)の庄なり、
 江戸日本橋を距る事中山道通り二十七里、川越通り二十
 五里、四境東は太田村に隣り、巽の方に伊古田・品澤の兩
 村かゝれり、西は上吉田に續き、南は下小鹿野村、良の
 方に廻り上小鹿野村にて、乾の方は石間村に接し、北は
 阿熊村寅の方にめぐり、久長村にかゝれり、地形太田・上
 吉田・下小鹿野・久長の四村は平地續き、其餘は山續にて
 山の頂、或は山澤等を界とす、此村東の方は打開き、西

に入に隨ひ南北に山々連れり、東西一里南北二十九町許
 半は平村、半は山村なり、村の東寄りに町並あり、戸數
 八十煙軒を並べ、毎月三八の日市立ありて、當郡第一の
 名産絹・煙草其他諸品交易をなせり、民戸所々に散在する
 もの五百十四、前に合せて五百九十四、男は農事に力を
 盡し、其隙には山稼をなし、女は蠶を養ひ、絹・横麻を織
 ことを生業とす、陸田多く水田は陸田に比すれば十が一
 なり、土産赤土石交り眞土等なり、土産には絹・烟草・干
 柿等なり、御入國以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十
 郎支配し、慶安五年同人檢地して貢税を定む、寛文六年
 板倉内膳正領分となりしが、同十二年亦御料所となり、
 夫より御代官しばし、遷替ありて、天明四年久世大和守
 領分となり、同八年又御料所となりしより、今は川崎平右
 衛門支配所なり、村内に往還一條あり、東の方太田村よ
 り來れる一路、南の下方小鹿野村より來れる一路村内に
 て合し、西の上方吉田村に達す、村内に係ること凡一里
 道幅八尺、是は上吉田村より日尾・藤倉の村々を経て、上
 州山中領邊への往來なり、
 高札場村の東寄
 小名 町 此所民戸軒を並べ、吉田町と
 櫻井 小阪下 藤六 首部澤 萬場澤 新田原 取方 福田 新

小暮 關 釜上 蘆田 和田 宮前 井上 矢畑
 田中 布里 攝持 橋倉 赤柴 椋神社緣起に、日本武
 光明を放つ、因てあかしはと唱ふ
 と云々、今は赤柴の文字を用ゆ、
 御林山 村の南 ○八人峠 村の東小名小阪下より登り五町許
 へり、其來由札所三十三番觀音の條に出せり、
 赤平川 南の下方小鹿野村より來り、東の方太田村に達
 す、村内に係ること三十町許、川幅凡三十間、○吉
 田川 西の上方吉田村よも來り、村内を經ること三十
 町許にして、赤平川に入、川幅凡二十五間、○阿
 熊川 北の方阿熊村より來り、當村を經ること
 五町許にして、吉田川に入、川幅凡五間
 方石間村より來り、上下吉田村の界を經ること
 と凡三町にして、吉田川に入、川幅三間許、
 村の北天神澤より涌出し、水路四町許にして吉田川に入、
 は村の西布里澤より涌出し、水路六町許にして吉田川に入、
 一は村の西寄保澤より涌出し、水路六町許にして吉田川に入、
 一は村の南小暮澤より涌出し、水路八町許にして吉田川に入、
 一は村の南萬場澤より涌出し、水路十一町許にして赤平川に
 入、一は村の南首部澤より涌出し、水路十町許にして赤平川
 入、
 ○溜井十五 一は小名關にあり、四十八間に廿八間、一は
 小名小暮にあり、十二間に十五間、一は同所にあり、十二間
 に十八間、一は字暮坪にあり、十間に六間、一は小名新田原
 にあり、十五間に十八間、一は小名赤柴にあり、十間に八間
 一は小名蘆田にあり、十間に八間、一は同所にあり、八間に

四間、一は小名井上にあり、五間に四間、一は小名釜上にあ
 り、七間に十三間、一は字藤塚にあり、十間に三十間、一は
 小名櫻井にあり、三間に四間、一は字向原にあり、十間に十
 五間、一は小名蘆田にあり、二間に三間、以上の溜井を水田
 げり、
 橋五 一は石間川に架す、長七間、幅八尺、土
 橋なり、其餘の橋皆小橋なれば載せず、
 古城址 小名町にあり、秩父十郎武綱の城跡と云、
 小名町にあり、往昔陣屋ありしと云傳ふ、いつの比なるにや
 詳ならず、元祿十年より年貢地となり、今村民持の畑となれり
 椋神社 【延喜式】内の社なり、祭神猿田彦太神、武甕槌命、經津
 郡矢場田莊、下吉田郷井椋五所大明神、(一名椋神社)所祭神
 五座、第一殿猿田彦太神、第二殿武甕槌命、第三殿經津主神、
 第四殿天兒屋根命、第五殿姫太神也、抑當社鎮坐人皇十二代景
 行天皇四十年、日本武尊東夷征伐之時、巡狩是國、山路杖於
 不、其矛忽放光、因號其所曰明光場、(在當社坤二十町許)又
 其光飛而止、日本武尊怪以到其所時、老翁現井邊椋本、曰吾
 是猿田彦命也、吾欲爲鄉導以故臨於此、因名井椋社、(延喜式
 所謂椋神社是也)即以其矛爲神體、祠此神、井所止光耀曰赤
 井阪、(在鳥居左傍)夫神殿向東、示東夷降服之誓也、境內道
 路四達象天之四維八衢也、六十一代朱雀院御宇、依藤太秀郷
 征伐平將門時、勸請春日四所與地主猿田彦太神合祭、祈誅伐
 遂誅其一族、因建五字神殿、號井椋五所大明神、夫春日大明
 神の支應いぢるしきこと、世の書史にのせて人口にあり、五
 不違枚擧、しかせしより後星霜をし移り、治亂相變して、五

宇の神殿も荒廢す、今一社相殿にうつし奉るといへども、神威なを不更于古、一度參詣の輩は、無智無愚無願而不成就、无念而不圓滿矣、ことに産子等旅行の恙なきことを祈り、蠶養するに昆虫の災をばらひたまへと願ふに、驗しなきことなく納受ましますこと、昔の響に應が如く、影の形にひとしきが如し、執不尊信哉、諺曰、そのかみ秀郷夷賊を亡さんことを祈りしかば、將門が城中に數の鼠來て、兵具をくひ破り、或は兵卒の身を害す、これによりて戦に力なく、大に恐れて自没落すと云へり、是當社の感應にあらざるや、故本社に鼠社(今在本社北子の神村)鎮坐あり、かの城の跡も子今ありて、子丑の年にはねずみ多く出て、草木をからすことありと云へり、其外末社熊野戸隠社・稻荷社・秀郷靈社・猿田彦大神はじめ、椋下にはあらはれたまひし所を卜て、宮廷太敷立、高天原仁千木高知且鎮座須、天慶の頃秀郷此地に遷し奉れり、又本社のうしろに井椋塚あり、此初て降臨のところに、今祭禮日班於幣神供をわけて、彼塚へ送る、是の因縁とかや、又天狗澤あり其水上に石あり、名天狗石、又奥御前日影向石、御前天鈿女命也、其形人の面に似て、如大眼或如長鼻、そのしたよみぬ、左には葦田峯若々松樹四周、右には大河ありて、神境まことに神さびて風景もまたありあり、近ごろ甲斐國の信玄、社邊にて戦しことありし砌、瑞籬のあけの鳥居も皆回祿せり、然れども神德著、於古靈驗今日に新なり、於戲神妙不可測可仰可信也、年中神事、祭禮二月廿七日五節供、名越秣和田川原行幸、(二月十五日)疫神祭(二十日)、右當社之神主等、依令所望加奥書訖、享保乙巳年正月十九日、神祇道管領從二位卜部 本社一丈一尺餘に七尺餘 幣殿二間に 拜殿

五間に 豊受皇太神宮 天神社 秀郷靈社 稻荷社 二間に 井椋塚 社より西の方一町許にあり、塚の 瘡瘡神社 蘆田市正・蘆田日向・蘆田若 若宮八幡社 祭神仲哀天皇、神功 皇后、例祭八月十五日、神職蘆田市正、若宮八幡宮縁起、夫 我朝は神國なれば、邦内一州として神の有にあらざると云こと なし、其土に生る、人、其諸社の神徳を仰がずんば有べから ず、何ぞいはんや、生土鎮護の神靈をや、茲に武藏國秩父郡 吉田村若宮八幡宮は、所祭の神應神天皇、比賣太神、神功皇 后なり、人皇八十代高倉院の御宇、秩父郡 畠山庄司次郎重忠 相模國鶴岡八幡宮を此里の城内に勧請して、鶴窪若宮八幡宮 と號し奉る、其來由を尋るに、是よりさき七十代後冷泉院の 御時、桓武天皇の皇子、葛原親王の御孫、高望王八代後胤、 武藏國住人、秩父別當武基、其妻綾葉の前は夜八幡大神の神 勅なりとて、白張著たる老翁の來り、汝が懐胎子出生せば、 智は一を以て十を知るべく、武は強くして他方にかややきな んとて、白旗一流を授け給ふと、靈夢を蒙る、翌日或人率然 として來り、是を君に奉るべしと云、見れば衣冠冠して馬に乗 弓矢を拵る姿を畫るなり、綾葉甚感喜して、是八幡宮の神像 に疑ひなしと、彌無二の信心を凝したまう、不日にして男子 を儲くべしとの御告によりて、其名を秩父十郎武綱と云、又十 神像の畫を以て守護神として、是を畫像の八幡と崇め奉る、 長となりて智謀兵術人に勝れ、常に源將軍の幕下に屬して、 軍忠を勵まんことを願ひ給ひしに、七十三代堀河院寛治三年 清原真人家衡謀叛し侍りければ、將軍陸奥守源義家、奥州并 武綱先陣の仰を蒙り、出羽國金澤の櫓に發向し、家衡が味方

尾河權大夫直行と云者を射殺し、武威を萬邦にあらはせり、 武綱云、此先陣の白旗のこと、予が胎内に在し時、母が靈夢 を蒙りし故、さしせしが、果して御告の如く高名しぬ、しか あれば永く源家に屬せん、瑞相有がたからずや、是ひとへに 八幡太神の御めぐみの淺からざることを感嘆して、鶴岡の方 を遙拜す、その後さまぐの靈異とも有しかば、士卒ますく、 勇みをなし、渴仰の頭を傾けずと云ことなし、其外數度の合 戦に、比類なき高名をせられき、凡昔時源伊豫守頼義、つゝ、 いて其嫡八幡太郎、將軍源陸奥守義家朝臣、鶴岡八幡宮の神 助を乞給ひて、奥羽兩國の叛亂に打勝、其名海内にてれり、 彼秩父十郎武綱も、義家將軍の幕下に屬して、猛威をふるふ 其吉例といひ、且神瑞有しに依て、畠山庄司重忠、治承四年 庚子八月、鶴岡八幡宮を勧請して、瑞籬を城内にたて、先 祖秩父武綱の守護神、八幡大神の畫像を當社の神體とし、種 々の神寶を奉上げて、齋慎ふかく所願を祈り給へば、ふしぎ の神告有て、程なく源頼朝卿にしたがひ、先祖義家朝臣の吉 例なればとて、一代先陣の大將、并に國主に任せらるゝ、し かあれば重忠過分の所領を給はり、家の面目を顯せりと、喜 悅の眉をひらき、無二の忠勤を盡し、君臣合體の思ひをなし 武威漸盛なりき、其報養の爲に、當社の神田を定め、神事大 概鶴岡に准じて行ひ給へりとなん、さるによつて今に流鏑馬 の址を矢背負根と云、當社の右の傍に有、并に放生會の跡は 社の辰方四町許りに有、鳥は樹立に放、魚は川に放す、其所 を鳩森と云、川も同所に有、此神事元久年中より斷絶して社 頭久しく衰廢せしとかや、其後九十五代後醍醐院の御時、畠 山重忠六代の孫、篠塚伊賀守重廣、當邑を領せらるゝ、嘉曆 三年戊辰夏秋の間、疫癘流行して此里の男女病死者多し、こ れにおいて領主重廣先祖の崇敬し給ふ御神なれば、深く當社

を尊び、古城の下稻荷社の傍を點じして、窪ノ宮を此所にう つし、本宮と崇め、并に牛頭天王を勧請して末社と稱し、病 難消除萬民快樂のために、神事再興有て時疫しづまる、是よ り當社を靈驗無雙鎮護の神靈なりと、世の人敬ひ奉る、 〔鶴窪は今の上、城山の傍有、今も其所に小社有り、〕其 後又神事中絶、寛文九年己酉八月十五日、當社の領主板倉内 膳正重知すたれたるを起し、新に令を下し給ひ、當社八幡宮 の神事再び興し給ひしより、以往歳々の祭禮怠る事なし、な べて神慮の有がたき理りは、いづれわけ難しといへども、當 社の大神は我朝鎮護の靈場、異障降伏の尊神、長く公武の大 祖として、大功大徳國民に及びあまねき、御いつくしみの浪 今の世までも流れぬる、淺からぬ神恩かたじけなき理りを思 ひしられん、人誰か神徳の光輝を敬せざらんや、享保 十二丁未七月吉日、神主藤原重齋、佐々木文山筆、本社 五尺に四尺 幣殿二間に 拜殿 五間に二間半、この社地は 五寸東向、幣殿九尺、拜殿 小名町にあり、秩父十郎武 綱の城址なりと云ふ、町より一段高く、吉田 川及び吉田町を眼下に見下し、眺望いとよし、松尾社 庚 申社 天王社 稻荷社 武綱靈神社 天神社 社に向ひ 碑あり、往昔の碑は崩れたるによりて、近き頃 古碑のまゝを模して、彫りたと云、下に闕す ○貴船社 祭神高靈神、二月廿八日太々神樂を奏す 太神宮 諏訪社 例祭六月廿七日、廿八日、神職宮川上總、 稻荷社 熊野社 天王社 ○八幡社 祭神應神天皇、比賣 祭八月十五日 ○五所明神社 祭神猿田彦太神、武藏魂命、經 神職蘆田日向 ○五所明神社 津主命・天兒屋根命、例祭二月

の罪を悔、後世の苦を恐る、則今よりは善人也、屠刀をなげ
うちて、立地に成佛とは此謂なり、善哉汝早く出家すべし、
但前に地獄の萬分が一の苦を見せしといへども、痛骨髓に徹
したれば、轍く其身合期しがたかるべし、此蓋に福壽延命の
菊水と號す靈泉あり、未だ里人其徳も其號もしらで、埋井の
汲人もなきは、時の至らざるなり、急ぎ此水を以て浴せば、
必ず身體健に、壽命も又永久成べし、吾は是行基なりとの給
へば、賊等掌を合せて拜し、吾々此麓に草庵を結び、佛門に
入て罪障を懺悔し、一生を終るべし、願くば師の形見と存じ
奉れば、佛像一體彫刻して給はり候らばやと、余義なく願
ければ、行基いかゞ思ひけん、觀自在の聖像三體まで刻み給
ひ、此者どもに與へ給ひ、戒を授け髪を剃り、汝等慎めや制
戒に背くことなかれと、出家の作法悉く教諭まし、別を
告て去り給ふ、賊徒御跡を拜して本尊を見奉れば、三體の面
容毫厘も違はず、誠に凡人にてはをせざりけりと、信心倍
勇猛にして、草庵を結て本尊を安置し奉り、恭敬禮拜し奉
此所を今坑伐峠と云は、八人の賊僧となり、假に御堂を造り
杭を伐たる所なりとぞ、亦菊水の井を以て浴しければ、教に
たがはず無病堅固の身と成り、行ひすまして各目出度終を取
りけるとぞ、其後亦一人の僧此草庵を移して、今の御堂の地
に住し、朝夕此菊水を以て薬を服するに、身體堅固にして其
容常に壯年の人の如し、其來り住し甲子より計るにさへ、今
は八十年にも及なん、不思議の人に於ておはせりと、里人來て
其故を問に、吾に他の術なし、唯朝夕此本尊を念じ、是なる
菊水を以て薬を調へ服するのみと、是より此菊水の奇特を知
る、本尊の靈驗をも知て、歩を運び恭禮し奉ける、此僧後年
此所を去て其行所を知らず、定て神仙なるべしと云へり、菊
詠歌に曰、春や夏冬も盛の菊水寺、秋の詠に送る年月、菊

水の井方より巽の 芭蕉塚堂に向ひ左の方にあり、寒菊や
芭蕉の吟詠を彫りたる 別當長福寺 延命山と號す、曹洞宗
碑を塚の上に立てり、 當村清泉寺の末寺なり
前の觀音を本尊とす、開山長山賢 ○萬松寺 祝融山と號す
道、元和二年七月十七日示寂す、 久長村天徳寺の末寺なり、除地三段五
畝、本尊正觀音を安ず、開山を傳へず、 稻荷社 閻魔堂
○福壽寺 山號なし、曹洞宗、當村清泉寺の末寺なり ○眞
正寺 山號なし、曹洞宗、當村金剛院の末寺なり
山號なし前寺と同宗、同末寺なり、除地 〇金龍院
五畝十歩、本尊釋迦を置、開山を傳へず、 〇長昌寺 山號な
寺と同宗同末寺なり、本尊十一面 〇長源寺 山號なし、前寺
觀音を安ず、開山を傳へず、 〇寶藏寺 山號なし、新義眞言宗、那賀郡
本尊釋迦を安ず、開山を傳へず、 〇威徳寺 山號なし、前寺と同宗同末寺なり
彌陀を安ず、開 〇吉田坊 藥王山と號す、本山修験、三峯山觀
と號す、本山修験、入間郡越生郷山 〇胎藏院 大
本坊の配下なり、本尊不動を置、 〇千手院 十王山と號
配下なり、本 〇不動堂 蘆田日 〇藥師堂 除地一段十二
畝不動を置、 〇藥師堂 四字 民持、 〇藥師堂持 〇藥

師堂長昌 〇愛宕社村 〇地藏堂村民 〇大日堂院胎藏

〇觀音堂院持 〇觀音堂二字 民持、

舊家者 里正織兵衛井上氏なり、古文
書二通を所持す、左に載す、

二階堂出羽幸鶴丸申、常陸國久慈西郡内中寺田村事、
佐竹左馬助押領致候、甚以無謂、六戸安藝權守相共

□彼所、任觀應三年九月一日安堵御下文之旨、不日
可被沙汰付下地於幸鶴丸之狀如件、

貞治四年正月廿二日

花押

東條能登守殿

定 法度

一麥大豆惣別穀物、於秩父谷中郷五盃入升、百文に

貳斗五升之外賣申間敷事、

一年貢物之外穀物鉢形出間敷事、右所定仍如件、

戊子八月十九日

吉田代官町人衆中

井上織部助殿

村民又兵衛 小櫃氏なり、古文書四
通所持す、左の如し、

自房州武藏下總津邊江透候廻船爲檢候間、百首之湊
え上下に可寄由可申付候、去又役等之義被申付間敷
候、若於違背之輩者可被致披露候、即可及糺候、其一

札差越候、仍而如件、

己丑十月十三日

正木淡路守殿

虎見之郷相渡候、爲其及印判候、仍如件、

天正九辛巳年霜月廿二日

正木淡路守殿

急度申達候、仍今度不計其地御本意乍恐可爲御大慶

候、内々在所に有之付而者、頓速以使御目出度候由、

上意も言上可申候得共、自去月中旬當地栗橋の地に

在陣申候間、乍存御無沙汰罷成も、何様五三日の中

可致歸陣候間、其刻御取成可憑入候、委者令期後音

候草々、恐々謹言、

十月五日

酒井左衛門 花押

政 辰花押

正木淡路守殿御陣人々

先段令啓入候處に、岡本間遠に付而遅限之段令得其
意候、重而及問書候、然者去冬徳 天下様御直書、
貴國へ罷成置之由御専用之至候、當春關左御進發、北
條可被遂御成敗之由、因茲御手合之様子、貴國へ被
仰出候由、御本望之至候、我等儀へも御朱印被下置

候御文言不相替候、就中石田治部少輔方、天徳寺添
狀長文に候、氏直父子此上降參候共、不可有御赦免
之由、始中終被願之候、義憲爲披見本文指越に至り
歸着候、寫可進置候由申置、愚拙事と太田へ無據有
用所罷越候、京都并越國へ之御狀共、案内者指添、
彼仁雖可相述由存候、去月中旬以往京都御發向、火
急に付而何方御通路斷給不及了簡候、雖然如何共令
方便御狀共相届、御返狀自是可進置候、彼に先返置
候、越府并天徳寺へ御狀之様子從愚所具可申越候、
翌去月廿九日氏治愚城へ□相勤之無據候條、乘向如
存分明勝利敵數多討捕候、定而可有其聞候也、手前
無衆故藤澤不付是非儀無念候、何様京都之模様猶至
り火急と急度路次相調可申入候、又其元へ御到來り
候者、可蒙仰候、恐々謹言、

貳月廿日 正 淡御報 政 辰花押

村民源八笠原氏なり、古文書二
通所持す、左の如し、
爰元在城七月迄申付候處、無相違御請申、於自今可
引立候、鉢形知行親出置候知行役等、當月廿五日よ
り可申付候間、早々在所へ人被越申付者也、仍如件、
卯四月五日

於度々抽而走廻極高名候、御感爲褒美官途被下候、
彌有勇可盡粉骨者也、仍如件、
元龜二年辛未四月廿六日 三 山奉之

○上飯田村 上飯田村は、郡の中央より少し西北に寄れ
り、矢畑庄三山郷に屬す、上中下飯田村は元一村なり、
正保元祿の國圖にも一村に見へ、御入國より御料所にて
正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年伊奈半左衛門檢
地して貢税を定む、夫より御代官遷替ありて、元文五年
飯田村を上中下の三村に割て、上飯田村を吉田大膳采邑
に賜ひ、中飯田村及び下飯田村の半を割て、深津彌七郎
采邑に賜ひ、其半は元の如く御料所なりしが、明和二年
松平因幡守采地に賜はり、今は上中下飯田の三村皆私領
所なり、上飯田村は吉田大膳が子孫、吉田平三郎今も尙
知行せり、元文五年の分郷なれば、上中の二村は民戸及
び田畠駁雜せり、下飯田村は一村に區別せり、江戸日本
橋を距ること中山道通り三十里、川越通り二十八里の行
程なり、四比東より南に廻り、山を界として薄村に隣り
西は三山村に續き、北は中飯田村に接す、東西凡十町、
南北七町許、民戸六十三、多くは北の方川根に因て所々
に散住す、陸田多く、水田は陸田に比すれば十が一なり
山林尤多し、土症は東南の方は石交りの眞土、西北は黒

眞土なり、地形西の方高く、東の方へ漸下し、南北に山
々連れり、農の際に男は山稼、女は蠶を養ひ絹織ること
を業とす、土産には絹・煙草・大豆等なり、村内に一の街
道係れり、北の方中飯田村より來り、凡十町許をへて西
の方三山村に達す、道幅凡六尺、此道上州山中領にかゝ
り、信州への往來なり、村の西の方三山村界に、上中下
飯田三村の入會秣場あり、
高札場村の中程
にあり

小名 腰 宮ノ前 西南

三山川 西の方三山村より來り、村内に係ること十町許に
して、北の方中飯田村に達す、川幅凡三十間、

八幡社 例祭二月十五日、村中の鎮守
神職近藤紀守吉田家の配下なり、

三十一番觀音 秩父三十四番札所のうちなり、本尊正觀音木
座像長一尺四寸、行基の作なり、堂三間四方

高四丈六尺、堂の後の方一枚岩にて、堂の上に覆ひし岩窟あ
り、是を鷲ノ岩窟とよべり、堂に向ひ左の方へ岩窟に續き、
盤岩高く聳へたり、此岩上より細き瀧落ちること十丈許、瀧の
傍に石體の不動を置、此邊の岩に佛像を彫刻すること、其數
を知らず、是を十萬八千佛と唱ふ、弘法大師の所作なりと云
別當所より此堂へは、小徑細流に廻て、乾の方に行くこと、
二十五町にして、仁王門の跡あり、夫より嶮岨の曲徑を登る
こと四町にして、觀音堂に至る、人跡絶たる深山なり、詠歌
に曰、深山路をかきわけ尋行 別當觀音院 鷲窟山と號す、
みれば、鷲ノ窟に響く瀧津瀬

郡越生郷山本坊の配下なり、除地一段八畝七歩、此別當は上
飯田村に屬せり、觀音堂は山中無年貢の地にして、中飯田村
に屬すと云、前にも述る如く、元文中分郷にて、上中飯田の
二村は、駁雜なれば駁と別ち難し、別當所當村に屬すれば、
觀音もこゝに載す、中興開山慶覺示寂年月は傳へず
當代長榮に至て九世なりと云、本尊不動を置く、
命院 飯田山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の末
命院なり、除地一段三畝、本尊地藏を安す、開山を傳へず、

○中飯田村 中飯田村は郡の中央より西北に寄れり、矢
畑庄三山郷に屬す、上中下飯田村分郷のことは、上飯田
村の條に載す、江戸日本橋を距ること中山道通り三十里
川越通り廿八里、四境東は下飯田村に續き西は藤倉・三
山の二村に接し、南は三山川を限り、對岸は下薄村なり
坤の方は上飯田村に隣り、北は日尾・上吉田の兩村に界
へり、東西凡一里、南北十八町許、北の方山根に因り民
戸六十八、所々に散住す、水田少く陸田多し、山林尤多
し、土症石交りの眞土なり、土産には絹・煙草・大豆・小
豆等なり、農の際に男は山稼、女は蠶を養ひ絹織ること
を事とす、分郷以前御代官檢地の年月上村に辨せり、元
文五年分郷ありて、深津彌七郎采邑に賜はり、今其子孫
深津彌七郎知行所なり、村内一の街道係れり、東の方下
飯田村より來り、村内を經ること凡六町にして、坤の方
上飯田村に達す、道幅六尺許、是上州山中領にかゝり、信

州への往来なり、

高札場 村の西

小名 岩殿 上栗尾 下栗尾

牛首峠 村の西にあり、登ること凡四町にして、藤倉村に下ること十町餘、道幅四尺許、○唐松峠も

村の西にあり、登ること凡二十町にして、日尾村に下ること十五町許、道幅凡六尺、

三山川 村の坤の方上飯田村より来り、東流して下飯田村に達す、村界を經ること十五町許、川幅凡三十間

○谷川 村の西大ひら澤より湧出し、東に流れ山川に○下栗尾澤川 村の北の方谷間より湧出し、當村と下飯田村の界を流るゝこと八町許にして、三山川に入、川幅二間許、

諏訪社 例祭七月廿七日、小名岩殿 三島社 例祭七月廿七日、の鎮守なり、村持、下同、

稻荷社 天神社 金毘羅社 聖天社 例祭十一月十五日、小名下栗尾の鎮守、

養福寺 岩殿山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院の末なり、除地三畝、本尊藥師を置、開山を傳へず、

○西光寺 永順山と號す、前寺と同宗同末なり、除地六歩、本尊大日を安ず、開山順海慶安中の示寂、

○實正院 高根山と號す、本山修驗、入間郡越生郷山本月廿八日寂す、

○下飯田村 下飯田村は、郡の中央より少し西北に寄れ

り、矢畑庄三山郷に屬す、上中下飯田村分郷のことは、上飯田村の條に辨ぜり、江戸日本橋を距ること中山道通り三十里、川越通り二十八里、四境東は上小鹿野村に隣り、西は中飯田村に續き、南は三山川を限り、對岸は下薄村なり、北は上吉田村に接せり、東西凡十五町、南北十一町許、地形北の方に山を負ひ、南三山川の方に漸下し、民戸五十三、多くは北の山根に寄て所々に散住す、水田少く陸田多し、村内山澤より出る小流を水田に沃げり、土症北の方山根通りは眞土、南の方三山川附通りは石交りの眞土なり、土産には絹・煙草・大豆等なり、農の際に男は山稼、女は蠶を養ひ、絹織ることを生業とす、檢地は分郷以前のことにて、上飯田村の條に辨ぜり、元文五年分郷ありて、當村百四十石餘の地を、七十七石餘を中飯田村と同じく深津彌七郎采邑に賜ひ、六十四石餘は御料所にて、御料私料入會たりしが、其後明和二年伊奈半左衛門支配せし時、御料の分松平因幡守采地に賜はり、今松平因幡守子孫松平中務少輔知行所、深津彌七郎子孫深津彌七郎知行所と入會なり、村内一條の往還あり、東の方上小鹿野村より来り、村内を經ること凡十五町にして、中飯田村に達す、道幅六尺許、此道上州山中領にかゝり、信州への往来なり、

高札場 村の東 小名 松坂 和田

天神峠 村の北にあり、登り凡四町、上吉田村に通ふ峠なり、道幅六尺許、○巢掛り峠はも北にあり、登り四町許、上吉田村へ至れる峠なり、道幅六尺許、

三山川 西の方中飯田村より来り、村界を東流すること十五町許にして、上小鹿野村に達す、川幅凡三十間、

天神社 例祭正月廿五日、七月廿五日小名松坂の鎮守なり、村持、下同、○十二社權現 正月廿六日、七月廿六日、小名和田の産神なり、

光源院 坂松山と號す、曹洞宗、甲州山梨郡落合村永昌院の末なり、天正十九年十一月寺領三石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、開山本寺永昌院五世敬翁性遊、永祿元年當寺起立し、元龜二年四月廿三日示寂す、末寺二十五ヶ寺あり、

本堂 九間半に七 庫裡 十二間 衆寮 六間に 開山堂 三間に 小方丈 四間半 山門 三間半 太神宮 白山社 稻荷社 寺寶 信玄制札一通 寺寶 左の如し、

高札 高源院

當手甲乙之軍勢、於于彼寺中不可亂妨狼藉、若背此旨者可被行罪科者也、仍如件、

永祿十三年庚午二月十八日

山縣三郎兵衛尉奉之

法光院

菅木山と號す、當村光源院の末なり、除地一段三畝二歩、本尊正觀音を安ず、開山本寺七世陽室州嚴、元祿六年正月十日化す、○華藏寺 山號なし、新義眞言宗、那賀郡小平開山を傳へず、

新編武藏風土記稿卷之二百六十之終

新編武藏風土記稿卷之二百六十一

秩父郡之十六

○薄村 薄村は郡の中程より少しく西の方に寄り、矢畑庄に属す、古へ薄多く茂れる村なれば、斯く唱へしと云、又薬師堂村と云しよし、想ふにこれは村内にある薬師はいと古きものなれば、爾かく唱へしものなるか、今も猶薬師堂を地名の如く呼びて、組の名に唱へり、江戸への行程我野通二十七里、川越通り二十九里、中山道通り三十里、慶安五年伊奈半十郎檢地せしより、御料所にしてしばし遷替ありて、天明四年より同七年まで、久世大和守が領地となりしが、同八年より御料所となり、今も代らず、川崎平右衛門支配せり、四境東は上小鹿野及伊豆澤の二村に接し、南は小森村に隣り、西は白井差・河原澤の二村に接し、北は飯田・三山の兩村なり、東西四里半餘、南北一里に餘れり、いつの頃か上中下の三郷に分てり、又南の邊に薬師堂組として一區を分ち、すべて一村を四分し、一區ごとに里正を置く、土地南西北の三方

は山にして、西邊八日見山の麓より、一條の谷川西東に流れ、山によりて陸田を開き、西邊の山間に依れば、焼畑を耕す民もありて、多くは川を南にし住居せり、下郷と薬師堂の二組は平地多くして、川の南北に戸數あり、是をすぶるに六百六十五軒、土症は眞土・赤土・黒土すべて交れり、山林多く陸田は少く、水田は僅に東の邊にあり、天水を以て耕すゆへに早年には登らず、霖雨には動もすれば水損の患あり、農間には男は山木を伐薪をとり又は負擔して傭錢を取れり、女は絹・紬・太織・横麻・木綿など織出すをもて業とせり、上郷の民多くは冬より春に至るまで、紙漉を業とせり、土産には絹・横麻・大豆・小豆・多葉粉・又概・檜・梅・榎等あり、中にも多葉粉は當郡の名産にして、當村を第一とす、村内に係る往還一條あり東の方上小鹿野村より來り、村内小名大鹽野にて南に折小森村に達す、行程一里許、又大鹽野より西の方、兩神山に至る一條あり、通ふ路三里餘、道幅共に五尺より七八尺に及べり、
高札場四ヶ所 一は上郷竹ノ平、一は中郷穴邊、一は小名 上郷 大入 小倉 大谷 出原 藤差 日向 日影 沼里 神明寺 浦島 鹽澤 竹ノ平 常木 牛房 西平 串脇 柏澤 袖ノ木 今神 下和田

中郷 瀬戸 大平 須川 坂戸 穴邊 下郷 小澤口 黒之内 前原 大鹽野 越し 大胡桃組之内 大平戸 上ノ宿 並木 鳥井 永久 四阿屋山 許の南小森村の界にあり、麓より山上まで凡二十町許、山上の西邊一階高き處を大嶽といふ、天狗の祠を安ず、下に四阿屋明神社及四阿屋權現社の二社を安ぜり、日本武尊・乙橘姫命の二神を祭ると云、又伊非諾・伊非諾の二神なりともいふ、例祭九月九日、里正頼母が持たり



神體木像

背を見る圖



○兩見山村の南寄にて、小森里山上まで凡十五町許、兩神權現を遷し祭、別當遷拜する處とせり、金剛 ○兩神山 伊非諾の二神を祭れば、この名あり、一に八日見山とも書せり、土人の傳へに往古日本武尊東夷征伐の時、この郡中にかゝり、此山を見たまひて通行せしめたまふこと、八日に及べるよし故に、名づくこと、四境東は即ち薄村にて、北より西に回りに河原澤村にかゝり、南より西にめぐりに

白井指に跨りたる嶮嶮にて、高く青雲に聳へ、その大なる武甲山に譲らず、四角八方に巖々たる危峰險岩、兀々として羅立せり、兒孫の如く打落へり、其名巖名岩は末に載せたり、此山の持は薄・白井指兩村にて、年貢地なり、頂に登るに兩道あり、薄村の麓大谷よりは三里許ありて、麓より半嶺のあたりまでは、諸木蒼蔚としげりて、藤蘿などの蔓喬木にかゝれり、それより而上は峻岩小徑曲折して、容易に攀易からず、又白井指より登るには、二里許ある路の程は、岩徑尤峻しくするとなり、東口字山の神と云へる所に、木華表あり、これを一之鳥居とす、頂上に至り、盤岩頗る平らかなる所、東西二丁許、南北二町半許の地あり、この邊すべて頌草大木なく頗る眺望あり、こゝに兩社及び末社を安ず
兩神明神社 小社にて東向、薄・白井指兩村の鎮守とす、所祭九分の二體を安ず、又唐銅の圓鏡一面あり、徑六寸八分、彌陀の坐像を鑄造せり、棟札縁起等も傳へもなければ、基關の譯つまびらかならず、なれども神體は頗る古色に見えたり、例祭四月八日・九月十九日、別當觀藏院麓の大谷に住す、當山修驗、上州綠野郡 八幡社 太神宮 山神社 側なる小社安中宿 天照寺配下
○兩神權現社 明神社より少しく小く、又新らしく見ゆりに同く、兩村の鎮守にて所祭二尊なり、神體なく本地佛唐銅の圓鏡一面あり、徑六寸八分、十一面觀音の坐像を鑄造せり、例祭前に同じ、別當金剛院小名浦嶋に住めり、本山修驗、入間郡越生郷山本坊配下なり、さて此山の神の眷屬と稱して、盜賊・火難除のための山犬を借し出せること、三峰山などのごとくにて、却て三峰山よりも古く借し出せるより、此犬を借

兩神山之圖



りるもの、近國及び諸郡の人々年分引もたへず、詣て來りて乞ひ求るに、錢帛を納め、守護札を受て歸れり、兩別當により指出せる守札少なからねば、その益あること知んぬべし、土人の傳ふる古歌一首、讀人しれず、

東路に八日見山の霧こめて、ふもととはくらき谷川の音、

男座山 女座山 此二山は其高さ絶頂にも劣らず、北にあたる此所より眺望すれば、筑波・日光・赤城・淺間・妙義・榛名・富士等の山嶽一瞬に見ゆ、 槌穴 八景岩

天武將 佐々伏 多喜久保 以上の名ある危峰皆岩山にて其高さ槌穴より 天治嶽 多喜久保の北に、谷を隔漸卑く列をなす 天治嶽で、聳たる岩山なり、 東眺望本社より南の方へ、三町程下りて聳たる岩にて、懸崖なり、高さ量るべからず、長さ八町餘、眺望と云へるは、高所より卑き所のぞみ見るの名義なり、此所より見れば、近くは白井指の大峠など眼下に見おろし、其他處々の山嶽を下し見る景地なり、 西の眺望 本社より西の方へ、十町程下りて時寺 平 本社より西の眺望あり、此所岩山にて四百坪許の鏡岩寺平坦あり、往古の寺迹なるよし、來由詳ならず、 鏡岩寺の北につゞきてあり、高さ廿四五丈、幅三十丈許、朝日をうけて光りあり、故に名づく、 髭指岩 つゞき巽の方にあり、其險阻なる 富士見阪 髭指岩の嶺にて巽に所にて、互折して路となる 富士見阪あり、此所より富士山みゆ、故 海老弦岩 富士見阪の巽 海老穴 海老弦岩の下に名あり、

あり、深き三間許、懸五間、横八間餘岩間に、風穴十町許にて横穴なり、山稜の村民等、憩息の所とす、 風穴十町許にあり、懸二間、横八間 高丸 風穴の北六七町許にあり、深き量るべからず、 高丸で、高く峙たる岩山なり、 日向丸 高丸の東につゞきて、大なる岩山 日影丸 本社より一町餘なり、日影丸に對して云なるべし、 日影丸 本社より一町餘なり、日影丸の東 涼岩 矢筈岩の北に路高き岩山なり、 矢筈岩につゞき、 涼岩を隔て、峙立せり、此邊沓寒の地にて、 杭岩 涼岩の東にて、路の側にあるといへども涼冷なり、 杭岩 涼岩の東にて、路の側にあるといへども涼冷なり、 杭岩 涼岩の東にて、路の側にあるといへども涼冷なり、 杭岩 涼岩の東にて、路の側にあるといへども涼冷なり、

りなり ○五合落峠 村の北飯田村界なり、登り八町程 水元西の方兩神山の谷間より涌出し、町内を東にそぎ、上小鹿野村に至る、水路三里半餘、河原幅十間より三十間許、水深一尺より三寸に及べり、平 ○三山川 村の北飯田村界南に流れ、上小鹿野村界にて薄川合し、末流小鹿野村に至る水路十町餘、河原幅二十間餘、川幅二間餘、水深一尺許 ○蘆澤 村の南東界にて、往來より一里許にあり、此邊長尾意水北流して、水路凡 ○浦島澤 村の西寄にて兩見山の麓の二十町餘薄川に入、 ○御靈澤 村の北飯田村界水一線となり、北流すること凡 ○穴邊澤 前の西邊にあり、水三十町許にして薄川に入、 薄川に入、 薄川に入、 薄川に入、

城跡之圖



北二十五間の平地あり、此處を城跡と云、又少しく登り東西七間餘、南北二十間餘の地あり、此山の最高頂なり、土人鐘撞場と云へり、往昔物見など構へし處かと思はるゝなり、是より南の方峯通りを行くこと一里許の平地あり、土人は是を相撲場といふ、按ずるに故は古への城居せし地にて、住居場と云しを、和訓近似せる故に、いつしか誤て斯く唱へしなるべし、廣き乾より巽へ二町許、幅一町許、此間三段になり、次第に高き處あり、是より南の方小森村にて、眼下に夜討澤あり、此名の残りしは、夜中此澤口より責入しかば、終に亡びし故かく唱へしにや、夫より右にあたり、大谷の邊は大手かと思ゆる地形なり、北の方本村は搦手なるべきか、小名常木に駒繫松など云傳ふるも、古へ兵馬を繋ぎし故なるべし、すべて北山を離澤と云、雜木を、ひ繋りて土人は何人の城跡なるも傳へざれど郡中處々に長尾入道意支離澤落のこと云傳ふれば此地ぞ實に意支離責せし地なるも知るべからず、○屋敷跡事跡いまだ詳ならざれども、姑くこゝに載す、

○屋敷跡村の東邊小名小澤口にあり、小澤左近なるもの故に居りしと云、今に逸見太四郎と云もの其跡に居れり、彼れが先祖若狭守は、甲州より移りて初て此處に住居して、今に子孫つゞけりと云、されど證とするものなし、又此邊にて大野彈正、討死すと云傳ふれど詳ならず、此彈正は針形家の臣なれば、天正の頃のことなるべし、郡中大野村に住せしとて其跡あり、又一ヶ所は中郷の内、小名穴邊に川浦式部が住し、と云地あり、今の里正一郎左衛門が先祖なりと云、

○諏訪社 古は少彦名命を祭りしが、いつの頃より、
○諏訪社 古は少彦名命を祭りしが、いつの頃より、
○天王社 ○御靈權現社 祭神秩父彦命、秩父那姬命なり、例祭九月十五日、祠官吉田家の配

下、富田 ○諏訪社 上郷の鎮守、例祭七月、
津守、廿五日、村民持、下同、 ○子ノ神社

○諏訪社 中郷の鎮守、例祭七月廿七日、

法養寺

四阿屋山聖乗坊瑠璃光院と號す、新義眞言宗、那賀郡廣木村常福寺の末、本尊大日を安ず、弘法大師の作、

木の坐像長一尺五寸、開山を成範と云、寂年を傳へず、藥師堂の鰐口に聖乗坊成範とあれば、氏邦全盛の頃の年代と知るべし、是より以前幸元、補後、俊廣、聖人の四世寺録にあれど、共に年代を知らず、中興を日盛と云、元祿の頃示寂すと云、その日を七日とのみ傳ふ、此時より法流地となれりと、今に歴世相つゞけり、其以前は詳ならねばもらせり、天正十九年寺領五石の御 古鐘一口、長三尺三寸五分、徑一尺七寸五分、厚一寸七分、疵六十六無銘至て古色なり、土人云其昔龍宮より來りしものと、一説に寺後五七町澤の入にて、掘出せしものと、其年代は傳へざれど、是より西二十町許、山の續に彌澤山の城跡あり、其尤も高き地を鐘撞場と云、思ふに落城の折から澤などへ埋みしを、後掘出せしなるべし、近頃まで五分計も割れ、藥師堂木の立像てありしが、今はしまりて僅に瑕を存せり、五間四面長一尺八寸五分、弘法大師の作なり、靈驗あらたにして、古より開扉せしことなしと云、是より南の方小森村の内宇山居と云に、その昔弘法大師來りて、此像を彫刻せしと云、いつの頃此地へ移せしにや、年代は知るべからず、今に加持せし時の水なりとて、山居の百姓源右衛門が屋敷に、加持水とて湧出せるあり、其水清冷にして旱年といへどもかかることなしと云、汚穢のもの泉を酌ときは、水中に自然虫を生ずと云、又前立の藥師とて、坐像長二尺一寸なるあり、座下に銘あり

彩色剥盡して文字分明ならず、其銘に當寺幸元別當、成範願主、大檀那氏邦、小且那秩父孫次郎、七條大佛師宮内卿法印康清、口正月吉とあり、左右に日光・月光を安ず、又十二神を置けり、近頃彩色せりと云、その時臺座は、古き産品なるを厭ひて改めしとて、古色なるを存せり、子之神 天正十三乙酉年其頃のものと思ゆ、文字左に載す、

卯之神 詳な 辰之神 天正十三年藤田六 巳之神 天正十三年猪股氏 午之神 天正十三年十月廿四日、日尾城 未之神 猪股氏 申之神 天正十三年八月五日、且那 酉之神 天正十三年六月七日 神安房守氏邦願主聖乘坊城範 西之神 且那實積坊幸鏡僧都願主聖 戌之神 天正十三年十月日 亥之神 天正十三年乙酉乘坊 子之神 且那本郷越前守 井上遠 江 鰐口 徑一尺五寸五分、厚二寸九分、裏に武州兒玉郡守 鰐口 金尾村、細工大工棟梁倉林若狹守政次、天文十五年丁亥十一月十五日、鰐口 徑四寸五分、銘 奉寄進山神願主鳥居孫七と云所より、近き頃掘出せしものと云、二月八日、六月八日、十二月八日、九日、日縁日なりとて、近郷の男女群集すと云、

仁王門 二間に三間、丹生社 例祭二月、古碑 境内にあり、上應永二十三年二月日とあり、
○東福寺 眞言宗、那賀郡廣木長一尺五寸、幅七寸許、
○常光寺 竹平山と號す、村常福寺末、本尊十一面觀音、開
山詳ならず、除地一段十二歩、

の末にて臨濟宗なり、本尊薬師を安ず、開山碧山紫岩寂年を傳へず、除地一段三畝、○岩松院日向山宗末前に同じ、本尊釋迦を安ず、開山深康絶溪、永享二年二月十八日寂す、除地二段二畝十一歩、○常勝院秀山と號す、前寺と同宗、同末、本尊、○月窓寺宗末、前同じ、地藏、開山慶甫寂年を知らず、○神明寺南風山と號す、宗末前に岩宗達寂年を傳へず、○大正寺曹洞宗にて、本玄波本山圓福寺四世にして、寛政五年月不知廿八日示寂すと云、○大圓寺瀬戸山と號す、田安ず、開山徹堂寂年を知らず、○大圓寺村圓福寺の末にて臨濟宗なり、本尊虚空藏を置けり、開山を、○藥王寺牛王山隆翁棟公と云、寂年を傳へず、除地七畝、○實際院横窪山と號す、新義眞言宗、那賀郡小平村成身院末、○實際院宗末、大圓寺本尊大日を安ず、開山詳ならず、○延命寺山端山と號す、庵千契元文四年三月五日示寂す、○光明寺宗末、藥王寺とおなじ、本尊不動を安ず、開山高、○光明寺宗末前に同じ、天寂年詳らかならず、除地一段、○東泉寺音羽山と號す、曹洞宗にて追邊寂年を傳へず、○清正寺大鹽山と號す、宗末同前、本尊薬師を安ず、開山、○清正寺如意輪觀音を安ず、開山松寶巖寂年をしらず、○圓能寺黒海山と號す、宗末前に同じ、本年月を知らず、○觀音堂村同、○念佛堂

舊家勘解由 多比良を氏とす、代々里正を勤む、先祖を多比良丹波と云、鉢形の家臣にして、その頃同郡矢那瀬村の内、虎カ岡の城に居りしが、没落せし後、采地なればとて、今の地に居を移すと云、其後關ヶ原御陣の時、丹波が子二人、與七郎・小七郎兄弟にて、此邊のものをかり集めて供奉せしが、信州に至り眞田安房守昌幸と取合して、共に討死すと云傳ふ、古文書一通を藏す、

三山谷え敵相働候處、及仕合致高名由感悅候、向後於走廻者可重扶助者也、仍如件、
永祿十二年七月十一日 氏 邦花押

多比良將監殿
舊家藏之助 黒澤を氏とす、先祖を黒澤馬之助と云、これも今勘解由が屋敷は住居の地なりとぞ、彼が先祖丹波が爲に、居を今の所に移すと云り、近き年まで文書などありしと云へど、丙丁の災に、○舊家一郎右衛門 出浦を氏とす、出浦式部が罹りしと云、
廿二日之御狀今辰刻披見申候、足利破布出来、去廿一日御歸城之由肝要候、貽山角檢使衆、歸參換様聞届候、恐々謹言、
三月廿四日 氏 直花押

安房守殿
三山谷敵相働候處、及仕合致高名候事悅候、向後於

走廻者可重扶助者也、仍如件、

永祿十二己巳七月十一日

氏 邦花押

出浦左馬助殿

長壽清次郎 文政六年癸未に百三歳なり、村民竹次郎が祖父なり、老て増々堅固、常に農業を稼として、壯年の若の業にも劣らじと云、

○小森村 小森村は郡の西寄にて山附の村なり、矢畑庄に屬せり、江戸への行程山通り廿四里、川越通廿八里、熊谷通り三十六里、村名の起り詳ならず、一説に村の鎮守牛頭天王を、古森神社と唱へしよし、往昔は小森を古森と書せしが、承應二年に新小森組を薄村より分村せしより、本村をば小森村と唱へ、薄村よりの分村をば、新小森組と唱へて、一區をなせり、其實は一村にして、割付は二通なり、古より御料所にて、慶安五年伊奈半十郎檢地し、伊奈家にて累代支配せしが、明和二年松平因幡守某に賜はりしより今も替らず、その子孫松平中務少輔知行せり、四境東は伊豆澤村峰境、南は贊川村より新大瀧村に亘り峯境、西は薄村・白井差に接して峰境なり、北は薄村に平地續けり、家數本村の分二百廿八軒、新小森組の分七十戸、廣狹東西三里、南北三十町には近し、土性半は眞土にて、野土砂土交れり、土地山多く畑少く、

又燒畑をなして秋作を得るを以て、夫食の用をなせり、東南にも西にも山多く、人家は大抵山に依て住ひせり、中にも新小森組の内、大谷よりして西の方なる市場煤川など云へる所の二區には、民家もかれこれ三十七軒あれども、谷川の北なる山により、二三町許も高處に家居して、本村を去ること一里半許、頗る邊鄙險阨の地にて、牛馬の通ひもなき所なり、路と云へるは一條の谷川、西より東に曲折したる流に廻れば、川瀬を渡ること屢にし又は路の絶たる所は兩岸を挟みたる盤岩につたはりて、水漕を通ふ所などありていと難所なり、西は高く東は漸卑し、本村に至りては、川を抱て頗る平坦の地ありて民家は多く川を東南にして住ひせり、村民の稼農隙には山より木を采て、笹板桶・木挽板・鞘木・鍛冶・炭引・下駄等の六品を製するをもて常とす、女は養蠶の外横麻・絹・木綿等を織出せり、土産には煙草を第一の品とす、蕎麥・大豆・小豆等をよしとす、鳥獸は西なる隣村などに同じ、歲時の風俗他に異なることなし、谷川附の場所にはまゝ、水損の患あり、猪・鹿の作物をあらすこと多ければ、四季打鐵炮十四挺・獵師筒廿挺を賜りて防をなせり、村方に一條の往還あり、南の方贊川村境より、北の方薄村境まで村に亘ること一里許、路幅七八凡、これは熊谷邊より大瀧

丸神瀧之圖



村にかゝれり、甲州への通路すじなり、高札場輪組にあり、小名 櫻本組 小花輪組 山田組 原澤組 間庭組

白澤組 下野澤組 上野澤組 大堤組 右本村 大谷組 煤川組 右は新小

稼山一ヶ所 居村より西南にあり、前にもぶる如く、山は悉く懸立して、其數多けれども、その名なきものは記さず、○谷川 西の方白井差境より、東の方薄村境まで、村内を七尺位より段々と廣くなり、下流に至りては三四間にも及べり、川原幅十二三間より四五間にも及ぶべし、水路巨石多し、兩岸には磐岩多し、

丸神瀧 稼山の内にあり、水元は西南の方十五丁許、宇瀧越の奥入より漕ぎ、盤巖凹みて薬研の如なる所を傳はり來て、三級の瀧となる、その第一級は六間ほど、第二級は七間ほど注ぎ落る所に淵あり、深さ四五尺許に四間四方許、夫より漕ぎ下なるものを第三級とす、その高さ二十五六間、巖に懸て飛瀑となり、下流は北向して、白井差より來る所の谷川に入、一級より二級までの間は、幅五六尺、三級に至ては漸ひろく四五間に及べり、凡郡中山谷の間瀧の數多しと雖、此瀧のごとく景趣奇絶なるは又少し、

夜討澤 村の西十八町許にあたり、大谷組と大堤組との間の澤なり、往昔長尾四郎左衛門意玄入道、薄村鹽澤の城に

龍たるを、此所に在し嶋村近江守、及び北澤左近なるもの、大谷澤より攻登りて夜討し、意玄は遂に日野村なる熊谷城へ立退きしなど云ることを、土人云傳へり、爾しよりこのかた此所をさして夜討澤と呼ぶ、今は靜寂たる山間に草樹生ひ茂りて、いと物凄まじき澤なり、嶋村近江守は此村の地頭なりと云、今其居跡詳ならず、橋六十ヶ所 前に載する谷川の水路三里程の間へ、冬春の間土橋を架し、又は丸木を互して往來せり、御頭天王社 間庭組にあり、白川家の配下、神職石田上野牛頭天王なるべきを、御頭と往古より書來りしよし、是を古森神社と號す、神體は白幣、祭神は素戔嗚尊稻田姫命なり、相殿に八王子及び大己貴命少彦名命十座を祭れりと、傳へ云、崇神天皇御宇、出雲國日之御崎より勸請せしよし、村の鎮守にて例祭三月廿八日、六月廿七日、社地境内横一町、豎二町、松・杉・雜木等立茂れり、荒神社 天滿社 稻荷社 ○諏訪社 吉家配下、神職守屋和泉、下同じ、○牛頭天王社 ○稻荷社 ○熊野社 吉家配下、神職加藤伊勢 ○天王社 能滿 ○熱田社 村持 ○熊野社 ○荒神社 ○牛頭天王社 ○石尊社 ○大天狗社 ○小天狗社 ○鬼神社 ○山神社 ○牛頭天王社 ○山神社 ○天王社 ○天王社 ○山神社 ○八大龍王社 ○稻荷社 村民持 ○稻荷社 ○神明社 ○諏訪社 ○大國社 ○稻荷社 ○稻荷社 ○金毘羅社 ○金毘羅社 ○金毘羅社 ○金毘羅社 ○諏訪社 ○諏訪社 ○妙見社 ○天王社 ○天神社 ○諏訪社 ○諏訪社 ○牛頭天王社

新編武藏風土記稿卷之二百六十一 秩父郡之十六

寶泉寺 櫻本組にあり、藥王山と號す、新義眞言宗、那賀郡廣木村常福寺末、本尊大日、開山幸元寂年知れず、四世實範慶安三年十月七日化、○寶正寺 大堤組にあり、庭水山と號す、除地二段三畝十歩、○能滿寺 大堤組にあり、光源院末なり、本尊阿彌陀、開山風室覺、○能滿寺あり、大春元祿二年四月朔日寂せり、除地一段、○能滿寺あり、大谷山と號す、開山前に同じ、本尊虚空藏、木坐像長二尺三寸傳教大師の作なり、これを別に置き、正觀音を假の本尊とす、開山學室禪寬正四年三月、○大龍寺 號す、曹洞宗、下小鹿野廿六日示寂、除地二畝、○大龍寺 號す、曹洞宗、下小鹿野村風林寺末なり、本尊地藏、開山大廓萬治二年十二月廿一日示寂、境内二畝二十一歩、年貢地、○龍像院 野澤組にあり、岩王山と號す、曹洞宗、下小鹿野村風林寺末なり、本尊十一面觀音、開山風林寺五世清谷寂年しれず、境内年貢地當、○辻堂 舊家者里正茂七 加藤を氏とし、累世里正たり家に傳來せし虎爪と銀の香爐とを秘藏せしが、昔年盜賊の爲に奪ひ取られしと云、今は只秀頼少年の時の書を藏す、眞偽はしらねども、傳へのまゝを左に寫す、

南無天滿大自在天神 秀頼 十歳

右は豎七寸、横二寸六分餘の金箔のつきし厚紙に、書せしものなれども、年をふるの久しき、文字減して分明に讀がたし、○伊豆澤村 伊豆澤村は郡の中程よりは少しく西に寄れり、武光庄に屬す、或は矢畑庄と云へる説もあれども、

左にはあらぬなり、江戸への行程我野通り廿七里、川越通り廿八里、熊谷通り三十里、村名の起り小鹿野村の別郷、出る澤と云へる名義なりとも云、いつの頃よりか、今の文字に書改めしことにや、既に雲龍寺の古碑には、出澤と刻せしものあり、古より御料所にて、慶安五年伊奈半十郎檢地し、それより累世伊奈家にて支配せしが、延寶九年に伊奈半左衛門より松田又兵衛に替り、それより間瀬吉太夫支配し、貞享三年より古地甚左衛門、元祿二年より松平清三郎、同九年より岡田五右衛門、同十四年より久保島市郎兵衛、同十五年より細田伊左衛門、寶永五年より長谷川六郎兵衛、正徳六年より野田次郎右衛門・會田某、同年七月享保改元より堀谷六郎兵衛、同四年より淺倉半九郎・馬場源兵衛、同年九月は原新六郎、その翌月より朝比奈權左衛門、同六年より河原清兵衛、同十一年より鈴木平十郎、同十五年より日野小左衛門、同十九年より荻原源八郎、同年三月より上坂安左衛門・田中休藏、それより齋藤喜六郎・柴原藤右衛門、當分御預りにて、元文五年より大谷木工之助、寛保三年より伊奈半左衛門、明和七年より前澤藤十郎、天明八年より荻原彌五兵衛、寛政五年より堀谷文右衛門、同十年より榊原小兵衛支配せし時、享和二年に牧野内匠頭に賜はり、今尙知

行せり、四境東は般若村に隣り、峰境、南は費川村に接し峰境、西は小森村及び薄村に續きて同く峰境なり、北は赤平川を界ひ、對岸は小鹿野村なり、村の方量南北三十町餘、村の中央に一條の流ありて、南より北に沃ぐ、民家八十四、この川を抱て路の左右、或は山附に散在す或は澤邊などに、十七八町もはなれて住居するもあり、東南西の三方はみな山にて、北の一方は赤ひら川なり、土地中窪にて宜しからず、山林多く水田は谷田にて僅ばかり、陸田はこれに倍せり、但し山畑も餘程ありて嵯峨により、村民耕作に力を盡すと云へども、北向の場所にて麥作登らず、秋毛重にて年穀徐くに半年を支ふと云土性は小石交りの赤眞土・黒眞土、或は石砂交りの黒野土・赤野土等あり、農間の稼には山に行て薪を采り、隣里小鹿野の市に鬻げり、女は養蠶の外絹・横麻などを織出せり、産物には即ち絹・横麻或は烟草・楮・干柿・青豆・黑豆等なり、鳥獸には雉子・山鳥・鳩・鶯・猿・兔・狐・狸・猪・鹿・狼など山に住めり、猪・鹿の害を防ぐために、四季打鐵炮獵師筒合て十挺あり、水旱共に患あり、村内に一條の往來あり、南の方費川村境より、北の方小鹿野村境赤平川まで凡三十町餘、路幅廣狭あるも凡九尺許、谷間にて高低崎嶇として至て難所多し、此外隣村への通ひは、皆山

路小徑なり、

高札場 村の南にて、小名中海戸にあり、

小名 吉井 風殿 あや 馬場 中海戸 澤浦

山 東南西の三方には、峠嶽と羅立すれども、其名なし、又秣場山三十九町六段あり、皆村民持なり、

川 水元は南の方小名澤浦の奥入より湧出し、村の中央を北に沃て、赤平川に入る、水路三十町餘、川幅八九尺より二間寸、川すじ小石多し、平水四五

澤廿二ヶ所 一は境ノ澤、一は所澤、一は綾之澤、一は狐澤、一は松木澤、一はこぶし澤、一はつみ澤、一は瀧澤、一は大久保澤、一は大豆澤、一は後臺澤、一は石神澤、一は切掛澤、一は具掛澤、一は新井株澤、一はうとふ澤、一はしたし澤、一は出入澤、一は父子澤、一はとふの澤、一は山の神澤、一はなめ澤と云、右の澤々至て小流にて、出水の時のみ水勢強く注て、みな村の中央なる川に合す、澤幅十五六間より廿間餘にも及ぶべし、其名ある澤なれば採録せり、

土橋四十八 皆假り橋にて、冬より春の間のみ、村附の川すじ所々に架せり、尤小橋なり、

諏訪社 小名澤浦にあり、村持、神體白幣村中の鎮守なり、例祭正月廿七日・七月廿七日、除地一段一畝廿歩、社地山を負ひ、小高き所にて、

神社 ○諏訪社 村民持 ○天神社 ○山神社 四ヶ

荷社六ヶ

雲龍寺

小名馬場にあり、往昔は龍王山雲龍軒と云しよし、今本山正觀音、開山昌岩は圓福寺三世の主僧なり、寛正五年七月三日入寂、開基即翁玄心とのみ録して、俗稱及び後裔等詳ならず、除地二段八歩、寺後に古碑あり、幅一尺六寸五分、長さ一尺九寸五分、厚さ二寸四分の山石にて、佛名を彫れり近年境内より鑿り出せしものなりと云、

龍泉庵 小名吉井にあり、村民持にてその地内に立てり、新義真言宗にて小鹿野村十輪寺末なり、本山藥師、基立年月詳ならず、

○文教院 すべて前 ○藥師堂 村民 ○觀音堂 ○不動堂

○山神社 四ヶ

○稻

○山

○天神社

○諏訪社

○文珠堂

○山

○稻

○山

○天神社

○諏訪社

○文珠堂

○山

○稻

○山

○天神社

○諏訪社

○文珠堂

新編武藏風土記稿卷二百六十一 之終

新編武藏風土記稿卷之二百六十二

秩父郡之十七

○上小鹿野村 上小鹿野村は郡の中央より少し西北寄にあり、矢畑庄に屬す、〔和名鈔〕に載る所の巨香は當村のことなるべし、〔七黨系圖〕丹黨に小鹿野あり、何れ古き村なること知らる、昔は上下小鹿野一村なり、今二村となり、分郷の年月は傳へざれども、正保の國圖には上下の別なく一村なり、元祿の國圖には上下二村に載たり、江戸日本橋を距ること中山道通り二十八里、川越通り二十六里、我野通り二十四里、四比東より巽へ廻り、下小鹿野村に隣り、南より坤に廻り伊豆澤村に續き、西は下薄村、乾に廻り上飯田・上吉田の兩村に界ひ、北の方は下吉田村に接せり、東西二十町餘、南北七町餘、地形西北は高く、東南へ漸下し陽地の村なり、村の中程より少し南に寄りて町並四町餘、民家百二十煙を並べ、此所に毎月五十の日市立て、近郷のもの群集し、絹・横麻を始め諸品を交易す、抑大宮郷は郡中第一の繁榮にて、其次には

當村なり、上中下三町ありて小鹿野町と唱へ、諸品を商ふ店ありていと賑はし、其他所々に散住せる民戸百四十八、前に合せて二百六十八軒、農の隙に男は薪を採り、女は蠶を養ひ、絹織ことを生業とす、土産には絹・烟草・大豆なり、陸田多く水田少し、用水は村内より出る小流を沃げり、動もすれば旱損の患あり、土症は眞土野土等なり、御入國以來御料所にて、正保の頃は伊奈半十郎支配し、慶安五年六月同人檢地し、貢税を定め、夫より御代官遷替の次第は、延寶二年より伊奈半左衛門、元祿元年より小池甚左衛門、同二年より松平清三郎、同九年より岡田五右衛門、同十四年より窪島市郎兵衛、同十五年より細田伊左衛門、寶永五年より長谷川六兵衛、同七年よりは右同人及び長谷川源次郎、正徳二年より長谷川六兵衛一人なり、享保元年より堀内六郎兵衛、同四年より原新六郎・馬場源五右衛門、同五年より石川傳兵衛、同七年より河原清兵衛、同十一年より鈴木平十郎、同十二年より齋藤喜六郎、同十五年より後藤庄左衛門、同十九年より石川半左衛門、元文元年より伊奈半左衛門、同五年より大谷木工之助、寛保三年より伊奈半左衛門、明和七年より前澤藤十郎支配せしが、天明四年より同七年まで、四年の間久世大和守領分となり、同八年又御料所となり、

同年より前澤藤十郎、寛政六年より堀谷文右衛門、同年より榊原小兵衛、文化七年より杉庄兵衛、同九年より田口五郎左衛門、同十年より古橋隼人、同年吉川永左衛門、同年川崎平右衛門御代官となりしより今もかはらず村内に往還一條係れり、東の方小鹿野村より來り、乾の方下飯田村に達す、村内を経ること凡二十町、道幅八尺許、是は上州中山領より信州への往來なり、此道村内西の方にて兩岐となり、西の方下薄村に達す、村内に係ること凡十八町、道幅前に同じ、村の巽の方に穢多七軒、非人一軒、一區をなせり、

高札場村の中程
小名 上町 中町 下町 新井 原 別所 腰ノ根
高田 内出 鷹巢臺 田端
育玉山 村の南にあり ○島田峠 村の北の方にあり、登り三峠なり、道幅凡三尺、○一本杉峠 是も村の北にあり、登り三町許、下赤平川 乾の方下飯田村より來る三山川の一流、西の方薄村より來れる薄川の流れ、當村にて合し、夫より一流となり、赤平川と唱ふ、東流して下小鹿野村に達す、村内を経ること凡二十町、川幅五十間許、○伊豆澤村の方伊豆澤村より來り、村内を経ること二町許にして、赤平川に入

陳屋跡 小名中町の裏にあり、御入國後陳屋あり、しと云傳ふ、今は村民持の畑となれり、
市 毎月五十の日小名上町・下町の三町に市立、當郡第一の名産絹・煙草其他諸品交易をなす、市の來由は傳へざれども昔陳屋の有し時より始まりしと云、
諏訪社 例祭二月廿七日・七月廿七日、除地一段二畝六歩、神職關口和泉吉田家の配下なり、 稻荷社
八幡社 ○小鹿明神 例祭二月廿七日・七月廿七日、神職前に同じ、 天神社 稻荷社
荷社 瘡瘡神社 ○十二御前社 村民持 ○稻荷社 ○稻荷社
荷社 十輪 沼神社 ○諏訪社持 ○妙見社 十輪 稻荷社
社 聖權現 ○太神宮持 ○天神社 村民持 ○白山社 十輪
○愛宕社 常光
十輪寺 常木山と號す、新義眞言宗、那賀郡廣木村常福寺の末彌陀を安ず、又聖天の像を置、靈像にて常に拜すること許さず、當寺起立を傳へず、中興開山盛賢示寂年月を失す、末利三ヶ寺あり、仁王門本堂正面にあり、仁王長六尺五寸、弘法大師の作なりと云傳ふ、鬼王免は此仁王への除地なり、いかにも古き仁王なり、昔年當寺は、今の寺地より北の方六町許にありしが、享保年中今の地に移せしと云、往昔の寺地より、一つの釜を掘出せり、その中に古錢を盈てり、天神社頃には寛延年時のことなりとぞ、釜の圖次の如し、 天神社
子安明神 ○常光寺 醫王山と號す、當村十輪寺の末寺なり、本尊彌陀を安ず、除地二畝六歩



開山を傳へず ○梅正寺 鷹林山と洞宗、下小鹿野村正永寺の末寺なり、除地四畝八歩、本尊觀音を安ず、開山開基を傳へず ○孤峰山 慈眼寺と號す、曹洞宗下飯田村光源院の末寺なり、除地五畝二歩、本尊彌陀を安ず、開山慈繁慶安五年示寂せり、月日を失す ○十王堂 十輪 ○萬

日堂 此堂にて時の鐘を撞、郡中に時の鐘三ヶ所あり、大宮郷・太田村・當村なり、十輪寺持、十輪寺持 ○地藏堂

○下小鹿野村 下小鹿野村は郡の中央より少し西北寄にあり、矢畑庄に屬す、江戸日本橋を距ること中山道通り二十七里、川越通り二十五里、我野通り二十三里、四境東は赤平川を限り、對岸は長留村なり、西は上小鹿野村に隣り南は般若村に續き、坤の方伊豆澤村に界ひ、北は下吉田村に接せり、東西凡二十五町、南北もまた相ひとし、民戸二百九十八所々に散住す、男女耕作を専とし、其隙に男は山稼、女は蠶を養ひ、絹・木綿を織事を業とす水田少く陸田多し、水田の用水は村内より涌出する小流を漑げり、因てやもすれば旱損の患ありと云、土症は小石交りの眞土或は黒土等なり、御打入より御料所にて

正保の頃は上小鹿野村と一村にて、伊奈半十郎支配し、慶安五年同人檢地し、其後分郷せり、夫より御代官遷替ありて、御料所なりしが、明和二年松平因幡守采邑に賜はり、今其子孫松平中務少輔知行所なり、村内に往還一條係れり、西の方上小鹿野村より來り、村内を經ること廿町許にして兩岐となり、一は赤平川を渡り、東の方長留村に至る、兩岐の所より長留村まで六町許、一は北の方下吉田村に達す、兩岐の所より下吉田村まで十六町餘長留村へ至る、道幅七尺許、下吉田村へ至る道幅二間餘なり、

高札場 村の中程にあり

小名 高田 猿谷戸 漆原 三島 信濃石 小番澤

小洞 津谷木 泉田 名倉

赤平川 西の方上小鹿野村より來り、北の方下吉田村に達す、村界を經ること凡一里、川幅三十間より五十間に至る

信濃石 此石の有る所を、小名信濃石と唱ふ、凡一丈四方の大石にして、一尺四方許の穴有り、此穴に耳を入れ聴と

きは、人語の響ありと云、往昔信濃國より馬に荷物を駄し來りしに、かた／＼荷物の軽く傾くかたへ、此石を狭み來り、此所に捨置しが、今はかゝる大石となりしと、土人の云傳へなり

八劍社 例祭八月八日、小名信濃石邊の鎮守なり、本山修驗入間郡越生郷山本坊の配下、齋院の持なり、

○三島社 例祭九月初酉の日、小名三島邊の産神なり、前の同配下、三嶋院の持、 ○高良社 祭靈垂尊、例祭二月廿日・八月廿日、小名泉田の鎮守なり、前の同配下、岩本院持、 ○諏訪社 祭神遠祖諏訪尊、例祭二月廿七日・七月廿七日、是も小名泉田の鎮守なり、前の同配下、泉藏院持、 ○稻荷社

○妙見社 例祭十一月二日、小名名倉の鎮守、大徳院の持、此地に妙見菴とて小菴あり、 諏訪社

稻荷社 天王社 辨天社

鳳林寺 長慶山と號す、曹洞宗、甲州山梨郡積翠寺村興因寺の末寺なり、慶安二年十月十七日寺領五石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、當寺は天文年中の起立にして、開山才屋尊慶天正十一年三月十四日示寂、末寺十ヶ寺あり

藥師堂 閻魔堂 白山社 龍天社 ○正永寺 靈鷲山と號す、曹洞宗、當村鳳林寺の末寺なり、除地四畝廿四歩、本尊拈華釋迦を安ず、開山祥山寶吉天正三年正月十三日示寂、傳法開山撫州春道正保三年七月廿五日化す、 稻荷社 辨天社 ○父明寺 小番

號す、曹洞宗、當村鳳林寺の末寺なり、除地二畝本尊釋迦を安ず、開山を傳へず、 ○淨寒寺 山と號す、前寺と同宗同末なり、本尊地藏を安ず、開山を傳へず、 ○大徳院 奈良山と號す、村金剛院の末寺なり、除地九畝、本尊正觀音を置、開山肝室關慶長十五年十一月十日示寂、 阿彌陀堂

○藥師堂 下吉田村 金剛院持

般若村 般若村は郡の中央にあり、矢畑庄に屬せり、

新編武藏風土記稿卷之二百六十二 秩父郡之十七

或は云武光庄と今とらず、江戸への行程川越通り廿五里板橋通り廿八里、村名の起り般若院十六善神より起ると云、又は札所卅二番の觀音堂を、般若堂とよびしより起とも云、或は長留村の別郷にて、半谷と云しより、寺を般若となづけたるなり、既に十六善神を安置したるより今其所を十六とよびて、小名となるがごとしと云へり、土人の説かたゝをのすといへども、(圓通傳)による時は、法性寺の觀音堂へ異僧來て、大般若を書寫せしより堂を般若堂と云、村をば般若村と云、般若守護の爲に十六善神を安置せしとあれば、この説近からむか、古より御料所にて、慶安五年富田半兵衛を始め、八人のものにて檢地し、それより伊奈家にて支配したるに、寛文四年より同十一年まで、伊奈半左衛門某が支配せしとき、戸田山城守某に賜はりて知行せしが、又御料所となり、天和二年に間瀬吉太夫・松田又兵衛に命ぜられて支配せしが、貞享元年より松田又兵衛一人にて支配し、同三年より小池其左衛門、元祿二年より松平清三郎、同九年より岡田五右衛門、同十四年より窪島六郎兵衛に預けられ、その翌年より比企長左衛門、その明年より瀧野十右衛門、正徳三年より長谷川六兵衛、享保元年五月より七月まで野田次郎左衛門・會田伊右衛門、それより堀内六郎兵衛、同四

年より原新六郎・馬場源五右衛門、同五年より朝比奈權左衛門、同七年より河原清兵衛、同十一年より鈴木平十郎、同十二年より山田次右衛門、同十四年より齋藤喜六郎、同十五年より日野小左衛門、同十七年より荻原源八郎、同十九年より田中休藏、元文五年より大屋木工之助、寛保三年より伊奈半左衛門支配せしが、明和二年に松平因幡守某に賜はりてより今も替らず、その子孫松平中務少輔知行せり、四境東南は谷川を界ひ對岸は長留村なり、坤は贄川村峰境、西は伊豆澤村峯境、乾は小鹿野村、北は赤平川を界とし、對岸は即ち小鹿野村なり、村の方量東西一里、南北十町許、西北より南に及び皆山を環らし東の方のみ打ひらけて陸田あり、なれども川を越れば、又長留村の山々聯綿と圍繞せり、西南は高く東北は卑し日向はよしと云へど、片嵯峨の土地にて日あたり遅く、雪解も早からず、此村は上中下三部に別れて、里正も三人なり、家數合せて百六十三軒、或は山根に住ひ、或は谷川に臨み、あなたこなたに散在せり、田畑山林の分量を云はゞ、半は陸田にて次に山林なり、水田は僅ばかりなり、土性は眞土又は石交り、砂交り等あり、水損と云はなければども、早年には谷田なれば植付のならぬ場所なり、西南に高山あれば、諸作とも實登りよろしからず、

農間の稼には山に入て薪を采り、隣里小鹿野の市に鬻ぐ女は養蠶の外絹・横麻・太織・木綿縞等を織出せり、産物には即ち絹・横麻或は大豆・烟草等なり、鳥獸の類他に異ならず、一條の往來は村に互りて、隣村への通路なり、但し良の方小鹿野村界赤平川より來り、小名瀧之上にて兩岐となり、一條は南の方贄川村に達し、一條は西の方下小鹿野村に達す、いづれも互り一里餘、幅六七尺、但し山にかゝれば、一二尺にも及べざる小徑となる、
高札場二ヶ所 一は小名山ノ谷戸、一は小名十六にあり、
小名 津谷木 天王 十六 原 杉之上 漆原 高田 山谷戸 瀧之上 南谷 柿久保
山 村民持、山のみ多く名ある山はなし、秣場は村の南寄にありて、村民入會にせり、
川 水元二口あり、一は西の方伊豆澤村境、山谷の間より涌出し、その一は南の方贄川村界山谷の際より注ぎ出、二流共に小名瀧の上にて合し、それより一條となり、長留村界を東流し、赤平川に入、水路一里許、平水二三寸にて小石川なり川幅上流にては一三三尺より、下流は漸ひろく六七間にも及ぶべし、
大般若十六善神社 村名もこゝに權興するなど云る古社なり除地一段、社地十九間に廿二間、杉・松・榎等森羅せり、本社南向、神體白幣前に古鏡二面あり、又桐の箱に藏して、古より他見を許さるゝ者あり、これを開に堅三扇半、幅二扇にたらざる一軸あり、摸する所は釋迦及び十六善神の像なり、筆者の名姓なし、古色にみへたり、又鐵鈴一

つあり、徑三寸、これも古物
本社八尺に二 上屋 四間に
とみゆ、例祭二月初午日

拜殿 三間に三 別當般若院 經王山と號す、聖護院末、修驗
務を司 寺寶 大般若經二卷 弘法大師眞蹟と傳ふれども信
務を司 寺寶 大般若經二卷 弘法大師眞蹟と傳ふれども信

若經六百卷 緣起一軸 般若十六善神宮緣起、抑轉禍爲福之
樂之秘術者、十六善神之本誓誠厚、然則般若轉讀家、惡鬼邪
神已無來、此經安置處、天魔外道永絶、若爾般若梵風頻扇
遠、拂災難塵、無相法水速澄、久浮壽福影矣、愛秩父郡般若
村十六善神宮、尋於草創、人王四十五代聖武皇帝天元年已
巳夏、當郡等疫癘起、民家悉抱悞、困苦大窮、爰于時一部沙
門、抽丹誠念佛神成祈願、不思議哉、從天教救曰、汝等會于一
郡之中央、莊秘密道場、轉讀大般若經、讀災速成、蒙此御告、
即大衆歡愛如教修行之音、異哉、未吐結願詞、拔苦荼于途、
民屋悉得安穩也、從爾始而建立宮社、勸請般若十六善神、奉
崇鎮守、故在名謂般若十六村、云々、後人深思之、又尋修
復因緣、本朝延曆廿一年四月八日、行脚一僧來暫休爰在、名
開稱般若十六村、即自書畫大般若經六百卷、并十六善神尊
像此勝地、共七日七夜也、此時天雨華敷、諸佛虛空供養之、
書了云、我是釋空海也、欲令一切衆生因緣結若披讀預善神指
勸而忽出去、諸人慕之無見其跡、信心銘肝重修復宮社、奉安
置大般若經王并十六善神尊像也、至此時神威俄鳴動而、且乘

移七歲童子詮宣曰、我出無相皆空都從、垂和光同塵迹以來、
眞如本覺秋月照四重煩惱、化屬因緣春花薰一念成就袖、加
之、方便門有罪不嫌、利物門愚癡不捨、痛哉、衆生深實有相
名利、當不知皆空法味、以往二月初午日至我神庭、盡善盡信
族者、別而福風隨身、諸願成就神教了、童子暫
寐入體而覺、蓋知雖末世末代可尊可崇也、
承和元年甲子年二月吉辰、
右官社歷星霜及再建故、臨社內窺殿中、有朽木表、則其表曰、
當社草創者往昔祇疫癘、中古安尊像、空海跡毫、虛空讀、其
所名長留村、小名嶺居、聞說彼源義家公東夷追討之時、使四
位藏人借用此嶺、終遂本意也、嗚呼惜哉、彼攝謙信與信玄一
戰之時、事及亂妨、今相州留日向藥師、一山之爲重寶云、及
又御筆大般若者、同州鉢形城中而、大半云炎上漸留得數十品、
后人祭之、云々、其後開官殿、彼眞筆大般若有一兩品、然則
見表文愛懷古得般若悅成今因、茲經王補爲破、修復堅信心
思之

元祿十六癸未天二月吉辰 武州秩父郡般若村別當經王山
般若院

十六善神
氣毘盧善神 本地愛染明王
惡星邪屬不侵國 衆人愛敬各願完
摩俱盧善神 本地文殊菩薩
風雨順和百穀實 子孫繁昌運鎮宅
安置盧善神 本地千手觀音
福風轉飛食欲塵 出入立身伴侶多
俱毘盧善神 本地不動明王
花水盈消願意火 呪咀毒藥著本人

通頭盧善神	本地馬頭明王
智燈掛輝愚痴闇	天運長久送春秋
波夷盧善神	本地藥師如來
盲聾瘖瘂諸根具	白癩癩狂由然愈
珊治盧善神	本地烏傷惡摩明王
新産月經臭穢除	惡夢惡相自然去
眞頭盧善神	本地普賢菩薩
疫癘頓死通門閉	四姓百家笑顏開
胎内安全免難産	本地地藏廿廿
胎内安全免難産	夫妻壽老千歳長
横死横難更不來	本地大日如來
照頭盧善神	禳災延命誇豐樂
怨賊讐敵速疾去	本地魔利支天
迦毘盧善神	怖畏戰場得自在
讒逆俱倒謀計疎	本地軍荼梨明王
阿尼盧善神	功名自遂官祿親
痲瘋安體無損失	本地勢至廿廿
因頭盧善神	痲病鬼類通路塞
船中惡道危厄虧	本地虚空藏菩薩
摩睺盧善神	雷電地震悉皆穩
火難水難敢不侵	本地大威德明王
毘盧盧善神	惡獸毒虫自退散
毘盧無難飽布帛	本地彌勒菩薩
	買賣加增登高室

渡天行者
玄非三藏

諏訪社法性寺持 ○聖天社神職吉田家配下、
○不動祠 神田伊豫下同じ、
○第六天社

三十二番觀音 秩父廿四番札所の内なり、小名梯久保にあり、堂は南向、方四間、本尊正觀音、木立像、長六尺二寸、行基の作なり、是を般若堂と云、即扁額を掲ぐ、此山も又行基創建の古靈場なり、往古異僧此堂に來つて、大般若經若干を一夜に書寫して所在を失ひぬれば、奇異の思ひをなして大守に告しに、經は永く寺寶となすべし、般若の守護には、十六善神を祭るべしと、遂に造營せられ、是より此地を般若と云るよし、堂をも爾か云るとなり、事は〔圓通傳〕にみへたり、山の形勢奥院に至り、巖船に似たり、仍て石船山とよべり、事蹟〔圓通傳〕に委しければ茲に粗その勝槩を擧るに、山はもとより一石山にて、峨々たる盤岩高聳て峻しく、天狗山・羅漢山など云へる岩山あり、仁王門は東向に立てり、是より石燈を登ること三級にして、九十三段を経て別當法性寺に至る、寺後盤岩に刻をなして、上るもの一町にして、觀音堂に至る、堂は盤岩の片端に立て、さながら棧閣のごとく、結構頗る牢し、後より危岩の高さ十餘丈なるが懸崖せり、そこに又洞窟あり、高さ二丈五六尺深き三間半、幅七間許、その中に千體地藏堂あり、堂の右に一つ岩ありて、長向の洞穴あり、穴口幅一丈、高さ五尺、即ち洞門に似たり、腰を折て行くこと二間許にして出づ、これより南向して上るに、又險岩に金鎖を下して縋て登り、或は梯子を繋て攀上り、或は岩に刻をなして上り少しの平らありそこに又岩窟あり、深さ八九尺、高五尺、幅十間、其中に木連及び十三體の石佛を安ず、又同じく險阻を登り、遂に頂に至る、觀音堂より茲に至る凡四町と云、是岩船山なり、形船に似て南北に亘り百八間餘、幅五間餘、北を船となし、南を鱗となす、北に正觀音の金佛露坐するあり、南に大日の金佛あり、長五尺の坐像なり、是を奥院とす、即ち岩窟に安ぜり

三十二番觀音之圖



この所には高さ三丈許なる岩ありて、北向に洞窟あり、その深さ七尺、幅六尺、高さ七尺餘に及べり、此邊景趣いとすぐれて、郡中にも亦この境のごとく、寺絶なるは比なし、參詣の徒札堂の後ろに下れば、又巨石對峙して洞門の如くなるあり、皆身を潜てその中間を出づ、順禮の詠歌に曰、願くば般若の船にのりを得ん、いかなる罪も浮ぶとぞきく、別當法性寺 石船山と號す、曹洞宗にて久長村天徳寺末なり、境内除地五畝、本尊藥師、木坐像長一尺六寸、前立に日光・月光二菩薩あり、其外千手觀音・船觀音・地藏等あり、開山眼應貞永元年に化す、月日しれず、中興開山宗察寶永五年九月十日、仁王門 東向二間に三間半、左右に仁王の、地蔵堂これを千體地藏堂と云、金佛の坐像長三尺五寸なるあり、其餘千體は木立像なり、札堂 順禮の札をり中に釋迦 奥院 岩窟の岩窟に、大日の金佛 羅漢山 岩を安ぜり、奥院 岩窟に、坐像にて長五尺、羅漢山 岩と云、一圓の盤岩に、天狗山 天狗岩とも云、羅漢岩に續て同て、高く聳へたり、天狗山 天狗岩とも云、往々に松茂りて窈々たる峯寂の絶境なり、寺僧の物語りに、此山に住へる天狗は、大坂落城の頃手傳ひせし老物にて、時々いたづらななせし故に、船丸天狗坊大權現と、寺寶 大般若經八卷 弘法祭りしより境内安穩なりと云、寺寶 大般若經八卷 弘法の筆なり、般若堂略縁起 一葉摺 其文左に采録せり、原にそと云傳ふ、般若堂を開闢したまう時、天平年中の頃當山凡境を隔分せる塵外幽閑の靈場たるをみて、御長六寸二分に正觀世音の尊像を彫刻し、峨々たる岩石を穿ち、窟内に安置したまふ、靈妙不測の道場なり、其後延暦年中の頃、弘法大師此地

に參詣あり、般若六百巻を書寫し奉納せしませり、故に當地を般若と號す、頓寫供養の日、種々の祥瑞諸天の擁護あり、不思議や山頂に紫雲變豔して、觀音菩薩の船に乗り、御手に楫を取り、寶冠に笠を戴き、面容實相の御姿にて來迎あり、大師すなはち身心偏に歡喜して、嵯峨たるけん崖を五町のぼり、目前に拜せし大悲の尊容を、一刀三禮に彫刻したてまつり、幸に此盤石船の形なれば、來世普度慈航の爲とて、件人の權者達、濁世末代業惡の衆生を化度せんが爲に、日本百ヶ所に補陀洛道場をひらきたまふ時、當地を秩父三十二番目と定められたり、熊野權現即ち般若船にのぼりてはいはく、此所實に最上乘の靈院大悲弘誓の船筏たること疑なし、則一首の詠歌に曰、只いそけ御法の船の出ぬ間に、のりをくれては誰かわたさんと、然しより後順禮の輩は、往來らくえきとしてたえず、靈驗も亦許多かり、建長年中豐嶋權之守の娘犀淵にて、惡魚の難を通れし事、元祿九年子春精壁の何がしの老母、岩船より墜落し怪我せざる事、享保年中江戸芝船屋の手代八十七心願ありて、般若船より自分墜落せしに時刻違はず主人の兩眼あきらかに開きし靈驗、此外當山觀音の靈驗あらたなり、枚舉に遑あらず、其年月日時は本一秩父郡札所緣起(四通傳)に悉詳なり、法性寺執事記、

初給、其御連天照大神、具生神、十天華山之法王、書寫之開山聖空上人、良忠僧都、東觀法印、春日開山醫王聖人、後白河法皇、長谷開山德道上人、善光如來、以上十三人之御連也、觀音詠歌云、唯賴三界六道一切衆生、我世中有限者與詠給、千手觀音菩薩、二十五有世界之衆生可給攝取、以慈悲千手也故一度順禮仕於輩者、速至佛果事何無疑者也、于時文曆元年午三月十八日、右札定 ○藏福寺 小名柿久保にあり、般若置、順禮道行十三人、 ○遍照寺 漆原性寺の末たり、本尊虚空藏、開山通峯天正十八年八月化す、日しれず、除地八畝十五歩、 ○御代官しげく遷替ありしが、天明四年より同七年まで久世大和守に賜はり領せしが、同八年より元の如く官地となり、今は川崎平右衛門支配せり、四比東は品澤村・田村郷に隣り、南は久那村にて、西開山榮範寛文六年二月五日寂す、除地八畝七歩、

より北へ小野原・般若の二村は山々、又は長留川を界とし下小鹿野村は小鹿野川を界とす、廣狹坤より長へ凡二里ばかり、乾より巽へ二十町ばかり、土地西南東の三方は山ありて、北は自然と卑き村なり、土症は眞土多く又砂交りありて、野土は十が一ありと云、水田は僅にして陸田多し、山林は田島にひとし、當村は南に山ありて除地の村なれば、雨多き年は作りものみのり悪く、又旱りする時は砂地の邊は痛み易しと云、又猪・鹿多くして耕作を荒すと云、家數二百五十所々に散在す、農業の暇男は柴薪を取て稼とし、女は絹・横麻・木綿等を織出す、産物には絹・横麻・黒青大豆・楮・干柿・多葉粉等なり、鳥獸の類には、山鳥・雉子・鳩・鶯・猪・鹿・狐・狸・兎・貂など居れり、村内二條の往還あり、一は巽の方田村郷界より、北の方下小鹿野村に達す、此間十町ばかり、大宮郷より小鹿野村邊へ通ふ道なく、一は西の方小鹿野村より來り、北の方般若村に達す、是は西の方大瀧村邊より、北の方上州邊へ通ふ路なり、村内にかゝること一里ばかり、道幅各一間程、

平 松井田 西南の方小野原村より來り、長の方へ沃き、水路二里ばかりにして小鹿野川に入、川幅凡五間ばかり ○小鹿野川 北の方般若村界より來り、東にそゞぎ、村界に達す、川幅二十間、 ○般若川 西の方般若村字佛の後山より出、東に流る、幅二二三間、 ○御林山二ヶ所 一の南の方字番戸澤、松井田峠 一の東邊にして、小鹿野邊より大宮郷へ通ふ道にて、登り下りとも五町程、 ○鹽野澤 峠の南にて、久那村へ、峠の路なり、登り十一町、 屋敷跡 村の南字猪瀧場御林山の邊なり、一に殿林と云、古へ故ありて没收せられしものと土人云傳ふ、御打入の頃にもありやなど云、其事跡を知らず、今は松林となりて、方二町餘の地あり、東の邊に番戸澤あり、一に柱を下屋敷と云、雜木のみ立り、西に鹽野澤あり、此邊すべてあさき山にて、古への住居の跡と思はるゝなり、 山神社 村民持 ○高根社 ○劍見崎社 ○諏訪兩社合殿 例祭七月廿七日、中郷の鎮神なり、神職 ○羽黒社 宮澤左殿吉田家の配下、宮澤左門齋藤淡路なり、 ○羽黒社 宮澤左殿 例祭八月十五日、村 諏訪社 金山彦命社 ○天神社 村民持 ○十二天社 ○諏訪社 上郷の鎮守、例祭七月

○清雲寺 岩松山と號す、臨濟宗にて大宮郷金仙寺の末なり、
本尊地藏を安ず、木の坐像長九寸三分、惠心の作なり、
開山梅峰香文安三年九月廿九日化せり、中興を安 稻荷
叟と云、寶永四年七月三日寂す、除地三段八畝二十步 稻荷
社 秋葉社 高根山神愛宕三神合社 ○昌福寺 柳澤山

曹洞宗、大宮郷廣見寺の末なり、除地一段、本尊正觀音を安
ず、長一尺一寸五分、木の坐像にて惠心の作なり、開山大雲
宗天文元年二月十五日寂す、寛政年 稻荷社 白山社 ○福
中火災にかゝり、傳記を失へり、
壽菴 萬年山と號す、村内清雲寺の ○雲昌庵 前林山と號す
末、除地五畝十八步、本尊觀音、同宗同末、除
除地四畝十二 慶隨菴 清谷山と號す、本尊釋迦、○大
歩、本尊藥師、地六畝十二步、本尊釋迦、○大

智院 水後山と號す、曹洞宗、日野村淨 ○慈雲庵 隨乘山と
宮郷廣見寺の末、除地四畝、本尊彌陀、
二畝二步、本尊正觀音、○觀音堂 二間半に二間、千手觀
坐像を安ず、行基の作、村民の持なりしが、寶曆十年清雲寺
に寄附すと云、天文二年の棟札あり、文字見へがたし、年號
のみ仄 ○地藏堂 字やきみとうにあり、村民持、除地九畝
にみゆ、
りて御堂焼失せしかば、此所を今燒 ○藥師堂 七ヶ所、村民
御堂と云りと、一に八鬼御堂とも書り、
舊家龜吉 氏を三上と云、先祖は三上刑部とて、鉢形家の臣な
もの住せしが、故ありて伊勢は久那村に移りしより、龜吉が
先祖某此所に居住せしより今に至ると云、彼が家に氏政、氏直

より氏邦へ贈られし文書一通、并朱印一通を藏す、此由來を詳
にせず、按ずるに村内藥師堂の前なる石に、即道自ら刻せし
文に、武州秩父郡上田野村藥師堂之住、尾張守町田定照末孫
同名六兵衛定之卅五歳云々の文字あり、定之剃髮して即道と
云、叔龜吉が藏する文書の箱は、いと古色にして、尾張守の
文字を置り、左あれば即道が家に傳はりしを、彼が剃髮せし
頃、龜吉が家に譲り 古文書十一通

毎日一札今三日辰刻披見申候、仍長新一札并自上方
之書狀寫兩通披見申候、勿論返札者可有之候、本文
當地へ越由彼書狀に見得候間、定而使到來候砌可參
候條、注砌愚意可申候、將又秩父谷之注進無心元候、
指儀者有間敷由校量候、長新書狀寫其兩通儘返遣候、
恐々謹言、

二月三日

安房守殿

氏 政花押

三日之注進狀今五日酉刻參着、始中終披見申候、猶
正説こと被聞届、無油斷可有物進候、恐々謹言、

二月五日

安房守殿

氏 政花押

六日注通狀今八日辰刻披見、何もく令得其意候、
信州表之儀如何無心元候、正説と如何様にも聞届可

六候、自西國も近日者人不下候間、様子不聞候、恐

々謹言、

二月九日

安房守殿

氏 政花押

十三日・十四日兩日一翰披見申候、彼表之様子實儀に
未存候、實儀と不聞而疎忽之行は如何候、如何様に
も實と聞届可有注進候、此方へも欠入之者一切無之
旨、甲駿之備、十日以來者一切不聞候、何とそ手を
廻、自此方も可聞立候、敵方之模様至り實儀者、此
方之行者勿論、何方にも可有之候、畢竟實儀與不聞
届而之行者難定候、西上州於半手之郷何々密事候共
時々褒美以行可聞届候者可頼候間、其御勘辨に而入
手入精而聞届可有注進候、恐々謹言、

二月十六日

安房守殿

氏 政花押

御狀披見申候、信州口様子委細承候、猶實説重可承
候、恐々謹言、

二月十八日

安房守殿

氏 直花押

重而注進狀披見申候、重説之上實儀にも可有之乎、

雖然正説與云所未承届候、先段幾度如申是者、安可爲
聞様候、定半手へハ者□□可罷越候間、手前之者
を被指越□てそれ迄此方へ被越候者、糺明候ハ、疑
心有間敷候、境目之注進狀にて見候に、手次も無之
なにも□□無之書候間、何方を取而正理與云所無
之、如何様にも實之所を聞度候、弓矢之是非之際候
間、何分にもきもをいり御聞届尤候、□又何と分別
候哉木□敵に成事必定ならハ、其際濃州衆可爲亂入
間、於何方可防候哉、我□にハ不心得候に、兎に角
木□敵對必然ならハ甲州之防戰一切成間敷候、諸境
目迄可各別候條、實儀とハ分別不申候、再説を待入
候、恐々謹言、

二月十九日

安房守殿

氏 政花押

幸便之間申候、信州模様必然之儀者、昨日自是申候
き、今日者終日及談合候、動之様子無落着も、先早
々多波川迄諸口之人數可打着由、立早飛脚候、其内
途工夫、西上州へ成とも、甲州表へ成共、駿州表へ
成共、可有行迄候、猶々急速に御用意專一候、當方
弓矢此時候、恐々謹言、

二月廿日

安房守殿

氏 政花押

廿日一札今廿二未刻到來、信州表之儀者自是も京説申入候き、可爲參着候者十九到來候間、廿日より諸口へ陣觸、五日之内外皆可集候、動之筋者于今無落着候、甲州之是非與覺悟候間、只今取出など之儀者、一切不覺悟候、何と御分別候哉、信州之平地へ大軍押出候者、何共防戦之模様甲州成間敷候、城介殿八十一日に馬、瀧門など勢州衆者十二日に馬候、昨今來勢州舟之者共申候、猶上州え之模様何ケ度も可有得進候、喜多條安藝かたへ計策ハ有間敷候哉、信州之様子ハ疾に可知候間、早々忠信申候へと被仰候者、儘可乘計策候、如何様其表之儀とハ、動以前善も惡も筋々へ被致候ハ、尤候哉、恐々謹言、二月廿二日 氏 政花押

安房守殿

氏 政花押

謹言、

二月廿九日

安房守殿

氏 政花押

兩三度之御注進狀披見申候、委細大野歸路に可申候恐々謹言、三月十九日

三月十九日

安房守殿

氏 直花押

來月可爲出馬火急可致支度、乍毎度之儀嚴密可致之、兼而之雖法度猶被仰出候、鑓小旗持之外者、悉可致指物きこれこはた、古小旗相止結構可致之、又鑓二間之中より短不可爲、持改可申付、朱して黒新可致之、鑓之箔はけたるをハ可推直、此筋目雖不及申出候、猶自然爲油斷候、若捷忽緒に付而者、可處嚴科者也、仍如件、二月廿六日

二月廿六日

村民六兵衛 元祿年中の人代々當所に住せしが、剃髮して即道と云村内藥師堂を建立して、これにをると云へど、住居定まらず、駿足にして江戸へ即日往來し、又は武甲山へ登り鐘を撞て聞せんなど云て、食頃に鐘を鳴らして歸り、曾て上影森村廿八番觀音の岩窟を再建せしと云、老後に賢川村の常明寺に住せり、入定すると穴中に入りしを發て

新編武藏風土記稿卷二百六十三之

秩父郡之十八

○浦山村 浦山村は郡の南にて多磨郡に續き、武光山を後ろにし、深く山谷に圍まれ、遠く四隣を隔てし一方口の僻地にて一區の別境なり、武光庄に屬せり、江戸への行程山通り廿四里、板橋通り三十里、村名の起り武甲山の裏山と云る名義なるを、いつの頃よりか浦山と書せるよし、往古石間の敗れに亡命の徒、こゝに潜匿せし所なりと傳へり、今に長者屋敷の跡などよべる所あるは、かゝる人など居しことにや、古より御料所にて、慶安五年大河内與兵衛海野利兵衛・大島彌兵衛檢地せり、その頃より伊奈家にて累代支配せしが、寛文三年阿部豊後守忠秋に賜はりしより今も替らず、其子孫阿部錢丸正權が領地なり、四境東は上下名栗二ヶ村に接し、鳥久保峠など云る嶮岨を界ひ、南は多磨郡日原山に連り、深山幽谷無人の境を隔ること七八里、西は上田野村・日野村・川浦山の峻極を境とし、北は上影森村の橋立山、及び久那村・楯瀬

みるに、只空棺のみ有
所在を失へりと云、
○村民 太郎右衛門が先祖兵四郎へ屋敷五畝、與惣兵衛が先祖外記彌市、富右衛門が先祖六郎左衛門、萬吉吾八が先祖左京亮三人四畝づ、の屋敷、合て一段七畝、慶安五年檢地の時案内せしが爲に、貢税を免除せらると云、

新編武藏風土記稿卷二百六十二之終

村等の山々に續けり、東西三里餘、南北四里餘、土地は高山嶺峰四角八方に聳へて平夷の地なく、東西に一條の谷川あり、これを浦山川とよべり、路は只一すじ谷川に添て迂曲せる小徑なり、民居は十七區に別れ、山の中腹を鑿ち石を疊み、又は巖に倚て構をなせしありさま、さながら石壁のごとく、或は五六尺、或は八九尺にして、階級をなせるもの二段・三段に及べるあり、中にも里正某が住居などは、厠に行く廊下二間餘りもあらんに、板若しくは壁に換るに、傍ら石壁を以てし、袂をすりて通ひせて、斯る地狭の所に至ては、家屋鱗の如くに比せり、夫より後山の人家へは、相隔ること高く三四町に及び、又前溪に合するものは、低く二三町を隔てり、或は谷川を越へ、あなたの半嶺に往まへる民家へは、七八町若しくは十町も隔りたる所あり、この境もとより他村を距ること遠くして、一區の邊土にて他の往來と云るはなく、只西の方久那村の境より一方口なり、好事のものこれを武陵桃源などに比するも理はりにや、谷川に添ひ往々に桃樹あり、中んづく伽平等云る一區は、七八町許の間は最も多く榮へて、花時の盛なる他に異なる景趣なりと云へり、實を結ぶや、夏熟するものあり、秋熟するものあり、又西王母など稱する一種あり、大なるもの徑一寸

五六分なるあり、前に載する十七區の内、あなたこなた往來せる路徑を云はゞ、或高く或は卑く、又は險く足の止らぬ所あり、又狭く荆棘の左右より生ひ塞がる所あり木を横へし棧道もあり、獨木を架せる橋もあり、石碕を飛び越る所もあり、これを要するにのべ凸凹にして、容易に通ふべきにあらず、他の平村は論なく瑣々たる山村とは、同日にして語るべからず、これに住める民合て家數百八十軒なり、土症は小石交りの眞土野土なり、田畑山林の分量を云はゞ、山村のみ多く畑は僅ばかりなり、前に云る如く、土地狭阨なれば、嵯峨をひらきて平田と云へるはなく、詩に所謂彼阪田に耕すなどありしは、かゝる場所にもあるべきか、其餘耕す所は皆火耕の畑なりこれを焼畑とよべり、さてその焼畑なるものは山の中腹又は巖にあり、粟・稗・大豆・小豆・蕎麥等を作れり、焼畑のしだいを土人に尋るに、物語せるやうは、二十年も茂りし山の草木を春夏の間に伐りたをし、能枯たるころに火をかけて悉く烈やして灰となし、その灰をもて糞としそれ／＼の種を下せば、その實登り還て定免の畑よりもよしと云、さりながら限るに、四五年を以て止み、又外の場所をみたて、形の如くして稼穡すと云、さて又稼穡の艱難なるさまは、季春より初冬の頃までは、それ／＼

の場所々々へ廬を結びて移居し、禾熟の時には糞は猿を防ぎ、夜は猪鹿を逐ひ、明發まで寐られず、聲をあげ又は板木を鳴らしていと譁しく、夫妻子母山を隔て谷を越へみな處を異にせり、諸獸多きが中にも、猪鹿の害多ければとて、領主より賜はる所の四季打鐵炮・獵師筒合て五十四挺ありと云へり、その外住居の近くなる畑と云へども、假小屋を作りて夜な／＼通ひて、猪鹿を防ぐこと疾風雷雨にも休むことなしと云へり、そののみならず、雨に釋り暑に曬され、又は雲霧の深きに耕すといへども年穀六七ヶ月を支るに足らず、橡實・栗子など糝てに食用となせるよし、村中に牛なく馬は十七八もあり、秣には夏秋の間葛を采り乾かし、冬に禦て常食となせり、馬は耕作の爲に用る所なく、薪を駄して大宮郷の市に鬻ぎ、又米粟を買得てはこべるためにすと云、農間の稼には男は山木を伐り、或は薪を采り、或は白箸を削り篠しようきを作り、鋤柄を製し、又は鍛冶炭などを焼出し、女は麻を績み絹・藤太布など織出して生資となせり、土地嶮阻なれば暴雨の度ごとに山畑、或は路橋等崩れ損じ、且は山谷の間なれば霧深く雨のしげき年には作物實登りあしく、又畑面はすべて東面に向ひ、殊に石間がちにあれば旱年には又傷みありて、さながら住居には艱難の土地な

り、土産には絹・藤太布・楮・葛蕪を善とし、次に漆・桃・栗・橡・胡桃・かたくり・葛やしや木ぶし・岩茸・川苔・杉・松・檜・楓等あり、鳥獸には鷹・山鳥・雉子・鳩・鶯・鶴・こま・黒鶉・猪・鹿・猿・熊・青鹿・狼・狐・兎・狸・木鼠・貂・鯨・岩那・山椒魚等あり、茲に此所の土風人物を觀するに、その民はいかにも剛毅質直なり、或書に武藏國の人情は、武甲山の麓に留まるとありしは、この浦山村のことにもあるべく思はるなり、里老某我が曹を郷導するに、歩々屈伸して屢路上の石、若しくは枯枝落たるものを、取去ること至て深切なり、かゝる心配は止めよと云へど肯せず、答て云しには、先きに上京せしに行程百餘里の往返に、足に觸るゝものは悉く除て、後來のもの、躓ざるやうにせしと物語りせり、その質朴なる大率かくの如くなるものあり、村中十七區の内、村の西北寄りにて、日向など云る所のものは、里老等を始め、風俗他に異ならずと云へども、其餘あなたこなたに僻在する民は、惣髮なるもの多く、髭なども生ひ次第なるさまにて、男女ともに兩三月の間に、一二度も髪を結ひしことなるべし、面色眼晴も自ら異なるやうにみへたり、男女ともに短褐單衣にて年を送り、漸寒さに趣けば單褐を二つ三つぐらいも襲ふのみにて、縞を袂める衣類など着せしものはなし

浦山村土人風俗之圖



と云、寝るに衾なく、冬夜の寒さにも、夫妻子母みな圍爐裏を擁して、夜もすがら焼火に對せり、しかのみならず、常夜油なく松根を焚て燈火となせるよし、婚禮喪祭の如きも、疎薄なること推て知んぬべし、土人等の内文字をしらざるもの十に七八、里老等に至りては各心得あるさまにて、四書など讀みて童子輩をも教育し、己も詩作などせるありて、能物の道理をも辨へて、質朴なる民を喻して、敦厚にし信義を守らしめ、争鬭の訟など云るは幾年にも絶てなく、甚穩なる村柄にて、太古の民の風俗もかくやあらんなど思はるゝなり、東西に一條の徑路村内に亘れり、西の方久那村界より、東の上方名栗村界烏久保峠に達す、他の往來と云るにはあらず、路幅一、二尺より四五尺に及べり、或は高燥或は卑濕又は迂曲に又は險阨にて、谷川のあなたこなたに添ひて、數十ヶ所にて橋を渡れり、西は漸卑く、東は最高く聳て小徑となる此外間道小徑は略せり、

高札場 日向の西北寄
日向の西北寄
小名 梨子木平 大谷 日向 嶽 寄國土 巢郷 伽
平 武士平 大神倉 栗山 下山津神 上山津神
家附 川又 冠谷 金倉 細久保
御林山 村の西南の間數ヶ處にあり、假傳砂は榎木生茂り、嶺岨なる山なり、此外村民の持山悉く四面重疊せり、其

名あるは横倉山・赤原山等村の乾に高く峙へたり、
○鳥久保峠村の東にて上名栗村より登り
○淺間峠村の南にて多磨郡日原山境にあ十七八町

浦山川

水源は東南の方、河原廣谷港間峠の麓より涌出し、西に流ぎ久那村に至り、荒川に入る、水路四里餘、川幅二三間、平水一二尺、石高巖峙ち水勢激し、往々に急湍あり、深淵あり

細久保谷川

水源は南の方多磨郡日原山境字扇形の東麓より涌出し、東北に注ぎ宇川又に至り、浦山川に入る、水路三里餘、川幅二三間、深山窮谷の間を流て、いと物

大久保谷川

水源は前に同じき北流ましまさなり、
○大久保谷川麓より涌出し、北流して小名寄國土に至り、浦山川に入る、水路三里許、川幅前に同じ、水路のさまも異ならず

岩瀧障

大久保谷の内に在、此邊屏障を立る如なる岩峙たる間を流る瀧なり、水勢すさまじく、高さ五六丈、幅三四尺、水元はこの奥入よりし末流は大久保谷川に入る、この外にも瀧の數多けれど、其名なきは略せり

板橋三ヶ所

一は字土しうにあり、長さ十三間、幅五尺、一は倉渡戸にあり、長さ十間、幅四尺、皆浦山川に架せり、この外獨木橋・土橋等數ヶ所にあり

十二社權現社

小名嶽にありて、その鎮守なり、例祭六月十五日、大宮郷園田筑前配下にて、神職神林

帶

○稻荷社二ヶ所村持
○高根權現社三ヶ所
○山神社十ヶ所
○熊野社
○愛宕社
○諏訪社
○塚御前社
○神明社二ヶ所村民持
○高根權現社
○山神社

昌安寺

家附にあり、石雲山と號す、曹洞宗にて大宮郷廣見寺末なり、本尊十一面觀音、木の立像長一尺三寸五分、雲守化する年月知れず、除地五畝十八歩、
○陽岳寺 日向に南向山と號す、宗末前に同じ、本尊正觀音、開山順達入寂詳ならず、除地九畝十歩、
○慈眼寺 寄國土神明山と號す、宗末前に同じ、本尊正觀音、開山昌安寺と同じ、境内年貢地なり、
○大日堂 昌安寺持、
○藥師堂 村民持

日野村

日野村は郡の南寄にて、南の方山界は、多磨郡三田領日野界に及べり、武光庄に屬す、江戸への行程我野通り廿四里、板橋通卅里、古き檢地のこと詳ならず、御打入の後は御料所にして、慶安五年伊奈半十郎檢地を糺して支配せしが、寛文二年阿部豊後守忠秋に賜りしより、寛文三年・同五年・同六年・同七年・同九年・同十二年・延寶五年・同六年・天和二年に檢地せり、其子孫阿部鐵丸正權今に領せり、四比東は上田野村に隣り、西は白久村に接し、南は高山多く、上田野村・浦山村・多磨郡日原村・新大瀧村の山々に及び、北は小野原村にて、荒川を界とす、東西人家のある邊は、十六七丁許、南北山へ亘りては四里餘に及べり、土地南に川浦山及蟬笹など云る峻き山々聳へたれば、霧も深く又雨も多し、土人曾て日野田野の私雨と稱せり、晴天にも俄に雨降り、他村の降ら

ぬにも此村のみ降りしこと多し、北の方は荒川の流にて土地も漸下せり、すべて山林多く陸田は少し、水田は猶さら僅に谷間にありて、谷水を沃きて耕せり、土性は野土多く真土少し、野土には砂交りの處あり、土産には絹・横麻・烟草・青黒大豆・楮・干柿等を出せり、農業の暇には男は柴薪を取、或は材木筏を出して儲錢をとれり、女は絹・横麻を織て生業にす、民戸百十二、その内三十戸は路の左右にあり、其餘は所々に散住す、村内一條の往還は東の方上田野村より來り、西方の白久村に達す、其間凡十六町、道幅二間程、是は大宮郷邊より大瀧村邊へ通ふ道なり、

高札場小名宮ノ下にあり

小名 下田野 宮ノ下 中谷戸 大塚 松場村の西よりにあり

是より南に當り、十七八町を隔て、城山あり、按るに此地其昔の的場なるべきを、土人説てかく唱へしなるべし、

馬立同邊にあり、こ 川宿 蘆ノ平 寺澤 瀧ノ上

大黒山村の南邊にて川浦山の内なり ○小黒山同じつゞき麓より頂まで登り三里許

里許 ○蟬笹山同じく西よりあり、登り三十 ○城山村西邊にあり、熊倉山と云は、是より坤の方に續き、白久村の内

にあり、此邊りも其頃は城郭なりしや、又は今の城山も

をしながら熊倉山と唱へしにや、長尾意玄入道が居し、熊倉城とは此ならん、麓より頂まで凡一里許、小徑曲折して雜木多く、荆棘塞りて通ふに道なきが如く、山上に三ヶ所の平地あり、本城の跡と云傳へしは、二十間に三十間許築地の形残り、その外にから堀の形あり、夫より乾の方に堀切をこへて二十間四方の平坦あり、又西の方へ一町許り下りて、墓場平といへるあり、古へは墓碑等多くありしが、樵夫等いたづらに谷そこへ轉せしとて、今は苦むしたる石、十許を存せり、又本城より巽の方、堀切を隔て、二十間に十二三間許の平地あり、夫より北へ一段低く、前にひとしき平地あり、茲に井戸の跡と覺しき凹みあり、巽の方へ峯傳ひの道あり、是を大手口の跡なりと云、今は茅ふさがりて往來もならず、此峯に二ヶ所の堀切あり、此水の手は蟬笹山をへだて、白久村熊倉山の谷に七ツ瀧と云るあり、是より樋にて引しと云、土人の説に小幡が陣にて、水道を絶て長尾が城を責しと云、本城より巽の方に谷を隔て、蟬笹山につゞき少しの平地あり城跡より相對して少く高き所なり、是は小幡山城が取手を稱へし所とて、今に小幡が陣場と云傳へり、此間凡二十町許を隔て、目前に相對せり、土人云玄意入道は甲州勢に責落され當郡黒谷村邊に逃去しが、終に瑞巖寺の岩窟にて、生擒せらるる荒川 西の方白久村より注ぎ來り、東の方上田野村へ達す、水路二十町程、川原幅百間許、平水十八間、水丈二尺許、水

○安谷川 水元村内大黒山の谷合より出、上田野村界を北へ水四間、深一尺ほど、○寺澤川 水元蟬笹山より流れ出、良の方へつゞ路一里半許、川原幅二間、○溜井二ヶ所村の中程、平水一間、深五寸許、

瀧三ヶ所 一は小名下田野澤あり、岩に添て落ること十四五間、一は村の西北字をひて澤にあり、下ることと凡十二間許、いづれも荒川に入る、

淵 村の北荒川の流にあ、り、土人手横淵と云、

第六天社 神主石井左膳、郡内大宮 ○淺間社二ヶ所村民郷園田筑前配下なり

○諏訪社 ○稻荷社四ヶ ○山神社四ヶ ○荒神社二ヶ

○春日社 ○十二天社 ○愛宕社孝岩寺持

淨光寺 日野山と號す、曹洞宗にて大宮郷廣見寺の持、除地二段六畝廿歩、本堂東向、本尊釋迦、木の坐像長九寸

行基の作、開山東雄朔方明應二年八月十五日寂、開基は淺見平右衛門、法諱を淨光と云、寂年を詳にせず、今も彼が子孫

村内に ○孝岩寺平松山と號す、同宗同末 ○普光庵松葉

號す、宗末前に同じ ○地西菴春日山と號す、本尊釋迦を

本尊聖觀音を安ず、 ○東光寺岩銅山と號す、本

○眞光寺蘆戸山と號す、本

○觀音堂如意輪觀音を安 ○虚空藏堂 ○藥師堂 ○不



動堂 小名瀧ノ上にあり、堂後に佛神と唱へて、青石の棒あり、長五尺許、中の大さ一尺二寸許、圖上の如し、

村民平右衛門 先祖平右衛門へ五畝、萬右衛門が先祖太左衛門、重吉が先祖善左衛門二人へ、四畝づゝの地を除し賜はれり、是は慶安年中檢地の時案内せしに依て除せられ、今に所持と云ふ

○白久村 白久村は郡の南寄日野村の西にて、荒川の南岸にあり、武光庄に屬す、江戸への行程我野通り二十五里、川越通り廿九里、板橋通り卅一里、村名の起りを詳にせず、里正某が宅に慶長三年の水帳あれど、糺せし役人の姓名を失へり、御打入の頃は御料所にて、寛永十七

年伊奈半左衛門檢地せり、寛文三年阿部豊後守忠秋に賜はり、同五年・同七年・同十年・天和三年・享保廿年檢地の改ありて、今も豊後守が子孫阿部鐵丸が領地なり、四境

東は日野村、及荒川を隔て、小野原村にて、西南は新大瀧、古大瀧兩村の峯を界とし、北は荒川界にて、贊川村、及

び當村の分郷猪鼻なり、東西一里餘、南北山に亘り一里半餘、土地西南に高山ありて、北の方は荒川の流に臨め

り、かゝる陰地の村なれば、山林のみ多く陸田は少し、水田は猶些ばかりあり、土症は眞土多く野土少く、十が

一は砂土なりと云、一條の往來あり、東日野村より來り

北の方荒川を渡り、贊川村に達す、村内に係ること凡廿

七町許、道幅二間許、民戸百十九、其内四十は道の左右

にあり、其餘は所々に散在す、農間の稼及土産等は日野

村と同じければ漏せり、但他村に優りて其善きものは、養蠶なりと云、

高札場

小名 豆早原 青梅 橋場 上原 谷 山口 下ノ

段 中野

熊倉山 村の東南にあり、登り一里餘、領主の林山なり、

荒川 西の方古大瀧村の内、小名集場より來り、村界を流れて東に流ぎ、日野村に達す、水路凡一里半餘、川原幅二十間より廿四五間に及べり、平水六七尺、谷川より出て、水路間より十五六間ばかり、深さ二尺程、

一里餘、荒川に入、平水元村の西澤の入邊より水一里餘、荒川に及ぶ、

荒川 不動瀧 谷川の流瀧となりて、荒川に及ぶ、溜井三ヶ所

渡船場 荒川の流を渡せり、川向ふは費川村なり、

橋八ヶ所 一は板橋にて、小名橋場であり、長さ九間、幅八尺餘、谷川の流に架せり、其餘は所々の谷より出る流

六所社 村の鎮守、例祭六月十五日、神職山中、牛頭天

王社 村の鎮守、例祭六月十五日、神職山中、牛頭天

○根倉社 村鎮守、例祭八月、飯玉社 村の鎮守、例祭八月朔日、

訪社 ○山王社 例祭六月十五日、○山神社 ○三宮神社 ○荒

神社 龍泉 ○鹿島社 法雲

三十八番觀音 秩父三十四番札所の内なり、小名深谷にあり、

の坐像長一尺二寸なるを安ず、唐の玄宗皇帝の作なりと云、此地や西南は後山に續き、東は溪流を隔て、熊倉山の麓に

及び、只北の一方のみ開けて往來を通ぜり、斯る谷間なれば地の名を深谷と唱へしも理なり、靈場の來由は、緣起に詳

なり、左にのす、隨龍山法雲寺如意輪觀世音者、唐至德年中玄宗帝之所手彫也、傳聞皇帝幸蜀、六軍駐馬諫焉、於是永訣

揚貴妃、淚濕御衣袂、使方士竭其術無由再見、遂寄鍍合金釵、展轉思不能自絕、深觀世間之無常、唯知佛乘可憑、便手彫如

意輪觀世音瑞像、長一尺二寸、相好妙麗、極其嚴飾、以貴妃之粧鏡爲圓光、常念恭敬願共證常樂界、緊薩埵之方便不可思議、使皇帝發菩提心、便得離欲、所謂先以欲鉤牽後令入佛智

者邪、及于李唐之衰其像散在民間、宋國雲山道隱禪師、請得之航海東遊、卜地於武之秩父深谷、建神廬奉安焉、此故早越作崇、居民祈雨至安像之日、山頭起雲天龍降雨、是扁曰隨

龍山法雲寺、逾年殿堂寢備矣、諸方之腰包者輻輳深谷、下自爲溪、禪師初在宋參雪巖欽于仰山、肯其密印感唱宗風本朝

元應改元己未年、到此方、副元帥平高時延董相之建長、正中二年二月二日、唱偈坐脫、壽七十有一、塔于正受庵、勅諡佛

惠禪師、厥後法雲禪風雖不及古、大悲之靈驗日新、如響之應聲、瞻禮者絡繹而今乃列于第三十番巡禮道場、此時機之所致、因緣之有從也、賴宗燈明于世、叢規之重興、可計日、

以特也、余雖庸陋、輒錄舊記所載、以貽諸來者云、 奥院山

○藥師堂 永福寺 金鷄山と號す、同宗同末にして、今は破

福寺 れ寺となり、本尊開山共に詳ならず、

持 ○觀音堂 持民 ○地藏堂 持 ○藥師堂 持 下同 ○十王堂

孝行者 十右衛門 文政六未年六十五歳になれり、人となり貞實親に仕て孝に、家内和順せり、父母老年

に及びければ、朝暮左右に從て唯其意の欲するまゝにし、如何なることも孝養怠らず、その故寛政五年領主の間に達し、

奇特の旨褒賞として、古來の如く名主役を命ぜられ、白銀三枚を賜ひしとぞ、

長壽者 喜助、村民傳八が祖父なり、文政癸未に九十歳、領主より俸米三俵を賜へり、

○白久村之内猪鼻 猪鼻は白久村の内なれども、荒川を隔て一區をなし、すべて一村の體をなせり、古は白久組

の内猪鼻村と唱へしと云、村名の起りは村内に巨岩ありて、其形猪の鼻に似たるより名くとぞ、武光庄に屬す、

江戸への行程川越通り廿九里半、板橋通り三十一里半、我野通り廿六里、四比東南は荒川の流を隔て本村なり、

西は新大瀧村の内強石組に隣り、北より東は小森村・費川村に及びり、土症は石交りの眞土、又は赤野土交れり、

山林多く陸田少し、四面みな山にして荒川を前にせり、東西凡十一町許南北七八町より三十町に及びり、西北は

高く東南は卑し、一條の往來あり、江戸より甲州への道にして、東費川村より來り、西新大瀧村強石組に達す、

の小徑折坂を經ること三町許にして、險はしき岩の下に巽向の岩穴あり、如意輪の石像を安ず、入口は腰をかめて入ると一間半許、夫より廣く撞鐘石坐禪石雲岩あり、又大日の石像を岩の凹みたる所に安ず、側に小穴あり、底際を知らず、是を無間カ谷と云、夫より五間許をへて、札堂 阿彌陀 二王 梯子を登ること三間、東の口に出す、

石階の下にあり、仁王長九尺許、樓上に十 什寶如意輪 門六羅漢を安ず、寶永中鑄造の鐘を懸く、

觀音一軀 厨子入長二寸二分、揚貴妃 天狗の爪 龍の爪 龍の骨 唐の鏡 武家の順禮札五六札しきものなり、

西國坂東秩父百ヶ所順禮只一人 爲二親善提天文五天三月吉日

別當法雲寺 瑞龍山と號す、大宮郷金仙寺末にして臨濟宗な

惠禪師、正中二年三月三 龍泉寺 塔向山と號す、臨濟宗に

日寂す、除地三段六畝、

住にして本尊揚柳觀音を安ず、

開山大空寂年を詳にせず、

宮郷廣見寺の末なり、除地二段二畝廿二歩、

祿二年十一月廿三日化す、

尺五寸ばかり、別に文字なく只此文のみ仄に見ゆ、

○永

新編武藏風土記稿卷之二百六十三 秩父郡之十八

二九九

村内にかゝること凡十四町許、道幅八九尺、民戸二十四軒道の左右にあり、古よりの支配又檢地等のこと、及男女の稼、産物等に至るまで、本村に同じければ、こゝに略す、隣村費川村の内に、一段四畝二歩の飛地あり、

高札場小名向にあり

小名 風穴 向 中郷 關ノ宮

荒川 西の方大瀧村の内、強石組より來り、東の方費川村に達す、水路十二三町、川幅十間許、左右盤岩峻しく、高さ六七丈にも

大岩二 各高一丈五六尺、形猪の鼻に似たり、村名の起り是に依る、

土橋四ヶ所

一は田端橋とて澤川に架せり、長七間、幅六尺、一は猪鼻澤に架す、長五間、幅四五尺、此外二ヶ所は小橋なり

諏訪社

○八幡社以上二社は村の鎮守にて、例祭七月廿七日、村民の持なり

牧洞院

神樂山と號す、曹洞宗にて小鹿野村鳳林寺持なり、除地五畝二歩、本尊釋迦を安す、開山萬谷寛文九年寂

○費川村 費川村は郡の中程よりは南西寄なり、武光庄に屬す、江戸への行程我野通り廿五里、板橋通り卅一里川越通り廿八里、村名の起り審ならず、文化八年より村

内を三組に分て、元組・年番組・日向組とすれど、其實は一體なり、古へより御料所にて、檢地は慶安五年島市郎兵衛、及び外七人のもの糺せり、その頃より伊奈半十郎及び伊奈左門支配せしが、延寶九年より松田又兵衛・間瀬吉大夫、貞享三年より小池甚左衛門、元祿二年より松平清三郎、同九年より岡田五右衛門、同十四年より久保島市郎兵衛、同十五年より細田伊左衛門、寶永五年より長谷川六郎兵衛、正徳六年より野田次郎左衛門・會田伊右衛門、享保元年より堀内六郎兵衛、同四年より淺倉半九郎・馬場源兵衛、十月より朝比奈權左衛門、同六年より河原清兵衛、同十一年より鈴木平十郎、同九年より山田治左衛門、同十三年より齋藤喜六郎、同十五年より日野小左衛門、同十九年より荻原源八郎、同年三月より上坂安左衛門・田中休藏、それより柴崎藤左衛門、元文五年より大屋木工之助、寛保三年より伊奈半左衛門、明和七年より前澤藤十郎、天明八年より荻原彌五兵衛、寛政五年より堀谷文右衛門、同十年より榊原小兵衛、文化八年より杉庄兵衛、同年九月より田口五郎左衛門、同十年二月より古橋隼人、同年六月より吉川永左衛門、それより川崎平右衛門今に支配せり、四境東は小野原村に續き、南は荒川に臨み、對岸は白久村なり、西は白久村の内猪鼻

を境ひ、北は般若・伊豆澤の兩村にて山を隔てり、東西三十町餘、南北廿五町餘、地形南には荒川の大河ありて、水岸盤岩多く、五六丈より十丈にも及ぶべし、北には山々打絡ひ、東西は平坦にて、西は即ち甲州へ通ふ往來なり、民家百五十九、南面の村にて、往來の外に住める民家は、すべて山の中腹に散在せり、中にも小名手こまるなど云る所は、只一軒四五町も四隣を隔て、山の間に住めり、土人の語る所をもて按ずるに、人手なきにこまると云へる鄙野の名義とも思はるゝなり、斯る邊鄙の山村にて、年穀三分の一ならではなしと云、去りながら此所は江戸より甲州への道筋にて、町と唱へるあたりは、左右に屋並みそろひて卅六軒ありて、寛文七年より毎月二七の日に市立せしが、今は廢して三月二日に雜市を立て、又は十二月廿二日・廿七日には市あるよし、田島山林の分量を云はゞ、多くは山林にて、陸田は至て少く、水田は谷田にて又僅ばかりなり、土症は赤眞土少く、黒野土赤野土石交りの所多し、男女の稼農間には柴薪を采り、或は材木筏流しなどし儲錢を取る、女は養蠶の外、絹・横麻を織出せり、産物には即ち絹・横麻或は煙草・青豆・黑豆・楮・干柿等あり、鳥獸には雉子・山鳥・鳩・鶯・狐・狸・兔・猪鹿・狼など居れり、川には鮎・鯉・鱒などあり、水旱の患は

本より山間の土地なれば、雨多ければ作物實登りあしく早すれば痛み易し、爾のみならず、猪鹿多く作物を荒して、いと艱難せり、前にも載する村内の往還は、江戸より甲州へ通ふ一條なり、巽の方白久村より來り、西の方猪鼻に達す、十町許、幅二間程、

高札場小名費川にあり

小名 柿平 古池 石神 大刺 手こ丸 日向 柴原

費川町

猪狩嶽 村の乾にあり、小名古池と云る巽の方なる麓より、崩岩の山徑を踏み、又は盤岩と曲徑を登ること廿五町を

經て、頂に至れば僅の平地ありて、猪狩男神の小祠を安す、社頭には榊・松・檜など生茂れり、此山は村持なれども、松洗院に託して別當のごとくせり、明神の眷屬とて犬あり、此犬を乞ひ借り、狐つき或は猪鹿の防をなすに應驗ありとて、比隣の村郷祈誓して參詣するもの多し、犬を借りると云には、松洗院に就て賽物を納め、護符札を得て歸るとぞ、或説に意玄入道監澤落去の時、石上の切所にて深井對馬守相さへ、其間に意玄は落去り、深井は深手を負ひ、此山に登りて生害し、今に神祠に武器少しく存せりと聞けば、寺僧或里老等に其事跡を尋るに、左ある事は傳へもなく、知るものなし、神祠には只白幣のみ存せり、

荒川 西の方白久村の内、猪鼻界より來り、村にかゝること三十町餘、東の方小野原村に達す、川原幅凡百間程、水流幅十八間程、平水二尺程

渡船場 荒川の渡にて、當村及び白久村にて、隔日に村夫を出して渡船せり、冥加永とて年々一貫文を上納せり、

費川澤 村の北小名古池・大刺兩谷の間より湧出し、小名費川・日向の間を南に注ぎ、荒川に入、水路三十町餘、川幅八九尺、深さ七八寸、

土橋九ヶ所 皆澤川の内各所に架し、村内の往來とせり、

野栗權現社 所祭素盞鳴尊大己貴尊なり、大宮郷、園田筑前が配下にて、手嶋對馬の持、

三ヶ所村民持、下同、一、諏訪社五ヶ所、村内の鎮守なり、

○愛宕社 ○稻荷社四ヶ所 ○山神社六ヶ所 ○熊野社四ヶ所

内一社小名古池にあり、社中に青石の棒五本あり、其長さ一尺五寸より二尺許のものなり、

○丹生社 ○不動社 ○金山社二ヶ所 ○第六天社 ○秋葉社三ヶ所

○荒神社 ○聖社 ○太神宮社 ○大小天狗社三ヶ所

猪狩明神社 事跡山の條、小名費川にあり、蓮臺山と號す、古へは高岩山石水寺

と云しが、慶海と云る僧延寶年中に寺號・山號を換へ、改宗して眞言宗となり、湯嶋靈雲寺の配隸に屬す、除地三畝

六歩、本尊阿彌陀、開山淨嚴元祿十五年六月廿七日化す、當寺三世の主僧を即道と云、奇人の聞へあり、或は時に佛に供する野菜等を、日本橋の市に除るに、其速なる時日を移さずして、其用過ぎこと所謂左慈が語頃に、蜀薑を得て還るにひ

として、土人傳へ説く、寺に藏る法華經・般若經・阿彌陀經等、みな即道に就て寄附ありし品なり、又所持の錫杖あり、是は弘法大師入唐の時携へしを、讚州高松領大久保靈寺にありし

製を、模せしものと云、享保十五年閏九月七日入定すと云、上田野村藥師堂に、石に勒する銘文の略に曰、秩父郡上田野村

藥師堂住、尾張守町田定顯末孫、同苗六兵衛定之、卅五歳云々、聞之曰、六兵衛元祿中入道世曰即道、居所不定、一日行

二三十里、有種々奇行曰入定、於費川村、○松洗院 猪狩山と常明寺人發而見之、唯空棺耳、不知所終、

洞宗、下小鹿野村風林寺の末、除地三畝六歩、本尊藥師、開山才屋尊藝、天正十五年三月十四日示寂、寶曆の季年に火災に罹り、古記

○神龍寺 石上山と號す、宗末前寺に同じ、除地等を失せり、

五分、弘法大師の作、開山萬谷、○福壽院 大黒山と號す、除鶴寛文九年十月十八日示寂、

前と同じ、本尊延命地藏、開山、○阿彌陀寺 大翁山と號す、天助祖眞元和六年七月二日示寂、

宮郷廣見寺末、除地一段五畝廿五歩、本尊阿彌陀、開山東雄朔方明應二年八月十五日示寂、中興月山春明寶曆十三年十一月十一日

○長昌院 天狗山と號す、曹洞宗、下小鹿野村風林化せり、

○正傳寺 日生山と號す、曹洞宗にて阿彌陀寺、廢寺にひとし、

○藥師堂二ヶ所 下民持、○地藏堂、○長泉院、河内山と號す、年貢地に住めり、三峯山觀音院の配下なり、

○小野原村 小野原村は郡の中程にて南寄りなり、武光庄に屬す、江戸への行程我野通り二十四里半、板橋通り三十里半、川越通り二十七里半、東西十三町許、南北十五町餘、東は久那村に隣り、西は費川村に接す、南は荒

川を隔て日野・白久二村に對岸せり、北は山界にて般若・長留の兩村なり、土地南に川を帯び、北に山を負ひし山村なれば、頗る平地の場所あり、山林多く陸田は山林の半なり、又往々谷間より出る流を漑いで用水とし、水田僅にあり、土性は赤黒眞土又は赤野土等にて、小石交りなり、水災はなけれど旱年には作物傷み易し、又猪・鹿の害も多しと云り、民家五十二所々に散在す、農間男女の稼、産物等に至ては、前村に同じければ茲に漏せり、當村は御打入の頃より御料所にて、檢地は費川村と同じく、慶安五年伊奈半十郎糾せしと云、正保の國圖には費川村とありて、小野原村は見へず、いつ頃費川村を分郷せしことにや、その年代を詳にせず、其後御代官しばしば遷替ありて、享和二年榊原小兵衛が支配せし時、牧野内匠頭が采地に賜りしより今も替らず、

高札場 小名上郷にあり、

小名 上郷 鷺巢 柴原 藤芝

荒川 西の方費川村より來り、東の方久那村に達す、水路凡十三町、川幅十八間餘、平水二尺程、

○常盤澤村の北邊の谷合より沃き出、小名藤芝の

○高橋澤川村界に方へ流れ、水路凡十町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入て、高橋澤山よりそゞぎ出、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

○水澤川村の東久那村界給澤入水路凡十五町許、荒川に入、

新編武藏風土記稿卷二百六十三之終

許、水幅共、○芝原澤 水元村の北費川村界の山入より流れ出に四五尺、

○温泉 小名芝原にあり、村の北方にして費川村界の至る、

○湯權現社 湯權現社、村中の鎮守、禰祭正月廿八日、村民持、下

○高根社 ○三宮司社 ○諏訪社 ○山神社

○阿彌陀堂 ○藥師堂 ○不動堂

高根山と號す、曹洞宗にて大宮郷廣見寺末、除地二段、二畝十二歩、本尊正觀音、開山瑞山守的寂年詳ならず、

○阿彌陀堂 湯權現社、村中の鎮守、禰祭正月廿八日、村民持、下

○高根社 ○三宮司社 ○諏訪社 ○山神社

○阿彌陀堂 ○藥師堂 ○不動堂

高根山と號す、曹洞宗にて大宮郷廣見寺末、除地二段、二畝十二歩、本尊正觀音、開山瑞山守的寂年詳ならず、

○阿彌陀堂 湯權現社、村中の鎮守、禰祭正月廿八日、村民持、下

○高根社 ○三宮司社 ○諏訪社 ○山神社

○阿彌陀堂 ○藥師堂 ○不動堂

新編武藏風土記稿卷之二百六十四

秩父郡之十九

○古大瀧村 ○新大瀧村 大瀧村に新古の別ありて二村なり、二村の内に十組の別ありて十村のごとし、新古の別と十組の稱あること、古よりして爾るよし、是を要するに其實は一村の有さまなり、仍て茲に大瀧村の説を始に總論し、次に新古を分ち、次に十組を區別して載することしかり、夫れ大瀧村は郡の西偏國界に僻在する、深山大澤幽峻の間に狭まりし大村にて、武光庄に屬せり、東は白久村に隣り、北は小森村に接し、乾の方は中津川村に及び、其向は御林山つゞき、西より南に亘り、信州佐久郡梓山村へつゞきて御林山あり、巽は多磨郡日原へ續きて御林山なり、坤の方は甲州都留郡山梨郡へつゞきて、同じく御林山なり、郡界山續き、御林の間見通しの凡を云はゞ、南甲州界より北に亘り七八里、東多磨郡より西に亘り、上州甘樂郡への界二十里餘と云へり、明和年中窪田十左衛門が、御林を見分せし時の物語りとて、

里老の云ひしには、山から谷へ谷から山へ足の踏む所は凡八十里もあるべしとなり、實に深山大澤無人の境なりその間には楓・檜・榎・梅・桂・姫小松・赤松・石楠花等あり、其他の雜木論なし、前に載するは凡の境界にて、その奥は限りも境界もしかと分ちがたしと云、明和年時より始め今に至るまで、毎歲八九月の頃に御林見まはりとして、秩父郡多磨郡及び甲州都留・山梨の兩郡、信州佐久郡、上州甘樂郡等郡界の里正とも移文して、榜示を立置し八ヶ所の地に集るとあり是を例式となせり、此時には各自に糧を齎し、鍋を擔ひて樹下石上に寄宿し、七八日を経て歸ると云、斯る深山險阻の中にも、甲州への古道一條の往來ありて、雁坂峠を踏て十五町許に國界あり、扱又栃本及び麻生に關門ありて、不虞の警備となしたまへると御打入りの頃より爾るよし、鉢形城全盛の頃は、此往來難所なれども、兩國の通路ひきもたへず賑ひて、誰が名づけしと云にもあらず、秩父をさして蜀道と唱へ、武甲山を峨眉山など呼びしよし、里老等物語せり、其説の浮華をみると云へども、姑く茲にその傳を載す、さても土地廣大といへど、山澤林藪のみ多く、民の生計これによると少なからず、御林山一里半許の内を聯縣とつゞきて民の村居に近き所をすべて稼山と稱して、民の營み助成

のために賜はりし、冥加永八貫文を年々に上納せるよし、末に載する八品の産物を製作し出すと云、此村はかゝる山谷の間にて畑も少なければ、嵯峨たる高處に火耕の地をひらき、是をさすと云ひ、或は燒畑と呼べり、耕す所せばしと云へど、燒畑をひらき民の力を用ゆるまゝに、年穀も頗る用をなすといへど、僅に六七ヶ月を支へりと云、其他は材木伐り出し、且は八品の産物を造り、其外それ〴〵に職分をなして食に代ふと云ふ、艱難の營み推て知るべし、古大瀧村は六組に分ちて、大達原組・岡本組・大久保組・下納組・上中尾組・枋本組と稱し、皆里正ありて各一村の如くなれども、割付はもとより一本なり、新大瀧村は四組に分ちて、強石組・落合組・小雙里組・八組と稱し、割付も各通にてみな里正あり、八組と云へるは地名にあらず、八區を併せて一組に結び、區々の里老年々代る〴〵里務を掌どるものあり、八區とは三十場・槌打・鶉平・柗平・十々六木・瀧ノ澤・濱平・鹽澤を云ふ、此外に鹽平の一區ありて、別に鶉平の里老より指麾をうけり、十組の村落各處往々に駁雜し、經界を分ちがたく、或は飛地の如き所あり、これその初め一村たること知んぬべし、

○古大瀧村 古大瀧村は郡の西にて、甲斐・信濃の國界に

接し、深山幽谷に狭まりし村にて、武光庄に屬せり、江戸への行程山通り廿五里より廿八里、川越通り廿六里より廿九里、熊谷通三十六里より三十九里に及び、村名の起り荒川の水源にて、石高く水激し、奔流して大瀧の落るが如く、その響き異なり、或は瀧石庄とも云へるよし聞けど、今は武光庄と呼べり、みな激流の瀑勢あるに由るなるべし、古より御料所にて、明暦元年伊奈半十郎支配せし時、枋田善兵衛・宇田川三郎兵衛・淺田勘左衛門・岩淺藤兵衛檢地せり、延寶九年まで伊奈家にて年久しく支配せしが、同年より松田又兵衛・間瀬吉兵衛・貞享三年より小池甚左衛門、元祿二年より松平清三郎、同九年より岡田五右衛門、同十四年より久保島市郎兵衛、同十五年より細田伊左衛門、寶永五年より長谷川六郎兵衛、その明年野田次郎左衛門・會田伊右衛門、それより堀内六郎兵衛、享保四年四月より朝倉半九郎・馬場源兵衛、同年九月より原新六郎・馬場源五右衛門、同年十二月より朝比奈權左衛門、同七年より川原清兵衛、同十一年より鈴木平十郎、同年九月より山田治右衛門、同十四年より齋藤喜六郎、同十五年より日野小左衛門、同十七年より荻原源八郎、同十九年より上坂安左衛門、同年八月より田中休藏、元文五年より齋藤喜六郎・芝村藤右衛門、同年六月よ

り大谷木工之助、寛保三年より伊奈半左衛門・伊奈半十郎・伊奈備前守累代支配し、明和六年より前澤藤十郎、天明八年より萩原彌五兵衛、寛政五年より堀谷文右衛門、同十年より榊原小兵衛、文化八年三月より七月まで杉庄兵衛、同年八月より田口五郎左衛門、同年二月より五月まで古橋隼人、同年六月より十一月まで吉川永左衛門、同年十二月より川崎平右衛門支配所となり、今も替らず土地四面に高山重疊して囊を括るが如く、進退こゝに谷まるが如くに見ゆ、村の中央を荒川の大河屈曲して東に流れ、道も亦川に添ひ、或は右し或は左し、東西に達する一條あり、これは即ち江戸より甲州への一路なり、民家は六組あはせて百七十二軒、往々に一區をなし、或は道の左右に住ひ、或は山の中腹などに二三軒、或は四五軒つゞも散在せり、又は遠く四隣を隔て、一軒屋などもあり、其遠きに至りては三四町より十町にも及び、若しくは半道許を隔たるものもあり、水田なく山林多し、本畑は僅に十が二にして、其餘は山林をひらきて焼畑なり、土性半は黒野土にて、半は眞土砂土なり、さて此邊にては山の草木を焚て、その灰を糞とし、粟・稗・大豆・小豆・蕎麥等を耕作せり、これを焼畑と云ひ、或は指と云、民みな茲に稼穡して生計をなすと云へども、本より山谷

の間耕作の場少なければ、年穀六七ヶ月を支ふと云、茲にその稼穡のさまを見るに、季春より初冬に至るまでは遠く一二里も隔て、山の頂き又は中腹などをひらきし焼畑の場所へ廬を結び、夫妻子母こゝに移住して播種し、禾熟の時に至りては晝は猿を衛り、夜は鹿を逐ひ、夫妻みな處を異にし、あなたこなたと山を越へ、谷を隔て、假りの小屋に通ひて、夜な／＼板木を打或は聲をあげて、猪鹿を防ぐこと風雨といへども怠らず、其艱難知んぬべし、早年には薄地にて作物傷みやすく、雨多き年には山谷なれば登りよろしからず、斯る猪鹿の多ければ六組の内には、上より渡りし獵師筒と、四季打鐵炮と合せて四五十挺もありしことなりと云、されども猪鹿喰い荒しもあればとて、下畑下々畑半免の土貢を納めしとなり、農間の稼には御林山つゞき稼山に行て木を采り、兼て御免ありし八色の木品、鹿料・挽板・笹板・桶木・鞘木・木履・鍛冶炭等製造せり、養蠶は少なく、女の業には絹・横麻を織出せり、その中にも栃本組などは織物なし、婦女の業男子と同じく野山の稼をなせり、歳時の風俗邊鄙幽僻の住ひなれば自ら固陋なること多く、小兒袴着髪置等の慶事などもせざりしこととぞ、其他も推て知るべし、土産には山に金・銀・銅・鉛或磁石・綠青・寒水石・燧石等を生ずる

あり、或は種々の材木あり末に又蕎麥・畑艸・隠元豆・岩茸・鯨・岩名・獺・鷹・山鳥・雉子・鳩・猪・鹿・狸・兎・猿・狐・狼・熊等あり、東西に一條の往還あり、秩父より甲州へ通ふ一路なり、東の方新大瀧村の内強石組界より新古兩大瀧地形駁雜せる故、合てこ西の方、古大瀧村の内雁坂峠を越へ、甲州界まで兩村に亘り凡七八里、道幅六七尺、但し栃本の西川又あたりよりは、漸々と幅も狭く人行も稀なれば、茅など生ひ茂りて小徑なり、四境のことは前に總論する如く土地延袤駁雜すれば、組々を村々の如く區別して、他村に異なるさまを示すもの左の如し、大久保組十七軒 下納組二十軒 上中尾組三十三軒 栃本組四十一軒 以上は接比較難すれば、連ねて四境を辨す、東は新大瀧村に屬する八組の内、土打及三峯山に接し、南より西に亘り、新大瀧村と入會の稼山にて、御林山に界へり、西北の間は中津川村稼山界、北は新大瀧村に屬する小雙里組、落合組に屬する鹽平八組の内、十々六木・瀧ノ澤・濱平・鹽澤に界へり、東西五里餘、南北四里餘、大達原組三十六軒 岡本組二十五軒 以上の二組も亦駁雜の組なれば、つらねて四境を辨す、東北は新大瀧村に屬する強石組に續き、北より西に亘り、落向組に隣り南は三峯山界にて、巽の方は強石組の内大血川に及べり、縦横共に一里餘、

組之内 大達原 大輪 神庭 大久保組之内 小西 梅久保 下納組之内 麻生 寺井 菅平 牛房平 上中尾組之内 下麻生 寺井 栃本 栃本組之内 神庭 堂平 二ノ谷 關所 栃本組にあり、時の御代官持にて、里正大助月俸二口を賜はりて守れり、御道具には三つ道具・十手・捕繩等渡れり、こゝは前にのぶる甲州へ通ふ一條の口留番所なり、關門は東西の通路に立てり、番所は路の北側にて大助が宅を兼たり、路の南は數十丈深溪にて、荒川の流あり、土地險峻一方口にて、要害堅固の場所なり、この關の始を釋ねるに、甲州全盛の頃より立て、山中右馬允と云へるもの、管かり守りしが、慶長年中故ありて刑せられし後、大助が先祖大村與一郎と云ふものに命ぜられしより、其子孫累世これを守りて、今の大助に及ぶと云、この關門・櫓矢來等の遺營・修復等は古大瀧村にて費用を出すと云、日光御參詣の時、村中のものこゝへ屯して警固すればとて、傳馬役を免除せらるると云、○加番所一ヶ所一里許にあり、即ち栃本の加番所なり、關門なく僅の箱番所を置て、里民一人づゝ代る／＼守れり、上よりの賜もの其外渡りもの等なく、番小屋は村入用にて造るとなり、此番所は寛永年中大岡忠右衛門・黒川八左衛門が巡と命ぜられしより以來、こゝにこの番所を立て、下納組・上中尾組・大久保組・都合三組の内にて、廿五人の民輪番に務と云御林山 説大槩は前にのぶるが如く、新古 〇稼山 説前にのく南より西へ亘り、横幅一里半許り新古兩大瀧・中津川の三村へ入會山にたまはり、百姓稼山とよべり、前にも出す八色の

圖之所關木柄



品物みな此山より採り出せり、○御林山一ヶ所宇入山にて、寛政八山三ヶ所西七里にあり、其一是眞ノ澤と云、これも柄本の七里にありて、其一是小荒川と云、柄本より坤三里にあり、此所は人家絶て深山岩谷の間なり、往昔金を鑿りしあと八十三穴ありと傳ふれど、今現に見ゆる所は苦むしたる穴、十二いへど、岩崩れありて通りがたき所多し、さて古へ盛に金を掘出せし頃は、人家も多く立ならび、甚賑はひしよし傳ふ、今尙金穴の下に千軒屋敷の跡と唱ふる所あり、平坦の地三十間に六十間許の荒蕪せる所に、石垣の跡など往々にあり、又石臼の徑二尺餘許なるもの、缺たるが遺りて所々にあり、又一區の巖上に金山権現を祭りて石祠あり、こゝに岩をば普門寺岩と云、高さ十丈餘、普門寺なるものは新大瀧村に屬す、八組の内濱平へいつの頃にか移すと云、又里老の物語をきくに、寛永年中信州佐久郡落合村の民金山を見出し、伊奈半十郎へ告て穿ちしが、元より秩父の山なればとて、大瀧村の民より訴て留山となるよし、其後延寶年中江戸のものにて、野田市郎左衛門・多賀井右衛門なるもの請負てほりぬ、貞享年中に埼玉郡越ヶ谷宿の、會田八右衛門・鎌倉屋兵衛なるもの五年の間ほりて、後元祿年中に大瀧村の民、六右衛門・三郎兵衛なるもの、願ひてとひ掘せしが、又御免を願ひて止めしと云、其後寛保年時に亦復願ひてとひほりせしと傳ふ、神庭の六右衛門の家、今に元祿中 ○巢鷹山鷹をとり、献上せし山を云、今も年々にかなたこなたに巢をかくれれば、土人 ○三峯山古見出し次第にとりて、献上せしこととなりぬ、

圖之川血大



兩大瀧村の間に攝りて、大山なれば一區をなせり、依て別冊に載す ○雲採山三峯山の奥御林山の頂に聳てる山なり、字蛟ヶ谷より巽にあたり、六里許にあり、蛟ヶ谷より東にあたり ○國師嶽御林山の内に聳て、柄本より五里餘許にあり ○國師嶽西にあたり、五里餘にあり ○三國山御林山の内に、武州秩父郡信州佐久郡上州廿十文字峠 御林山の内に、柄本より一里餘にあり、甲州への一略國界の峠なり、柄本より一里餘にあり、四里四丁漸上る、

荒川 西の方御林山の内に、荒川木賊谷を始め、其外谷々より組にかゝり、新大瀧村に屬する落合組・八組の内三十場まで水路九里餘、夫より又古大瀧村に屬する岡本組・大達原組にかゝり、又新大瀧村に屬する強石組に達する水路二里餘、川幅十間より廿間程、平水二三尺往々に濁あり、瀧ありて石高く水激し、最も荒き川瀨なり、兩岸は勢多くして、對峙せる形勢四五丈より十餘丈にも及ぶべし、又は元立せる危巖峻峰、水際より聳へし所もあり ○瀧川 水源は御林山の下の方、良の方に沃き川俣橋にて荒川に入、水路 ○大洞川 水源は御凡六里許、川幅十五六間、平水二尺許 ○大洞川 林山の下の巴午の間より沃き出て、二瀧橋にて荒川に入、水 ○大血川 路凡八間、川幅十間より十五間程、平水二尺許、川幅水源は巴午の間、榎山の下より沃き出て、強石組の内大血川と云へる所にかゝり、不動橋にて荒川に入、水路三里餘、川幅

不動岩之圖



十二間より十四五間にも及ぶべし、平水一二尺、

不動瀧 荒川の流に、高さ三間餘、大達原組の内集場と強石組との界にあり、〇ぐすく瀧

高二丈餘、大達原組の内に入り、其名稱土人の傳、〇駒ヶ瀧

大久保組の内に入り、峙立せる岩より流きて、荒川の流に

炎暑の時といへ、〇木下山瀧 縁山の内荒大除澤より沃ける

五丈程、水勢つよく岩間を流、〇守瀧 上中尾組の内、栃本

〇俣ノ澤 栃本の西六里許にあり、深山幽谷に攝せられし地

不動岩 大達原組の内、宇茶屋尾根にあり、荒川の北岸にそひ

不動橋 大達原組にて造る、大日向へ通ふ路にて、荒川に架せ

間三 〇川俣橋 栃本組と下納組にて造る、坂峠通りにて、

五丈六尺許、水際まで、〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

尺二寸、水際 〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

にて長十六間、幅二 〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

尺、水際まで八尺許、〇三峯山へ通ふ獨

木にて、長十 〇大輪橋 三峯山にて造る、岡本組の内字大

〇神庭橋 岡本組にて造る、大洞谷・三峯山等へ通ふ路、荒川

〇大血川橋 大達原組にて

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保



大禮那造替中閑三郎左衛門代官御、天正七年二月八日 毘沙

門社 八幡社 〇天神社 同所にて、上に小社を安ず、村民持、

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇二瀬橋 下納組大久保組にて造る、荒

〇大洞川橋 三峯山にて造る、下納組・大久保

〇鎌反橋 上中尾組にて造る、荒川に架せ

新編武藏風土記稿卷之二百六十四 秩父郡之十九

男、平正門と申奉るは、天慶年中に大瀧之城に指向、數日御
戰ひ、其時此觀世音に、親王武運の御祈願有て、御守本尊地
藏菩薩、并自甲冑之形像を刻み、大悲の左右に納む、一七日
十一面の法を行せ給ふ、一心稱名之心願にや、御軍勝利を得
る事數ヶ度、則觀世音菩薩戰場の箭先に立せ給ふにより、箭
面の奉號觀世音と、それより本城相馬に勸請したてまつらん
と願ひたまひ、出山を仰處に終に此山を出給ふ事なし、彌喜
名の思ひを作し、御鎧并御太刀・長刀を納め給ふ、今に鎧塚と
名付、親王の形像を納め、明神の御身體とあがめ奉る、四十
九人の后、四十九前の宮これなり、誠に大悲深重は廣大無邊
にして、慈眼視衆生、福壽海無量、猶一子と誓給ふ、嘉祿年
中に再興、今年まで四百八十餘年、今于茲本書本末の縁起は
五百歳の重なるに及び、文字爲度せ空く損亡す、大用
一軸之假名帳にあらはし畢ん、仍而縁起終如件、大用
于時元祿四年未仲秋日



開山圓福寺五世全翁宗、實 觀音堂 三間四面、十一面觀
永五年三月示寂日知れず、 觀音堂 音を安ず、木立像長
山と號す、曹洞宗にて大宮郷廣見寺末なり、 東林寺 同所、藥王
境内除地四畝、本尊藥師、開山開基詳ならず、 熊野社 〇東

大達山圓通寺

觀音堂 三間四面、十一面觀
二尺九寸、行基の作、將門
の守本尊なりと云、又將門
甲冑像あり、自刻なりと云
長一尺二寸、阿右の如し、
〇正輪寺 同所にあり、南峰
山と號す、臨濟宗
田村郷圓福末なり、境内除
地五畝十歩、本尊華嚴釋迦

川院 岡本組神庭にあり、神庭山と號す、臨濟宗にて田村郷岡
榮受榮受する年月をしらず、二世 〇靈仙院 大久保組にあ
玖室禪宗慶長三年正月元日化す、
本尊將軍地藏、開山松隱祖顯應永十四年十月十四日示寂、
〇梅林寺 同所梅久保にあり、三峯山と號す、曹洞宗、下飯田
村光源院末、境内除地八畝、本尊藥師、開山風室鸞
春示寂年 〇石水寺 上中尾組にあり、藥王山と號す、宗末及
を傳へず、
〇西光寺 同所にあり、洞向山と
共以前同じ、境内年貢 〇林泉寺 同所にあり、三光山と號
地本尊阿彌陀を安ず、
〇井福寺 同所寺井にあり、池清山
山湯室嚴没年を知らず、
〇妙見社 寺井鎮
開山開元永祿七年に没す、月日を知らず、
〇慈根院 下納組にあり、大黒山と號す、曹洞宗にて下飯田村
勝堂祖金天正七年 〇福壽院 同所にあり、山號なし、宗末前
九月十六日化す、
〇峰向寺 枋本組に
尊十一面觀音、開山詳ならず、明暦年時
に燒失して再建せず、慈眼院兼帶せり、
と號す、曹洞宗にて前に同く、光源寺末、境内除地一段六
畝六歩、本尊阿彌陀、開山慶禪寬永四年三月廿六日化す、
天神社 稻荷社 〇觀行院 同所にあり、三峰山觀音院
配下にて、百姓山伏なり、

〇持寶院 前に 〇教藏院 上中尾組にあり、
〇妙岳院 前に

〇藥師堂 大久保組にあり、
〇觀音堂 上中尾組にあり、
〇彌陀
堂 下納組 枋本組
にあり

舊家者里正大助

大付を氏とす、累世里務を掌りて、兼役に
枋本の口留番所をあづかり、又御林守をも
兼帶せり、家系古文書の寫を藏せり、本書は昔年祝融のため
に烏有となるよし、其系譜なるものは大織冠鎌足、及び不比
等を始祖とし、累世連綿とつらぬること凡三十五世にして、
大村加賀亮忠春・同伊賀掾忠行の時にあたり、弘治二年五月七
日に、土屋右衛門尉へ書出せるよし、一軸あり、その裏に信
玄の書たまひし文あり、即ち左に記す、系譜はその長きまゝ
に略せり、その苗裔と稱する大助は、忠行より十四世に及ぶ
と云、近き年回祿の災ありて失へりとして、其寫を藏す、外に
天文十五年の感狀一通、永祿十年の文書一
通あれど、同く寫なれば此二通は漏せり、

今度當家三代之分、軍功家系相改候、藤原氏無相違
古系破候に付、則書候卷、翁揮自毫者也、
弘治二年辰十月五日 信 玄花押

〇新大瀧村 新大瀧村は卷首に載する説、及び古大瀧村
の條に辨ずれば、茲に具論せず、唯其差ひあるものを載
す、此村も古大瀧村と同く、古より御料所にて、明暦元
伊奈半十郎支配せし時、富田助左衛門及び外八人のもの
檢地せり、延寶九年までは伊奈家にて、年久しく支配せ

しが、それよりの遷替は古大瀧村と同じ、割付は元より
一本なりしが、元文二年より強石組・落合組・小雙里組・八
組と別れて各通になり、組ごとに里正あり、民家は四組
合せて百八十三軒、畑は僅ばかりにて多くは山林なり、
斯る山間にて猪鹿の害多きにより、獵師筒廿七挺・四季打
鐵炮三十九挺下し賜はると云、土性半は砂土にて、野土
これにつき、眞土は些ばかりあり、産物鳥獸の類古大瀧
村に異ならず但その異なるは、落合組の内、高岩と云へ
る岩山より寒水石を出せり、この村も前にのぶること
く、土地延袤駁雜すれば、組々を區別するもの左のごと
し、

強石組 廿八 卷首に新古大瀧村のありさまを總論すれど
其審なるを云はば、この組は東の方より大瀧村へ入口
にて、四面攢峰打圍み、中央に荒川の流れ一條西より
東せり、北岸にそひし一路あり、この路は新古大瀧村
にかゝり、枋本の口留番所を経て、雁坂峠に達し、甲
州へ通ふ往來なり、民の住居、路の傍或は山に據りて
三四五町の高きに家居せり、もとより嵯峨の地なれば
各戸石を疊みて石壁をなし、往々に構をなせり、此邊
よりして奥入りほど、荒川の中流及び山根等にも、巨
石嶮岩ことさら多く峙立せり、強石の地名もこゝに權

興するなるべし、小名大血川と云へるは、荒川を隔て、南の方に一區をなせり、又大日向は其西南にありて大血川一條の流を隔て、一區をなし、太陽寺と云へる大山巨剝あり、三峰山はその西に續きて、新古兩大瀧村を擁せり、四方の境界は駁雜して辨じがたけれど、其延袤凡を云はゞ、坤より艮へ三里半許、巽より乾へ十五六町より一里にも及ぶべし、東に白久保村の内猪鼻あり、西は古大瀧村の内大達原に續けり、南は古大瀧村の内巢場、或は三峰山及び御林山に及びり北は新小森村なり、

落合組 十九軒、外に八組の内土打へ一軒、三十場へ三軒、鶉平へ五軒駁雜せり、さてこの地の形勢を見るに、西南の方より荒川の流一條來り、正西の方より中津川の流一條來り、こゝにて尾合せり、里名これによる、東西に亘りたる往還、東は古大瀧村の内岡本組にて、西は八組の門柵平に及びり、玆にて右すれば中津川村にかゝり、信州への間道あり、左すれば枋木にかゝり、雁坂峠を経て甲州へ通ふ一路あり、四比の凡を云はゞ、東西は前にのぶるが如くにて、南は八組の内土打・三十場に對して荒川を隔てり、北は小森村に及びり、方量の大抵を云はゞ、山を亘りて一里四方許、

附 鹽平 五軒この一區は、八組の内に加はらず、落合組に屬し、對岸に對し、

小雙里組 十三軒、外に十々六木へ三軒、濱平へ一軒駁雜せり、この組は中津川を前にし地を環て皆山なり、川に添ひて西の方中津川村へ往來の小徑一條あり、四境八組の内には攝まりて、東は鶉平にて西は十々六木に接し、南は中津川の流ありて、對岸には川ありて、峰界に大久保組あり、東西五六町、南北は山に亘り三十町許、

八組 三十場 土打一に槌打と、鶉平 鶉平 十々六木 此地の里老嘉兵衛と云へるもの、中津川根元記を所持せり、其傳へに往古覺入道と云へる者、中津川村に忍び居し時、この所に大なる草鞋の流來たりしを留たる所なりとて、留村と唱たるよし、その説の怪誕をしと云へども、姑く玆に土人の説に従ふ、或は十十六騎と書し、或は轟とも書しが、瀧今は十々六木と書して通用せり、兎にかく故あるにや、瀧之澤 濱平 鹽澤 右の八組と云へるは、享保年中より故ありに里務をなせり、地形の凡を云はゞ、東の方に鶉平・鶉平ありて、それより小雙里組の一區を給ひ、十々六木・瀧之澤・濱平の六ヶ所は落合組に續き、中津川の北岸に住めり、鹽澤は南岸にあり、土打は又荒川の南岸にあり、三十場は兩川の間に一區をなせり、里民稼穡の艱難を首に、大槩をのぶるが如しと云へど、漸く奥入に至れば、養蠶・織物等も少く、生計最も

薄く鄙野の態推て知べし、中にも鹽澤などは、中津川村に隣り、西偏の窮谷に蠶織の業なく、婦女の勞する男子に異ならず、中津川村へ往來の路は尤小徑、或は川に廻り、或は川岸の險岩に傳はりて歩行すれば、長幅を略せり、四比の境界駁雜すれば、其審なるは辨じがたし、本村を見て識量すべし

高札場二ヶ所 一は強石組にあり 一は落合組にあり

小名 強石組ノ内

大血川 荒川向ふの一區にて家數十八、東は古大瀧村の内大達原組に接し、西は三峯山を界ひ、南は大日向を築み御林山に續き、北は又大達原組にて荒川を帶べり、東西二十町餘、南北廿五六町、土人傳へ云、此所にて將門の妃九十九人自害せしとて、今尙古塚存せり、さてその時血の流るゝこと、七日七夜に及びりと云ふより、地名となるよし、一説には重忠この邊にて誕生せし川筋な 大日向一區の大山巨剝あればとて、於乳川と書せしとも云、大日向一區の境域をなせり、寺の 落合組之内 鹽平 辨前、小雙里組之内 無し條に辨す

御林山 説古大瀧村の條 〇稼山 〇金山三ヶ所 〇蛭ヶ嶽 〇雲探山 〇巢鷹山五ヶ所 一は強石組大血川の内、一は同所しげ松にあり、一は八組の内、鶉平字朝ごぎ、一は同所鹽澤字権のうちにあり、巢鷹の説は古大瀧村の條に辨す

荒川 説古大瀧村の條 〇大洞川 〇中津川 水源は中津川村に辨す、下同

出し、その村内を経て八組の内、鹽澤・濱平・十々六木より小雙里組にかゝり、又八組の内鶉平・鶉平より落合組にて荒川に落合へり、水路四里半餘曲折して、左右は盤岩高く、中流は巨石多し、川幅七八間、平水二尺 〇大血川元は稼山の谷間より沃き出、古大瀧村の内大達原組にて荒川に合す、水路凡三里半程、

不動ノ瀧 強石組の内字兩道にあり、一に唐糸の瀧とも云、高さ十丈許、この邊瀧多し、小なるものは略せり、

橋八ヶ所 一は強石組の内、板橋にて長さ八間、幅七尺、荒川に架せり、一は落合組の内、板橋にて長さ五間、幅六尺、荒川に架せり、一は強石組の内、大血川に架せる獨木橋、長さ七間、中津川に架せり、一は八組の内、三ヶ所土打にて、荒川に架せり、獨木橋にて長さ九間、一は八組の内、鶉平にて、中津川に架せり、獨木橋にて長さ十二間、一は鹽平にて中津川に架せる獨木橋、長さ七間、一は小雙里組にて中津川に架せる獨木橋、長さ七間、

熊野社 強石組里正 持、下同、〇妙見社 〇神明社 〇稻荷社 〇九十九前社 同所大血川にあり、村持、説大血川の條に辨す、將門の妃の自殺したまひしを、祭りし社なりと 山神社 牛頭天王社 〇三社權現社 落合組云傳ふ

〇妙見社 同所にて村民持下同、これは同所及び三十一、例祭二月廿三日、〇諏訪社 〇妙見社 小雙里組里正持、組合の鎮、諏訪社 丹生社 〇熊野社 八組の内にて、落合 〇八幡社 〇熊野十二社 八組の内にて、鶉平の持、同所の鎮守なり、例祭二月十五日・九月十九日、神體銅鏡三面あり、其一は徑七

大陽寺之圖

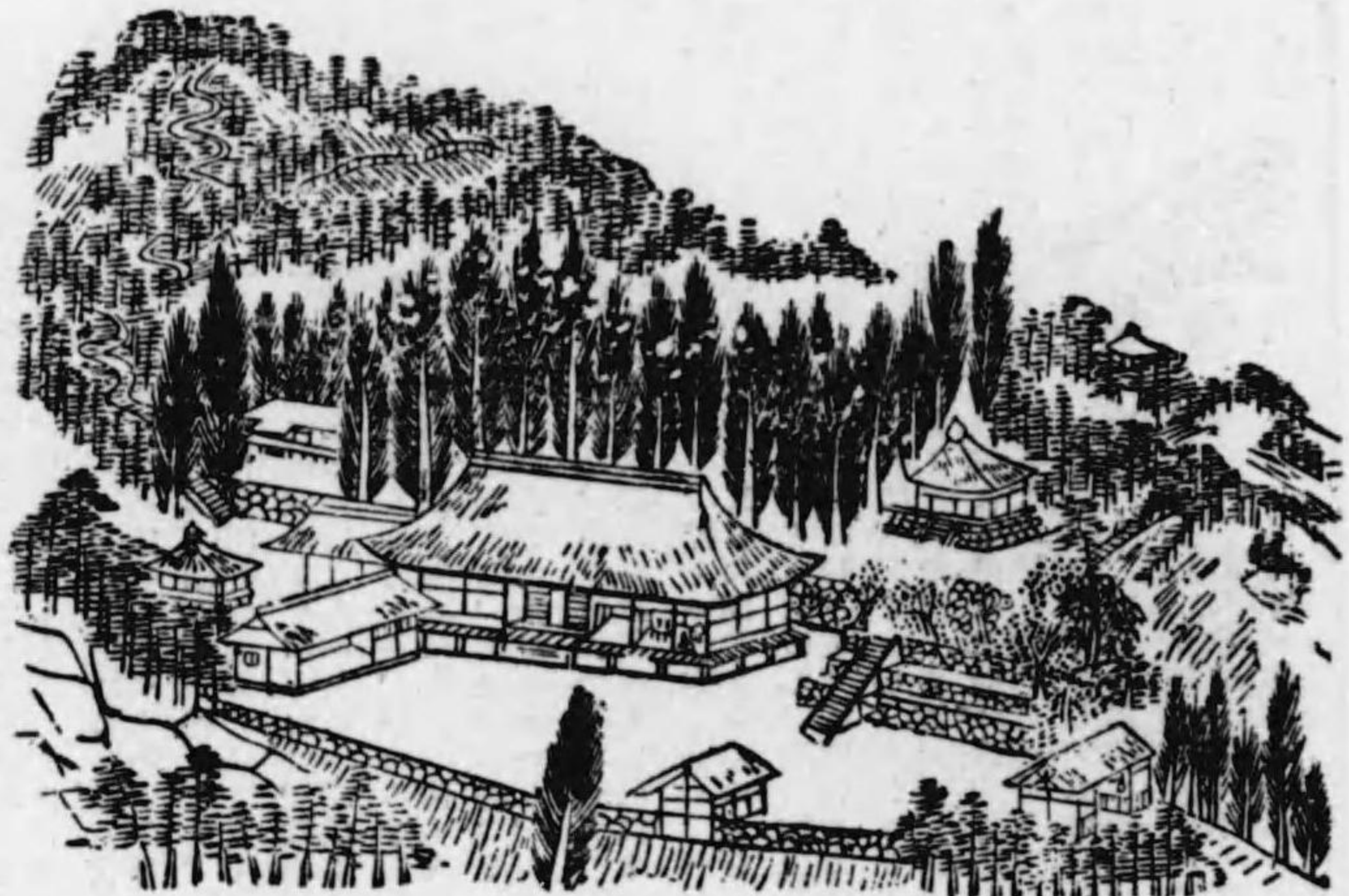


寸三尊を鑄造す、其一是徑六寸彌陀を鑄造し、左右に花瓶あり、其一是徑六寸八分、これも同く彌陀に花瓶を鑄造せり、又鼓に鯉口あり、應永十三年三月日と銘す、○太神宮 同所にて村、○白山社

○八幡社 ○諏訪社 ○熊野社 ○水神社 ○愛宕社

法性寺 強石組にあり、強石山と號す、臨濟宗にて、鎌倉建長天文十年九月二十五日化す、開基吉田與五、○常光寺 同所に兵衛とのみ傳へて、詳なることをしらず、○大陽寺 同所大日向東向山と號す、宗末前に同じ、境内除、○大陽寺 同所大日向地二畝、本尊地藏、開山法性寺と同じ、○大陽寺 同所大日向の境界をなせし古道場なり、中頃袋養寺と書しが、又もとのごとく今の文字を用ゆ、大日向山と號す、臨濟宗にて鎌倉建長寺末なり、境内一里半四方の山なり、往古は新古大瀧兩村の稜山なりしを、村民等寄附して、大山巨刹となりしよし、除地は僅に四畝、本尊釋迦木坐像長七寸、外に彌陀白山の木立像あり、各長一尺七寸、開山佛國國師、正和五年十月廿日示寂、中興開山法庵宗源、天文十年九月廿五日示寂、末刹三ヶ寺あり、寺記の略傳に曰、武州秩父郡東女人高野、大日向山大陽寺、開山僧大師は諱を顯日と云、曾て國師の號を賜ふ、其傳を尋るに、後醍醐院第三の皇子にして、二條院仁治二年に嵯峨の離宮にて誕生し給ふ、日を經年をつむに隨て、玉輿寶蓋の富貴を厭ひ、ひたすら菩薩の願を發して、あまねく衆生を濟度し、無上の佛道を成就して、四恩三有にむくはんと、精進の志深く、終に十六歳の御時、東福寺聖一國師のもとに於て、剃髮具戒し、三十餘歳にして佛光禪師の提海によりて、大法の妙理を究め、靈山會上拈華以來の奥儀、一つ

大陽寺境内圖



として、冥通したまはざることなし、其後善神の冥告によりて、建長寺を始として、法會を開たまふ道場、あげてかぞへがたし、四衆首をあつむるもの千餘人、玄妙を得る人僅に十八人、中に於て疎石侍者夢窓國師のみ、大師の骨髄を得たり、故に法味を此人に任じて、自から幽谷に遷り、殘生を猿鹿と共に樂しまんと、深山遊行し、しばしば、此山に結跏趺坐したまふ、折から異鳥飛來て、座邊にて佛法僧と鳴こと數聲、師の曰、嗚呼眞に我が終焉の地なり、人跡不到にして峰は八葉を領ち、谷に清淨の流あり、たとへ南紀高野の幽趣ありとも、東武此山の妙景にいづれと、終に草庵を卜居し給ふ、日あらずして蛇身の異形、師の前に頓首して、眞山の霧にまじはる鬚僧も、たゞ尋常の翁なりけりと詠じければ、師もすなはちしら川の關をもこへぬ旅人の、しらぬ異國のものかたりかなと示したまひぬ、師みづからおいの樂みとて、濁酒をたしなみたまふをみて、また異形、山居して心をすます鬚僧も、にこり酒をばきこしめすかな、と詠じければ、師もまた、山居して呑べきものは濁り酒、とてもうき世にすむ身ではなし、とのたまひければ、彼蛇形かしらをふし、感歎して重て師に白言、我はこれ秩父の惣社妙見宮なり、今神明の稱を蒙るといへども、いかにせん業力の故に、この蛇身を脱することを得ず、よりて唯佛與佛の法脈を、傳持したまふ明師に遇値し轉身の妙術を問はんが爲に、この一二首を詠じぬ、しかるに未曾有かの示諭をかふむれり、是我曹のあたる所にあらず、願くば法施をおしむことなかれと、こゝにおいて師深妙の法を示し、三寶に歸依せしめ、次に過去七佛より師に至るまで傳々持授の大戒血脈をさづけたまひけるに、神頂戴し贊して曰、けふやいかなる勝縁ぞ、かゝる眞性の法話をき、殊に大戒の法脈をかふむること、謝辭のつくるところなし、願く

ば少分の布施を以て、大師の恩澤にむくはん、累年秩父郡中より我に春秋初尾の穀を供す、以後これを大師の粥飯に助せんと欲す、あはれ納受したまへと、其後郡中にこの妙見宮の靈告ありて、郡中の萬家神明佛陀の冥慮をたつとみ、二季の初尾五百餘年の今に至るまで、當山に納ること綿々たり、後に又神まふして曰、苦界の凡生に罪業の重なることとをしらず、あはれ勝縁ありて、此山に結縁のともがらには、此血脈をさづけたまふて、現當の心願満足なましめたまへ、我もまた是を持する人々には、大師をまもるごとく、つねに守らんかつ永く此山に鎮守して、山門繁榮を擁護せん、師も又神の悲心を感じ、自筆を以て血脈を刊行し、法系を書替、その人名に至るまでを系して、さづけんとちかひたまへり、かくて神たちどころに脱して去りぬ、かの法脈今にたへず、結縁の人々には授くるなり、其後又二人の異翁來りて師にまみへて曰、先に妙見宮參詣をとげて、無上の妙道をき、一大事の因縁にあへり、願くば我曹も又是に同じからんことをと師すなはち前の如く、大法の玄旨をときしめし、次に戒脈を授けたまへり、こゝに於て翁等謝して曰、あゝ大師はまことに三界の聖者なり、平等の慈心更にへだてなし、うくるところの深法、ひとへに妙見宮の如し、何を以てか謝せん、其ことはいまだ終らざるに、二人の翁たちまち三神の白衣とあらはれ、われらは妙見宮・三峰大権現・諏訪明神なり、今より大師に侍陪し、この靈場をまもらん、殊に谷深ふして水路便ならず、願くば神翁等が神溝の水を以て、大師の湯薬に供し、いさゝか法施の恩を謝せん、急焉として右邊の谷間より泉わき流れてより後、今にこの供水一山の人多きときは水も又多く、人少き時は又少し、たとへ中夏極暑の日といへども増減なし、實に東關の靈地たり、時に神翁各々同音にてのたま

はく向後當山に參詣の諸人、日々に倍増せん、翁等が山々に參詣の諸人、多くは子孫の盛長・痲瘡・病患の厄除を求願す、大師も又これらの願を満足し、現當の兩益なましめたまへと師の曰可なり、洪鐘ひびくといへども、必たくを待てなるもと平等の悲願なり、眞を以て求願せんに、いづれか成就せざらんやと、答たまへり、依之神々踊躍歡喜して去りぬと委は寺藏の記本にあり、終に正和五年辰十月廿日、師安祥として滅を示したまふ、時にいづかたよりとなく、大師の木像草庵に残り、宵影生るが如く、即ち今安秘する尊像はなりしかありて後一山日々に繁榮し、今既に斯の如し、此外群參の諸人、靈驗を蒙りしこと少からずといへども、廣縁に譲り其一二をつゞりて略傳を記すことしかり、以上傳記の文中怪誕の説多し、今其眞偽を論ぜず、姑く茲に其傳へを載す、かつ委は寺藏の記本に載すあれども、其記本今は亡失すと云、さればより正すと云ふところなし、又大師行錄の文中に曰、仁治二年辛丑に、師諱顯日、字高峯、京師人、後醍醐帝之子也、母藤氏、護子城西離宮、(今龍翔寺是也)康元元年丙辰に、師十六歳投惠日山、薙髮受具于聖一國師、文應二年辛酉に、師厭事於叢林、潛跡於山林、人無知者、稍積年後、林泉包笠、頃傳、謂那須高峰和尚益以師、始駐錫於下野州、嘉元三年に師住相陽金寶山淨智寺、德治元年に師退淨智、正和元年に師再住淨智、明年告退、同三年に師住巨福山、次年退雲巖、師住福山、招夢窓、住上野長樂院、辭到濃州長瀬卓庵古溪、同五年丙辰に十月二十日丑剋、書偈坐化、偈曰、坐脫立亡、平地骨堆、虛空翻筋斗、刹海動風雷、喝一喝、世壽七十六、法臘六十一、葬于雲巖、塔于淨智、正統(初)在淨智、建武年間正覺遷之、建長教證佛國應供廣濟國師、住 寺寶 國師自畫像一幅、これ山五處七會、有語錄行于世、

御影と 國師語錄二冊 これは板本にて、世鏡一面 徑四寸 稱せり 國師御母堂よりたまひしものなりと傳ふ 二俣竹杖一本 長六尺一 唐木杖 長七 自在鉤 長二尺二寸、國師曾て自ら飯を炊 金欄法 衣一 水晶珠數 以上二品は、國師の服用し 三尊彌陀 厨子入 中尊は長三寸五分、左右共に一寸 自然木大黒天厨 子入 長五分、鎗一本 總長五寸、無銘中心九寸三分、柄 短刀 一 無銘身一尺五分、幅八分、中心三寸三分五厘、これ 蛇形 一は近頃諏訪の池跡より掘出せしものなりと云ふ、 蛇形 石一 大さ三寸五分、徑五寸五分、 法螺入定石一寸許、 土塊の如く其色白くして 開山堂 仁王門より石礎を登るこ 赤を帯ぶ、割て中分せり 開山堂 仁王門より石礎を登るこ 向にて四間に四間半、佛國國師の木坐像を安ず、長一尺三寸 三分、坐下の後背に僅なる石塔あり、銘文なし、こゝを大師 の墓地とせり、さて木像の左に天照太神、右りに聖德太子の 木立像あり、共に長三尺六寸、又左右に毘沙門、不動の二像を 置、各二尺五寸五分、 奥院 寺を隔ること三丁許、長の方山上に 分、定朝の作なり 奥院あり、九尺四方の堂にて薬師を安ず 長一尺六寸、木立 客殿 南向、十八間 庫裡 宮殿に造りこ 像、行基の作なり 客殿餘に七間餘、 庫裡 宮殿に造りこ 間に三 仁王門 東向三間半に二間、力士 門 長向三間に九尺 間、左右共に木立像長七尺、 門 蓋より登ること

六丁許にあり、右に下乗札あり、左に制札あり、其文に曰、 制禁 一殺生禁斷之事、一火之要慎之事、一禁葷酒事 一山林竹木猥不可伐採事、一樂書禁制之事、右之條々 不可有違犯事、月日 執事 十王堂 仁王門を入て右にあり、北向にて三間半四方、正面に 四尺五寸、所謂冥官を合て十王の像あり、十二社權現社の鎮 び俱生神・三塗川地蔵等の木像あり、 十二社權現社の鎮 守なり、巽向に、無明橋の山の麓にて大血川に亘せり、水際 まで本社五尺餘、 無明橋の山の麓にて大血川に亘せり、水際 まで九 坐禪石 右の橋より七丁許山上にあり、大さ二間四方 間許、 坐禪石 傳へ稱す往昔國師の坐禪せし所なりと、 諏訪池跡 寺の西北八丁許にあたり、山上にあり、長さ一町、 所謂往昔諏訪明神、この池水を國師にあ 所謂往昔諏訪明神、この池水を國師にあ たへたまひしより、かく水涸たりと傳ふ、 般慶寺 大血川に あり、向峯山と號す、臨濟宗にて大陽寺末、本尊釋迦、開山 大陽寺二世洞翁仙貞治二年十月六日化す、除地四畝十五歩、 〇月光院 落合組にあり、開王山と號す、曹洞宗にて下飯田 禪、寛永四年四月 天神社 稻荷社 十王堂 〇大龍寺 廿六日寂せり、 小雙里組にあり、長谷山と號す、臨濟宗にて甲州山梨郡鹽山 向嶽山末なり、除地四畝、本尊彌陀、開山護宗玄蔭寛正六年 四月廿七 〇光西寺 八組の内鷲平にあり、林花山と號す、 日化す、 曹洞宗にて下飯田村光源院末、除地四

畝十二歩、本尊地藏、開山春
和向寛永十四年三月初日示寂 觀音堂 ○醫王院 同組土打
藥王山と號す、宗末前に同じ、除地六畝廿八歩 ○東福寺 同
本尊藥師、開山祖金天正七年九月十六日入寂、
鶴平にあり、法喜山と號す、臨濟宗にて甲州山梨郡鹽山向嶽
寺末、除地七畝十歩、本尊藥師、開山祖善元龜二年正月廿三
日寂 ○福藏寺 同組十々六木にあり、向龍山と號す、宗末前
山祖圓應永四年 觀音堂 ○龍泉寺 同組瀧之澤にあり、大
六月廿五日寂、除地三畝廿歩、本尊十一面觀 天神社 熊野社 地
音、開山祖乾永元年三月四日示寂、
藏堂 ○普門寺 同組瀧平にあり、寺とは云へど年貢地にて
時、こゝに集 熊野社 ○彌陀堂 落合組里正 ○藥師堂
會するのみ、
○藥師堂 同組百 八組の内、土 ○藥師堂 同組
百姓持 姓持 彌陀堂 同組瀧澤
下同、
○地藏堂 ○彌陀堂 百姓持
舊家者 里老清右衛門山本を氏とせり、累世強石組の内大血川
に住せり、初め甲州家に仕へしが、後には北條家に仕
へしよし、傳來する所
の古文書左のごとし、
去十七於甲州北谷表敵一人討捕候、高名之至感悅候、
彌可走廻候也、
八月廿二日 山本□□とのへ 花押

新編武藏風土記稿卷之二百六十四 之終

新編武藏風土記稿卷之二百六十五 之

秩父郡之二十

○三峯山 三峯山は新古兩大瀧村に攝まりし一巨山なり
即ち武光庄に屬せり、江戸への行程我野通り廿七里餘、
川越通り三十里、中山道通り三十六里、山名の起りは雲
採・白石・妙法ヶ嶽の三つは、最も高く聳へたる峰なれば
とて、即ちこの山を稱して三峯山とよべり、開闢創建の
ことは縁起をもてしるべし、抑この秩父郡は山多きが中
にも、新古兩大瀧村の邊に至りては、前にのぶるが如く
四ヶ國六郡に接壤せし、深山窮谷の地形なるが、其間に
攝まりしこの三峯山なれば、山の際涯も峻と辨じがたし
といへど、今其凡を謂には三里四方と唱へり、往古のこ
とは、綿逸御打入の後除地ありと云へど、僅ばかりのこ
とにて、追々に廣大なる一山となるよし、明曆年中に南
部山城守重直より洪鐘を納め、鍋島家より太刀を納め、
其頃年久しく伊奈半十郎忠福がこの邊を支配せしとき、
此山の神を崇敬して種々の奉納などあり、且は村民等に

三峰山之圖



命じて信仰なましむれば、今強石組にすめる里正瀧次が
先代某よりも五十六ヶ所の山を寄附し、大達原組の内神
庭よりも、十八ヶ所の山を寄附し、下納組の内麻生より
も七十ヶ所の山を寄附せしかば、これよりして彌増に山
も蕃榮して、今さらは郡中に名高く世に聞へたる靈蹤と
なりて、近里遠境より渴望して、參詣の徒引もたへず、
袂を聯らね踵を交へ、或は山の別當所に止宿し或は祈願
をなし、又は三峰權現の眷屬と稱せる山犬を請ひ求むる
に、錢帛を以てすれば、山は自ら日々月々に富有にして
益盛なり、此山犬のことを於犬とよべり、毎月十九日に
寺より白米一斗五升づゝを炊て、山の内なる兼て設ある
假屋に出して與ること、古より今も替らず、又子を乳す
るときは、産立とて酒赤飯などを與て、最も大切にすと
云り、さて當山の比較を論ずるに、前にも述るが如く、
千山萬木の間に、突兀と險しき巖高く聳へたる峻嶽にて
灌木蒼蔚と榮回し、攢峰高岫森羅して遶たるありさま、
實に寥々たる一奇境なり、高適が詩に、所謂四角礙白日
七層摩蒼穹、など、作りしも、かゝる所にやと想像せら
る、斯る深山峻嶽なれば、時氣景趣も他の人境村落とは
頗る異にして、風雷共に迅く、寒氣早く至り、初冬の頃
より雪ふりて、或は季春に及べり、梅桃櫻のごときも時

候に後れて、純陽四月の頃に至り一時に花咲けり、或は霧深く雪多く、衆壑自ら陰晴に變じて、いと物すごき有さまたり、夏も蚊虻の出ることなれば、蚊帳を設けず深山冷地たること知んぬべし、且山上の寺平常の住居五六十人、若くは七八十人、神社・佛閣・堂塔・門屋立つらねて一區をなせるさまは、殊勝の境内なり、この山に乏しきものは井水にて、南淵に下ること八町ばかりにして清水あれば、丁夫八九人をして、朝より夕にいたるまで負擔せしめり、仁王門の古池と云る所あり、往古はこゝに水ありしを、山の神大日向の鬚僧大師に盟ひて、貽りたまひしより潤たるよしを云傳へり、さて山の登り口は三方にありて、東大達原組大輪にて、西は下納組麻生なり、北は岡本組神庭にあり、表口とするは東にて大輪なり、初地には荒川の激流ありて、獨木の長十九間餘に及べる橋互せり、こゝに木華表あり、これを一の鳥居とすこれよりして、峻阪曲徑を登ること五十二町にして、絶頂にいたる、その間町ごとに石標を立て町敷を勒せり、この山は岩石峙立し、盤回して漸く頂上に至れば赤土にて、平坦の地二三町もあるべし、此邊杉・楡多く立茂りていと物すごきさまなり、これより南に下ること八町ばかり、神領の百姓五十戸あり、末に名産には隠元豆・大根・細

辛・黃連・岩茸・椎茸・獅子茸・葛・かたくり・椽・栗・つくはね・杉・榎・槐・石南花・赤松・虎尾・やしや・ひしやく、鳥獸には佛法僧鳥・雉子・鳩・鶴・鶺鴒・子規・兔・猿・狐・猪鹿・熊・狼等なり、山の縁起は左のごとし、

夫三峰大権現の由緒を尋奉るに、爰に人皇四十四代、元正天皇養老年中、一品舍人親王詔を蒙り、國史を撰したまひ、なづけて「日本書紀」と號す、其卷の五に曰、十二代の帝景行天皇即位四十年、東國夷大に帝に背き、依之第二皇子日本武尊勅を蒙らせたまひて、東に下りたまふに始め駿河より相模武藏を経て、常陸國に至りたまふ、この時東の夷等悉く王威に伏し奉る、明年三月皇子それより甲斐國に至り、酒折の宮に留りたまひて、暫軍勢を休めたまひ、四月三日再北轉を経て武藏上野國に至たまふと云々、當山の古記に曰、日本武尊酒折宮よりめぐり給るの土地、雁坂の山を越して直に當山に登たまひて、遙に國中の地理を望、又郡中の要害をみたまふに谷深ふして苦滑らかなり、山高して流早し、此地の軍究て容易かるまじきををしろしめし、情神代のことを案じたまひて、古昔伊弉諾尊・伊弉册尊天の浮橋の上に立せたまひ、天の逆鋒を以て豐原の國を平げ得たまひし、神威の徳功を仰て、擁護の方を希ひ奉らんと、今年、景行天皇即位四十一年辛亥歲四月七日、始て當山に假宮を造營して、伊弉諾・伊弉册の二尊を勸請したまふ、同四十二年壬子歲、天皇皇子の大功を賞し征伐の跡を慕ひたまひて、東の國々に御幸したまふの時、當山に登り、二尊の宮を拜したまひて、皇子の祈を感じ、三之峰の高を稱してなづけて、三峰の宮と稱したまふ、これ當山開闢勸願所と申奉るの所謂也、從是以來遠境之國司、近邊之

郡令こぞつて御感の跡を追ひ、殆んど神慮の恵を祈る、爰に人皇四十二代帝文武天皇即位三年、役行者小角無故譏者之辱に入て、科なきに伊豆の國に配せられぬ、然に大祖小角朝意を守、政道を恐るゝが故に、晝は終日配所に在て行體を凝し或は終夜富士山に登りて修法を練し、或は諸國に通行をなし夜は諸山に飛行するの砌、當山に往來することしばしば、行念供養すること又切也、是を以て東國の修験は、元祖の遺跡を尋、流を汲て其源に攀登雲探の峯に於て、柴燈護摩供の大修法を究、なづけて國峯と號するは、夫此事のもとなり、又四十五代の帝、聖武天皇の御宇、天平八年丙子歲、天下大痲痘流行して、人民損することあけて不可言、諸國守護等日々是を奏して應者暇あらず、天皇宸襟を苦めたまひ、則群臣に命じて諸國の神社に幣奉使を立てたまふに、葛城連好久勅命に依て、當山に使用して奉幣を捧、始て大明神の號を奉る、翌丁丑歲四月十八日、皇后好久を召て曰、少婦は所願之事有て、兼て奉勅京に大佛殿を造立し、彼佛教に任て結縁を設ること、兼夫今畿外に及べり、然にはた帝の廣き御惠は、八州之外まで流るといへども、大悲の願力も無難業生八難度習ぞかし、みよ、古より今に至まで、東西之夷は、帝を叛奉ること度々也、吾是以行念月を經、丹誠不日して觀音薩埵の尊像を造り奉る、今問汝去年東の國に御使して、諸社に幣帛を奉る、如何ぞ市町都會之阡深山曠野の地、何國が靈場在て尊像を安置すべき、好久謹而武藏國秩父郡之山奥に、日本武尊之舊跡、景行天皇の御願所あり、三峰の宮と申奉て、東國貴賤是を尊崇すること春秋止時なし、彼所へ安置奉るべけんか、皇后殊に悦びたまひて、即觀音大士を以て好久に授たまふ、同廿日好久大士を供奉して東海に下り、五月三日漸にして當山に登着、先社頭の傍に安置し奉る、此日を追而五月三日の祭祀于

今辦事なし、爰に葛城連好久皇后の命に依て、國司郡令に課せて別殿を造立す、今年十一月巳に成て此月初之二日、大士の尊像を安置して、神佛守禦の靈場、東海安寧の加護を誓て、千歳の今に至まで是を祭程の日と定む、自是以來一山繁榮して、人聲幽谷に響き、參詣群集して往還頗狭し、爰に國司の奏に依て、同天平十七年丁酉の歲、月桂僧都を以て、撰て山主之職に定む、其後五十三代の帝、淳和天皇長年中、沙門空海に詔有て、六十餘州之神社に、本地佛を改附せしむ、于時空海沙門東に下るの時、當山に登て大明神を拜し奉り、情思へらくと云々、左に記す、夫當山社頭伊弉諾伊弉册の尊は帝王無疆之祖神萬民化生之始也、依之本地十一面觀音之種子眞言作業之口字は、悉曇字母の最初にて、諸字皆是より出生す、然ば神佛同理の本意、符節と相合たること、實に本有佛性ぞ難有けれ、とつるに一刀三禮を以、將亦十一面觀音の尊體を造奉りて、別に一字を造立して是に安置し奉り、天下泰平の祈、密家の修法毎々無怠、又後に八十二代の帝、後鳥羽院天皇建久六年乙卯歲、郡主秩父庄司平朝臣重忠の表に依て、當郡薄郷を境、甲州の隔山に隣て、方面十餘里の地を封じたまふ、此時前後の境に神門を立て、守護不入の地と稱せらる、其所は子今鳥居と號して、歴然として其名を呼也、神人集て冠を正し、衆徒群て袖を連ね、神威光を益して東海禹耀、然に九十五代の帝後醍醐天皇御宇、元弘建武の亂に依て新田左兵衛佐源朝臣義興、鎌倉に於てたゝかひ、勝利を得るといへども、大軍に襲れ、竟に敗て相州山中松田河村等に身を寄て、再會を期すといへども兵革漸微にして軍令猶非全依之尋て當山に來り、衆徒を語ひて、暫子斯住し、一度一千三百有餘の兵を卒して、武藏野に出で戦ふ、軍散して而して後、鎌倉の管領大に是を怒る、於是管領足利左馬頭源基氏が

爲に、當山の神領を失、宮殿良衰微に及び、其後百五代の帝後柏原天皇文龜二年壬戌歲、一道土有來て宮樓の衰敗を見、堂舎の破壊を嘆て、郡中を勸て再神佛の威光を恭ふす、夫當山の中興臥行は道滿是也、同百六代帝、後奈良天皇御宇天文二年癸巳歲、現住龍峯聖護院之宮に參じて、先代の古事當代の衰微を訴、御門主茲被開召之、即奏問を經て始て大權現の號を奉て、門下一之靈山と稱したまふ、神威再光を顯して搖落忽春に逢、日月光を失はんは神鏡何ぞ曇に及ばんや、かけまくも當山三峰大權現の構社は、羊腸たる曲路五十二町を登り、頂上に勸請して山王宮と崇奉るなり、是山王は大山祇命にして、即山神也、山神元來山氣の勇猛を以、撰て是を使者とす、依之當山に詣て擁護を祈輩は、神前に嘗て狼を借、其家を防て其身を安んずること、靈驗擧て數ふるに不遑、是萬人之存る處也、禽獸を以使者とする事也、本朝諸社に於て其例多、見聞之人は筆を下だすを不可待、故に諸侯は勸請の古へを仰て、武運の全事を祈、町家は狼を借て賊難を防ん事を乞、庶民は五穀成就を頼みて猪鹿風雷の不時の災難を免ん事を希て、日々參詣の人々廣前に成市といへども、各誓御手にすがりて、慈眼視衆生、福壽海無量之功徳に預らずと云ことなし、依之二尊の神宮に詣ては、手向の追風を仰ぎ、大悲の閣中に入ては、哀愍母子の抱擁を祈、頂禮 三峰權現社丹誠を抽て、再拜せざんばあるべからず、

四寸、左足を折右足を垂し像なり、これは別奥に安ず、高さ一尺に幅六寸五分、例祭四月八日、十一月二日、十一月十一日、本地佛 本地堂 面觀音木立像長三尺六寸、弘法大師の作、外とす、不動一 奥院 雲探・白岩・妙法嶽の三峯高く峙てあるを以輻を置、山號となせり、雲探は本社奥院の巽向七里半程、御林山の内にあり、爰に石權現を祭り、小石祠を立つ白岩は本社東一里餘にあり、白山權現を祭りて小社あり、妙法嶽は本社東三里程にあり、大日堂 本社右 行者堂前熊野三社山王廿一社を祭れり、 鐘樓 九尺二間、鐘長六尺七寸長三尺五寸、自作なりと云、 鐘樓 五尺二間、鐘長六尺七寸、銘文左

三峰宮棟札 日本國武藏州秩父縣大澁谷三峯宮者、年深遠不知開闢時代、爰有月觀道滿庵主、撰袖桐勳興之力造督功成者如是矣、蓋爲現世安穩、後生善處、乃至法界群生、平等利益、專尊時清道泰、風調雨順、五穀豐登、萬民樂業、婆娑訶、贊、維時天文二癸巳夷則如意珠曰 敬白

維時郡主藤田右金吾業繁 大工 彦八郎 鍛冶大工 右井住三郎治郎

寄華鐘、請余銘曰、國朝於道、以神爲本、惟精惟一、可外其堂、煥乎心月、間竟轉失、恍然事物、外有若亡、瞻三峯勝地、此神舊封疆、廟廊削珠玉、曾輝日月、門廡塗丹雘、已古星霜、福福由而出、吉凶難以量、樓之所飛分粉墻猶隔、感之所趨兮石壁何妨、公卿及士庶、祭必敬以莊、況形補陀妙境、特建大士道場、山移寶鼎三足峙、瀑掛素練千尺長、靈鳥飛紫竹、異獸護操揚、台能龍象散華燒香、新鑄巨鐘而九乳焉落、更築高樓而一層軒昂、羅帳承覺卓指揮、乃擊乃考、提婆開外道封禁、爲鐘爲鐘、雷奔震地、龍翔吟岡、帶雨幽磴、乘風悠揚、智者會得住之相通、叟講教之賜、妙悟去個賊、冥福薦先王、雖是佛門重器、豈違俗世典章、願憑喜捨之善利、永騰徽音於吉祥、

幡社 西宮社 春日社 稻荷社 辨天社 日天社 月天社 稚日靈貴社 天滿社 三部權現社 諏訪社 丹生社 雷電社 熊野社 大黒社 山神社 金毘羅社 山王社二社 不動堂 別當觀音院 山頂平坦の地、本社の寺平等坊と號す、天台宗にて聖護院宮の末なり、神變菩薩を開山とす、中興開山は月觀道滿、再中興龍榮、みな寂する年月を記さず、其次を日光と云、寶曆三年□□廿日に寂す、寺僧七年に一度登城すと云、常住を日雅と云、先住を日俊と云、此日俊より權僧正地となる、寺に藏する山岡詠狀と云る條に曰、遷葬儀、武州三峰別當仰付られ、是に依て三峰に留守居差置、其身は江戸に罷有候處に、社領の百姓と留守居の者と出入出来に付、遷葬申付不調法に定り、寛文十辛亥年九月十八日、御當地御退放仰付られ候、三井寺光淨院兼持任り候故此寺もその節召上ら候とあり、本尊正觀音、木坐像長一尺三寸九分寺地と云るは前に辨ずること、郷中より寄附の山多く、御林山につゞけり、役僧と云るもの二院山の内にあり、末利十八、近村の 開山堂 巽向二間四面、神變菩薩及び道滿内各處にあり、 開山堂 巽向二間四面、神變菩薩及び道滿本堂 巽向六間、 方丈 乾向五間、 庫裡 乾向六間半、 書院 巽向十間、 玄關 二間、 土藏 二一は四間半に五間、 酒藏 四間に五にて、年分日用 長屋 三間に十二間、二階ありて一番より十の酒を醸せり、 寺寶 一重忠願文一紙 四弘恩澤潤卒土濱、止宿せしむ

觀音院境內之圖



時也、今時重能有重、屬平儀射在于洛頃、既欲沒西洋、我神何不垂哀愍哉、仍重忠重成等、抹幣帛致誠於當社、誠惶頓首、死罪々々、養和 一孝謙天皇勅印二顆 一不動三尊畫像 一軸 興教大師 一心經一軸 弘法大師 一辨財天畫像一軸 宅齋法眼 一紺紙金泥普門品一卷 智證大師 一阿彌陀經 一卷 空也の 一菩薩內習六波羅密經一卷 師の書なり、 一三神詠歌一軸 後花園院 一法華經八卷 小卷ものにて至 家の筆蹟なり 一神變菩薩畫像一軸 自畫なりと云 一千體 地藏像畫像一軸 中將姫薊絲をもて、自ら織た 一十六善 神畫像一軸 唐詞翁の筆にて 一楊柳觀音畫像一軸 牧溪の 一十手觀音畫像 筆者詳ならず 一十一面觀音畫像一軸 三峯山繪所神田 一十六羅漢細畫一軸 羅漢明國仇十 宗庭筆とあり、 一人丸畫像一軸 一定家色 紙一軸 一寂連の書一軸 一西行の筆一軸 一頓阿の 筆一軸 一准三宮道隆親王眞蹟一軸 一子昂行書一卷 羅漢の畫一枚 吳門仇英實 一圓鏡一面 林次郎太郎、信心 施主息災延命、心中所求皆令滿足故如件、 一牛王玉一顆 天文十口年乙巳八月吉日、信心且那敬白、

ことし、

一子安の玉一顆 一天狗爪一て薄し、 一琵琶一 光明皇 たまひしものなりと云、木は楓の 一初蠲の釜一 信玄奉納 木とみへて、最も古色ありて見ゆ、 一長刀一振 重忠奉納せしものなりと云、無銘なれども天國 幅一寸二分餘 一兜一 奉納すと云、 一短刀一 義貞奉納せし 反り七分餘、 一兜一 奉納すと云、 一短刀一 身六寸 四分、中心三寸 一兜一 是も義貞奉納すと云、頭形 一指物 九分、幅六分、 一兜一 にて革きたへ古物なり、 一忠澄 一是も亦義貞所持のもの、と云、日の丸を畫し 一兜一 奉納 一ものといへど、今は赤黒のきれくとなる 一長刀 一と 一鑑の袖左右 重成奉納すと云、革きたへなり 一長刀 一 信玄奉納の品、無銘なれど波平行安なりと云傳ふ、身 一振一尺八寸五分中心二寸三分、廻り九分、幅一寸餘、 一短刀一 氏邦奉納の品、吉光と銘す、身七 大なるもの徑五寸四分、長四寸一分、小なるもの徑五 寸一分、長二寸七分、綱吉公より御奉納なましむと云 一袖 香爐 桂昌院殿より御 奉納なりと云、

此外書畫器物等寺藏の品多しといへど、枚舉に違あら

○附三峰村 三峰村は即ち三峰山の神領にて、觀音院の 南へ下ること八町許にあり、往古より神領の百姓にて、 彼の村落と異なり、村と云べきものにもあるまじけれど も、今此山にて唱へのまゝを記す、元より無段別の地に て、指麾すべて山限りなり、家數五十烟、其居は嵯峨谷 間に散在し、一二軒又三軒五軒つゝも各處にすまひ、或 は一里も二里も山を隔て、谷をこへて居るもあり、鎮守 は即ち三峰權現にて、菩提寺は新古大瀧村の内にあり、 修驗には寶藏院寶樹院あり、これは前にものすることく 觀音院の役僧なり、民の産業は大抵大瀧村に等しく、艱 苦は彌増なるべし、土地山間險阨の地にて、耕作の本田 なく、山氣深く麥作實登らず、燒畑のみにて、こゝかし こに住居を移し、耕を出精し、年分の食を作るといへど 秋作のみにて蕎麥・粟・稗・大豆・小豆・大角豆・大根などの 外登らず、但隱元・さゝけは此地の名産なり、耕作の外は 山稼のみにて、大瀧村へ混じ、永三貫文の貢を上納すと 云、四境及び村の分量は神領にて、山の境内なれば茲に 辨せず、土地霧深く雪多し、雷や風ははげしき所なり、 養蠶ならず、麥作實らざるをもてしるべし、風俗最も野 鄙にして、婦女も男子と勞を同せり、此所には酒は勿論

新編武藏風土記稿卷之二百六十五 秩父郡之二十

豆腐の如きものすら、製することあたはず、年の始といへども戸々に神酒をすら、供することもあたはざるもの多ければ、元より酒好きと云もなく、況や酔て酒癖をあらはすものもなく、いと剛毅木訥の民にて、深山窮谷に鹿豕と群をなせるさまなり、さあれば婚姻喪祭の事なども粗薄にして、他村と異なること推て知んぬべし、

小名 悪谷 大木

清水一ヶ所 大木にあり、この水旱年にも潤る、ことなく、水口甚太く至て清し、この外にも各處往々に少しづつ

の清水あれども、山上に寺及び村民等、此水を汲て日用の淨水となせり、

馬場跡 寺の北三町許にあり、幅三間程、長三十間許、土人こ

しとき、此あたり結構せりと
いまだ知らず、是なりや否、

行屋堂 大木にあり、三間四面、當山觀音院を始め村民等、毎月十九日於大祭とて、日俵をなせしこと、往昔より今日に及ぶと云、この堂はそのとき村民等出會せし所なりと云、

○中津川村 中津川村は郡の西偏にて、深山窮谷の間をひらきて、僅に家屋をなし、遠く四隣を隔てし一區の境界にして、上信武三國の國界なり、瀧石庄に屬せり、江戸への行程山通り三十里、川越通り三十四里、熊谷通り三十六里より三十九里餘にも及ぶべし、村名の起り名義

はしらず、中津川と云る淵流に添ひし村名なり、里老の傳へにも此村は往古覺範入道草創の地にて、鎌倉將軍の頃は、當所五里四方の所を狩場に賜はり、諸役免除せられしよし、其後遙の年を経て、鉢形の城主北條氏邦の領地となりし頃も、斯る邊鄙の谷間にて、牛馬の通路もなき險阨の土地なれば、諸役は免除せられしよし、御入國の後も入貢せず、巢鷹を三居へづ、年々に上納せしばかりなりしが、元祿十年岡田五右衛門が檢地にて、十三石一斗一升五合の貢を、始て納ることとなりしが、その明年に二石四斗四升を分ちて白井差を分郷せり、さて檢地已來切替定免なりしが、寛政年中荻原彌五兵衛が支配せしときより、永代定免となる、もとより御料所にて、岡田五右衛門支配せしが、同十四年より久保島市郎兵衛支配し、其明年より細田伊左衛門、寶永五年より長谷川六兵衛、正徳六年より野田次郎左衛門、會田伊右衛門、享保元年より堀田六郎兵衛、同四年より朝倉半九郎、馬場源兵衛、同年九月より原新六郎、馬場源五右衛門、同年十二月より朝比奈權左衛門、同七年より川原清兵衛、同八年より鈴木平十郎、同九年より山田次右衛門、同十四年より齋藤善六郎、同十五年より日野小左衛門、同十七年より荻原源八郎、同十九年より上坂安左衛門、同年八月よ

り田中休藏、元文五年より齋藤喜六郎、柴村藤右衛門、同年三月より大谷木工之助、寶曆三年より明和六年までは伊奈半左衛門・同半十郎・同備前守代々支配し、同年より前澤藤十郎、天明八年より荻原彌五兵衛、寛政五年より堀谷文右衛門、同十年より神原小兵衛、文化八年より杉庄兵衛、同年八月より田口五郎左衛門、同十年より古橋隼人、同年六月より吉川永左衛門、同年十一月より川崎平右衛門、支配所となり今も替らず、四境東は新大瀧村より白井指にかゝり、西は信州佐久郡に接して谷川を界へり、南は古大瀧村に隣り、御林山を境とせり、北は上州甘樂郡に續きて山峰を界へり、廣袤東西六里餘、南北三里より五里に及べり、家數廿七、其内六戸は村の東一里半を隔て、小名中雙里に區別す、其居はみな中津川の北岸に住ひ、川にのぞみ軒を並べり、戸々岩石敷を疊みて構をなせり、屋作りは皆卑く、杉皮若くは板にて葺き、載するに小石を以てせり、南岸よりこれを望めば結構甚佳趣にみゆれども、境に入れば腐草塵埃蹊巷に堆ち舎に入れば飲食の器枕衾の類、すべて蠹薄なり、又里中に炭・油・白釜・豆腐・酒・醬の類製するものも、鬻ぐものもなければ、其用あるときは是を信州佐久郡梓山村より賒り得ると云、前に云るが如く、實に深山窮谷邊境のあり

さま推て知んぬべし、土性は黒野土砂土多く、赤真土は僅ばかりあり、山林のみ多く、畑は十分の一にも足らずと云へど、又火耕の畑多し、土地の大槩を云はゞ、東西南北四角八方に、千山萬嶽盤回して、その名あるは高岩・白岩・赤岩など稱して、高く聳へたる巖山あり、東西に中津川の激流、羊腸の如く曲折し、東の方新大瀧村の内、鹽澤より西の方佐久郡界まで六七里に及べり、土形藥研の如にて、居村のあたり平坦と云るは、僅に一二町ばかりにて、馬足の通ふ所は其あたりのみ、元より牛馬の通路なき村なれども、里中に唯一老馬あり、その故を尋るに其馬の小にして犬ほどもあるとき、信州より草席に裹みて、險阻を負ひ來しが、長じて後牽べき地なく、況や境を出づべきやうなく、徒らに槽檻の間に老ひて其用なけれども、女童の馬をみることをあたはざるものゝために、負ひ來て畜ひ置しとぞ、斯る險阨の地なれば、日の出は遅く、日の入は早く、北辰はみへず、星宿は全くみることあたはず、況や鹽澤口より四五町ばかりの間は、一條の川路屈曲し、兩岸の懸岩高さ四五丈ばかり、屏障を立つる如く峙べし、中を通路とし、仰望めば實に井裡に天を窺がごとく、又は管中に約文をみるがごとし、鹽澤口より入ること一里半にして、中雙里あり、こゝに居る

民六戸、又一里半を経て本村に至る路は、川流に廻り、宅は北岸にあり、水勢強く火勢薄し、霧深く風勁し、雷は厲く氷雹は降らず、霜雪は他に異ならず、唯山氣は涼冷にして、夏蚊蛇なければ蚊帳を設けず、晨昏は縹袍を襲ふと云、村民の稼山畑に依て其勞他に異なり、火耕の地を焼畑と云、或は差と云ふ、春夏の頃山の草木を焚やし、そのまゝ灰をもて糞となし、粟・稗・大豆・小豆・大角豆・蕎麥等を播種して、生計をなすといへども、麥作ばかりのことなれば、年穀半歳を供するだにも足らず、糶るに橡實・粟子を以て資となせるよし、稼穡のさまは大瀧村など、等しく、焼畑の場所へ廬を結び、季春より初冬に至るまでは、夫妻子母代るくこゝに移住して、平道又は一里も二里も隔りたる山の中腹、或は谷間に居り、禾熟の時に至りては、晝は猿を防ぎ夜は鹿を逐ひ、夫妻みな處を異にし、あなたこなたと山を踏へ谷を隔て、假小屋に通ひて夜な／＼板木を打、或は聲をあげ、猪鹿を防ぐと疾風雷雨にも息ふことあたはず、其艱難知ぬべし、山谷の間雲霧雨濕の氣多ければ、早年には作物實登りよろしく、雨多ければ宜しからずと云、猪鹿の防には獵師鐵炮十挺を賜はると云、農隙に男子は稼山に行て木を采り、挽板・折敷板・鞘木・下駄・棒木・笹板・桝木・木地

椀・木地挽物・白箸などを作り、又は鳥黏を製し、或は險岩に繩を下し、それに縋て岩茸をとりしは、危殆の生業なり、女は蠶織の業なく、男子の采出せる件の品々を負擔して、鹽澤又は白井指へもち運びて、備錢をとりて生資となせり、婦女の勞殆んど男子と異なることなし、歳時の風俗他村と異なるは、いかにも深山幽谷邊土のことなれば、婚姻喪祭の如きも、禮容を設ること最も疏薄なり嫁娶は多くは信州に結びて、往來は還て大瀧村へ出るよりも便利なりと云、村中に寺院なく、菩提寺といへども險谿の檢阻を隔ること五六里に及べば、喪事にも浮屠を迎へ、國風の引道讀經の法例もなく、唯釋氏の血脈を化ゆるよし、其他は菲薄に論なし、土産には金・銀・銅・鉄・鉛・磁石・綠青末に・蕎麥・隱元豆・岩茸・葛藤・眞藤・鯉いはな・鷹・山鳥・雉子・鳩・兔・獺・狐・狸・猿・猪鹿・狼・熊等あり、さて前にも載る東西に一條の往來は、信州への間道にて、東の方新大瀧村鹽澤境より、信州佐久郡梓山村境まで、六里の間みな川路にて、平土なし、屈曲周流せる谷川荒く、冬より春の間水寡きときは丸木を亘して通ふ瀬數其多く百ヶ處にも及べし、鹽澤より中雙里を経て、民の居村まで三里の間にすら四十九瀬あり、その路程の

ありさまを樂舉せば、中流は石高く流激し、或は盤渦せる淵あり、或は噴沫を漑ぐ瀧あり、石には白あり、黒あり、赤あり、青あり、或は峙て厦屋の如くなるあり、或は大なるもの中斷へて洞門の如なるあり、又は平面にして砥の如く、其大なるに至ては四間四方ばかりなるもあり、其外殊形異類種々無量なり、兩岸は危巖相對して峙立し、或は幽邃にして進退こゝに谷まるが如き所あり、又は蒼蔚として仰て日をみざる所あり、夏秋の間は水重増りて橋なければ、淺瀬をば裳を褰て涉るといへど、其深きに至ては水涯により、巨石を踏み、又は盤岩を傳はりて、蟹の如くに歩み、或は折阪を蛇行し、又は木を横へたる棧道あり、或は木を折て梯子となし、つなぐに藤を以てする所あり、峻阪危徑に至ては、匍匐して藤蘿を捫て登り、逡巡して條枝に縋りて下るありさま、他の山國は知らず、秩父郡第一の難所なり、さて又居村より西の方も、同く川路と山徑と險阻狹阨を経て、山の頂に至れば上信武三ヶ國の境なり、斯る地理なれば信州の間道といへども、古より關もなければ、通ふべき人もなし、好事の者蜀道と云しなど、里老の物語りも實に理はりなるべし、又上州へ往來の一路は、居村より北にあたり、山徑の險阻を山鳥峠にかゝり、神流川を渡り鍵掛峠に至る

これを上武二ヶ國の國界とす、此間路程二里許、或は上り或は下り、峻坂曲折して行き易すからぬ路すじなり、又白井差へ通ふ一路は、村の東に二流落合の所より北向して、嶮岩に傳はりて登る、これを字板橋と云、夫より岩徑の險阻を越へ橋平をすぎ、這通しと云る所あり、土人これを親知らず子しらすと唱へり、此邊の地形を云はゞ、萬山衆壑の中にも、通路の弓手には高山削るが如く、妻手には深谷ありて、嵯峨なる山の中腹を、横さまに小徑をなして往來せり、若し過ちて一步を失すれば、直ちに深谷に陥ればとて、人々匍匐して己が足もとのみを守りて、親子のみさかいかいもなき難所といへる方言とぞ、又は片石崩れ、岩のみ磊何として、悉く徑に埋て歩行なしがたき所あり、或は上り或は下り、藤十郎澤・石舟澤・船頭木澤等あり、澤水の流に廻り、危岩には傳はり巨石をふみこへ、跣歩も容易に進みがたく、仰けば灌木蔚蔚暖として、日色をみることもあたはず、俯てみれば木の根にも石にも、一圓蜘蛛の大さ蜈蚣の如なるあり、森々涼々として、恐らくは魘魅の蹊とも謂べきか、實に寂寞無人の境なり、斯る絶所を二里程もこへて絶頂に至る、これを大峠と稱して白井差の境なり、陽王が畏れし九折坂はしらす、凡郡中村落の多きが中にも、かゝる難路と云へ

るは只このみ、斯の如きは他國にも類ひ稀なるべし、
茲に當村の古を稽ふるに、里老の傳へもさだかたらずと
いへど、いづれ故ある土地とは思はるゝなり、新大瀧村
十々六木の里老嘉兵衛と云るもの、「中津川根元記」と云
る小冊子を示すに、其文甚つたなく、或は顛倒、或は誤落
も覺束なく、其義をなしがたき所あるも、頗る事實を考
るの一助にもならんと、其まゝ載するもの左のごとし、

竊鑑見雖水淺在龍靈也、山在仙在名誠哉、夫武藏國秩父郡中
津川村、昔日幸嶋覺範入道開闢地也、飛名無藏扶桑入道、姓者
藤原氏、幸嶋四郎行季爲四男、父行季者信田家爲臣下、主君
小太郎十一歳、後前大臣賜、時小山判官、主君小太郎謂若輩
而難持繼圖、有人奪密可納置鹿嶋神殿、指南幸嶋浮嶋聽承云、
可訪略小山、主君不知、小太郎似繼圖似寶納神殿、然而後鑑
見不違案、近神主奪取奉賴朝公、無藏所聽、帝王以敕使穿鑿
繼圖、無神殿、其罪重而被薩州流、時幸嶋浮嶋本繼圖御寶指
出雪主君過邪、小山含意恨戰、幸嶋浮嶋大勢被圍終打死、其
頃入道者伯耆國合戰、大膳入道終排運被圍、和田義盛、然義
盛密云、敵多仁且可藏、志身則信州上野國行風與甘樂郡、引
誘一屬郎童、栗山藏身、然而後同國同郡山中乙久郷村內順向
小春、其境口故其村七町量、當南八幡云處、見建此境、天然
路斷、東西南北引回川、入道悅誘一屬、建樓閣送三載秋、有
時一里計狩出奥那郷、行盤垣見、兀然其處南西北方如屏風疊
山、一方口也、宜城場憶志建城郭、而雖然溪深馬洗水遠、其
以後尋境、東山南谷西嶽北岑、回赤岩峠登而一里餘、下而見
者前流神流川欲渡、崖高水深藤結而梯子而下、流木爲舟、小

中津川村道之圖



枝作論、漸登山、鳥道下一里許、下而見者地平々廣潤、而荒
川流大河、山磊々嶮岨並立、疊盤石如戶屏、猿兼小枝渡、難
諸鳥通命落、禽獸四邊路斷、而去人烟四里八里、入道慶然悅
集一屬、舍屋建並而數箇年、入道勝人勢高七尺餘、藁踏用一
尺二寸、天然流川下過五里止、轟村集民家云、是不在人間、藁
踏、可成鬼神、尋入山深水上見無路、山嶽々而難一足運步、
身輕狩人日數經而尋出、下而見殿樓人數、普多見其慮、主人
勢高七尺餘、橫鐵棒坐頭等五嶽眼生三角、鬚二尺許、生間見
而窺失膽、早々北下、其由奉鎌倉告、將軍曰、爾等打取可走
則歸狩人秩父之軍勢引卒三百餘、路作人梯子立繩結作路橫木
作橋、漸到中津川、大勢取掛生取、而則誘鎌倉、賴朝公尋曰、
何物也哉、入道謹申上、某事幸嶋四郎行秀四男覺範中者也、
將軍曰、然者源家譜代之侍也、無過則中津川村四里八里之處
狩場中請歸、中津川當世鑑見七百餘人、入道嫡子在二人、一
人山中八幡而生、以在名山中太郎云、二男中津川出生、以本
名幸嶋名乘、東西建家、山分半境分地也、西方山中太郎女子
一人、欲家斷、邊見準人入道孫甥子也、邊見準人信州之幡頭、
海野望月幕下、佐久郡崎田城主也、梶原平治影時、被責北軍
而落中津川村、後入道成孫甥子也、與傳聞也、物代星送送
幾年、昔日以劍作劍、以甲作鎧、而自然百姓成物也、
幸嶋傳記、鎌倉將軍末葉、武藏國足立郡久世名乘、下總國葛郡
名名乘山中云、武藏國秩父郡
中津川、以本名幸嶋名乘也、

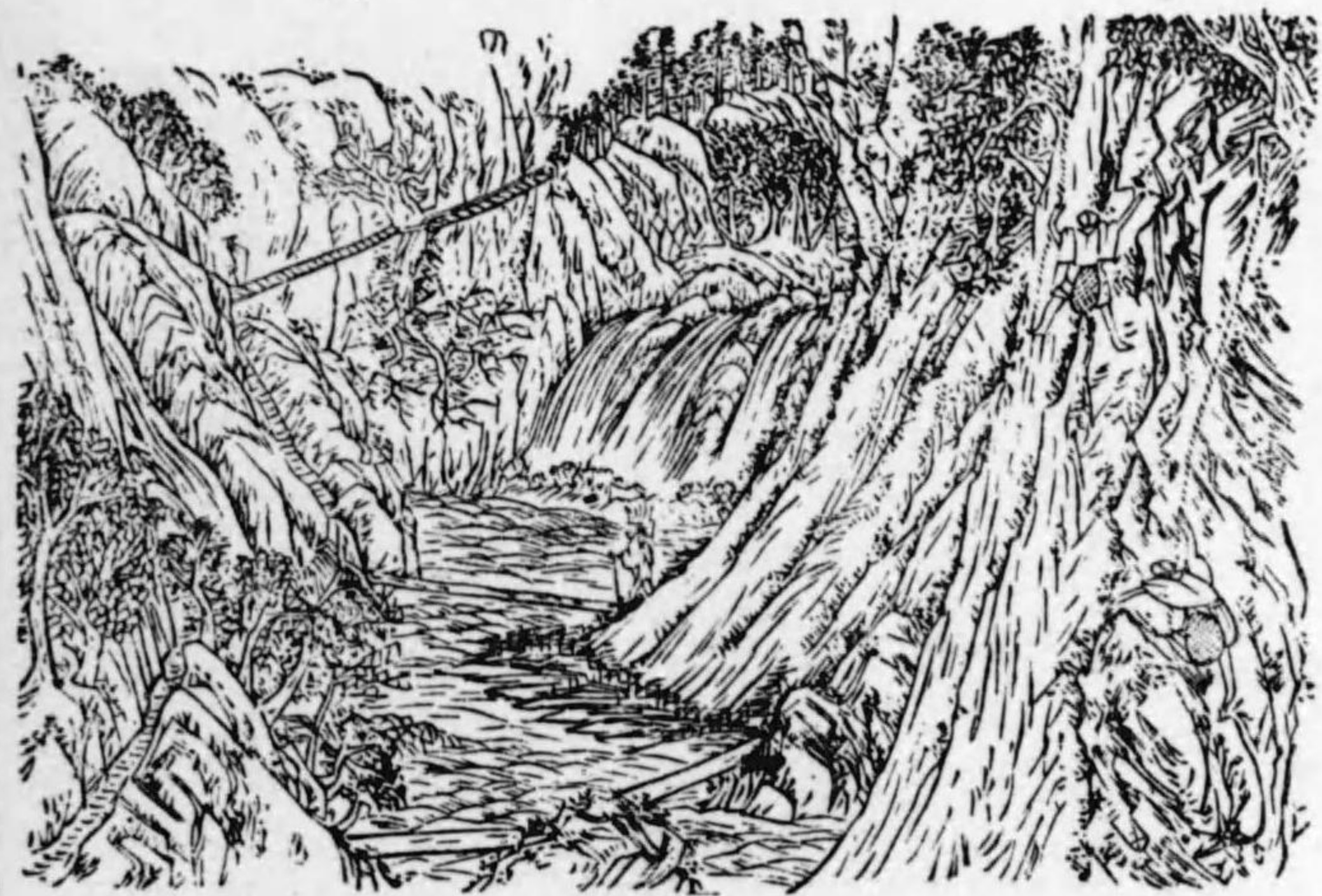
高札場村の中程

小名 中雙里 半許の東一里 大冠 本村の西一里

御林山

村の西南にあたり、當村及び兩大瀧の三ヶ村附にて、
にて高山嶮岨の廣場にして、高段別しれず、其木
は檜・榎・樺・桂・杉・松・栗等あり、○椽山 居
より四方一里半づの所を、村民稼のために賜はりて、畑方
と同く五石三斗三升の高辻に結び、山役永年々上納し、前
にのする品々を、○金山 居村より乾にあたり五六町許、字樺
製して出せり、○金山 久保・屋勢・尾根等數ヶ所あり、初
め慶長年時に、里正繁八が先祖某、命を奉て鑿ちたるにより、
明和年中に平賀源内と云るもの、又命を受けて鑿ちしが、その
後文化年時に、信州小縣秋葉村の某願ひたてまつり、老里等
と議して鑿ちたるよし、今は廢して數十ヶ所にその跡あり、
或は水ぬき穴より水の涸々と注ぎ出るあり、或は穴口崩れ、
又は岩石など轉びかゝりて塞りたる所あり、此あたりを鑿れ
ば、綠青あり、その深きに至れ、○銀鉛山 二ヶ所 其一は村の
ば、銅出づと土人物語りせり、○銀鉛山 二ヶ所 其一は村の
り、小神奈川と云る北岸にあり、舊穴の深さ七十間許なるあ
り、居村よりは十八町許を隔てり、其一は居村の乾一里許に
あたり、小神奈川の枝谷つにあり、近、○鐵山 居村より十二
年試みしに銀氣少なく、鉛多しと云、○鐵山 町ばかり、乾
にあり、大山一圓に鐵氣あり、北陰に岩穴あり、磁石を出せ
り、穴口六尺四方ばかり、漸深くして五間餘許の洞穴あり、
此穴も昔年平賀源内が穿ちたる所なりと云、斧鉞の類を以て
岩を打碎けば、片岩磁石の氣多きものは、針若しくは釘など
を鑿へども、舍に持歸れば、磁、○巢鷹山 四ヶ所 其一は村
石の氣漸薄く、針などをも鑿す、○巢鷹山 四ヶ所 其一は村
諏訪山にあり、一は東の方へ一里半許、中雙里山にあり、一

其二岩茸取ノ圖



は北の方へ十八町許、五平集山にあり、前にもものするごとく前々より集鷹を献せしことなれども、慶安元年四月朔日に改めて命を受け、年久く今に至るまで、年々怠らず、獻貢すと云、但し半夏より十日前にみだせしもの、集落しすと云。

○佛石山 居村の巽二十町許にあり、山の形は盤岩高き二十丈、北向に洞穴あり、入口高さ一丈五尺、幅四五間、奥行三間許、向て右の方は平坦なり、往昔堂を茲に立しと云、未だのす、左の方は片巖岨にて、白岩出はり、其つまりは五六尺許、正面の奥入に洞穴七つあり、其一の穴は二尺四方許、清水湧出せり、其一は二尺に四尺許、入口よりして兩面に自然の佛體を現す、山の名茲に本づく、炬火を取て行くこと七八間にし、底際をしらず深洞あり、こゝへ木を互して往來せしに、そのさきは兩方より尖岩せばまり、七八寸許の所を三尺許も踰れば、少しく廣くなり、二尺に四尺許の洞穴となる、是よりして、砂の上を屈伸して、行くことや久しく、百目掛の蠟燭三挺までは、用ひて行しものありと、里人の語りせり、其一は穴口三尺四方許、深さ二三尺、其他の穴は皆小穴なれば略せり、さて右にのする洞口へ、元禄年時に一字を營て居りし僧あり、その名は日帆、その次は祐山、その次は木食の道心者居りしが、屢妖怪のためにおびやかされ、僅半年許も居て立去りぬ、その後は誰有て住居せし人もなく、屋宇も自ら敗壞して、今は石地。

○三國山 居村の西四里許にあり、即藏一體存するのみ。

○十文字峠 御林山の内なり、梓山村へ通ふ路すじなり。

○赤岩峠 稜山の内に、村北二里許にあり、上州甘樂郡へ通

○大峠 稜山の内に、居村良の方二里許にあり、白井

中津川

説前に出ず、源は西方信州界谷間より出、六里餘東流し、新大瀧村瀧澤に達す、川幅六七間、○小神流川一に金川とも書す、水源は西の方三國山の麓より湧出、谷間を屈曲し二里許を経て、居村の東十町許の所にて中津川に合す、川幅三四間、平水五六寸、この水路も巨石多く、兩岸は盤岩なり。

逆巻ノ瀧

小神流川の上流にあり、高さ五十丈、幅四五間、飛泉盤岩を傳はり、浪沫を沃き霧を生ず、奇觀なり、○小滑澤瀧 中雙里の東南七八町許にあり、澤川飛瀑となり、盤岩の上を流、幅二三間、○折木瀧 中雙里の東二町許、中津川の中流に、聲雷の如く激湍盤過し、水勢霧を生ず、他の瀧とは異なる景趣なり、此處の瀧數ヶ所にあれども、其小なるものは略してしるさ

橋

前にも辨ずる如く、中津川の流數十ヶ所に、冬より春の間水少き時、丸木橋を架して往來せり、定橋と云るはなく、假橋なり。

諏訪社

居村の南中津川の岸に北向せり、八幡妙見を合殿に祀る、神體白幣、除地九畝十歩、村持、例祭七月廿七日、九月廿九日、村、○諏訪社 中雙里にあり、其所の鎮守にて、其の鎮守なり、○諏訪社 所の持なり、除地一段、神體白幣、例祭七月廿七日、社頭に鰐口あり、徑五寸許、兩面に銘する所の銘に曰、奉掛小坂下且那吉春天文四年十一月本願祭春、

その裏には天文三年九月吉日、且那岩田三郎五郎家吉本願祭奉掛、坂部觀音三十三度供養爲也とえれり、○神

明社

除地一段、墓地民持、下同、○同十八歩、○同八歩

○同中雙里持

○覺範入道碑 村の西三十町餘、小名大冠

○白井差

白井差は郡の西偏にて中津川村の枝郷なり、瀧石庄に屬せり、江戸への行程山通り廿七里程、川越通

り三十一里程、熊谷通りは三十三里程、秩父の方言に差と

云る所往々にあり、その故を尋るに、山の草木を焼て、

畑をひらきしことを焼畑と云、是を切畑とも云、さてそ

の草木を伐りひらくに二種あり、春伐りを應と云、同年の

を作がた、秋伐りを差と云、來年粟・神・豆等、按ずるにこの白

井差もその昔は、焼畑の地へ假りに廬を結びたるが、

遂に民の家居となりしものなるべし、又この村の中にも

市郎左衛門差など云る所あり、檢地のことは中津川村と

同く、岡田五右衛門が糺をうけ、其明年に二石四斗四升

をさきて分郷して、一村の體をなせり、その頃よりして

同御料所にて、御代官の遷替も總て中津川村と同く、今

は川崎平右衛門が支配所なり、四境東は新小森村に隣り山谷の間を堺ひ、西は中津川村に接し、大峠の頂を界へり、南は新大瀧村につゞき、山谷を境とせり、北は兩神山へ亘り薄村に及び、廣袤東西南北ともに一里半許、地形四角八方皆山にて、平坦の地なり、隣里を隔ること遠く二三里外に及び、民家僅に四軒、嵯峨に據て住めり、このあたりは朝日をうけて夕日影の場なり、皆山の土地なれば畑と云へど、僅に山腹をひらきて耕作せり、土性其外土産穡の艱難、及び男女の山稼、或は歳時の風俗等に至るまで、すべて中津川村に異なることなれば、略して詳にせず、推て知んぬべし、この村は實に深山の中腹を僅ばかりひらきて家居し、隣里へ通ふ路と云るも有れども無きが如く、中津川村より大峠へかゝり來る難所のさまは、既に中津川村の條に盡せり、又一路は小森村へ通ふ往來のみ、さてその往來と云るは、深谷幽邃の川路なり、巨石高く小流激し、左右盤巖對峙し、或は屏障を立るが如き所ありて、坂瀧と云る所などは中んづく巖高く飛流直下して、十二三丈なる瀧あり、深淵盤渦して底際をしらざるあり、景趣奇絶なりと云へども、耳目の觸るゝ所、足のふむ所、殆んど戰兢の想に絶ざる難嶮なる所を、曲折の流に添ひ、或は大石をあつとこへ、

又は碧湍をとびこへ、又は西絶へて左右の盤岩を傳はり水涯を蟹の如くに横さまに歩行せし所などあり、この間一里半許の水路に渡りの瀬數三四十ヶ所もあるべし、水だけでも西の方は細流にて淺く、東に至るほど漸深く幅も廣し、冬より春の間は丸木を架して往來するも、夏秋の間は裳を褰て渡ることなり、實に此往來は他に類ひ稀なる難所なり、前に辨せし枝郷なれば、高札場小名等なし、兩神山 説薄村の條に辨ず、此村より北にあたり、凡一里十町ばかり、嶮岨凡小徑間道あり、薄村より登るを表口とせり ○大峠 中津川村の條に辨 ○巢鷹山 村の麓にあたり尾根に 白井差とも云、前に辨ずる一路の往來は、即り湧出し、東流して小森村に達す、大石多く、小流にて平水五六寸、水路一里半ばかり、川幅三四間、 ○黒松澤 村の南にあたり、大峠の麓より溢流し、山足の石間を築回せること廿町ばかり、前にのする谷川に合す、幅七八尺、平水三四寸、

新編武藏風土記稿卷二百六十五 之大尾

橋 前にのする谷川へ、冬より春の間は管のこと、く、丸太橋を數十ヶ所に亘し、小森村に通ふ、

諏訪社 村持にて例の鎮守なり、除地廿歩、例祭七月廿七日、

新編武藏風土記稿編輯姓氏

調方出役

文化七年出役 西丸御小姓組御番 間宮庄五郎士信
同 九年頭取 西丸御書院御番 松崎善右衛門純庸
文化七年出役 御書院御番 三島六郎政行
文化八年手傳 西丸新御番神谷彌左衛門信門子 神谷岩三郎信順
同 八年頭取 西丸御徒 井上彦右衛門常明
同 八年頭取 大御番與力 朝岡傳右衛門泰任
同 八年頭取 御徒 猪飼次郎太郎久榮
同 八年頭取 小普請組 古山勝五郎克綏
同 八年頭取 調方出役並
文政元年手傳 學問所勤番組頭 龜里權左衛門章
文政元年手傳 學問所勤番見習 内山孝之助温恭
同 九年取締 學問所勤番岸本平吉篤忠子 岸本梅五郎繁美
文政六年より

新編武藏風土記稿編輯姓氏

同十二年より

調方手傳

同十二年より 學問所下番 櫻井久之助壽胤
文政五年より 富士見御寶藏番水野彌大夫勝實子 水野文之助勝弼
同 六年より 御徒 小笠原藤右衛門重信
同 九年より 御徒 渡瀬龍之助知煥
同 十二年より 火消組與力 山本新助思明
調人場所替并辭免死失
學問所勤番組頭 中神順次郎守節
御書院御番戸田主膳氏友子 戸田卓太郎氏徳
學問所勤番組頭 勝田彌十郎獻
御徒 石川禮助正良
御持組同心 小笠原新次郎忠善
學問所勤番 内山清藏善政
學問所勤番 星野仁十郎長宣
西丸御先手組與力 小野太郎左衛門正隣
文政八年場所替

三三七

交政元年出役替
同六年場所替
同年 辭免
同十一年辭免
同八年調方替
同三年調方替
同十二年辭免

小普請組
青山九八郎路雄
支配勘定築山權九郎正備子
築山茂左衛門正路
學問所下番
黑澤猪之助美穎
學問所下番
岩崎助次郎慎成
學問所下番
村井專之助量令
御徒
米田市次郎俊秀
御廣敷伊賀者
金井九兵衛世範

別段多磨高麗秩父三郡取調

八王子千人頭
原半左衛門胤敦
八王子千人頭
原半左衛門胤廣
千人組同心頭
植田十兵衛孟縉
同
八木甚右衛門忠讓
同
鹽野所左衛門知哲
同
神宮寺豐五郎正敷
同
原利兵衛胤明

同
葛西伊三郎愛貴
辭免并死失
千人同心組頭
秋山喜左衛門定克
同
筒井恒藏元恕
同
風祭彦右衛門公寬
死失
同
同
同
同

新編武藏風土記稿 自卷之二百四十至卷之二百六十五 要目

卷之二百四十	西今井村	玉藏寺
兒玉郡之三鉢形領	長興寺	東福院
阿那志村	舊家者忠右衛門	光德寺
光勝寺	下真下村	玉蓮寺
舊家者丹次	吉田林村	舊家者正右衛門
關村	西養寺	同德右衛門
根本村	卷之二百四十一	舊家者松之助
桑原村	兒玉郡之四八幡山領之一	熊野堂村
十條村	八幡山町	田端村
慶昌寺	長福寺	錫杖院
入淺見村	雄岡城蹟	保木野村
下淺見村	舊家者吉兵衛	龍清寺
眞福寺	兒玉町	福泉院
四方田村	生野山	中新里村
光明寺	身馴川	岩跡
高關村	八幡社	新里村
東今井村	八幡社	光明寺
		宮内村

通照寺	二七
光福寺	二七
鹽谷村	二七
西光院	二八
飯倉村	二八
法性寺	二八
舊家者友右衛門	二八
金鑽村	二八
金鑽神社	二八
上稻澤村	二〇
中稻澤村	二〇
下稻澤村	二〇
元田村	二〇
寶冠寺	二〇
高柳村	二〇
長泉寺	二〇
卷之二百四十二	二〇
兒玉郡之五八幡山領之二	二〇
金屋村	二〇
天龍寺	二〇
眞福寺	二四
龍淵寺	二四
舊家者政右衛門	二四
舊家者精尾衛次	二四
長沖村	二五
身馴川	二五
惠日寺	二六
圓滿寺	二六
沼上村	二六
安保領	二六
長福寺	二六
蛭川村	二六
延命寺	二七
栗崎村	二七
宍勝寺	二七
萩平村	二七
池田村	二八
泉德寺	二八
秩父領	二八
河內村	二九
間瀬峠	二九
十輪院	三〇
舊家者彌惣次	三〇
領名未勘	三〇
太駄村	三〇
神山	三〇
不動山	三〇
身馴川	三〇
上阿久原村	三〇
鳳之倉山	三〇
茂原山	三〇
神流川	三一
般若寺	三一
下阿久原村	三一
壽光寺	三一
觀音寺	三一
渡瀬村	三一
權現社	三一
壘跡	三一
新宿村	三一
要害山	三一
峯岸山	三一
九郎堰	三一

無量院	三三
下兒玉村	三三
楊林寺	三三
卷之二百四十三	三三
賀美郡之一	三三
郡圖	三三
總説	三三
和名抄所載合郷四	三三
新田	三七
小島	三七
曾能	三七
中村	三七
今所唱合郷七	三七
安保	三七
長濱	三七
長幡	三七
金窪	三七
富士澤	三七
藤島	三七
八日市	三七
今所唱合庄四	三七
丹	三七
清水	三七
正保年中改定圖	三六
元祿年中改定圖	三六
忍保	三六
和尙	三六
今所唱領一	三六
安保	三六
神流川	三六
鳥川	三六
利根川	三六
楠川	三六
五明川	三六
小山川	三六
安保堰	三六
新田堰	三六
九郷用水	三六
勅使河原村渡	三六
藤木渡	三六
八町河原村渡	三六
土産	三六
煙草	三六
卷之二百四十四	三三
賀美郡之二安保領之一	三三
元安保村	三三
八幡社	三三
大恩寺	三三
觀音院	三三
城蹟	三三
屋鋪蹟	三三
安保町	三三
龍福寺	三三
七本木村	三三
小新田	三三
寶泉寺	三三
休安寺	三三
西福寺	三三
長濱町	三三
長安寺	三三
長濱村	三三
今城青八坂稻見神社	三三
四軒在家村	三三
長濱上郷村	三三

上松寺	四九
長濱下郷村	四九
長幡五所宮	四九
丹生明神社	四九
興國寺	四九
六所村	四八
肥土村	四八
小濱村	四八
神流川	四九
普門寺	四九
貫井村	四九
楠川	四九
植竹村	四九
慶長寺	五〇
智樂院	五〇
關口村	五〇
幸春院	五〇
光徳寺	五〇
八日市村	五〇
赤根川	五一
瑞岩寺	五一

大學院	五一
卷之二百四十五	五一
賀美郡之三安保領之二	五一
大御堂村	五一
吉祥院	五一
寶藏寺	五一
陣屋跡	五一
横町村	五二
原新田村	五二
立野村	五二
上久上村	五二
中久上村	五二
下久上村	五二
一本松	五三
養命寺	五四
堤村	五四
熊野社	五四
石蔵寺	五四
藤木戸村	五四
養善者利兵衛	五五

五明村	五五
大福寺	五五
金剛寺	五五
勅使河原村	五五
勝場	五六
神流川	五六
丹生社	五六
大光寺	五六
帶刀村	五七
福昌寺	五七
金窪村	五七
神流川	五七
陽雲寺	五八
長命寺	五九
城西	五九
忍保村	六〇
善臺寺	六〇
黛村	六〇
鳥川	六〇
觀音寺	六一

毘沙吐村	六一
神流川	六一
鳥川	六一
龍光寺	六一
石神社	六一
養善寺	六一
安盛寺	六一
八町河原村 附持添新田	六一
利根川	六一
稻荷社	六一
觀音寺	六一
卷之二百四十六	六一
秩父郡之一	六一
郡圖	六一
總說	六一
正保年中改定圖	六一
元祿年中改定圖	六一
和名抄所載地名六	六一
中村	七一
丹田	七一

上斷	七二
巨香	七二
美吉	七二
餘戸	七二
中古所唱郷庄領	七二
上我野郷	七二
大河原郷	七二
大濱郷	七二
藤田郷	七二
白鳥庄	七二
友恒庄	七二
武光庄	七二
加治領	七三
高麗領	七三
今所唱合郷八	七三
今所唱合庄八	七三
今所唱合領四	七三
武甲山	七三
兩神山	七四
三峰山	七四
川浦山	七四
御林山	七四
三國山	七四

荒川	七四
神流川	七五
赤平川	七五
浦山川	七五
横瀬川	七五
槻川	七五
大野川	七六
名栗川	七六
我野川	七六
村市所出絹	七六
卷之二百四十七	七六
秩父郡之二	七六
南村	七七
リうがい山	七七
高麗川	七七
明王寺	七七
吉祥寺	七八
林昌寺	七八
舊家者	七八
中澤組	七八
中澤川	七八
板屋谷川	七八

瀧ノ入川	九八
瀧	九八
檜岩	九八
馬乗岩	九八
天神社	九八
御靈明神社	九八
妙見社	九八
湯権現社	九八
子権現社	九八
宗穩寺	九八
藥壽院	九八
金剛院	九八
坂石村	九八
高麗川	九八
屋敷跡	九八
聖天社	九八
諏訪社	九八
忠澄庵	九八
阪石町分	九八
白髭社	九八
法光寺	九八

高山村	九五
三輪明神社	九五
不動堂	九五
常樂院	九五
杉本坊	九五
北川村	九五
北川	九五
全昌寺	九五
南川村	九五
南澤峠	九五
高麗川	九五
立岩	九五
福正寺	九五
寶泉寺	九五
正藏庵	九五
阪元村	九五
高麗川	九五
萬年橋	九五
觀音院	九五
辨天窟	九五
瑠璃光寺	九五

西善寺	九三
文殊院	九三
滿藏院	九三
胎藏院	九三
卷之二百四十八	九三
秩父郡之三	九三
上名栗村	九三
御林山	九三
仁田山峠	九三
豆口峠	九三
あまめ指峠	九三
山伏峠	九三
妻阪峠	九三
名栗川	九三
布瀧	九三
中尾瀧	九三
倉骨瀧	九三
橋	九三
妙見社	九三
八幡社	九三
圓正寺	九三
醫王寺	九三

柏林寺	九六
正覺寺	九六
堂蹟	九六
舊家者	九六
下名栗村	九六
御林山	九六
有馬山	九六
小澤峠	九六
有馬瀧	九六
有馬川	九六
名栗川	九六
橋	九六
願王寺	九六
楞嚴寺	九六
洞雲寺	九六
龍泉寺	九六
虚空藏堂	九六
櫛平村	九六
大つく山	九六
清泉寺	九六
多寶院	九六
大野村	九六

御林山	一〇三
都幾川	一〇三
高篠峠	一〇三
城跡	一〇三
妙見社	一〇三
常圓寺	一〇三
不動寺	一〇三
卷之二百四十九	一〇三
秩父郡之四	一〇三
安戸村	一〇三
城山	一〇三
槻川	一〇三
帶澤川	一〇三
妙見社	一〇三
天神社	一〇三
聖岩寺	一〇三
上品寺	一〇三
山田屋鋪蹟	一〇三
古碑	一〇三
御堂村	一〇三
夜討澤	一〇三
槻川	一〇三

萩平川	一〇八
八幡社	一〇八
淨蓮寺	一〇八
常光寺	一〇八
來迎寺	一〇八
古碑二基	一〇八
皆谷村	一〇八
灣間山	一〇八
觀音山	一〇八
笠山	一〇八
峠	一〇八
槻川	一〇八
不動澤川	一〇八
草和地澤川	一〇八
鍛冶屋澤川	一〇八
八幡社	一〇八
天狗社	一〇八
宗園寺	一〇八
藏泉寺	一〇八
光官寺	一〇八
舊家者	一〇八
白石村	一〇八

御林山	二四
定峰峠	二四
槻川	二四
瀧	二四
笠山権現社	二四
長慶寺	二五
卷之二百五十	二五
秩父郡之五	二五
奥澤村	二五
槻川	二七
斷碑	二七
熊野社	二七
深澤寺	二七
大内澤村	二七
澤川	二八
金山	二八
茶萐木峠	二八
鼓岩	二八
高岡寺	二八
正善寺	二八
坂本村	二八
大内澤川	三〇
古松	三〇
虎岩	三〇
八幡社	三〇
光藏寺	三〇
普門寺	三〇
永泉寺	三〇
三澤村	三〇
大霧山	三三
箕山	三三
皆新田峠	三三
釜臥峠	三三
りうかい山	三三
曾根坂	三三
三澤川	三三
瀧	三三
一里塚	三三
秣場	三三
常樂寺	三三
醫王寺	三三
光明寺	三三
正光寺	三三
除地居屋鋪	三三
長壽者	三三
孝行者	三三
下田野村	三三
荒川	三四
三澤川	三四
田野澤川	三四
赤城社	三四
西福寺	三四
妙音寺	三四
井戸村	三四
荒川	三五
宮ノ澤川	三五
鶴澤川	三五
瀧ノ澤	三五
城山	三五
月見平	三五
葉原峠	三五
金嶽	三五
岩穴六ヶ所	三五
梅ヶ井	三五
渡船場	三五
法善寺	三五

妙音寺	二六
長壽者	二六
村民	二六
岩田村	二六
城山	二六
渡船場	二七
道光寺	二七
満光寺	二六
丹生社	二八
村民	二八
卷之二百五十一	二八
秩父郡之六	二八
風布村	二八
釜伏峠	二九
いろは川	二九
待月院	二九
金尾村	二九
要害山	二九
金尾峠	二九
荒川	二九
渡船場	二九
千手院	二九
村民	三〇
矢那瀬村	三〇
公林山	三三
高山	三三
大月峠	三三
荒川	三三
塚二ヶ所	三三
權太淵	三三
梅木澤川	三三
大月澤川	三三
丹澤川	三三
北久保澤川	三三
鎌ヶ澤川	三三
橋十ヶ所	三三
八幡社	三三
霧明神社	三三
高德寺	三三
地藏堂	三三
舊家者	三三
本野上村	三三
荒川	三三
渡船場	三三
高砂石	三三
陣屋跡	三三
古碑	三三
丹生社	三三
總持寺	三三
古碑二基	三三
慶養寺	三三
圓鏡寺	三三
光洞寺	三三
谷藏寺	三三
常問寺	三三
眞性寺	三三
舊家乙三郎	三三
舊家仁左衛門	三三
中野上村	三三
小坂峠	三三
雨乞山	三三
荒川	三三
諏訪川	三三
野水堀	三三
橋	三三
諏訪社	三三

萬福寺	一六六
洞慶院	一六六
寶光院	一六六
村民	一六六
野上下郷	一六六
流上	一六七
榎峠	一六七
間瀬峠	一六七
城山	一六七
御殿山	一六七
不動山	一六七
雨乞山	一六七
荒川	一六七
八寺澤川	一六七
中澤川	一六七
茂呂澤川	一六七
入谷澤川	一六七
瀧澤川	一六七
寒木澤川	一六七
諏訪澤川	一六七
瀧野社	一六七
西光寺	一六七
洞昌院	一六六
遍照寺	一六六
彌陀堂	一六六
野上三郎爲氏の墓所	一六六
神職	一六六
卷之二百五十二	一六六
秩父郡之七	一六六
金澤村	一六六
火燈峠	一六六
浦山峠	一六六
出牛峠	一六六
男嶽山	一六六
女嶽山	一六六
見馴川	一六六
金山川	一六六
荻宮社	一六六
藏王社	一六六
西福寺	一六六
祥雲寺	一六六
眞福寺	一六六
西光寺	一六六
除地	一六六
藤谷淵村	一六六
荒川	一六六
澤川	一六六
橋	一六六
溜井	一六六
野栗權現社	一六六
光安寺	一六六
玉泉寺	一六六
藥王寺	一六六
金崎村	一六六
寶登山	一六六
荒川	一六六
渡船場	一六六
國神塚	一六六
塚	一六六
古墳	一六六
長興寺	一六六
舊家佐右衛門	一六六
大淵村	一六六
赤平川	一六六
塚	一六六
堤	一六六
權現堂山	一六六
定峰川	一六六
片瀬澤川	一六六
立岩	一六六
妙見社	一六六
古碑	一六六
定嶽寺	一六六
山田村	一六六
高篠山	一六六
經塚山	一六六
横瀬川	一六六
大瀬澤川	一六六
岩窟	一六六
溜井	一六六
朝日瀧	一六六
夕日瀧	一六六
横瀧	一六六
屋鋪跡	一六六
恒持明神社	一六六
子ノ大神社	一六六
光明寺	一六六
丹生社	一六六

渡船場	一四五
里正政吉	一四五
長樂寺	一四五
皆野村	一四五
戦場	一四五
箕山	一四五
渡場	一四五
水ノ雨塚	一四五
圓福寺	一四五
將門墓	一四五
圓明寺	一四五
滿福寺	一四五
地藏寺	一四五
舊家者里正市郎右衛門	一四五
黒谷村	一四五
曾根坂峠	一四五
箕山	一四五
尼御前墓	一五〇
硫黄水	一五〇
聖明神社	一五一
瑞岩寺	一五一
馬頭觀音堂	一五一
長壽者	一五三
大野原村	一五三
荒川	一五三
橋	一五三
林場	一五三
清水	一五三
百八塚	一五三
飛石	一五三
諏訪社	一五三
卷之二百五十三	一五三
秩父郡之八	一五三
柄谷村	一五三
越腰坂	一五三
堤澤川	一五三
諏訪社	一五三
第一番觀音	一五三
福藏寺	一五三
妙圓寺	一五三
古碑	一五三
舊家者	一五三
定峯村	一五三
定峰峠	一五三

第三番觀音	一六〇
第四番觀音	一六一
舊家者村民孫左衛門	一六六
舊家者村民四郎兵衛	一六八
卷之二百五十四	一六九
秩父郡之九	一六九
横瀬村	一六九
武甲山	一七〇
藏王權現社	一七〇
熊野權現社	一七三
飯盛山	一七五
持山	一七五
生川	一七五
朝日長者屋敷跡	一七六
夕日長者屋敷跡	一七六
根古屋城跡	一七九
丹生社	一七九
第五番觀音	一八〇
第六番觀音	一八〇
第七番觀音	一八一
第八番觀音	一八一
第九番觀音	一八二

第十番觀音	一八三
蘆ヶ久保村	一八三
小丸峠	一八五
蘆ヶ久保川	一八五
夫婦岩	一八五
龍源寺	一八五
卷之二百五十五	一八五
秩父郡之十	一八五
大宮郷	一八五
武甲山	一八六
荒川	一八六
妙見社	一八六
十一番觀音	一九一
十二番觀音	一九一
十三番觀音	一九二
十四番觀音	一九三
十五番觀音	一九三
十六番觀音	一九三
十七番觀音	一九四
十八番觀音	一九四
十九番觀音	一九四
金仙寺	一九五

瓜龍寺	一九五
長壽者れん	一九六
舊家者休左衛門	一九六
卷之二百五十六	一九七
秩父郡之十一	一九七
上影森村	一九七
廿七番觀音	一九六
廿八番觀音	一九六
下影森村	一九九
屋敷跡	二〇〇
長福寺	二〇〇
廿六番觀音	二〇一
久那村	二〇一
氷ノ雨塚	二〇三
二十五番正觀音	二〇四
寶林院	二〇四
別所村	二〇五
並木林	二〇五
西澤	二〇六
渡船場	二〇六
廿四番觀音	二〇六

田村郷	二〇七
小鹿坂峠	二〇七
屋敷跡	二〇八
圓福寺	二〇八
卷之二百五十七	二〇九
秩父郡之十二	二〇九
蒔田村	二〇九
德雲寺	二一一
舊家者英司	二一一
奇特者	二一一
孝行者	二二四
寺尾村	二二四
渡船場	二二五
米雨塚	二二五
天王塚	二二五
二十番觀音	二二六
二十一番觀音	二二六
二十二番觀音	二二六
二十三番觀音	二二六
里正左膳	二二七
品澤村	二二七

澤川	二二七
天幸院	二二八
伊古田村	二二八
澤川一流	二二八
卷之二百五十八	二二九
秩父郡之十三	二二九
太田村	二二九
赤平川	二三〇
藥師堂	二三三
堀切村	二三三
澤川	二三三
小柱村	二三三
荒川	二三三
赤平川	二三三
藥師堂	二三三
野卷村	二三三
破風山	二三四
藥王寺	二三四
舊家者	二三五
久長村	二三六
八峰山	二三七

赤平川	二三七
蛤化石	二三七
天德寺	二三八
阿熊村	二三八
阿熊川	二三八
谷川	二二九
岩崎社	二二九
向陽寺	二二九
舊家者秀三郎	二二九
卷之二百五十九	二三三
秩父郡之十四	二三三
上日野澤村	二三三
城峯山	二三三
雨乞城	二三三
溪流	二三三
法林寺	二三三
光福寺	二三三
下日野澤村	二三三
高松城址	二三三
瀧	二三三
大通院	二三三
三十四番觀音	二三三

舊家者里正十左衛門	三三七
長壽者四郎右衛門	三三八
矢納村	三三八
濱谷	三三九
瀧	三三九
三波石	三三九
滿所太神宮	三三九
青蓮寺	三三九
智善寺	三三九
延命寺	三四〇
太田部村	三四〇
神流川	三四〇
田島澤川	三四〇
前澤川	三四一
塚山社	三四一
常正院	三四一
大泉寺	三四一
藤倉村	三四一
牛首峠	三四二
青梨子峠	三四二
藤倉川	三四二
野栗三社権現	三四三

龍石寺	三四三
河原澤村	三四三
八日見山	三四三
志賀坂峠	三四四
大瀧	三四四
眞福寺	三四四
里正準太郎居屋鋪	三四四
三田村	三四四
要害山	三四五
とふだ峠	三四五
三山川	三四五
軍平	三四五
兒社	三四五
徳藏院	三四六
法正寺	三四六
舊家者甚右衛門	三四六
卷之二百六十	三四七
秩父郡之十五	三四七
日尾村	三四七
城跡	三四七
杉ノ峠	三四七

石間村	三四八
城峰山	三四九
石間川	三四九
龍福寺	三五〇
光明寺	三五〇
上吉田村	三五〇
公林山	三五二
吉田川	三五二
龍泉寺	三五二
下吉田村	三五二
八人峠	三五三
赤平川	三五三
石間川	三五三
古城址	三五三
椋神社	三五三
若宮八幡社	三五四
清泉寺	三五六
金剛院	三五七
三十三番觀音	三五七
芭蕉塚	三五八
舊家者	三五九
上飯田村	三五九

三山川	三六一
三十一番觀音	三六一
中飯田村	三六一
牛首峠	三六一
唐松峠	三六一
三山川	三六一
養福寺	三六一
下飯田村	三六一
天神峠	三六二
巢掛峠	三六二
光源院	三六二
卷之二百六十一	三六四
秩父郡之十六	三六四
薄村	三六四
四阿屋山	三六五
兩神山	三六五
兩神明神社	三六五
兩神權現社	三六五
城跡	三六六
屋敷跡	三六六
法養寺	三六九
舊家勘解由	三七〇

舊家藏之助	三七〇
長壽清次郎	三七一
小森村	三七二
篠山	三七二
丸神瀧	三七二
夜討澤	三七二
御頭天王社	三七三
寶泉寺	三七三
龍像院	三七三
舊家者里正茂七	三七三
伊豆澤村	三七三
雲龍寺	三七五
卷之二百六十二	三七六
秩父郡之十七	三七六
上小鹿野村	三七六
島田峠	三七七
一本杉峠	三七七
赤平川	三七七
陣屋跡	三七七
十輪寺	三七七
下小鹿野村	三七八
信濃石	三七八

鳳林寺	三七九
般若村	三八〇
川	三八〇
大般若十六善神社	三八〇
三十二番觀音	三八一
長留村	三八四
屋敷跡	三八五
觀音寺	三八六
泉龍院	三八六
上田野村	三八六
若御子山	三八七
荒川	三八七
淵	三八七
十二所権現社	三八七
二十九番觀音	三八七
清雲寺	三八八
地藏堂	三八八
舊家龜吉	三八八
卷之二百六十三	三九一
秩父郡之十八	三九一
浦山村	三九一
御林山	三九三

鳥久保峠	二九五
淺間峠	二九五
浦山川	二九五
細久保谷川	二九五
大久保谷川	二九五
障子岩瀧	二九五
板橋	二九五
昌安寺	二九五
日野村	二九五
大黒山	二九六
小黒山	二九六
蟬笹山	二九六
城山	二九六
荒川	二九六
安谷川	二九六
寺澤川	二九六
瀧	二九七
瀧	二九七
淨光寺	二九七
村民平右衛門	二九七
白久村	二九七
熊倉山	二九八
荒川	二九八
前澤川	二九八
不動瀧	二九八
渡船場	二九八
三十八番觀音	二九八
圓通寺	二九九
陽向寺	二九九
孝行者十右衛門	二九九
長壽者	二九九
白久村之内猪鼻	二九九
牧洞院	三〇〇
贊川村	三〇〇
猪狩嶽	三〇一
荒川	三〇一
渡船場	三〇一
贊川澤	三〇一
常明寺	三〇一
松洗院	三〇一
阿彌陀寺	三〇一
小野原村	三〇一
荒川	三〇三
常盤澤	三〇三
高橋澤	三〇三
水澤川	三〇三
芝原澤	三〇三
温泉	三〇三
卷之二百六十四	三〇四
秩父郡之十九	三〇四
古大瀧村	三〇四
新大瀧村	三〇四
古大瀧村	三〇五
關所	三〇五
加番所	三〇七
御林山	三〇七
金山	三〇八
巢鷹山	三〇八
三峯山	三〇八
雲探山	三〇九
蛭ヶ嶽	三〇九
國師嶽	三〇九
十字字峠	三〇九
雁坂峠	三〇九
荒川	三〇九
東福寺	三一一
福藏寺	三一一
龍泉寺	三一一
舊家者	三一一
卷之二百六十五	三一一
秩父郡二十	三一一
三峯山	三一一
附三峰村	三一一
清水	三一一
馬場跡	三一一
行屋堂	三一一
中津川村	三一一
御林山	三一一
稼山	三一一
金山	三一一
銀鉛山	三一一
鐵山	三一一
巢鷹山	三一一
佛石山	三一一
三國山	三一一
十字字峠	三一一

瀧川	三〇九
大洞川	三〇九
大血川	三〇九
不動瀧	三〇九
ぐずぐず瀧	三〇九
駒ヶ瀧	三〇九
木下山瀧	三〇九
守瀧	三〇九
俣ノ澤	三〇九
不動岩	三〇九
不動橋	三〇九
川俣橋	三〇九
鎌反橋	三〇九
大洞川橋	三〇九
二瀬橋	三〇九
大輪橋	三〇九
神庭橋	三〇九
大血川橋	三〇九
妙見諏訪兩社相殿	三〇九
妙見社	三〇九
圓道寺	三〇九
正輪寺	三〇九
東川院	三〇九
靈仙院	三一一
井福寺	三一一
峰向寺	三一一
舊家者里正大助	三一一
新大瀧村	三一一
強石組	三一一
落合組	三一一
小雙里組	三一一
八組	三一一
大血川	三一一
大日向	三一一
御林山	三一一
巢鷹山	三一一
中津川	三一一
大血川	三一一
不動ノ瀧	三一一
法性寺	三一一
大陽寺	三一一
般若寺	三一一
月光院	三一一
大龍寺	三一一
光西寺	三一一
東福寺	三一一
福藏寺	三一一
龍泉寺	三一一
舊家者	三一一
卷之二百六十五	三一一
秩父郡二十	三一一
三峯山	三一一
附三峰村	三一一
清水	三一一
馬場跡	三一一
行屋堂	三一一
中津川村	三一一
御林山	三一一
稼山	三一一
金山	三一一
銀鉛山	三一一
鐵山	三一一
巢鷹山	三一一
佛石山	三一一
三國山	三一一
十字字峠	三一一

赤岩峠	三三
大峠	三五
中津川	三五
神流川	三五
逆巻ノ瀧	三五
小滑澤瀧	三五

折木瀧	三五
橋	三五
諏訪社	三五
舊家	三五
白井差	三五
兩神山	三六

大峠	三六
巢鷹山	三六
谷川	三六
黒松澤	三六
新編武藏風土記稿編輯姓氏	三七

新編武藏風土記稿 自卷之二百四十五 要目終

至卷之二百六十五

昭和四年九月十日印刷納本
昭和四年九月十五日發行
昭和九年四月十五日再版發行

版權所有

發行所

大日本地誌大系第一編 新編武藏國風土記稿第二

非賣品

編輯者 蘆田伊人

發行者 東京市麴町區富士見町二ノ八
長坂金雄

印刷者 東京市牛込區早稻田鶴卷町一〇七
吉原良三

東京市麴町區富士見町二ノ八

雄山閣

電話九段二〇五三
振替東京二四二七一
七七四

大日本地誌大系刊行書目

第廿一卷	御府內備考	二
第廿二卷	御府內備考	三
第廿三卷	御府內備考	四
第廿四卷	新編武藏國風土記稿	一
第廿五卷	新編武藏國風土記稿	二
第廿六卷	新編武藏國風土記稿	三
第廿七卷	新編武藏國風土記稿	四
第廿八卷	新編武藏國風土記稿	五
第廿九卷	新編武藏國風土記稿	六
第三十卷	新編武藏國風土記稿	七
第三十一卷	新編武藏國風土記稿	八
第三十二卷	新編武藏國風土記稿	九
第三十三卷	新編武藏國風土記稿	十
第三十四卷	新編武藏國風土記稿	十一
第三十五卷	新編武藏國風土記稿	十二
第三十六卷	山州名跡志	一
第三十七卷	山州名跡志	二
第三十八卷	五畿內志・泉州志	一
第三十九卷	新編倉志・倉攬勝考	一
第四十卷	伊勢伊三國地志	一

第廿一卷	伊勢伊三國地志	二
第廿二卷	近江國輿地志略	上
第廿三卷	斐太後風土記	上
第廿四卷	斐太後風土記	下
第廿五卷	攝陽群談	下
第廿六卷	近江國輿地志略	下
第廿七卷	雲陽輿地志略	下
第廿八卷	三州地理志	一
第廿九卷	御府內備考	五
第三十卷	新編會津風土記稿	一
第三十一卷	新編會津風土記稿	二
第三十二卷	新編會津風土記稿	三
第三十三卷	新編會津風土記稿	四
第三十四卷	新編會津風土記稿	五
第三十五卷	新編武藏國風土記稿	十二
第三十六卷	新編相模國風土記稿	一
第三十七卷	新編相模國風土記稿	二
第三十八卷	新編相模國風土記稿	三
第三十九卷	新編相模國風土記稿	四
第四十卷	新編相模國風土記稿	五

291.34

Sh 69

(12)

終